

博士論文

ある「ココア共和国」の近代

——コートディヴォワールにおける統制的結社と統合的革命——

佐藤 章

一橋大学大学院社会学研究科

SD052005

博士論文

ある「ココア共和国」の近代

——コートディヴォワールにおける統治的結社と統合的革命——

佐藤 章

一橋大学大学院社会学研究科
SD052005

MODERNITY IN A "COCOA REPUBLIC":
GOVERNING ASSOCIATION AND INTEGRATIVE REVOLUTION IN CÔTE D'IVOIRE

SATO, Akira

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

目 次

目次	3
略語表	6
図表一覧	8
序論	11
はじめに	11
第1節 近代、同時代性、アフリカ	13
第2節 ココア共和国	17
第3節 結社史という方法論	23
第4節 本研究の構成	28
第1章 胚胎した統制的結社	35
——「プランター主導」組織 SAA の実像——	
はじめに	35
第1節 SAA の政治的役割と社会経済的背景——先行研究の整理	38
第2節 SAA の登場——植民地という文脈における意義	41
第3節 SAA の組織面での特質	45
1. SAA の組織率の問題	45
2. 組合員間の経営規模の格差	46
3. 大プランターと高学歴エリート	48
4. コーヒー・ココア生産農民以外の参加	48
結論	49
第2章 統制的結社の誕生と「脱プランター化」	53
——植民地期後期における PDCI の組織化の実態——	
はじめに	53
第1節 植民地期の社会経済変容の中の PDCI	54
第2節 植民地期の選挙における PDCI の支持率の分析	58
第3節 地域独自の政治的組織化の背景——2 地域の事例から	62
第4節 植民地の農業政策と PDCI の「脱プランター化」	67
むすび	70
第3章 個人支配の補完装置としての統制的結社	81
——一党制期のウフエ支配と PDCI——	
はじめに	81
第1節 個人支配体制としてのウフエ支配	81
第2節 ウフエの統治を支えた条件	83

第3節	一党制下における PDCI の特質	87
第4節	ウフエと統合的革命	91
	1. 多元性に関するウフエの見解	91
	2. 外国人の存在と国家の「一体性」	93
	3. コートディヴォワール国民同士の対立	95
	むすびに代えて—翳りゆく一党支配—	99
第4章	「イヴォワール人性」の播種	103
	—1990年代の新たな状況—	
はじめに		103
第1節	民主化とウフエ後継争いの激化	103
第2節	ポスト・ウフエ時代—後継争いから与野党対立へ—	106
第3節	過剰代表による一党優位制の確立—PDCIの「圧勝」の実態—	110
第4節	「恵まれた階層内でのゲーム」—野党の両義性—	113
	むすび	116
第5章	「イヴォワール人性」の継承	123
	—軍事政権と新たな局面転換—	
はじめに		123
第1節	「軍服のサンタクロース」のクーデタ	123
第2節	軍の変質—1990年代に進行した変化の底流—	125
第3節	軍事政権がもたらした局面転換	128
	1. 「イヴォワール人性」の継承	128
	2. 民政移管選挙の正統性の低下	129
	3. 軍の崩壊	130
	4. 暴力の蔓延	131
第4節	多極的な対立構図の到来—民政移管選挙の分析—	132
	むすび	135
第6章	歴史の写し画としての和平プロセス	141
	—内戦期政治における連続性—	
はじめに		141
第1節	内戦とマルクーシ合意	142
第2節	憲法と和平合意のはざま	146
第3節	抵抗戦術の手段と資源	149
第4節	再選可能性をかけた抵抗	151
第5節	3者鼎立状態	152
	結論と展望	155
第7章	統制的結社とイデオロギー	161
	—結社史から俯瞰するコートディヴォワール国家—	
はじめに		161
第1節	コートディヴォワールにおける差別的排除的实践	162
第2節	コートディヴォワール史における中間集団	165

	1. 「アフリカ黒人」という主体を偽装した「国益」——第2局面	166
	2. ウフエ支配と「党の衰退」——第3局面	167
	3. 「生粋のイヴォワール人」と北部人差別——第4局面	169
第3節	メタ・ナショナリズム	171
	1. イデオロギー形態の歴史的連続性	171
	2. 類似的事例との異同	172
	3. ホモ・エコノミクス・ナショナリス	173
結論		175
結論		179
結論にあたって		179
第1節	アフリカ政治研究としての本研究の意義	179
	1. 「プランター主導」観批判	180
	2. 政治史の局面転換としての1990年代	180
	3. 1990年代以降の差別的排除的実践の持つ歴史的意味	181
第2節	コートディヴォワールにおける「近代」とは何か	182
	1. 「近代性」とグローバル性	182
	2. 「領土」を生きた時代としての「近代」	184
	3. 1990年代以降はいかなる時代か	186
第3節	本研究の意義とアフリカ研究の未来——結びとして	189
	参考文献	193

略語表

略語	原語	邦語訳
ADIACI	Association de défense des intérêts des autochtones de Côte-d'Ivoire	コートディヴォワール現地人権益防衛協会
AECIF	Association des étudiants de Côte d'Ivoire en France	在仏コートディヴォワール人学生協会
AOF	Afrique occidentale française	フランス領西アフリカ
AU	African Union	アフリカ連合
BCEAO	Banque centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest	西アフリカ諸国中央銀行
CAISTAB	→"CSSPPA"を見よ	
CAPACI	Comité d'action patriotique de Côte d'Ivoire	愛国行動委員会
CEA	Comité d'évaluation et d'accompagnement	機構評価モニタリング委員会
CEI	Commission électorale indépendante	独立選挙管理委員会
CNB	Cercle National Bédié	ベディエ国民サークル
CNE	Commission nationale électorale	選挙管理委員会
CNSP	Conseil national de salut public	国家安全保障評議会
CPC	Cadre permanent de concertation	常設調整機構
CSSPPA	Caisse de stabilisation et de soutien des prix des productions agricoles	農産物価格安定支持公庫
ECOMICI	ECOWAS Mission in Côte d'Ivoire	ECOWAS コートディヴォワール活動
ECOWAS	Economic Community of West African States	西アフリカ諸国経済共同体
EICI	Entente des indépendants de Côte d'Ivoire	コートディヴォワール独立協商
FANCI	Forces armées nationales de Côte d'Ivoire	コートディヴォワール国軍
FEANF	Fédération des étudiants noirs en France	在仏黒人学生連盟
FESCI	Fédération estudiantine et scolaire en Côte d'Ivoire	コートディヴォワール学生生徒連盟
FN	Forces nouvelles	新勢力
FPI	Front populaire ivoirien	イヴォワール人民戦線
ICCO	International Cocoa organization	国際ココア機関
INS	Institut national de la statistique	コートディヴォワール国立統計研究所
LIDHO	Ligue ivoirienne des droits de l'homme	コートディヴォワール人権連盟
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MFA	Mouvement des forces d'avenir	未来の力運動
MJP	Mouvement pour la justice et la paix	正義平和運動
MPCI	Mouvement patriotique de Côte d'Ivoire	コートディヴォワール愛国運動
MPIGO	Mouvement populaire ivoirien du Grand Ouest	全西部イヴォワール人民運動

MSA	Mouvement socialiste africain	アフリカ社会主義者運動
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新パートナーシップ
OAU	Organization for African Unity	アフリカ統一機構
PANA	Parti nationaliste	ナショナリスト党
PARI	Parti africain pour la renaissance	アフリカ再生党
PDCI	Parti démocratique de Côte d'Ivoire	コートディヴォワール民主党
PDCI-RDA	Parti démocratique de Côte d'Ivoire -	コートディヴォワール民主党＝アフリカ民主連合
PIT	Parti ivoirien des travailleurs	コートディヴォワール労働者党
PP	Parti progressiste de la Côte d'Ivoire	コートディヴォワール進歩党
PPS	Parti pour le progrès et le socialisme	進歩社会主義党
PSI	Parti socialiste ivoirien	イヴォワール社会党
PUF	Parti de l'Union française	フランス連合党
RA	Rassemblement africain	アフリカ人連合
RDA	Rassemblement démocratique africain	アフリカ民主連合
RDR	Rassemblement des républicains	共和連合
RTI	Radio télévision ivoirienne	国営ラジオ・テレビ局
SAA	Syndicat agricole africain	アフリカ人農業組合
SACI	Syndicat agricole de la Côte d'Ivoire	コートディヴォワール農民組合
SFIO	Section française de l'Internationale ouvrière	フランス社会党
SIAMO	Syndicat interprofessionnel pour l'acheminement de la main-d'œuvre	労働者調達のための関係事業者組合
SPEACI	Syndicat des planteurs et éleveurs africains de la Côte d'Ivoire	アフリカ人プランター・畜産業者組合
SYNARES	Syndicat national de la recherche et de l'enseignement supérieur	研究・高等教育全国組合
UDCI	Union démocratique de Côte d'Ivoire	コートディヴォワール民主同盟
UDCY	Union démocratique et citoyenne	民主市民同盟
UDECI	Union pour le développement économique de la Côte d'Ivoire	コートディヴォワール経済発展同盟
UDIECI	Union pour la défense des intérêts économiques de la Côte d'Ivoire	コートディヴォワール経済権益防衛同盟
UDPCI	Union pour la démocratie et pour la paix en Côte d'Ivoire	民主主義平和同盟
UNCI	Université nationale de Côte d'Ivoire	コートディヴォワール国立大学
UNOCI	United Nations Operation in Côte d'Ivoire	国連コートディヴォワール活動
UOCOICI	Union des originaires des six cercles de l'Ouest	西部6管区出身者連合
USD	Union des sociaux-démocrates	社会民主主義者同盟

図表一覧*

* 図表はすべて各章ごとに章末に一括して掲載した。

図 0-1	主要 5 大生産国におけるココア豆生産量の推移 (1961～2005 年)	31
図 0-2	ココア豆の世界総生産量の推移 (1948/49～2003/04 年)	32
図 0-3	コートディヴォワールにおけるココア生産地域	33
表 1-1	コートディヴォワール植民地議会議員の社会的特徴	51
表 1-2	SAA 創設 8 幹部の主なプロフィール	52
図 2-1	植民地期コートディヴォワールの地図	72
図 2-2	コートディヴォワール植民地のコーヒー、ココア輸出量	73
図 2-3	コートディヴォワール植民地の輸出額と産品別構成	74
図 2-4	コートディヴォワール植民地における議会制度 (1945～1958 年)	75
表 2-1	コートディヴォワール植民地で実施された直接選挙	76
表 2-2	コートディヴォワール植民地で実施された直接選挙での政党・リスト別獲得議席数	77
表 2-3	ウフェーPDCI 参加陣営の得票数と得票率	78
表 2-4	コートディヴォワール植民地におけるウフェーPDCI 陣営の地域別の得票率指標	79
図 2-5	ウフェーPDCI 陣営の低支持率地域	80
表 3-1	コートディヴォワールの選挙制度 (国民議会) の変遷	101
表 4-1	1990 年代の国民議会選挙での主要政党の立候補・勝利状況	118
表 4-2	1995 年選挙での RDR 勝利選挙区における PDCI 支持票の減少	119
表 4-3	1995 年選挙で FPI が新たに勝利を収めた選挙区における票の動向	120
表 4-4	1995 年選挙で FPI の惜敗率が 80%以上だった選挙区における票の動向	121
表 4-5	1995 年の選挙で野党・無所属の得票合計が PDCI の得票を上回った選挙区	122
表 5-1	2000 年大統領選挙 (2000 年 10 月 22 日投票) 結果	138
表 5-2	2000 年国民議会選挙結果 (2001 年 1 月 22 日現在)	138
表 5-3	FPI が 2000 年選挙で PDCI から議席を奪った 46 選挙区での両党のパフォーマンス	139
表 6-1	コートディヴォワール内戦略年表	158
図 6-1	コートディヴォワール内戦期の国土の分断状況	159
表 6-2	コートディヴォワール内戦における合意文書	160
表 7-1	1990 年代以降のコートディヴォワールにおける差別的排除的实践に関連する事件年表	177

序論

はじめに

本研究は、西アフリカのコートディヴォワール共和国において、1990年代以降顕在化してきた、民族や出身国に基づく差別的排除的实践とそれと不可分に結び付いた政治的不安定化を、単に民族と宗教の多様性や移民の存在といったものから本質主義的に説明するのではなく、特有の社会経済的条件のもとで国家形成を行わねばならなかったポスト植民地国家に内在する、絶えざる再編のダイナミズムの表れとして再構成しようとするものである。

ここで言う特有の社会経済的条件として本研究が着目するのは、換金作物生産である。サハラ以南アフリカ（以下、アフリカ）諸国の中でも比較的まれな輸出志向型農業が確立されたコートディヴォワールでは、主力産品であるココアの生産がフランスによる植民地支配下の1920年代から本格化し、その後急速な発展を遂げた。同国は1978年以来、世界最大のココア生産国となり、現在では世界での総生産量の約3分の1を産出する「ココア大国」である。ココア生産は、国土南半部の熱帯森林の大規模な開墾、国内外からの大量の労働者の流入、莫大な輸出収入とこれを財源とする積極的な開発政策を通して、コートディヴォワールという国家における開発、分業のあり方、人口分布、国家財政などを大きく規定してきた。この意味で、ココアに代表される換金作物部門の動向は、植民地化以来のコートディヴォワール史を大きく規定する「長期的持続 (longue durée)」である。

この第1の長期的持続は、コートディヴォワールの政治史の面に関わるもう一つの長期的持続と深く関係している。換金作物部門の発展を契機にもたらされた、全土的な人口の多元化（外国人の流入）と換金作物生産地域における地元民／移住民関係の成立は、国家の一体性の確保という課題をとりわけ喫緊かつ重要なものとした。すなわち、換金作物部門の動向が惹き起こしてきた人口状況のもとで、政治的安定と国家の一体性を維持することが、国家運営にとっての永続的な課題となったのである。そして、本研究で焦点をあてようとする1990年代以降の不安定化も、この永続的な課題と深く結び付いて出来てきているものなのである。

このように、本研究は、換金作物部門の動向とこれに対応する国家運営上の永続的課題を、植民地期から今日に至るコートディヴォワール史を通貫する2つの長期的持続と捉え

る。そのうえで、研究上の焦点を、国家運営を担った政治的結社——ここでは「統治的結社 (governing association)」(佐藤 [2006c]) と概念化する——に絞り、重要な時期区分にしたがって、その動向を考察、分析していく。統治的結社は国家運営上の意思決定を行う団体であり、国家を実質的に体現する存在として、主権下にある人びと (population) を統治するが、同時に、その地位にあることの正統性を、これらの人びとからの承認に依存している。ここでは、抽象的な存在である国家が、統治的結社を通して、統治対象である人びとと関係を切り結び、他方、人びとも、統治的結社を通して、国家の存在を認知し、その統治下に入るといった関係が成立している。

統治的結社は、このような相互規定的な関係において、国家の一体性と人口の多元性の間の潜在的な緊張を調停する位置に立つことになる。したがって、統治的結社の姿を歴史的に追うことで、コートディヴォワールが長期的持続の中で経験してきた内在的な再編のダイナミズムを浮かび上がらせることが可能となるはずである。

本研究は、このような狙いのもとに、統治的結社を叙述概念としてコートディヴォワール政治史の再構成を図る試みである。具体的な結社名を挙げれば、第2次大戦終結直後にコートディヴォワールにおけるアフリカ人による政治活動の中心を担った「アフリカ人農業組合 (Syndicat agricole africain: SAA)」、SAA を母体に結成され、1960年の独立以来、30年にわたって一党制を敷いた「コートディヴォワール民主党＝アフリカ民主連合 (Parti démocratique de Côte d'Ivoire - Rassemblement démocratique africain: PDCI-RDA)」、2000年に政権の座に就いた「イヴォワール人民戦線 (Front populaire ivoirien: FPI)」が、考察の中心的対象となる。

ところで、以上で述べた政治にとっての永続的課題は、ギアツが提起した「統合的革命 (integrative revolution)」の概念と的確に合致するものである (Geertz [1963])。ギアツは、1963年に、独立後の近代化過程の中で、さまざまな異なる本源的集団を一つの主権国家のもとにまとめておくことが、アジア、アフリカの新興独立国にとって最も重要な課題になると指摘し、これを「統合的革命」と命名した。この議論のポイントは、民族、エスニシティ、宗教、コミュニティといった言葉で語られる、いわゆる本源的 (primordial) な属性に関連する対立や紛争は、独立直後の課題であるばかりでなく、社会経済的条件やさまざまな状況のもとで常に再活性化される可能性があるという点である。つまり、ポスト植民地諸国にとって、政治的に独立した近代国家としての歩みが常なる未完の統合的革命を生きる過程そのものにほかならないことを、この概念は指し示している。

統合的革命の概念を経由することによって、本研究での試みは、コートディヴォワール一国に特化した政治史研究という意義だけでなく、ポスト植民地国家における近代とは何だったかという、より包括的な問題意識に照らした意義を持つ可能性が開ける。また、もとより、コートディヴォワールにおける植民地化以来の1世紀あまりにわたる経験とは、大本のところで、資本主義の拡大、植民地化、近代国家の成立といった近代世界そのものを形作る核心的な構成要素と不可分である。その意味において、本研究はコートディヴォワールという一国家が生きた近代そのものに関する研究でもある。

この序論では、以上に示した本研究全体の狙いと意義をより詳しく述べていくことにしたい。まず第1節では、今日の世界におけるアフリカならびにアフリカ研究が置かれた位置を批判的に捉え返しながら、本研究の持つ理論的な意義について論じる。次いで第2節

では、コートディヴォワールの主力産品であるココアに注目し、世界史的な面とコートディヴォワールの国家形成史の面の両面から意味付けを行い、コートディヴォワールの政治史を理解するために必要となる前提条件を提示する。さらに第3節では、現在のコートディヴォワールが直面する問題状況を整理し、同国を研究対象とすることの今日的背景と妥当性について論じる。そして最後に第4節で、各章の簡単な紹介とともに本研究の全体の構成を示すこととする。

第1節 近代、同時代性、アフリカ

今記した通り、本研究は、コートディヴォワールがたどった1世紀あまりの歴史をアフリカの一国家が生きた近代の一つの姿として提示する試みである。そこには2つの狙いが込められている。第1の狙いは、そのことを通して、アフリカを近代の外部（もしくは歴史の外部）にあるとみなす根深い憶断を相対化し、アフリカに関する個別具体的な研究が同時代世界のありようを知るための批判的な着眼点となりうることを示すことにある。第2の狙いは、アフリカに対する近年の世界的な関心の高まりを念頭に置きながら、そこに顕著に見られる「歴史的射程の短縮」とも言うべき欠点に批判を加え、今日の現象を理解するためにこそ長期的な時間軸を意識的に維持することが必要だと主張することにある。コートディヴォワール史に直接関わる具体的な内容に入る前に、これらのより一般性の高い論点について論じることにしたい。

まず、第1の狙いに関してである。一般的な理解において、アフリカは、近代化(modernization)と呼ばれるような諸変化にまったくキャッチアップできていない停滞した「暗黒大陸」として認識されてきた。これは、アフリカを西欧の自意識における絶対的他者とみなす西欧における知的伝統を背景としたもの(Mbembe [2000: 10])で、アフリカを近代や歴史の外部に措定する思考もここから生まれ出ている。ユーロセントリズムが批判されるようになって久しいとはいえ、このような思考は最近になってもおお根深くはびこっている。その一例として、歴史研究の碩学が記した次の一節を挙げたい。

「非西欧世界、もっと正確には非北西欧世界の20世紀史は、理論的には、19世紀に人類の支配者としての地位を確立した西欧諸国といかなる関係を結んだかによって決定されている。このかぎりでは、短い20世紀史は地理的に偏っており、地球規模での転換のダイナミクスに注目したいと思っている歴史家にとっては、偏ったものとして書くほかはない。このことは、思い上がった、時にはきわめて人種中心的で、さらには人種主義的な優越感をもち、恵まれた国では今もよく見られるようにまったく根拠のない自己満足にひたっているということを意味してはいない。[中略]にもかかわらず、短い20世紀の世界史のダイナミクスの大部分が、外から由来したもので、内発的なものでなかったという事実は残るであろう。そのダイナミクスは、本質的には非ブルジョワ社会のエリート層が西欧で開発されたモデルを模倣しようとしたことにある。そこでのモデルは、資本主義的か社会主義的かのちがいはあるにせよ、経済的、技術—科学的な発展によって進歩—富と権力と文化の形態—をつくりだしてい

く社会のモデルと考えられていた。「西欧化」や「近代化」、そのほかのどんな名前でも呼ぼうと、それ以外には実践のモデルはなかった」(ホブズボーム [1996a: 304-305]、下線引用者)

この記述の問題点は、釈明にもかかわらず払拭しがたいユーロセントリズムもさることながら、20世紀の「非北西欧世界」における歴史主体をエリート層にのみ指定し、その実践を、西欧諸国が提示する「モデル」の模倣にのみあるとする認識にある。果たして、エリート層のみを「非北西欧世界」の歴史主体として指定することがいかなる意味で妥当なのか。また、個々の国々の政治史において現実にエリート層が多大な影響力を振るつたと見るにせよ、その実践が「モデル」の模倣にとどまるものでないことは言うまでもない。

端的に言って、この引用でホブズボームが露骨に示しているのは、真島 [2004b: 74] が的確に表現するところの、「起源と範型の一切を旧宗主国に見出す発想」にほかならない。このような発想に対しては、別の論者に向けて発せられたチャタジー (Partha Chatterjee) の次のような辛辣な批判がそのまま投げかけられる。これは、ナショナリズムの「起源と伝播」に関するアンダーソン (Benedict Anderson) のよく知られた所説に対して示されたものである。

「世界のそのほかの地域のナショナリズムが、ヨーロッパやアメリカで生産済みの既存の「構成要素」から想像の共同体を選択しなければならなかったのであれば、いったい彼らに何かを想像することが残されていたのだろうか。それではまるで、われわれポストコロニアル世界にいる者たちがモダニティの永遠の消費者であると歴史が定めたかのようなものである。」(Chatterjee [1993: 5])

ホブズボームが表明している歴史観を、ここでは近代化のパースペクティブと呼んでおきたい。この歴史観では、非北西欧世界において取り扱われるべき歴史事象は、北西欧世界固有の歴史的経験であったはずの近代化に照らして取捨選択されているのであり、合致しないと判定された諸現象は考慮の埒外に置かれてしまうことになる。また、そこでは、ポスト植民地国家はモデルの具現化を求める追従者としてしかみなされず、西欧諸国より「遅れた」時代を生きていることになってしまう。すなわち、近代化のパースペクティブは、西欧諸国とポスト植民地国家の間に別種の時間が流れているとみなす時間認識を伴うものである。

コートディヴォワールという一国家が生きた近代を示すという本研究の狙いは、以上のような近代化のパースペクティブに対抗して提示されるものである。近代化の度合いをベンチマークとした「遅れた時間」の中でではなく、「同時代性 (contemporanéité)」(Mbembe [2000: 13]) において捉えることこそ、アフリカに関する真の知識を確立していくためにまず必要な手続きである。西欧諸国との縮まらない時差を指定する近代化のパースペクティブを解体し、そこからアフリカを解き放つことによって、アフリカに関する研究が世界を照らし返す批判的な足場になりうるという、いわば当然の事実が明証的に浮かび上がる。

補足しておけば、本研究でコートディヴォワールを一つの近代として提示しようという試みを掲げる時、そこで意識されているのは、「西欧と別種の近代がコートディヴォワール

にはある」といった類の、複数形の近代 (modernities) を示すことではない。ここでの近代は、錯綜しながら複雑に流れはびこる「グローバルなフロー (global flows)」(Appadurai [1996]) が起こっている時空の呼び名であり、コートディヴォワールはほかのポスト植民地国家と同じく、その不可分な一部であると捉えられる。

次に、第2の狙いについて述べていくが、それにはまず、近現代アフリカ史の時代区分において近年生じている変化から説き起こす必要がある。

近現代アフリカに関する慣用的な時代区分は、脱植民地化を区切りにして植民地期と独立以後の時代を分けるものであった。植民地支配からのアフリカ諸国の独立は、1950年代から1980年代まで幅があるが、中でも多くの国が独立を遂げた1960年が「アフリカの年」と通称されることはよく知られている通りである。このため、時期区分は1960年前後を画期として設定されるのが一般的である。

ところが最近になって、1990年代以降が一つの新しい時代として捉えられる傾向が見られる。1989年の冷戦崩壊とともにアフリカが持つ地政学的な役割は一変し、それにしたがって開発援助も、対象国の政治体制の質や統治のあり方を問わない政治的な囲い込みの道具から、民主化やガバナンスなどの評価に基づく条件——いわゆるコンディショナリティ——付きのものへと変化した。これと足並みを揃えるように、1991年のベナンを皮切りに、1990年代の半ばまでに実に40カ国以上が軍政ないしは一党制を放棄した。これが、しばしば雪崩現象的とも評されるアフリカの民主化である。さらに、1990年代はリベリア、シエラレオネ、ルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国(旧ザイール)など、各地で悲惨な内戦が繰り広げられ、大量の難民が生み出された時代でもあった。これは平和維持や人道保護を名目とする国際的介入の是非をめぐる議論を活性化させることになった。

このように1990年代は、アフリカにおいてそれまで見られなかった特徴的な変化が密度濃く発生した時期であった。この流れを引き継ぐ形で、21世紀に入った今日では、アフリカはしばしば「グローバル・イシュー」になったとも言われる。紛争と難民に代表される人道状況の極端な悪化、HIV/AIDSやマラリアなどの感染症の問題、貧困削減、独立以来の社会経済開発の進展の遅れなど、アフリカが直面する問題は広く世界的な注目を集めるようになった。アフリカ開発を強く意識した国連での「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)」の設定、主要先進国 (G8) サミットでの討議など、国際的な場でもアフリカ問題がさまざまに話し合われる一方、これに呼応してアフリカ諸国も、「アフリカ開発のための新パートナーシップ (The New Partnership for Africa's Development: NEPAD)」¹を策定 (2001年) し、アフリカ開発に向けた自らの意志を表明している。アフリカ支援を掲げるNGOの活動も世界中で活発に行われている。また、この数年はインドと中国に代表される新興国の急激な経済成長を契機として、アフリカの地下資源に対する関心も高まり、アフリカは経済面からも国際的な焦点となっている。

ここで注目すべきことは、この「新しい時代」が意識の面での変化も伴っている点であ

¹ NEPAD は、ムベキ (Thabo Mbeki) 南アフリカ大統領の提唱を出発点として、アフリカ統一機構 (Organization for African Unity: OAU)、アフリカ連合 (African Union: AU) などでの首脳レベルの討議を経て、2001年に確立された開発プログラムである。NEPAD はドナー諸国からも好意的に受け入れられ、アフリカ開発をめぐる今日の国際協調体制の基盤をなす枠組みとなっている。

る。それはまず、アフリカ諸国政府の姿勢に端的に見られる。かつて、アフリカ諸国政府は植民地支配を受けた事実をさまざまな機会を捉えて強調してきた。代表的な例は、1981年に OAU が採択した『ラゴス行動計画 (Lagos Plan of Action)』(OAU [1981]) である。この年は折しも、世界銀行がアフリカ諸国における構造調整を本格的に進めることを視野に入れて、そのための戦略的な報告書 (The World Bank [1981]。いわゆる『バーグ報告書』) を発表した年であった。このため『ラゴス行動計画』は、世界銀行が提示する開発政策に対するアフリカ側からの対提案としての性格を持つものであるが、この文書において植民地支配は、アフリカ諸国の社会経済的な低開発状況の最大の原因の一つとして指摘されていた (佐藤 [1995b: 302])。

しかし、それから 20 年を経て 2001 年に発表された NEPAD 正式発足時の宣言文書²では、アフリカ諸国政府はこれまでの態度から一変して、低開発状況の原因が自らの不適切な政策にあったと表明したばかりでなく、植民地主義の負の遺産についてはまったく言及していない³。つまり、21 世紀のアフリカ諸国政府は、課題が山積する現状の背景を考える際に、もっぱら独立以後の時間軸の中で思考するようになっているのである。このことが大きな転換であることはもっと注目されなければならない。なぜなら、そのことは、公式言説のレベルにおいてのものだとはいえ、植民地支配がアフリカ諸国政府にとって自らの権威や政策選択を正当化する思想的源泉としての効力を低下させつつあることを意味するからである。

学術研究の分野でも注目すべきいくつかの動きが見られる。自らも長らくベルギー領コンゴを研究対象として植民地国家の問題に取り組んできたヤングは、2005 年に発表した「アフリカにおけるポスト植民地国家の終焉？」と題する論文 (Young [2005]) で、1990 年代のアフリカで見られたダイナミズムがきわめて多様な帰結を生み出したことに注意を促し、もはや「ポスト植民地性 (post-coloniality)」という概念では、これらの国家の性質を十分に捉えられないのではないかとの問題提起を行っている (Young [2005: 24-25])。

また、近年、民主化後の政治のダイナミズムに注目する研究が盛んになりつつあるが、そこでは民主化以前の時代が「旧体制 (*anciens régimes*)」と措定され、それをベンチマークとして民主化後の諸変化の把握を試みる視点が見られる (例えば、Bratton and van de Walle [1997: 61])。これは方法論的な面から 1990 年代を画期とする時代区分を設定する動きと言える。さらに、アフリカ諸国における人権状況や厚生を改善を促進するものとして民主化のさらなる進展を期待する立場からは、もはや植民地支配の問題性はことさらに強調されなくなっている。植民地国家を継承したことがアフリカ国家の抱える問題性の根源にあるとの確認はなされるものの、批判の矛先は植民地国家を生み出した植民地支配ではなく、継承した植民地国家の改革を怠った独立後の政治エリートたちに向けられる (戸田 [2006: 240])。このようなさまざまな例は、アフリカ諸国の現状を生み出してきた先行条件として重視されるものの力点が、植民地期から独立後の時代へとシフトしている様子を物語って

² 2001 年 10 月にナイジェリアの首都アブジャで採択された『アフリカ開発のための新しいパートナーシップ (NEPAD)』と題する文書。

(<http://www.nepad.org/2005/files/documents/inbrief.pdf>—2007 年 2 月 5 日ダウンロード)

³ この NEPAD 文書に見られるアフリカ諸国政府の特徴的な態度については、佐藤 [2007b: 27-30] でも分析を試みている。

いる。

以上の状況は、アフリカを見る際に遡及的に考慮されるべき時代が浅くなっていることを意味している。この傾向をここでは「歴史的射程の短縮」と呼んでおきたい。この状況は懸念されるものである。ごく率直に言えば、まずこの状況は、わずか半世紀前（旧ポルトガル領諸国などいくつかの国ではもっと最近である）までそこにあった植民地支配に関する記憶の忘却や風化につながりかねない。さらに、研究において考慮されるべき時間の幅——歴史的パースペクティブ——の短縮は、アフリカ政治研究が持ちうる批判的知性としての力を喪失させかねない。1990年代がさまざまな転換を含んだ時代であったことは否定できないにせよ、そのような評価は、植民地期、独立以後の時期と順を追って蓄積されてきた研究成果を踏まえて初めて可能になるはずである。

果たして、「アフリカの年」からまもなく半世紀を経ようとしている今日、植民地期と独立以後の時期に関するわれわれのアフリカ史の理解は、不問の前提として確定できるほどに深まっているのだろうか。ムベンベは、アフリカに関するまともな研究はこれまでにほとんどなされてこなかったと辛辣に指摘している（Mbembe [2000]）。実際、植民地期に関する本格的な再構成の研究は現在なお次々と生み出されている。また、「ポスト植民地」という概念を手がかりにした批判的な研究は、アフリカ地域に関してはまだ十分に展開されているとは言い難く、今後のさらなる進展が望まれている。長期の歴史的な視点を維持することは、今日のアフリカの現実を正確に理解するうえで欠かせない。むしろ、変化の激しい時代であるからこそこれまで以上に必要なのだと言える。

第2節 ココア共和国

以上の理論的な問題意識を踏まえて、次に直接にコートディヴォワールに関わる論点について述べていくことにしたい。ここで手がかりとして注目するのは、同国の植民地以来の主産品の一つであるココアである。ココアに代表される換金作物の生産は、コートディヴォワールの国家形成と政治史の展開を左右する重要な条件をなしてきたにもかかわらず、従来の研究では、国家財政への寄与という面のほか、独立運動における生産農民の主導性を強調するやや短絡的な主張以外ではあまり考慮されてこなかった。このような状況の中、換金作物生産部門である「プランテーション経済 (économie de plantation)」こそコートディヴォワール史を貫く長期的持続だという、ドゾンとショヴォーが提示した歴史的パースペクティブはかなり斬新なものであった（Chauveau et Dozon [1985]; 真島 [2007: 297-313]）。

端的に言えば、ドゾンらの研究は、「伝統」と「近代」の截然たる区別を前提に、「伝統」領域に位置する「民族」を近代的知性の立場から観察対象として捉えるという、それまでの人類学の基本的なまなざしに対する批判を出発点とする。彼らは、コートディヴォワールの諸民族 (ethnies) と近代国民国家としてのコートディヴォワールは、「現代の現象としては、他方なしには存在しないもので、相互に形象化されている。諸民族とコートディヴォワールは、ともに共通の歴史的フローの中と共通のグローバルな偶発性の中に書き込まれている」という認識を示す（Chauveau et Dozon [1985: 63]）。民族と国家を「同時代 (le contemporain)」の現象として措定し、相互の形象関係を強調する彼らの問題意識は、伝統

と近代の2分法ではなく、むしろ長期的持続こそが重要な観点であることと、国家もまた人類学にとっての正当な研究対象であることを言明した点で、彼らが直接に属する人類学の世界においてきわめて革新的な視点を提示するものであった（真島 [2007: 297]）。

ただ、彼らが提示した議論は単に人類学の領域にとどまらない射程を持つものである。彼らの議論はおよそ次の5点に要約される（Chauveau et Dozon [1985: 65-68]）。彼らによれば、プランテーション経済は、①森林地帯のすぐれてローカルな個別社会において民族の破壊、復興、新規の創出をもたらしただけでなく、②森林地帯へ流入する人口移動を介した、森林地帯以外の地域や隣接植民地を含み込む経済的組織化を通して、ローカルな諸社会を横断する、よりグローバルな水準の現実にも関与した。また、③このような移動の結果、受け入れ地においては、相互補完性、差異化された新しい社会的成層、紛争の根源としての性格を持つ「地元民 (autochtones)」と「移住民 (allochtones)」の関係が確立されたが、これがコートディヴォワールにおける市民と政治の結び付きを規定する母体となった⁴。さらに、④都市化、教育の普及、賃労働といった包括的な都市化過程はプランテーション経済のある種の延長とも言えるものであり、⑤この意味においてプランテーション経済は、地域的結社、民族結社、職業結社といった、人びとにとっての新しい参照枠である結社生活を生み出し、これが民族に対して新しい決定因を供給すると同時に、コートディヴォワールにおける政治生活の起源をなすこととなった。

このようにドゾンらの議論は、植民地期以来のコートディヴォワールにおける政治、経済、社会の変容過程を広く視野に収めた、コートディヴォワールに関する包括的な史観とでも言うべきものとなっている。とりわけ、近代国家における核心的要素である結社について、プランテーション経済とそこで惹起された社会変容の帰結として捉える視点は、結社をもっぱら外来のモデルの模倣として片付けてしまう近代化のパースペクティブとは一線を画すものである。グローバルに展開する資本主義的生産と近代国家制度の拡散を、コートディヴォワールという具体的な場において、内的なダイナミズムとの関係において肉付けして見せたところに彼らの議論の出色の点がある。ドゾンらの研究はコートディヴォワール政治研究にとってもきわめて重要な仕事である。

ただ、ドゾンらの研究は、プランテーション経済の歴史的な重要性そのものは的確に指摘したが、それを縦糸とする政治史叙述までは残さなかった。本研究はこれを意識したものである。このようなコートディヴォワール研究における意義付けに加えて、ココア共和国に注目して政治史を書くことは、ポスト植民地国家における政治史を立体的に捉えるうえでいくつもの利点があるように思われる。

第1に、ココアはすぐれて世界商品としての性格を持つものであるため、コートディヴォワールの近代が資本主義や植民地主義と直接に結び付いた現象であることを考慮するうえで好適な着眼点となる。第2に、これは先行研究でも認識されている点であるが、換金

⁴ ドゾンらの原文では、プランテーション経済は「コートディヴォワール「市民社会」のるつぼ (creuset d'une "société civile" ivoirienne)」にあたるとの表現が取られる（Chauveau et Dozon [1985: 67]）。近年のアフリカ政治研究において、「市民社会」はかなりの論争を呼んだ取り扱いが難しい概念であるが、本研究の目的から離れるためここでは立ち入らない。ドゾンらの研究における「市民社会」概念の批判的な検討は、真島 [2007: 311-313]を参照。

作物部門、とりわけその中心であるココア部門はコートディヴォワールの国民経済を特徴付ける実際的な重要性を持っており、国家存立の基本的な条件として無視できない。第3に、ココア生産は、コートディヴォワール国家において現にそこにある人口分布状況を作り上げてきた根本的要因である。このようなコートディヴォワールとココアの特有の結び付きについて、今示した3つの要点に沿って説明しておきたい。

近代資本主義が「世界システム」という形で空間的に拡大、再編成されていく過程は、列強と呼ばれる国々がより多くの経済的利益を独占すべく覇権をかけて争った過程でもあった。その中で商品交易は最も重要な利益の源泉であり、より多くの利益を生む商品を生産すべく、土地（植民地）の領有と労働力の調達（「原住民」の動員、奴隷貿易、契約労働）が追求された。この過程でさまざまな農業生産物が世界商品として生み出されていった。アブラヤシ（パーム）、落花生などの油脂原料作物、棉、ジュート、サイザルなどの繊維作物、コーヒー、茶、ココアなどの飲料作物、砂糖、熱帯の果物、スパイスなどがその代表的なものである。

これらの農業生産物は異国産の新奇な商品に対する欲望を媒介として、近代欧米社会における嗜好・生活様式・社交形態の中に順々に取り込まれていった。さらに、産業革命による工業的な大量生産と都市化と賃労働化の帰結としての大衆的消費者の誕生を経過することにより、これらの世界商品の多くは生活必需品を構成する基本的物資となっていた（Mintz [1985]；川北 [1996]；角山 [1980]；臼井 [1992]）。

このうちココア（ココア豆）は、中南米を原産地とするアオギリ科の植物テオブロマ・カカオ（*Theobroma cacao*）の種子で、ヨーロッパへは16世紀初頭のスペインによるアステカ征服を契機に紹介されたと考えられている⁵。当初ココアは飲料として供されており、茶、コーヒーとともに喫茶文化の広がりの中で定着した。19世紀初頭にはまだココアの世界生産量はおおよそ2万トン程度に過ぎず、生産地も原産地近辺の中米、カリブ海、南米大陸北部にかぎられていた（加藤 [1996: 93]；Ruf [1995: 25]）。しかし、19世紀半ばから20世紀にかけての食品工学上の技術革新と工業的な大量生産のノウハウの確立を経て、ココアは「飲む」だけでなく「食べる」もの（チョコレート）へと進化を遂げていくことになる⁶。この産業的転換を契機としてココアは大量に消費される商品へと変貌を遂げ、これ以後、ココア産地のグローバルな拡大と世界的な増産が開始されていくことになる。

⁵ 考古学的研究によれば、中米地域では遅くとも紀元前11世紀頃までには食用としての利用が開始されていたとされる（八杉 [2004: 37-41]）。

⁶ この産業的転換の画期は、1828年にオランダのファン・ハウテン（C. J. van Houten）が確立した脱脂法（ココアの油脂分〈ココアバター〉と油脂分の少ないココア固形分〈ココアパウダー〉を分離する技術）にある。これによりチョコレート製品の油脂分の調整、砂糖・粉ミルク・香料などとの調合、型による整形が容易となり、これを踏まえ、世界最初の板チョコが、1849年にイギリスのフライ社（J. S. Fry & Sons, Ltd.）によって発表された。19世紀後半の製法のさらなる革新についてはコウ、コウ [1999] に詳しい。スイスのネスレ（Nestlé SA）、トブラー（Tobler、現在はKraft Foods Corp.傘下）、リンツ（Lindt & Sprüngli）、アメリカのハーシー（Hershey Foods Corp.）、マーズ（Mars Inc.）、イギリスのキャドバリー（Cadbury）、フランスのバリー（Barry）、ベルギーのカレポー（Callebaut、現在はバリーと合併）など、今日の世界的なチョコレート企業の多くはいずれも19世紀後半から20世紀初頭にかけて創業している。

アフリカは 20 世紀のココア需要の拡大を支えた中核地域であった。アフリカでのココア栽培は 1828 年にギニア湾のサントメ島（当時ポルトガル領。現在はサントメプリンシペ共和国領）、次いで、1850 年頃と同じくギニア湾にあるフェルナンド・ポール島（当時スペイン領。現在は赤道ギニア共和国領で、島名呼称はビオコ島と変更されている）でなされたのが最初と言われている（コウ、コウ [1999: 279]）。これらの最初の栽培地から移植される形で、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてギニア湾岸一帯でココアの栽培が試みられた。このうち英領ゴールド・コースト（現ガーナ共和国）が最も顕著な発展を遂げ、1910 年にはブラジルを抜いて世界最大の生産地に躍り出た（高根 [1999: 25]）。このほか、同じく英領のナイジェリア、フランス領のコートディヴォワールとカメルーンなどでの生産も増加し、早くも 1930 年代にはアフリカ産地はココアの世界生産量の実に 3 分の 2 を生み出すに至っていた⁷。

コートディヴォワールへのココアの導入は 1880 年代のことと考えられているが、生産が本格化するのは 1920 年代以降である。以後、植民地期を通じてその生産量はコーヒーとともに着実に増加した（この時期のココア生産については、第 1 章、第 2 章で詳述する）。図 0-1 は今日の 5 大ココア生産国でのココア豆生産量の推移を示したものである。1960 年の独立以後も順調に生産量を伸ばしたコートディヴォワールは、対照的に生産量が減少したガーナと交代する形で 1976/77 年度に世界第 1 位の生産国となった。

1960 年以降、今日までの世界総生産量の推移を示したのが図 0-2 である。第 2 次大戦後に約 72 万トンだったココア豆の世界総生産量は、前年比で数十万トンの乱高下をはさみながらも総じて着実に増加を続け、2005/06 年度には約 360 万トンに達した。20 世紀以降で見れば 36 倍、第 2 次大戦以降の半世紀あまりで見ても 5 倍の増加である。途上国から輸出されるココア豆の輸出総額は現在では 22 億ドルに達する⁸。

コートディヴォワールでのココアの世界生産量は世界第 1 位の生産国となった後も増え続け、1990 年代前半には 100 万トンを突破し、1999 年から 2001 年にかけては一国で世界生産量の 40% 以上を占めるにまで至った（図 0-1 参照）。近年の世界生産量は 130 万～140 万トンで推移しており、今なおココアの世界生産量の 3 分の 1 近くを占有している。コートディヴォワールはまさしく名実共に世界最大のココア生産国である。

コートディヴォワールにとってのココアの経済的な重要性は傑出したものである。コートディヴォワールは一定の規模を持つ輸出指向型の農業部門を有するという点で、アフリカ諸国の中でも特異な存在である。アフリカにおいて農業総輸出額が年間 10 億ドルに達する国は、南アフリカ、コートディヴォワール、ジンバブウェ、ケニアの 4 カ国のみ（2000 年）である（平野 [2004: 147]）。多くのアフリカ諸国は輸出に占める農業依存度が高いが、

⁷ 1934/35～1938/39 年度の世界での年間平均生産量は 73 万 2000 トンだったが、このうちアフリカ産は 48 万 8100 トンに達した。同時期の南米産は 17 万 3000 トン、中米は 6 万 2200 トンに過ぎなかった（FAO, *Cocoa Statistics*, Vol.9, No.1, 1966, p.5）。アフリカが世界のココア生産を牽引した様子が如実にうかがえる。

⁸ UNCTAD の統計年鑑（2003 年版）による。途上国を主産地とする食用・飲用関連の一次産品としては、コーヒー（約 73 億ドル）、パーム油（約 54 億ドル）、砂糖（約 48 億ドル）、コメ（約 47 億ドル）、大豆（約 35 億ドル）、バナナ（約 29 億ドル）、小麦・小麦粉（約 27 億ドル）、茶（約 24 億ドル）に次ぐもので、重要な輸出産品の一つだと言える。

これはそもそも輸出総額自体が小さいために表れる傾向である。農業部門に占める輸出比率は総じて低いのが特徴で、輸出指向型農業を有する国は数えるほどである。コートディヴォワールはこの特異な範疇に収まる。

1960年の独立以来、コートディヴォワールの総生産の半分近くが輸出によって占められてきた。主産品であるココアの総生産への寄与率は3割近くに達する。とくにコートディヴォワールの場合、流通公社（マーケティング・ボード）を介してココア部門への徴税に成功したことが重要である。Hecht [1983] が分析しているように、アフリカでは流通公社の介入によって農産物生産の成長が阻害された例が多く見られるが、コートディヴォワールは、流通公社の介入体制が堅持されながらも主力農産物の生産が持続した比較的珍しい例である。この結果としてコートディヴォワールでは、国家財政を介して農業部門から公共投資へと大量の資金が供給され、経済全体を強く牽引する体制が築かれた（原口[1986]）。これがいわゆる「コートディヴォワール型モデル (modèle ivoirien)」(Contamin et Memel-Foté dir. [1997]) と呼ばれるものである。

ココア部門が持った歴史的な意義は経済面にとどまるものではない。コートディヴォワールにおいてココアが持つ意味を理解するうえで、領土の形状と生態学的条件を確認する必要がある。コートディヴォワールは、赤道直下のギニア湾岸から内陸のサハラ砂漠に向かって600kmあまりも入り込む領土をしており、ココアを始めとする熱帯産品の栽培適地である気候帯（熱帯雨林気候）は、国土南半部にかざられている（図 0-3 参照。国土北半は半乾燥サヴァンナ帯となる）。栽培開始当初は南半部のうち東部のみが主たる生産地であったが、国家的な増産政策に乗って栽培地は西へと拡大を続けた。

このような広大なココア園の開墾と栽培を可能にしたのは、栽培適地以外の地域から移住した大量の農業労働者であった。農業労働者はコートディヴォワール国内からだけでなく、近隣諸国からも供給された。コートディヴォワールは植民地期以来、隣接諸地域からの移民を数多く受け入れてきており、その比率は独立時にすでに人口の2割近くに達し、現在では人口のほぼ4分の1に上るとされる¹⁰。これにはココア生産地へ向けた移動が大きく寄与している。もちろん、近隣諸国からの移民は西アフリカ有数の大都市であるアビジャン (Abidjan) ¹¹へも大量に流れ込んでいたが、もとよりアビジャン発展の経済的基礎を提供したのがココア生産であることを考慮すれば、コートディヴォワールへの人口移動を牽引してきたのはココア部門であったと言って差し支えない。

近隣諸国からの移民労働者は、公的チャンネル¹²よりもインフォーマルなネットワークを介して移動した。植民地期の越境移動に関して行政当局は統計を残しておらず、この時

⁹ アフリカにおける農業部門の付加価値総生産に占める輸出所得の比率は、大きく見積もっても20%程度にとどまるとの指摘がある（平野 [2004: 149]）。

¹⁰ 1988年の人口センサスによれば、外国人は人口の28.1%を占めた（RCI [1999: 13]）。

¹¹ 1934年に植民地総督府が置かれ、独立とともに首都となった。首都は1983年に内陸部のヤムスクロ (Yamoussoukro) に移転されたが、政治・行政・経済にわたる実質的な首都機能は、現在なお、引き続きアビジャンが果たしている。

¹² コートディヴォワールの植民地行政は斡旋公社を介して隣の植民地（現在のブルキナファソ）で労働者の募集を試みたことがあるが、成功を収めたとは言い難かった（第2章を参照）。

期の移動は実質的に自由移動であった。独立後もコートディヴォワールは移民流入をまったく制限せず、ほぼ完全な自由移動体制が維持された。国籍取得規定が比較的ゆるやかであったこともあり、これら移民の定着率はきわめて高かった。また、コートディヴォワール政府はココア農園の拡大を促すために、未開墾地に関して国家が上級所有権を保持しながらも、国籍の如何を問わず開墾した者が土地を永続的に使用し、用益権を相続もできるという制度を採用した。この制度は近隣諸国からのコートディヴォワール農村部への移入をさらに促進した。このようにコートディヴォワール政府は、労働力の自由な流入と定着を促進する体制を一貫して維持してきた。

農学者である Ruf [1995] は、ココアの急激な増産に成功した国々（代表例はコートディヴォワールとインドネシア）の比較研究から、ココアの増産には未開墾の栽培適地への大量の労働力供給が核心的な重要性を持つことを指摘しているが、コートディヴォワールはまさにその条件を完備していた国であった。

なお付言すれば、すでに触れた通り、西アフリカは世界的にも有数のココア生産地を形成しており、主たる生産地域はガーナ、トーゴ、ベナン、ナイジェリア、カメルーンといった複数の国家の領土にまたがって越境的に分布している。ここで注意すべき点は、コートディヴォワールと同様にこれらの国々でもココア生産適地は国土の一部にかぎられており、国内の生産に適さない地域もしくは近隣諸国から生産適地への人口移動が大規模に展開してきたことである。例えば、ブルキナファソからの季節労働者は、第2次大戦期の「戦争努力」下でコートディヴォワールにおける賃金水準が安く抑えられた際は隣国ガーナへと出稼ぎ先をスイッチし、第2次大戦後にコートディヴォワールでの賃金水準が再度上昇すると、再びコートディヴォワールへ向かうようになった。労働力の流れは、特定国の間で固定されたものではなく、状況に応じた広域的な選択肢の中で形成されていたのである。

このようなココア生産適地の越境的かつローカルな分布を背景として、西アフリカにおける国内移動、国際移動の特徴的なパターンが形成されてきた。多数の外国人が居住し、地元民／移住民関係が各地方でモザイク状に発生している今日のコートディヴォワールにおける人口の分布状況は、西アフリカにおける広域的なココア生産の展開と不可分に構築されてきたものである。この意味で、コートディヴォワールにおいてココア生産の帰結として出現した人口の分布状況は、複数の主権国家にまたがる土地と国民に依拠して生産部門が編制されているココア生産のローカリティと、領土によって確定される主権国家のローカリティの齟齬がもたらしたものであるという側面を有する。

以上、コートディヴォワールにおけるココアの持つ意義を3つの側面から整理してきたが、本研究ではこのような複合的な状況が国家形成の前提条件をなしたコートディヴォワールを、「ココア共和国 (a cocoa republic)」という概念で呼ぶことにしたい。コートディヴォワールにとってのココアの重要性は、住民の所得と国家財政に対する経済的な寄与にとどまらない。ココア生産の大規模な展開は、国内の人口移動と近隣諸国からの移民の流入を惹き起こし、人口の多元性と潜在的な緊張をはらむ「地元民／移住民」関係を特徴とするコートディヴォワール特有の社会的条件を作り上げた。これは、独立後の国家に対して国家の一体性の保持という課題を恒常的に突き付けることとなった。世界史的な観点から見れば、この状況は、資本主義と植民地主義というグローバルなシステムの展開過程にお

いて、国際的な商品市場における地位と西アフリカにおける労働と生産の編成における位置に強く規定されたものであった。すなわち、「ココア共和国」とは、このような複合的な状況を指し示す概念であり、コートディヴォワールが経験した近代の大枠を的確に言い表すものである。

第3節 結社史という方法論

次に、コートディヴォワール共和国が現在直面している問題状況について整理することで、同国を研究対象とすることの今日的背景と妥当性について論じていきたい。

「象牙の奇跡 (miracle ivoirien)」——コートディヴォワール共和国は、この表現によってアフリカにおける異例の範型として語られてきた。ほかのポスト植民地国家の例と同様、コートディヴォワールは植民地侵略の産物として人工的に確定された国境線の内側に多数の民族（その数およそ 60）が暮らす多元社会であり、経済構造もかぎられた特定の熱帯産品に依存するいわゆるモノカルチャーであった。しかし、同様の条件を備えた多くの新興独立国が政治の不安定さと経済の停滞に直面していったのとは対照的に、コートディヴォワールは軍事クーデタや国内紛争をほとんど経験せぬまま政治的安定を確保し、それに支えられる形で主産品であるコーヒー、ココア、木材の増産が着実に進み、独立後ほぼ 20 年間にもわたる平均年率 8%もの経済成長が実現されたのであった。「象牙の奇跡」は、アフリカにおける政治的安定と経済発展の代名詞とも言えるコートディヴォワールの華々しい時代を象徴する表現である。

しかし、現在のコートディヴォワールにこの昔日の面影はない。1979 年末の一次産品市況の暴落を契機とした累積債務の膨張によって、その後のコートディヴォワール経済は低迷を続けてきた。新しいミレニアムを目前に控えた 1999 年 12 月には、独立以来 39 年目にして初めて軍事クーデタが発生し、10 ヶ月にわたって軍政下に置かれた。その後民政復帰がなされたものの、2002 年 9 月にはこれも独立以来初めてとなる内戦が勃発するに至った。それ以来、1 万 5000 人あまりの多国籍軍が駐留する緩衝地帯を挟んで、国土南半を政府側が、北半を反乱軍側が支配する国土の分断状況が長く続いてきた。内戦の最終的解決に向けたマイルストーンとなる総選挙はすでに 3 度にわたって延期されたうえ、予定された 2008 年 11 月末に実施できるのかどうかはいまだ不透明である。最近では、政府が国内に広く公共財を提供できないに至っていないという判断のもとに、「破綻国家 (failed state)」という評価を下す研究者すら登場するに至っている。

このような状況の悪化の中でとりわけ注目されるのが、冒頭でも触れたように、1990 年代以降の政治の不安定化の中で発生してきたエスニックないしナショナルな属性との関わりが認められる差別的、排他的な諸事件である。これは大きく分けて、政府の政策、政治家同士の権力闘争、社会的暴力という 3 つの領域において見られるものである。これらの事件では、コートディヴォワール北部出身者、ブルキナファソを中心とする近隣諸国からの移民、在住フランス人がターゲットとなっている。このような差別的、排他的実践は今日のコートディヴォワール危機の根幹をなすものであり、発生の経緯と歴史的意味の解明が一国研究上の最大の課題となっている。

おそらく、近代化のパスpekティブにおいては、このような現象は単に国民統合の失敗と片付けられてしまうであろう。そのような見方に代えて、この現象を歴史的な脈に照らして理解し、政治史上の意義を考察することにより、コートディヴォワールというポスト植民地国家が生きた近代の様相として提示することが本研究の狙いである。

ではまず、この差別的排他的実践に関して現在までに展開されている議論を批判的に検討しながら、本研究の視角を説明することにしたい。まず、今日の状況の背景に複雑な亀裂構造と関係した差別意識や敵対心があること自体は容易に指摘できる。これは国際プレスを中心に、事件の解説としてしばしば言及される点である。具体的には、かつての植民者であるフランス人に対するコートディヴォワール国民の反感、移民受け入れ国であることに由来する周辺諸国からの移民に対する差別意識、「北部のイスラム教徒」と「南部のキリスト教徒」の相互反目などが言及されている¹³。しかし、ここで問題となるのは、コートディヴォワールにおける異質性の高さや社会的亀裂がそもそもこの国が誕生した時からの基本条件であったにもかかわらず、なぜ1990年代になるまで深刻な問題として浮上してこなかったかという点である。

1990年代になって問題として顕在化した背景には、独立以来の長い一党制期(1960～1990年)を経て複数政党制に移行した1990年代という時代情勢が深く関わっていることは間違いない。具体的には、国家権力の座をめぐる有力政治家間の権力闘争において、政敵の支持基盤とみなされた民族に対する差別的なプロパガンダがなされたことで、排外主義的な思想が社会に広まったという点は確かに認められる。しかし、これは1990年代の状況を直接生み出した短期の経緯の説明としては妥当だとしても、なぜ独立以来しばらくの間、問題として噴出しなかったのかという点の説明にはならない。

この問題に関して注目すべき議論を展開しているのが、先に「プランテーション経済」論の提唱者の一人として名前を挙げたドゾンである。ドゾンは、1990年代以降の差別的排他的実践で登場する対立的な集団表象について、「植民地期、ポスト植民地期の反復される形象 (figure récurrente coloniale et postcoloniale)」という観点から捉えている。

ドゾンは植民地期の社会カテゴリーの形象化を次のように再構成している(Dozon[1997; 2000])。植民地の経済開発策が本格的に開始されて以来、コーヒー・ココア生産地域である南部森林地帯へ北部出身者が積極的に導入された(この背景には、イスラム教徒を偏愛する当時のフランス人行政官の先入見が強く働いていたとされる)。これに対する反応として、北部からの移入民を大量に受け入れた森林地帯で、「地元民であること (autochtone)」の優位を謳う結社——その名も「コートディヴォワール現代人権益防衛協会 (Association de défense des intérêts des autochtones de Côte-d'Ivoire: ADIACI)」——が早くも1920年代に結成された。1950年代に入ると北部からの移入民に加え、植民地行政当局の後押しのもとに周辺諸国からの農業労働者の導入が積極的に奨励され、南部森林地帯への移入民の波に、新たにほかの植民地(独立後は近隣諸国)出身者も加わった。この結果、すでに植民地期には、「北部/南部」、「イヴォワール人/外国人」といった対立的な社会カテゴリーが広く共有

¹³ コートディヴォワール国立統計研究所 (Institut national de la statistique: INS) による1990年代の調査によれば、コートディヴォワール国民の宗教は、イスラム教が38.7%、キリスト教がカトリックとプロテスタント合わせて26.2%とされる (RCI [1999: 13-14])。

されるに至ったとドゾンは指摘し、それが独立後の政情の中で動員、反復されているのだという見方を提示している。

民族表象の歴史的形成過程を考慮に入れるドゾンのアプローチは、植民地からポスト植民地へというコートディヴォワールにおける国家形成の独自性をうまく視野に収め、本質主義的な説明とカレントな情勢のみにとらわれた近視眼的な説明を相対化できるところに第1に利点がある。明らかにドゾンは、1990年代以降に現れた現象の背景に「プランテーション経済」の動向が深く関わっていると見ている。この視点は、本研究の術語で言い換えれば、1990年代以降の現象を「コア共和国」的状況の帰結として理解しようとするものであり、深く同意できるものである。

また、ドゾンの所説で第2に注目されるのは、従来の歴史記述の中では植民地期の一泡沫結社とみなされ、ほとんど注目されてこなかった ADIACI を、民族表象の形成史の中で再評価する視点である。ここからは、しばしば「本源的」と称される集団や帰属意識が、近代の政治生活に特有の組織形態である結社 (association) の形を取る中で構築され、涵養されるという論点が導き出せる。これは、民族は独立したものとして扱われるべきでなく、むしろ国家との関係性において存在しているのだという、第2節で紹介した「プランテーション経済」に関する論文で展開されていた議論の核心と密接に関係したものである。

ドゾンの議論は人類学を直接の宛名として差し出された議論ではあったが、この議論の射程は人類学にとどまるものではない。この議論は、民族というものを独立した与件として検討の埒外に追いやり、政党に代表される政治的結社や個々のエリートのみをもつばらの記述の対象としてきた政治研究に対して、批判的に切り込む力を持っている。民族というものが国家との関係性において問われなければならない以上、民族を独立した与件として扱うことは論文作法上の操作的な決まり事の域を出るものではない。むしろ、政治現象の的確な理解のためには、民族の生成を国家形成との関連において捉える必要があり、さらにその生成過程において、国家と民族的現象の間に位置する政治的結社が果たす役割についての考察も必要となる。つまり、ドゾンの議論は、国家と民族の関係に関する研究における結社研究の可能性を提示したもののなのである。

以上のようなドゾンが提示している着眼点を手がかりにして、コートディヴォワールにおいて1990年代以降発生している差別的排他的実践について、注目すべき特徴を3点に整理してみると次のようになる。

第1に、1990年代以降の差別的排他的実践は、すでに触れたように国家権力の座をめぐる有力政治家間の権力闘争の延長上で展開された。これは、民主化後すなわち複数政党制が導入された新しい環境においては、各々の有力者をリーダーという政党を単位とする結社間闘争として展開されたという性格を有する。

第2に、この結社間闘争において、競合する特定の結社を排除する手段として、コートディヴォワール国民をその国籍取得上の条件において序列化し、現在の領土に世代を超えて居住してきたことを基準にして定義される「生粋のイヴォワール人 (ivoirien de souche)」の優越を謳う思想が動員された。この思想は「イヴォワール人であること (ivoirité)」を顕彰する思想と言い換えられる。

第3に、「イヴォワール人性」の思想は、単に権力闘争の中で編み出された新規な発明品として片付けられるものではなく、多元性の中での国家の一体性の確保という、ポスト植

民地国家としてのコートディヴォワールが直面した永続的な課題に対する一つの「回答」としての性格を有する。なぜなら、一つには、この思想は「プランテーション経済」のもとでの社会変容と結びついて提起された、「地元民であること」という思想の論理構成を忠実になぞるものだからである。また、もう一つには、この種の思想は「地元民であること」を最初に掲げた ADIACI の例に見られるのと同様、1990 年代以降の政情においても、政治的結社（1990 年代以降の場合は政党）によって体现され、表出されてきたものだからである。すなわち、「イヴォワール人性」の思想は、社会経済的な変容という背景、思想のひな形にみられる歴史的系譜、現実政治においては結社によって体现されていることといった側面において歴史的な位相を持つものである。

このように確認したとき、1990 年代以降の差別的排除的实践は、歴史的パースペクティブに照らしてこそその性格と意味をよりの確に把握できることとなる。逆に言えば、この着眼点に基づく再構成によって、今日のコートディヴォワールにおいて長期的持続が現実政治と強く結びついて脈動していることが明らかにされうることになる。

ここから、コートディヴォワール政治史を叙述する方法論として結社史という構想が浮上してくる。以上に見た歴史的パースペクティブにおいては、結社は 2 つの長期的持続が政治の場で体现される際の具体的な表現形態となる。とくに国家運営の座にある統治的結社の場合は、国家権力の担い手として国家の一体性と人口の多元性の間の潜在的な緊張を調停する位置に立つことから、長期的持続の相ととりわけ深い関係を持つこととなる。このような認識に立つとき、統治的結社の姿を歴史を追って描くことは単に政治史の動向を表層的にたどるというものではなく、社会経済面における持続的なプロセスを具体的に把握するための手がかりとしての意義を有することになる。

アフリカ人による政治活動が顕在的に開始された 1940 年代から今日に至るまでの間、コートディヴォワールにおいて統治的結社はどのような存在であったか。その姿を時代を追って精密に検証しながら、「ココア共和国」的状況と統合的革命という 2 つの長期的持続との間に統治的結社がいかなる関連を有していたかを問うことによって、コートディヴォワールにおける 1990 年代以降の状況を歴史的な見通しのもとに捉え返すことが可能になるのではないか。本研究は、この結社史という方法論のもとに展開されるものである。

管見のかぎり、先行研究においては結社史という方法論は明示的に掲げられているとは言えない。ただ、この方法論とそこに込められた問題意識は孤立したものでも、新奇なものでもけっしてない。結社に対する関心の高まりは、近年のアフリカ政治研究で見られた「市民社会」論の一種のブーム的状況からもうかがい知れることである¹⁴。ただ、この研究潮流は「市民社会」概念そのものに抜きがたい規範的性格に加えて、これに依拠した研究でも、民主化後のアフリカにおける民主主義の「質」や「定着」といった、これもまた規範的な方向付けを強く意識したものである。これらのことから、総じて、「市民社会」概念が分析概念として不適切という指摘（Comaroff and Comaroff [1999: 2]）は同意できるも

¹⁴ その代表的なものとして挙げられるのは、1992 年に発表された『アフリカにおける下からの政治』（Bayart et al. [1992]）、1994 年に発表された『アフリカにおける市民社会と国家』（Harbeson et al. ed. [1994]）である。また、アフリカ研究における「市民社会（civil society）」概念に関しては、遠藤 [2001] が批判的な見地から包括的なレビューを行っている。

のである。

アフリカ政治研究は、研究の系譜的にも今日的な関心においても、人類学の研究と密な交流がある。人類学の分野でも、近年、「市民社会」論に触発された研究が比較的多く登場しているが、注目されるのは、これとはやや異なり、デュルケム再評価の機運を大きな背景として提起されている「中間集団」への関心である。とくに真島 [2006; 2007] は、ドゾンの議論も念頭に置きつつ、抗国家性や「抵抗」といった観点にとどまらず、国家との関係性をより包括的かつ原理的に考慮しながら中間集団を論じていくべきだという問題提起を行っている。本研究では、デュルケム再評価の流れは直接的には考慮しないものの、真島の提起する「国家－中間集団」という枠組みは、政治研究における新たな視点を切り開く可能性が注目される。本研究で構想する結社史は、政治研究の立場からその問題意識を継承する試みとして位置付けられるものである。

また、本研究での結社史の構想は、こういった近年の研究動向だけでなく、1950年代から1960年代にかけて展開された政治人類学を意識したものでもある。バランディエ (Georges Balandier) は「植民地状況 (situation coloniale)」という概念を立て (バランディエ [1983])、それへの対応という観点から、独立運動などの政治的組織化を宗教運動などと同列に置くという形で理論化を試みていた¹⁵。さらに、バランディエが予示した方向性の継承者として注目されるのがウォーラスティンである。ウォーラスティンは1960年代に発表した一連の論文において、脱植民地化直後のアフリカ諸国を対象としてエスニシティ、国民統合、エリート、政党、自発的結社 (voluntary associations) などの問題を論じていた (Wallerstein [1960; 1964b; 1965; 1966])。そこには、国家との関係性の中で形成、構築される人的結合の諸形態を網羅的に検討しようという構想が見られる。これは人的結合という観点から「ポスト植民地状況」を描き出そうとした試みであったと言えるかもしれない¹⁶。このような学史を踏まえ、本研究は、具体的な論考は典型的に政治研究のそれであるとはいえ、問題意識としてはバランディエ～ウォーラスティンの系譜以来絶えていた、政治的結社に関する人類学的な研究への何らかの貢献も念頭に置いたものとなる。

¹⁵ 例えば、バランディエ [1995] 所収論文である「従属の社会学」、「植民地化および脱植民地化の政治神話」を参照を参照。しかし、よく知られているように、その後の政治人類学はバランディエのこの枠組みを継承してはこなかった。メイヤスー (Claude Meillassoux) を筆頭に、バランディエの弟子がその後マルクス主義人類学に傾倒していったことはよく知られている。また、Moore [1994] は、アフリカをフィールドとした政治人類学は、アフリカ諸国の独立後は主に文化とアイデンティティの問題に関心を寄せていったことを指摘している。また、ムーアは、当時の人類学研究者の間に政権批判につながりかねない政治研究を忌避する傾向があったことも、政治に関する人類学的な研究が相対的に少なかったことの一理由の一つとして挙げている (Moore [1994: 117])。

¹⁶ ウォーラスティン自身、バランディエの仕事を数多く参照している (その当時の主著 Wallerstein [1964a] にはバランディエが序文を寄せてもいる)。また竹沢は、初期ウォーラスティンと人類学を「仲違いした兄弟」とみなし、人類学との接点を探る可能性を表明し、『民族学研究』第64巻第2号で「世界システム論と人類学」という特集を組んでいる (竹沢 [1999])。

第4節 本研究の構成

以上に示した問題意識に基づき、本研究では以下7章にわたって具体的な考察を行っていく。第1章から第6章は時系列に沿って配列されており、第1章と第2章が植民地期、第3章が独立後の一党制期、第4章から第6章が1990年代以降の時期をそれぞれ取り上げている。第7章は、先行する6つの章での考察を踏まえて、植民地期から今日に至る時期を視野に収めた俯瞰的な考察を行う。以下、各章の概要を述べる¹⁷。

まず、第1章では、コートディヴォワールの独立以来30年にわたって一党制を敷いたPDCIの創設母体であるアフリカ人農業組合(SAA)に焦点をあてる。時期的には、アフリカ人による政治運動が本格的に始まった第2次大戦直後にあたる1940年代後半が対象となる。植民地統治下で構築された社会・経済構造(エリート形成、植民地権益に対する現地人の関与のあり方)と第2次大戦後の国際的な政治的再編(第1に脱植民地化過程でのアフリカ人政治組織への共産党の影響力とそこからの離脱の動き、第2にフランス政界における共産党の影響力低下)が、SAAを母体とするPDCIが主導的政党へと向かうプロセスを大きく規定したことが記される。さらにその議論を通して、従来のコートディヴォワール研究において根強く指摘されてきた「プランター史観」——コーヒー・ココア生産農民を階級的母体とする運動によってコートディヴォワールが独立を実現したというもの——に批判を加える。

第2章は、独立直前にあたる1950年代におけるPDCIの組織化戦略を、植民地当局とほかの政党との関係も考慮に入れつつ再構成する。これは第1章で着手したプランター史観の相対化という論点をさらに実証的に検討したものとなる。1950年代の組織化戦略と選挙での対応を見るかぎり、PDCIは自らをプランター利害の代表者として純化する戦略を取らなかった。むしろPDCIが経済状態において異なる地域を横断して政治統合を実現する戦略を取り、「プランター地域」でも一枚岩的な支持を獲得していたわけではなかったことを、選挙での支持率と野党動向の分析を通して裏付ける。第2に、植民地当局と並び立つほどの政治的影響力を備えるに至った「二頭制」(Wallerstein [1964a]) 確立後のPDCIのコーヒー・ココア部門政策は、フランスとの貿易体制の維持による国家の歳入確保に置かれ、分配はそれほど重視されていなかったことを示す。このことは、PDCIがエリート・レベルでの統合と旧宗主国からの政治的支持に依拠することで統治的位置を確立したことを意味するが、そのことは同時に、国民統合に関する政治エリート・レベルでの共有理解は必ずしも確立されていなかったことも物語っている。ここには、一党化に体现される政治的統一を支えたのがエリート間の談合に過ぎず、政治的独立がナショナリズム・イデオロギーに関する議論を抜きにしたまま達成されたことが如実に表れている。

¹⁷ 各章はこれまでに公刊した論文を下敷きにしたものである。第1章(佐藤 [2000a])、第2章(佐藤 [2001a])、第6章(佐藤 [近刊 b])、第7章(佐藤 [2006c])は、初出時の構成を基本的にとどめているが、いずれも全編にわたって大幅な加筆修正を施してある。第3章から第5章は、佐藤 [2000b; 2001c; 2002a; 2004b; 2005b; 2006b]での論述を生かしつつ全面的に構成し直したものである。とくに第3章の後半は書き下ろしの内容を多く含んでいる。

第3章は、1960年の独立から1993年の死去に至るまでの33年間にわたって存続した、F・ウフェ＝ボワニ（Félix Houphouët-Boigny。以下ウフェ）初代大統領の支配体制に焦点をあてる。ウフェの支配は「個人支配（personal rule）」（Jackson and Rosberg [1982]）、「新家産制（neopatrimonialism）」（Fauré [1989]；Crook [1989]）との形容もなされる大統領支配体制であったが、この章ではその統治を安定的に支えた諸条件について具体的に分析を加えるとともに、この時期にPDCIが果たしていた統治的結社としての位置付けと役割を考察する。さらに、「統合的革新」の課題に関するウフェの見解と対応についても分析を行い、そこに「ナショナリスト」としての性格が認められることを示す。

第4章は1990年の民主化から1999年12月の軍事クーデタ直前までの時期を扱う。この時期は民主化とウフェ死去というコートディヴォワール政治史上の大きな転換が起こり、その局面転換の中で、その後の政治情勢を強く規定し、社会的にも影響を波及させていくことになる「イヴォワール人性」の問題が浮上した時期である。この章では、この時期に生じた複数政党制への移行、PDCI内部での権力闘争、ウフェの死去と後継のH・K・ベディエ（Henri Konan Bédié）体制の発足、ベディエ体制下の与野党対立と「イヴォワール人性」問題の登場などについて包括的に記述するほか、本研究の大きな問題意識に関わる2つの論点について踏み込んだ分析を行う。第1には、国民議会の占有率に照らして一党優位体制と評価されるこの時期のPDCIが、実際の得票においてはそれほど圧倒的な支持を勝ち得ていたわけではなかったことを、選挙結果の詳細な分析を通じて明らかにする。第2には、PDCIによる一党優位体制の裏返しとしてさしたる存在感を示せなかったこの当時の野党について、統治エリートとしての性格から分析を加える。

第5章は、軍事クーデタから民政移管までの時期に焦点をあて、ウフェ後継の座をめぐる権力闘争を行ってきたベディエとA・D・ワタラ（Alassane Dramane Ouattara）元首相の2人に加えて、R・ゲイ（Robert Guéi）軍事政権首班とL・バボ（Laurent Gbagbo）FPI党首という2人が新たに台頭することで、多極的な対立構図が構築されるに至った経過を扱う。民主化とポスト・ウフェによって規定される1990年代の第1の局面転換を引き継ぎつつ、政治対立における新たな局面が到来したのがこの時期であったわけだが、この章では、第4章での分析と合わせて、民主化後のコートディヴォワールの政党制が「少数者のゲーム」とも言うべき性格を顕著に見せたことを示す。またこの章では、ウフェ期の支配体制を支えた条件の一つであった軍事的秩序が弛緩、崩壊する過程をやや時代を遡って示すことで、軍事クーデタがコートディヴォワールにおける中期的な変化の産物であるという点についても論ずる。

第6章では、独立以来長らく、アフリカにおける政治的安定の代名詞と称賛されてきたこの国の政治がなぜ1990年代半ば以降、不安定化の一途をたどったのかという大局的な問題意識を念頭に置きながら、2002年9月に勃発した内戦での和平プロセスにおけるバボ大統領の姿勢に焦点をあてて分析を行う。そこでは、1990年代以降の政治状況とこの内戦が密接な関係を有するとの前提に立ち、政治史上の既存の条件の連続性を考慮に入れながら、和平プロセス下においてFPIという統治的結社がどのような性格を持つに至り、政党制が全体としていかなる構造を取ったかを解明する。とくに、和平プロセスの進展ぶりが、軍事政権期の局面転換の産物として出現した多極的な対立構図に強く支配されたことが明らかにされる。またこの章では、紛争研究への貢献を視野に入れた憲法と和平合意の關係に

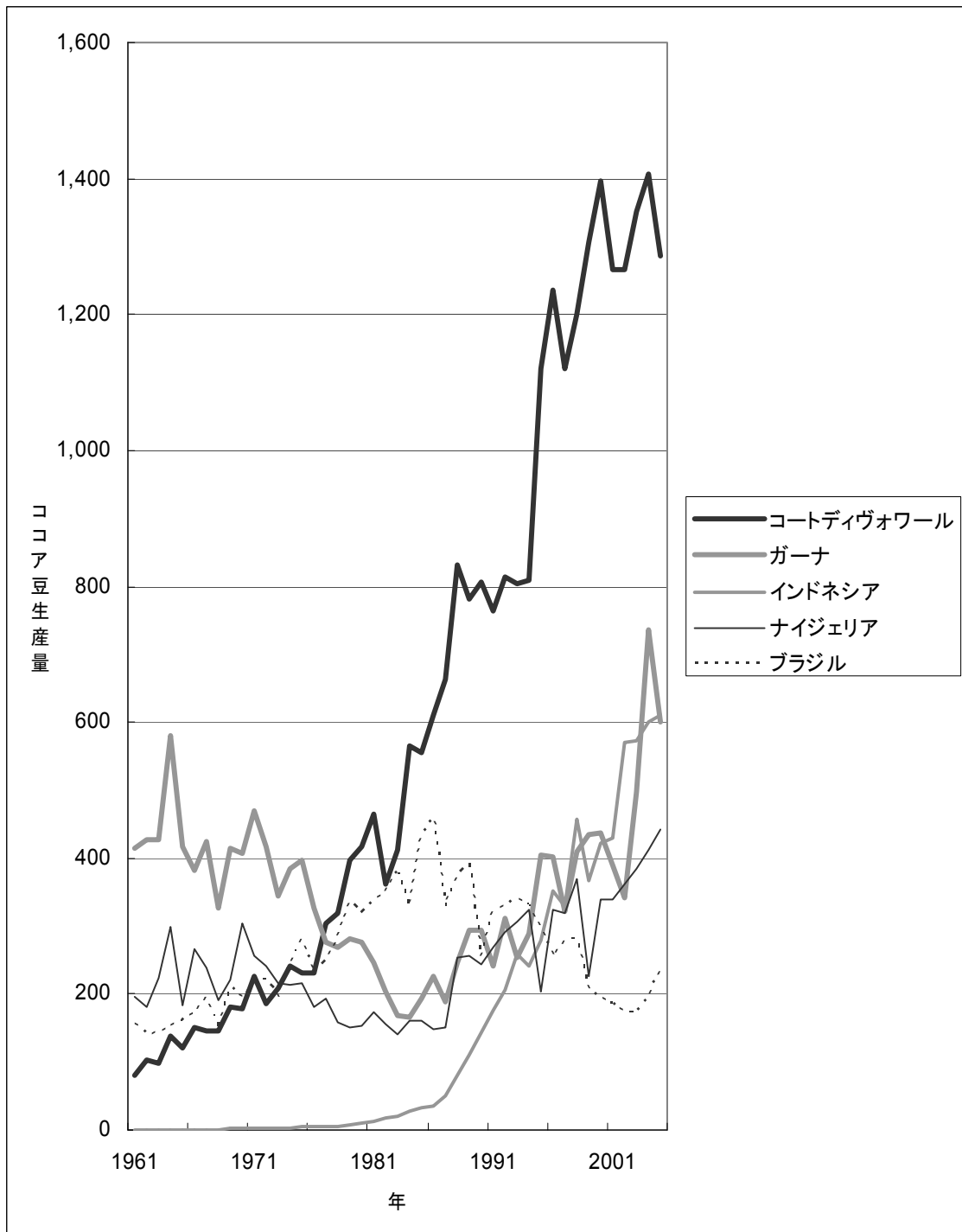
関する議論も提示するほか、現在進行中の和平プロセスに深く関わる「ワガドゥグ合意」後の状況を踏まえたカレントな展望も示すこととする。

第7章は、第1～6章での主導的政党に関する具体的論考を踏まえ、コートディヴォワール植民地においてアフリカ人の政治活動が開始された1940年代から今日に至る70年近くの時期を包括的に捉え、結社史の観点からコートディヴォワール国家を俯瞰することに取り組みたい。そこでは、「国家－中間集団－個人」という問題系で考えるという、真島[2006]が提示している枠組みに依拠し、統制的結社によるイデオロギーの構築という現象に着目して、1990年代以降の差別的排除的実践が持つ歴史的位相と特質を解明する。この章での考察は、具体的な記述に主眼を置いて進められる本研究を、今日のアフリカ政治研究における最大の焦点とも言えるアフリカ国家の問題と、本研究の中心的な問題関心である「近代再考」という課題に向けて送り届けることを狙いとしたものである。

最後に結論では、本研究の成果を総括し、序論で提起した諸問題に照らしての本研究の意義を再確認するとともに、コートディヴォワールの今後と、それに対峙するアフリカ研究の今後のあり方について長期的視野に立った展望を示すこととしたい。

図0-1

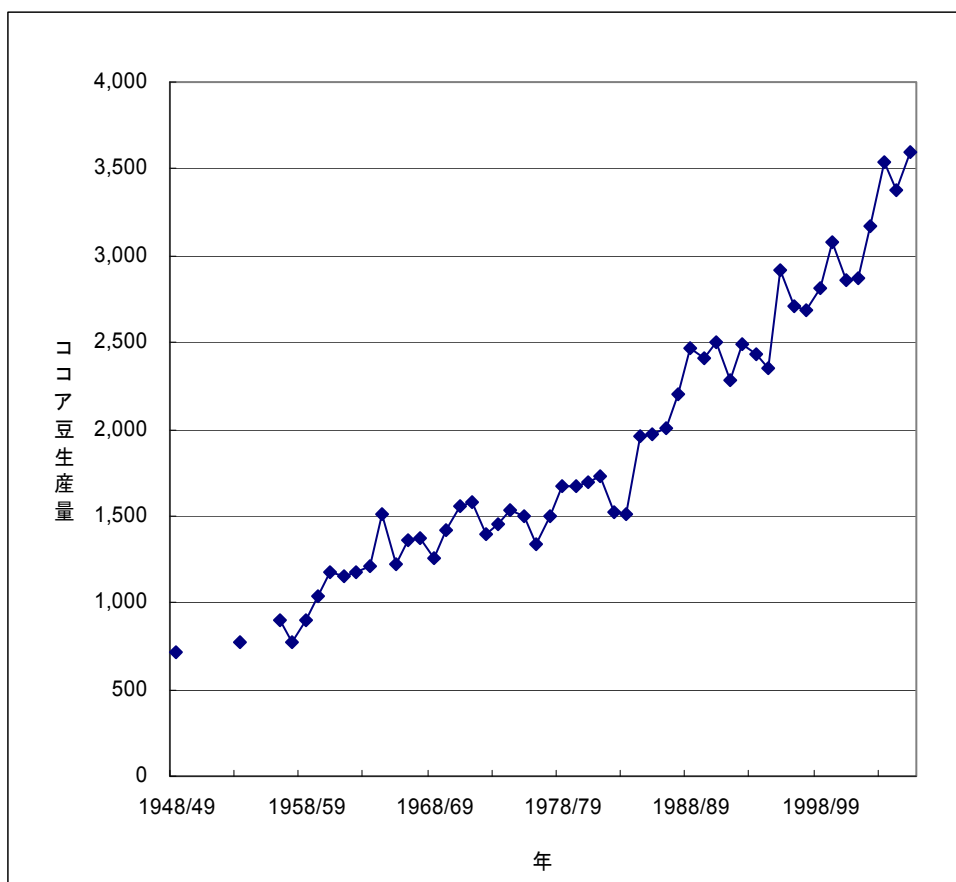
主要5大生産国におけるココア豆生産量の推移 (1961~2005年; 単位: 千トン)



(出所) FAO (<http://faostat.fao.org/site/526/default.aspx>) のデータ (2007年4月4日ダウンロード) に基づき、筆者作成。

図0-2

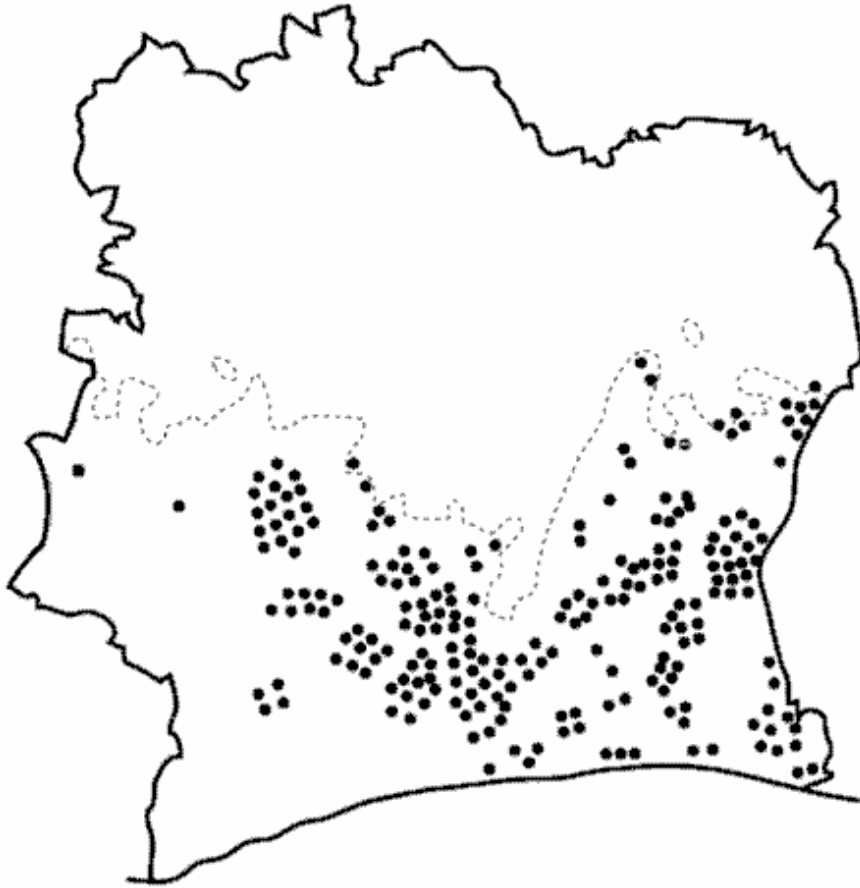
ココア豆の世界総生産量の推移 (1948/49~2003/04年; 単位: 千トン)



(注) 1948/49年度は、1946/47~1950/51年度の平均値、1953/54年度は、1951/52~1955/56年度の平均値をそれぞれ示した。

(出所) FAO, *Cocoa Statistics*, 9(1), 1966, p.5; ICCO, *Quarterly Bulletin of Cocoa Statistics*, 31(4), Cocoa Year 2004/05, Table 1; ICCO [2006: 13] より、筆者作成。

図0-3
コートディヴォワールにおけるココア生産地域



(凡例) 点線は、森林とサバンナの境界を示す。点線より南部が、植生上、ココア・コーヒーなどの熱帯換金作物の可能な地域となる。図中の黒丸は、1982年のココア生産量を模式的に示したもの（黒丸1つで1000トンに相当）。

(出所) 真島 [2007: 300] より部分転載。

第1章

胚胎した統治的結社

——「プランター主導」組織 SAA の実像——

はじめに

19世紀後半に本格化した西欧列強による西アフリカの分割は20世紀への転換期にはほぼ完了し、フランスは、463万km²あまりにおよぶ広大な版図を支配下に収めた。この版図は、今日のセネガル、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、コートディヴォワール、ギニア、ベナンの7カ国に相当する。この広大な領土は、それぞれ固有の植民地総督を頂く複数の植民地に分割され、それをセネガルのサンルイ（Saint-Louis）に置かれた総総督府が統括する植民地連邦の形態で統治された（総総督府は1902年にダカール〈Dakar〉に移転した）。この植民地連邦が、「フランス領西アフリカ（Afrique occidentale française: AOF）」であり、コートディヴォワール植民地（Colonie de la Côte d'Ivoire）は、その構成植民地の一つである。

同植民地が、「コートディヴォワール」という名前とともに正式に植民地として創設されたのは1893年のことである。この当時、同植民地でのフランスの実効支配は、拠点が設置された沿岸部にとどまっていた。内陸部への実効支配は、その後ほぼ四半世紀を要する「平定（pacification）」という名の武力制圧によって実現されることになった。その名に冠された“côte”（フランス語で「海岸」の意）という単語とは裏腹に、海岸から内陸へ600kmも入り込み、半乾燥サヴァンナ帯まで至るその領土は、植民地平定の歴史を如実に体現したものである。

フランス統治下においてアフリカ人は、フランス市民（citoyen）としてではなく、市民権を持たない植民地臣民（sujet）という身分に置かれ、人頭税や強制労働などの過酷な義務を負わされた。植民地統治下で迎えた2度の世界大戦の際には、兵士・軍属として数万人が徴用されたほか、植民地にとどまった者たちにも産品供出を強いる植民地当局から厳しい圧力が加えられた。当局が課すこういった義務に違反した者は、フランス人と同じ裁判は受けられず、「原住民法（indigénat）」の適用によって植民地行政官から懲罰を受けた。アフリカ人向けの教育機関は存在したが、フランス人と同じ学業修了免状は取得できなかった。このように植民地下のアフリカ人は、さまざまな差別的な待遇を強いられることになった。近代国家は、過酷な暴力と人種差別とともにこの地に到来したのである。

その後の脱植民地化の流れにつながるようなアフリカ人による政治活動の最初の動きは、

1930年代から現れてくる。相互扶助や親睦を主目的とする結社に混じって、この頃には、明らかに政治的な志向を持つ結社がいくつか結成されている¹。その後、「戦争努力 (effort de guerre)」の名のもとに植民地臣民が苛烈な供出圧力にさらされた第2次大戦期に結社活動はいったん停滞したが、大戦終結後には再び活発となった。その中から、コートディヴォワール植民地における1940年代の政治史において最も重要な役割を果たした組織であるアフリカ人農業組合 (SAA) が登場した。

まず、1945年8月に実施されたアビジャン地方評議会²の議員選挙では、複数の組織の連合体である「アフリカ人連合 (Bloc africain)」が勝利を収めたが、これは、SAAを中核に結成された連合体であった。また、当時、SAAの委員長を務めていたウフエは、同年11～12月に実施された憲法制定議会議員選挙に勝利し、コートディヴォワール植民地の代表として宗主国であるフランス本国の議会で活動した。1946年にコートディヴォワール民主党 (PDCI) が結成された時、SAAは重要な母体の一つとなった。1960年に共和国として独立した時、コートディヴォワールは、ウフエを大統領とし、PDCIが国民議会の全議席を独占する一党制国家であった。以来、同国では、1990年代に入るまで、ウフエ-PDCI体制が維持されてきたが、この政治体制の歴史的起源の一つがSAAにあることは疑いのないことである。この時期のSAAないしPDCIは、まだ植民地統治に実質的な影響力を振るうには至ってはいないものの、後の統治的結社はまさにこの時に胚胎したのである。

SAAは、コーヒー・ココア生産に従事するアフリカ人プランター³の組合として創設され

¹ この時期の結社については、Zolberg [1969]、Mundt [1987]、Bakary [1984]、Amon d'Aby [1951]、Chauveau et Dozon [1988] を参照。

² 植民地統治下の地方行政は、管区 (cercle)、準管区 (subdivision)、カントン (canton)、ヴィラージュ (village) からなる階層構造を取っていた。管区と準管区は総督府直属の行政官 (administrateur) を行政長とし、カントン、ヴィラージュにはアフリカ人から任命された行政首長 (chef) が置かれた。これとは別に一部の都市が、コミューン (commune) という行政単位として認定されていた。コミューンには段階的な級種があり、級種に応じて、予算規模や、行政長・評議会の有無と任命方式が定められていた。1947年以降は5段階の級種が設けられ、行政長と評議会 (地方議会にあたる) をコミューン住民の普通選挙で選出する権限を持つ完全コミューン (commune de plein exercice) を筆頭に、以下、中級コミューン (commune de moyen exercice)、現地コミューン (commune mixte、上位級種から順に第3級、第2級、第1級があった) となっていた。コートディヴォワールで最も早くコミューンとなったのはアビジャンで、1939年に第2級現地コミューンに認定され、制限選挙で選出される評議会を持つことが認められた。選挙は第2次大戦勃発で延期され、1945年8月によりやく実施された (Amon d'Aby [1951: 47] ; Thompson and Adloff [c.1957: 185])。

³ 英語の "planter" と "plantation"、ならびに日本語の「プランター」と「プランテーション」はいずれも「経営規模が大きい」という意味を含んでいる。他方で、コートディヴォワールについて論じたフランス語の文献において、"planteur" ならびに "plantation" という用語はそれぞれ「農民」、「農場」を指すごく一般的な表現として使われており、経営規模の大小に関する意味は希薄である。英語・日本語の感覚では重複した表現と捉えかねられない、「大プランター (gros planteur)」なる表現がごく普通に使用されることは、フランス語におけるこれらの用語の特徴を物語っている。本論で「プランター」ないし「プランテーション」と言う場合、いずれも基本的にはフランス語における意味にならって使用している。ただ、日本語の語感に留意して、あまりにも規模が小さい場合には、「プ

た組織であることが知られている。組合員となるためには、2ヘクタールのコーヒー園あるいは3ヘクタールのココア園を所有していることが必要条件であった。組合員数は設立翌年には2万人に達したとされる。すなわち、SAAは、ココアとコーヒーという換金作物生産の発展と密接に結び付いて登場したのであり、「ココア共和国」的状況の中で生み出された組織としての性格を有する。

SAAは、労働組合や学生組織などの都市部居住者が主導した独立運動が多かったアフリカ諸国の経験に照らして特異な例として注目されてきた。この点に着目して、コートディヴォワールの独立運動は、通説的には、「プランター主導」の運動だと指摘されることが多い(Morgenthau [1964]; Amin [1967]; Zolberg [1969]; Fauré et Médard [1982])。しかしながら、この通説は、SAAの組織や当時のコートディヴォワール植民地におけるプランターの実像についての具体的な理解を踏まえたものとは言い難いところがある。

例えば、植民地期コートディヴォワールにおけるアフリカ人プランターの数については、「1945年」の段階で「2万人」とする説(Morgenthau [1964: 175, 177])、「2~3ヘクタール以上の経営面積を持つプランター」が「2万人」とする説(Fauré et Médard [1982: 127-128])、「1958年に2万人存在した」とする説(Rapley [1993: 35])、「1965年に2万人の豊かなプランター階級が存在した」とする説(Amin [1967: 279])と実にさまざまである。また、SAAとプランター階層全体の関係についても、当時のプランターのほぼ全員を組織化したとする説(Morgenthau)、2~3ヘクタール以上の農場を所有する者をほぼ全員組織化したとする説(Fauré et Médard)、組織率は地域によって大きな差があったとする説(Zolberg [1969])と、諸説紛々として定まらない。一口に言って、当時のコートディヴォワール植民地において、コーヒー・ココア生産に携わるプランターたちが全体としていかなる特質を持つ階層であったのかという問題と、これらプランター階層とSAAがいかなる関係にあったのかという問題については、全体として混乱した研究状況にある。

このことを踏まえ、本章では、SAAとココア部門の関係を正確に捉えるためのいくつかの考察に取り組んでみたい。それは、コートディヴォワールにおける統制的結社の歴史を再構成しようとする本研究の試みにおいて不可欠なものである。まず、第1節では、SAAの政治的役割と社会経済的背景が先行研究においてどのように論じられてきたかを確認し、いくつかの重要な研究成果に依拠して、「プランター主導」観の相対化がコートディヴォワール研究における正当な課題であることを示す。次いで、第2節では、植民地という文脈におけるSAAの歴史的意義を考察する。ここでの狙いは、従来、独立運動という文脈にのみ偏っていたSAA評価の視軸を相対化することにある。そして、第3節では、組織化と指導体制の問題に注目して、SAAの組織としての特徴を考察することにした。

ランテーション」ではなく「農場」を用いた。「プランター」は「農民」とほぼ同義で使ったが、先行研究において"planteur"という用語を用いて議論が進められてきたことを尊重して、あえて統一はしなかった。

第1節 SAAの政治的役割と社会経済的背景——先行研究の整理

前述した通り、同国の独立運動に関しては、SAAの創設からPDCIへと至る流れを主脈とみなし、これを「プランター主導の独立運動」として描く観点が顕著であった。SAAの政治的役割については、植民地期の選挙における成功と、後に一党制を敷くことになるPDCIの母体となったことを冒頭で指摘した。これに加えて特筆すべきことは、SAAが、ウフエという政治家の政治的キャリアの出発点となったことである。ウフエは、AOFにおける強制労働廃止⁴やアフリカ民主連合（RDA）⁵の創設といった活動から、アフリカ全体の独立運動史において重要な位置を占める政治家であるが、このこともSAAが注目されてきた理由の一つである。

SAAからPDCIへという流れは、コーヒー・ココア生産に従事するプランターたちの組織化によって実現されたものと解釈されてきた。例えば、アミン（Samir Amin）は、コーヒー・ココア生産に従事する「富裕なプランターたち（*planteurs riches*）」がコートディヴォワールの経済成長の担い手であり、「プランター・ブルジョワジー」という階級を構成していると考えた。さらにアミンはこの階級の政治的役割を重視し、同国の独立運動がプランター利益の要求運動としての性格を持つことや、独立後政権におけるプランターの強固な影響力の存続を主張した（Amin [1967: 277-281]）。これは、PDCIを富裕なプランターたちの利益代表とみなす見解であった。また、モーゲンソー（Ruth Schachter Morgenthau）もむ、AOF構成植民地における政党発展史を比較研究した著作において、コートディヴォワール植民地における特徴は、プランターの組合（すなわちSAA）を母体とした政党（すなわちPDCI）が中心的な役割を担ったことにあると指摘している（Morgenthau [1964: 166]）。「プランターの主導性」を強調するこのような解釈は、とりわけ1960年代の研究において強く見られるものであるが、今日なお、通説的理解としてしばしば言及される（例えば、Widner [1993: 41]）。

これに対して、1980年代に入ってから、「プランターの主導性」という歴史解釈に修正を迫る研究成果が少しずつ発表されるようになった。バカリーは、PDCI選出議員が常に過半数を占めたコートディヴォワール植民地議会（*Assemblée territoriale*）⁶議員の社会経済的な特徴を分析し、これらの議員の中にプランターを職業とする者がきわめて少なかったこ

⁴ AOFでは、原住民法下にあるアフリカ人に対し、年間一定期間の労役を課す制度があった。これが強制労働である。フランス憲法制定議会議員であったウフエが代表者となって提案された強制労働廃止法案は1946年3月1日に可決された。この一件は、ウフエをして、一躍、西アフリカにおける独立運動の「ヒーロー」たらしめたと言われる（Zolberg [1969: 74]）。

⁵ RDAは、1946年10月にバマコ（Bamako。現マリ共和国の首都）での結成大会において設立された、AOFにおけるアフリカ人政治運動の地域横断的な連帯組織である。初代議長に選出されたのはウフエであった。RDAは各植民地に支部を置く形で編成された。PDCIの正式名は序論で表記したとおり「PDCI-RDA」であり、「RDAのコートディヴォワール支部」との位置付けである。PDCIは現在でもなお「PDCI-RDA」を正式名称としているが、本研究の記述では、以後PDCIとのみ表記することとする。

⁶ 植民地期の議会制度については、第2章で詳述する。

とを実証的に示している (Bakary [1984])。表 1-1 がバカリーの分析結果であるが、これを見ると、職業上「プランター・トレーダー (planter-trader)」に分類される植民地議会議員は、1947～1950 年には議員 27 名中 2 名、1952～1957 年には 27 名中 7 名、1957～1959 年には 48 名中 8 名と、いずれも少数であることがわかる。

アフリカ人政治家たちの社会経済的特徴に注目して、独立運動における「主導性」を述べるならば、1980 年代以降の研究によって強調されてきたのは、むしろ「高学歴の植民地官僚」の「主導性」である (Bakary [1984: 29] ; Hecht [1983: 50-53])。表 1-1 から読み取れるように、最終学歴がウィリアム・ポンティ校 (Ecole Normale William Ponty)⁷ 卒ないし大学卒の者は 1947 年から 1959 年までを通じて過半数に上る。そして、職業についても、「公的部門」、すなわち植民地行政の職に就いていた者が常に半数以上を占めていたのである。

また、ラプレイは、コートディヴォワール植民地で最初にプランテーション・ブームが起こった 1920～1930 年代当時のアフリカ人プランターは、農業労働者か植民地政府の公務員からの転身者が過半を占めると指摘している (Rapley [1993: 28-30])。さらにラプレイによれば、植民地期にプランテーション経営で財をなした政治家たちは、独立前後の時期から非農業部門への投資を積極的に開始し、自らの資産基盤をそちらへシフトさせていった (Rapley [1993: 34])。政治家たちがこの時期に行った資産基盤のシフトはかなり大規模なもので、この結果、ラプレイの指摘によれば、製造業の新規設立企業に対するプランターからの投資の比率は、1970 年代初めまでには 10% 程度にまで低下したという (Rapley [1993: 104])。このラプレイの分析は、当時の社会経済的変容がかなり激しく、1940 年代から 1960 年代にかけての 20 年間を通じてプランター階層なるものが安定的に存続していたわけではないということを強く示唆するものである。

以上の研究成果は、コートディヴォワール植民地の独立運動におけるプランターの役割について再検討を促すものである。SAA から PDCI へという流れが政治史上の主脈であることは間違いないが、この流れをプランターという単一の階層に主導されたものとして一面的に解釈することは明らかに不適切である。主たる組織化対象がプランターであったことに着目して「プランターの組織」や「プランター的主导性」を語る、従来の了解からさらに一步踏み込んで、当時のコートディヴォワール植民地におけるプランターの階層的特徴、SAA とプランター階層の関係、SAA と政治家たちとの関係といった論点について、精密な歴史像を描く試みが必要な時期にきていると言えよう。

さて、本章が設定する「プランター主導」観の相対化という課題は、第 1 には、このような研究史の流れを踏まえたものである。ただ、この研究課題は、単に植民地期コートディヴォワール史のみにはとどまらない意義も有している。この第 2 の意義について若干の考察を行い、本章の考察の持つ射程についてさらに補足をおきたい。

「プランター主導」観の見直しが 1980 年代に入ってようやく着手されたということは、

⁷ 植民地行政に携わるアフリカ人人材を育成するために設置された高等教育機関の一つ。セネガル植民地のサンルイに置かれていた師範学校 (Ecole Normale des Instituteurs) を前身とし、1913 年のゴレ島 (Ile Gorée) への移転の際にこの名に改称され、教師だけでなく、医師、薬剤師、獣医などの育成にもあたる機関として改組された。ウフェはここで医師養成課程を修め、植民地臣民を対象とした医療活動に従事する「アフリカ人医 (médecin africain)」の資格を取得した。

見方を変えれば、「プランター主導」観が独立から 1970 年代までを通じて温存されてきたことを意味している。独立以来、コートディヴォワールはコーヒー・ココアの輸出を主たる基盤として急速な経済成長を続け、同時にウフエ政権も盤石の安定性をを見せていた。この現実の前で、「政権がコーヒー・ココア部門の統制に成功し、それゆえ政権が安定している」という解釈が疑われる余地はあまりなかった。別の言い方をすれば、コートディヴォワールは、アフリカにはまれな「安定と成長」を実現した国として、「例外」扱いされたがゆえに、政治経済システムの批判的な検討の対象とされてこなかったのである⁸。

ここにはさらに、当時国家元首として君臨したウフエのイデオロギー戦略の影響も介在している。ウフエは在任中、同国経済におけるコーヒー・ココア部門の重要性を常に強調し、生産者に対する「共感」を表明しつつ、生産を奨励してきた。「金持ちになりたければココアの木を植えろ」という有名な演説⁹や、自ら「農民 (paysan)」と呼ばれることを好んだという挿話が端的に物語るように、ウフエは農本主義的な価値観を提示し続けてきた統治者である。これは間違いなく、コーヒー・ココア農民の生産インセンティブを価値観の面から鼓舞する環境をなした。同時にウフエ政権は、このような価値観を表明することによって、政府が流通公社¹⁰を通して農民に相対的に重く課税しているという事実の隠蔽に成功したと言える。コーヒー・ココア部門が生む利益を流通公社を通じて国家が蓄積し、再投資するというシステムこそ、コートディヴォワールの経済成長の基本的な「モデル」であったが、このシステムを順調に機能させるうえでウフエの農本主義的価値観は重要な役割を果たしたのであり、その意味において、この価値観は、「安定と成長」を確立するための国家的イデオロギーであったと言える¹¹。

⁸ このことは、アミンの所説をめぐる論争が象徴的に物語っている。アミンは、コートディヴォワールが急速な経済成長を続けていた最中に、コートディヴォワール経済が早晩停滞するであろうことを主張した（そもそも Amin [1967] の主題はこの点にあった）。アミンの主張に対する批判は、1980 年を境にコートディヴォワール経済が実際に停滞を始めた時になって数多く登場した。その多くは、「この停滞はアミン・テーゼの妥当性を意味するものではない」という主旨のものであった (Gastellu et Yapi [1982]; Fauré et Médard [1982]; Hecht [1983]; Bakary [1984])。すなわち、アミンの所説に対する批判が行われるには、コートディヴォワール経済の停滞が現実のものとなるのを待たねばならなかったのである。

⁹ 1953 年 3 月 17 日のディンボクロ (Dimbokro) での地方遊説のおり、ウフエは次のように演説したとされる。「小屋住まいで終わりたくなかったら、一念発起してすばらしいココアとすばらしいコーヒーを育てるんだ。高値で売れて、金持ちになれる」(Zolberg [1969: 151] が引く *France-Afrique Abidjan* 紙の記事から)。これは彼のコーヒー・ココア生産奨励の姿勢を物語る発言として、さまざまな研究者によって引用されている。

¹⁰ コートディヴォワールで産出されるココアとコーヒーは、植民地期末期から、政府が公定価格で独占的に買い付け、輸出する体制が堅持されてきた。独立後にこの体制を担ってきたのが、1962 年に設立された農産物価格安定支持公庫 (Caisse de stabilisation et de soutien des prix des productions agricoles: CSSPPA。本研究では、以下、通称である CAISTAB〈ケスタブ〉を用いる) である。CAISTAB は 1999 年に、流通自由化政策の一貫として解体されている。

¹¹ 序論でも簡単に紹介したヘクト (Robert Hecht) の研究によれば、独立から 1970 年代までの「奇跡」とも称される経済成長下において、コートディヴォワールのコーヒー・ココア生産農民の所得の伸びは、実質 GDP の伸びをはるかに下回っていた (Hecht [1983])。

このような農本主義的イデオロギーに対して、「プランター主導」という歴史解釈が、きわめて適的なものであったことに注意したい。「プランター主導の独立運動」という認識に立つ場合、コーヒー・ココア部門の「重要性」は、コートディヴォワール国家の政治的基礎にまで敷衍されるからである。実際、「農民」ウフエが1944年にSAAを結成してPDCIの礎石を築き、ウフエ-PDCI体制が、農民と農業を支援することによって経済成長と政治的安定を実現したという筋立ては、コートディヴォワール史についての常套的な理解のあり方なのである¹²。その意味で、「プランター主導」観は、ウフエの農本主義的イデオロギーの不可分の一部として機能していたのであり、コートディヴォワールの建国神話を補強した土台であった。

したがって、「プランター主導」観の相対化を図るに際しては、次の2点を念頭に置く必要がある。第1に、1980年代という時代が、コートディヴォワール国家にとっての転換点であったと同時に、コートディヴォワール研究にとっても大きな転換点であったこと、第2に、ウフエの農本主義的イデオロギーを研究主題として対象化する作業が必要であること、である。「プランター主導」観の相対化という課題の意義は、この2点からさらに補強されると言えよう。

第2節 SAAの登場——植民地という文脈における意義

SAAの政治史上の意義は、主に独立運動という文脈からのみ論じられてきたと言ってよい。しかし、1940年代のコートディヴォワールを論ずる際に考慮すべき点は、この植民地が、フランス植民地帝国の一部であったということである。実際、SAAの創設には、熱帯産品増産という植民地当局の経済政策や、フランス本国での政治情勢などが大きく関わっていた。本節では、このような「植民地状況」を考慮に入れて、まず、SAA創設の経緯と組織としての性格から検討することにした。

にもかかわらず、コートディヴォワール政府は、これら最も重要な輸出産品を生産する農民の生産意欲を減退させることなく、また、不平等な分配に由来する深刻な社会的政治的危機を経験することなく、独立以来20年にわたって政治的な安定と経済成長を実現したのだった。この状況を指して、ヘクトは、同国のコーヒー・ココア生産部門を「金の卵を産むガチョウ」になぞらえ、政府が「ガチョウを殺さず卵を搾り取った」のだと警句的に表現している。生産奨励と重税をセットとした農業政策を取ったほかのアフリカ諸国——ヘクトが挙げるのはシエラレオネ、ガーナ、ナイジェリア——が一様に農業生産の減退を招き、政策的に挫折したのとは対照的に、コートディヴォワールは例外的な成功を収めたというわけである (Hecht [1983: 26])。この点についてヘクトは、生産者価格ならびに各種補助金、農業労働力の供給、土地政策、民間流通部門の活用といった点から説明を試みているが、ウフエの農本主義的イデオロギーがもたらした効果もここに付け加えるべきであろう。

¹² 事実、コートディヴォワールに関する研究は、しばしば、ウフエの農本主義的な姿勢を「論拠」として、同国の農業政策を論じてきた。例えば、ワイドナーは、コートディヴォワール政府は農業部門に対して「好適な (favourable)」政策環境を作り上げてきたのだと主張し、その論拠の一つとして、国家元首であるウフエが農民出身であったことを挙げている (Widner [1993: 41-43])。

今日のコートディヴォワールの領土におけるココア生産は1880～1890年代から複数の箇所で行われていたが¹³、おおかたの農園はさまざまな理由により放棄され、1905年になっても生産量はわずか2トンにとどまった (Baron [1949] ; Chauveau and Léonard [1996] ; Thompson and Adloff [c.1957] ; *Mémorial de la Côte d'Ivoire*, tome 2: pp.57, 176)。植民地当局がココア増産に乗り出すのは、1908年に就任したアングルヴァン (Louis Gabriel Angoulevant) 総督の時代からである。新設された農業試験場で種苗開発ならびに栽培法の研究が進められ、1913年頃からは、東南部アンデニエ (Indénié) 地域などで栽培が強制された。しかし、当初は住民の反発が強く、生産量は伸び悩み (Suret-Canale [1971(1964)] ; Thompson and Adloff [c.1957])、徐々に増産が始まるのは1920年代に入ってからのことである (Chauveau and Léonard [1996: 179])。

栽培適地であり、かつココアという製品の存在が知られていたにもかかわらず、英領ゴールド・コーストよりも四半世紀ほど本格的な栽培が遅れた理由としては、そもそも植民地当局が「平定」作戦や行政制度の整備などの実効支配の確立に忙殺されており、農業開発を行える体制になかったことが挙げられる¹⁴。

コーヒー生産はココアよりやや遅れて1930年代に本格的に推進された。世界恐慌後の経済復興という課題のもと、レスト (Dieudonne-François Reste) 総督時代 (1931～1935年) にはアフリカ人による生産が積極的に奨励された。国際的な好況と当局の支援策 (技術指導や苗木の無料配布など) によって、アフリカ人プランターは着実に増加し、これに伴って生産・輸出量も飛躍的に増加した。1920年に1036トンだったココアの輸出量は、1930年には2万2239トンへと急増し、1939年には5万5189トンに倍増した。他方コーヒーも、1930年に445トンだった輸出量が1941年には2万8415トンに急増したのである。

さて、SAAは、このようにコーヒー・ココア生産が順調に成長を続けていた1944年に創設されたが、創設の経緯にはフランス本国の政治情勢と植民地政策の変化が深く関係している。フランス本国が、ナチス・ドイツの占領政権であるヴィシー政権下に入ったこと (1940年) に伴い、コートディヴォワール植民地では、ヴィシー派の総督によってアフリカ人プランターに対する露骨な差別的政策が実施された。それは一つにはアフリカ人プランターに認められていた強制労働の利用権の剥奪である。AOFでは、植民地臣民 (アフリカ人) に年間一定期間の公的労役を提供させる強制労働の制度があったが、1925年の政令によって、私営プランテーションにおいても強制労働を利用する権利が認められていた (Morgenthau [1964: 169])。これは、アフリカ人自らが生産者となることで生ずる労働力不足を解消する狙いがあった。植民地政府と入植者は、労働力供給源である強制労働の利

¹³ コートディヴォワールにおけるコーヒー・ココア生産は、貿易商・駐在官であったヴェルディエ (Arthur Verdier) によって1880年代末に最初に試みられ、それ以後、ヨーロッパ人入植者によって生産が行われるようになったとの指摘がある (Prey [1977: 24-25])。初期の試みはこのように入植者や宣教団が行っていたものが多かったようである。ただ、Chauveau and Léonard [1996] は、リベリア国境部に近い地域で地元民による栽培が試みられていた事例を紹介している。

¹⁴ 1910年代までの植民地産品は、コーラ、ゴムなどの自生作物の採集に依存していた (Domergue [1976: 37] ; Chaléard [1996: 87])。また、ココア栽培の本格化が英領ゴールド・コーストより遅れた理由としては、コートディヴォワールの生産条件に適した苗や栽培法の確立に要した時間差ではないかとの指摘もある (Stryker [1974: 14])。

用からアフリカ人生産者を排除することで、第2次大戦勃発とともに深刻化した労働力不足の解決を図ったのである。もう一つの差別的政策は、アフリカ人の経営する農場の破壊である。戦時下での物資不足によるインフレに対応するため、生産量を抑制して輸出価格を維持しようという狙いのもとに、植民地当局は、「不衛生な樹木の焼却」を表向きの理由としてアフリカ人の経営する農場を次々と破壊した。

1943年5月の対独レジスタンス活動の統一を受けてアルジェで発足したドゴール派を中心とする政権は、植民地首脳の刷新にも着手し、コートディヴォワール植民地には、ヴィシー派のレイ (George-Pierre Rey) に代えて、1943年8月にドゴール派のラトリーユ (André Latrille) が総督として着任した (平野 [2002: 281-287]; 真島 [2000a: 256])。副官である総督官房長には共産党系のランベール (Lambert) が同時に着任した。ヴィシー期の優遇政策の結果、入植者の多くはヴィシー派であり、ドゴール派の新首脳との関係は当初から陰悪であった。SAAの創設はラトリーユの着任直後に許可されたものだが、それはヴィシー派の切り崩し策としてラトリーユが画策したものである。当時のコートディヴォワールでは入植者が主導するコートディヴォワール農民組合 (Syndicat agricole de la Côte d'Ivoire: SACI) があり、植民地政財界に強い影響力を振るっていたが、ラトリーユはSACIに加盟するアフリカ人プランターに対して、分派して独自の組織を作るよう働きかけたのである。これがSAA創設を後押しする大きな背景となった。

SAAは1944年7月10日に開かれた非公式会談で創設が決定された。この非公式会談に参加していたのは、ウフエのほか、G・カッシ (George Kassi)、J・アノマ (Joseph Anoma)、A・L・トゥレ (Amadou Lamine Touré)、D・ジヤビ (Djibril Diaby)、G・ダディエ (Gabriel Dadié)、F・ブル (Fulgence Brou)、A・ドニーズ (Auguste Denise) で、この8名が創設幹部となった。圧力団体としてのSAAの目標は、同年9月の発足総会において次のように示された。すなわち、アフリカ人プランターへの生産報奨金の維持、販売協同組合創設による中間商人の排除、輸入品割当制度の導入による輸入衣料・農業物資の確保、労働力調達の円滑化である (Zolberg [1969: 67])。

当局の支援という設立経緯にうかがえるように、SAAは急進的な組織ではなかった。ヴィシー期に剥奪された公的な支援の復活を求めるコーヒー・ココア農民の利害と、当局の政治的な利害が一致したところに生まれたのがSAAであった。SAAは急速に組合員を増やし、その数は設立当年の1944年末には8548人、翌年には2万人に達した。このような急速な組織拡大も当局の意向の介在を示唆するものである¹⁵。

¹⁵ ただこの時期の「当局の支援」については留保が必要である。ロウラーは、SAA結成当時のアフリカ人農民の不満の要因として、ドゴール派が主導権を握った「自由フランス」期の徴発の過酷さにも注目する必要があるという重要な指摘を行っている (Lawler [1990: 88-89])。確かに、従来の研究には、戦時下のアフリカ人の不満の要因として、ヴィシー期の差別的政策のみを強調し、自由フランス期の行政当局の抑圧的態度を見過ごす傾向が見られる (例えば、Morgenthau [1964]、Zolberg [1969]、Gbagbo [1982] などにそれは見られる)。このような無視が生じた理由は2点考えられる。一つは、ヴィシー政府をナチス・ドイツの傀儡政権として賤視し、ドゴールの自由フランスを「解放者」として称揚する善悪二元論的態度のもとで、前者の行政介入のみが「悪行」として強調されたことである。もう一つは、独立闘争期のアフリカ諸国に関して「入植者対アフリカ人」という対立図式が研究者の間で一般的に共有されていたことである。コートディヴォワ

植民地行政府との連携と、そのかぎりにおいてのSAAの穏健路線は、設立後もしばらく堅持された。SAAならびにその代表であるウフェについては、フランス植民地支配における悪名高い強制労働を廃止したという「功績」が語られることが多い。前節でも触れたが、解放後のフランスで発足した憲法制定議会のコートディヴォワール植民地選出議員であったウフェは、強制労働廃止法案を同議会に提出し、同法案は1946年3月1日に可決された。しかし、この「功績」を反植民地闘争の文脈から過大に評価することは避けねばならない。この行動は決して植民地行政府ならびにフランス政府の意向に反するものではなかったからである。フランス政府はあらかじめ廃止する意向を固めており、事実、同法案は議会でまったく質問や意見が出されないまま可決された「マイナーな」議案であったという（Zolberg [1969: 74]）。コートディヴォワール植民地の入植者の間では強制労働制度の維持が強く望まれていたが、入植者を敵視したラトリーユは、廃止法案成立に先立ち、一定面積以上の農場を経営するアフリカ人に対して強制労働をすでに免除していた（Fauré et Médard [1982: 128]）。コートディヴォワール植民地選出の憲法制定議会議員であったレスト元総督も、強制労働廃止を容認する姿勢を取った¹⁶。強制労働廃止に関するSAAの方針は、当時の文脈に照らして決して急進的なものではなかったのである。

もちろん、強制労働問題についてのSAAの方針は、ラトリーユの意向のみを単純に反映したものだったのではなく、労働力の安定調達を求めるアフリカ人プランターの意向に合致するものでもあった。そもそも設立当初のSAAは強制労働の廃止を目指していなかった。発足総会で示された「労働力調達の円滑化」という目標は、具体的には、かつて認められていた強制労働の利用権の回復を意味していたのである（Morgenthau [1964: 177]）。

強制労働の廃止へと方針を転換する契機となったのは、設立直後の収穫期における労働力不足への対応という経験であった。第2次大戦終結直後で速やかな生産回復が求められていた状況のもと、より多くの労働力を調達する必要に迫られていたアフリカ人プランターが自発的な労働者募集に乗り出し、SAAはこれを支援した。SAAのリクルーターたちは、主たる労働力供給源である北部（今日のブルキナファソを含む）の政治的指導者¹⁷の支援を受け、さらに、強制労働時の公定賃金（日額3.5フラン）をはるかに上回る日額20フラ

ールは、仏領アフリカにおいて例外的に、農園を経営する白人入植者がある程度存在した植民地であったが、その数は、東アフリカの英領植民地とは比べものにならないほど少なかった。南北ローデシア、ニヤサランド、ケニア、タンガニーカでは、1946年には、合計41万6280km²の土地に14万2893人のヨーロッパ人が在住していた。同じ年にAOFでは、上記英領の11倍にあたる463万3985km²の土地に、2万5132人のヨーロッパ人が在住していたのみであった。平方キロあたりのヨーロッパ人居住者を計算すれば、英領は0.34人/km²、AOFは0.01人/km²であった（Gann and Duignan [1962: Appendix] ; HCR AOF [c.1957: 93-94, 101]）。入植者が果たした役割は、英領と仏領でかなり異なることが予想されるが、英領での入植者イメージに引きずられて、コートディヴォワールの政治史における入植者の「悪しき」役割が、過度に強調されているおそれがある。

¹⁶ レストのこの行動は入植者の怒りを買って、廃止法案成立直後の改選選挙（1946年6月）では彼は落選した。この選挙では強制労働存続を掲げるショック中佐（Lt.-Colonel Shock）が当選した。

¹⁷ モシ（Mossi）民族のモロ・ナバ（Moro Naba）とセヌフォ（Senoufo）民族のボン・クリバリ（Gbon Coulibaly）の支援がとくに重要であった。

ンを提示することで、4000～5000 人の自発的労働者の調達に成功した。SAAによる農業労働者の募集活動は、コートディヴォワールからガーナにかけての一带の労働力移動の流れを一変させる規模のものだったという。強制労働システムに依存せずに労働力を調達できる可能性が高まったことで、SAA幹部は、強制労働の廃止による労働者の自由移動を追求する方向へ方針を転回させたのであった（Morgenthau [1964: 177-178]）。

SAA が独自の労働力調達を行い、アフリカ人生産部門が発展を遂げていくことは、本国経済に寄与すべく「植民地開発」が追究された植民地期後期の戦略的位置付けにとっては、まったく自然なことであった。SAA の発展は、植民地の経済政策に合致するものだったと考えられる。

SAAについては、ヴィシー期の差別的政策に対する抵抗や、強制労働廃止といった側面に注目して、反植民主義的な性格を指摘する意見がある（例えばMorgenthau [1964]）。しかし、以上の検討を踏まえると、植民地当局とアフリカ人の対立という枠組みから、SAAを位置付けるのは適切ではないことがわかる。植民地当局がコートディヴォワールにおけるアフリカ人の政治活動をあからさまに警戒するようになったのは、RDAが結成された1946年末以降のこのように思われる¹⁸。本節での検討によれば、創設後しばらくの間は、SAAと植民地当局はむしろ友好的な関係にあったと見るべきであろう。アフリカ人生産部門の発展が当局の植民地開発の意向に適い、その状況下でSAAが着実に組織基盤を固めたことは、コートディヴォワール政治史のその後の展開を方向付けた出来事として、押さえておくべき点であるように思われる。

第3節 SAAの組織面での特質

SAAの組織面での特質は、従来の研究においてないがしろにされてきた領域である。次に本節では、SAAの組織率、組合員の経営規模、指導層の社会経済的プロフィール、商人層の関与の4点から、この問題を検討することにしたい。

1. SAAの組織率の問題

「はじめに」で述べた通り、コートディヴォワール植民地においてどれだけのプランターがいたかという問題に関して学界は混乱しているが、そこで挙げられる数字が「2万人」ということだけは奇妙にも一致している。問題は、「2万人」というのが何の数なのかである。

Morgenthau [1964] は、1940年代当時、コートディヴォワール植民地に「2万人のプランター」がいたとの見解を示しているが、その根拠として挙げられているのは、SAAの組合員が2万人であったことである。この見解は明らかに、SAAが当時のコートディヴォワール植民地の「プランターのほぼ全員」を組織化したという前提に立っている。しかし、SAAの組合員となるためには2ないし3ヘクタール以上の農場を所有していることが条件であったので、この加入条件未満を満たさない農民は、原則として組織化対象となっていなか

¹⁸ この点については、第2章の第1節後半を参照。

ったはずである。

コートディヴォワールにおけるコーヒー・ココア生産量の増大は、基本的に、新規参入農民の開園による収穫面積の増大によって実現されたものである。その当時開園された零細規模の開園はかなり多かったと考えられる。したがって、フランス語での一般的用法にしたがって、経営面積の大小を問わず、単なる「コーヒー・ココア生産農民」という意味で「プランター」を定義すれば、その総数が「2万人」をはるかに超えていたことは確実である。この場合、SAAが「プランターのほぼ全員」を組織化したとはけっして言えないことになる¹⁹。

もちろん、SAAの加入資格として設定された「2~3ヘクタール以上の経営面積」という条件を満たす者の「ほぼ全員」という考え方もある (Fauré et Médard [1982: 127-128])。しかし、仮に植民地政府の協力が得られたとしても、結成後わずか2年で、組織化対象の農民をほぼ全員動員することが、技術的に可能であったのかという疑問が残る。この点で興味深いのが、ゾルバークの指摘である。ゾルバークによれば、当時のコーヒー・ココア生産量のほぼ半分が南東部のアニ (Agni) 民族の地域で産出されていたが、アニの組合員はSAA組合員全体の10%程度を占めたに過ぎず、アニは総じてSAAに参加しなかったとされる (Zolberg [1969: 67])。この見解に則れば、SAAの組織率は、一部の論者が考えるほど高くはなかったことになる。

SAAの組合員が1945年中に2万人に達したことは確かだとしても、それが、当時のコーヒー・ココア生産に携わるプランターの総数であったとは考えにくい。SAAに組織化されていなかったプランターも相当数存在するものとさしあたり結論しておきたい。

2. 組合員間の経営規模の格差

では、SAA組合員となったプランターたちはどのような生産者たちであったのだろうか。表1-2に示した通り、創設幹部の中には、100ヘクタールを超える大プランテーションを経営する者が存在した。しかし、このような大プランターは当時のコートディヴォワールにおいて数多く存在したわけではない。25ヘクタール以上の農場を所有するアフリカ人はわずか50人ほどであったとされる (Morgenthau [1964: 176] ; Crowder [1968: 497])。一方で、SAA加入条件の2~3ヘクタールという面積は、プランテーションの規模としてはむしろ狭い。2万人という組合員の数と、大プランターの僅少さは、組合員の間で大きな経営面積の格差があったことを示唆する。

1940年代のプランターの経営・生産状況に関する資料は断片的にしか存在しないが、以下の推算から再構成を試みたい。1950年のコートディヴォワールでの1ヘクタールあたりの平均収量は、コーヒーが265kg、ココアが290kgであったという (Lee [1980])。また、1944年のコーヒー生産量は2万4103トンから3万5000トン、ココア生産量は1万4672トンから1万8000トンとされる (Morgenthau [1964: 168] ; Lawler [1990: 93])。生産量を平均収量で除すると、収穫面積の推算値として、コーヒーについては9万954ヘクタールから

¹⁹ SAA組合員の数をもって、「プランター」の数とみなす論理は、英語の“planter”と、フランス語の“planteur”の意味の相違を無視した結果起こった混乱ではないかとも考えられる。本章注3でも指摘したが、フランス語の“planteur”には「経営規模が大きい」という意味は基本的に入っていない。

13万2075ヘクタール、ココアについては5万593ヘクタールから6万2068ヘクタールという数値が得られる。

次に、この合計収穫面積から、ヨーロッパ人入植者が経営する農園の面積を控除しなければならない。ここでは、ヨーロッパ人生産者とアフリカ人生産者の間で収量の差がないとの条件を立て、生産量の比率と収穫面積の比率が一致するものとさしあたり考える。Lawler [1990]によれば、1944年の全体の生産量に占めるアフリカ人の生産比率は、コーヒーが80%、ココアが89%であったという。これに則れば、アフリカ人生産者の収穫面積は、コーヒーについては、上記の全体収穫面積の80%として、7万2763ヘクタールから10万5660ヘクタール、ココアについては同じく89%として、4万5028ヘクタールから5万5241ヘクタールとなる。したがって、アフリカ人の収穫面積は、コーヒー、ココア合わせて、11万7791ヘクタールから16万901ヘクタールと推算される²⁰。

当時のコートディヴォワール植民地全体におけるプランターの数を、モーゲンソーが言うように仮に「2万人」だとするならば、プランター1人あたりの所有面積は平均で5.9～8ヘクタールだということになる。しかし、前項での検討に則れば、2万人以上のプランターが存在したはずであるので、プランター1人あたりの平均の所有面積は、現実にはこの推算値より小さいと考えられる。

以上は、平均値に注目した推算であるが、経営規模ごとにどの程度のプランターがいたかはどのように推算できるであろうか。25ヘクタール以上を所有するプランターがごくわずかだったことと、新規参入プランターの経営面積が零細規模であったと予想されることを踏まえれば、経営規模順に分散を取ってみた場合の最頻値は、平均値より小さい値になると考えられる。大胆な推測をすれば、当時のコートディヴォワールにおいては、せいぜい3～5ヘクタール程度の経営面積のプランターが最も一般的な姿ではなかったかと思われる²¹。

いずれにせよ確実なことは、SAA組合員の間には、経営面積において大きな格差があったことである。1人あたり平均の経営面積の4倍から10数倍にあたる大プランテーションを経営する者がごくわずかだけ存在し、組合員の多くは、平均と同じかそれ以下の経営面積しか持っていないという像を描くことができるだろう。

²⁰ ヨーロッパ人のプランテーションの方が高収量だったと言われており、現実には、アフリカ人全体での収穫面積はこの推算値よりも大きいと考えられる。

²¹ このような「一般的」なプランターたちがどの程度の収入を得ていたかについても推算を試みた。参考までに記す。平均収量並の収穫がある6ヘクタールの農場を経営し、収穫物を当時最も優遇されていた価格——ヴィシー期に入植者たちが受け取っていた、ココア1kgあたり4.5フラン、コーヒー1kgあたり6フランを目安とする——で販売したケースを想定すると、年間の収入は、生産物がココアの場合なら7830フラン、コーヒーの場合なら9540フランとなる。また、SAAの加入条件として挙げられた2ヘクタールのコーヒー園から期待できる平均収入は3180フラン、3ヘクタールのココア園では3915フランとなる。ちなみに、SAAが農業労働者に提示した賃金は当初月額200フラン、後に日額20フランであったので、9～12月の主たる4ヶ月間の収穫期に月間平均15日の労働を行ったとした場合、農業労働者1人が4ヶ月間に得る額は800～1200フランと試算される。

3. 大プランターと高学歴エリート

経営面積の大きな格差は、SAA の意思決定における大プランターの主導性を示唆するものである。これに関連して重要なのが、第1節で紹介したバカリーの議論である。バカリーは、コートディヴォワール植民地のアフリカ人政治運動における「高学歴エリートの主導性」を指摘したが、この指摘は、SAA についても妥当すると言える。創設時の8人の幹部のうち経歴が詳細に知られている4名は、いずれもバカリーが指摘する範疇に適合している。まず、ウフェを始めとする3名がウィリアム・ポンティ校卒であり、植民地官僚としての勤務歴を持つ。ドニーズはフランス市民であるが、このことは、ドニーズがかなりの学歴あるいは植民地統治に対する功績を認められていたことを意味する。また、SAA の準管区レベルの支部代表は、フランス語の読み書き能力が求められた (Zolberg [1969: 67])。これらのことが示唆するのは、SAA における高学歴者の主導性である。

植民地官僚からプランターへの転身ということは、同じく第1節で紹介したラプレイも強調していることであるが、これも、当時のプランター像を知るうえで重要な点である。ラプレイによれば、植民地期に台頭した政治家たちには、1920～1930年代にかけて植民地官僚を務め、後にプランテーション経営に乗り出し、さらに1950年代後半から1960年代にかけては、製造業やサービス業などの非農業部門へと経済基盤をシフトさせるというパターンが多く見られるという (Rapley [1993: 32-35])。SAA 創設8幹部はまさにこのパターンに合致する典型的な例である。このことに注目すれば、ウフェらに代表される大プランターについては、自らの社会的経済的基盤を常に移転させていく過程の一段階において、一時的にプランターであったと捉えるのが適切ではないか。

SAA の意思決定中枢にいた者の多くが実際にプランターとしての活動を行っていたことは確かであり、この点に着目するかぎりにおいて、SAA における「プランターの主導性」を述べることは、必ずしも誤りではないだろう。しかし、ここで想起したいのは、SAA のプランター組織としての性格が、ほかのアフリカ諸国における労働組合や学生組織の主導性との対比から強調されてきたことである。ここには、学歴システムや工業部門といった近代的制度を基盤としたのではなく、農村社会が基盤となっていたことに特別の意義を認める視点が含まれている。しかし、バカリーとラプレイの議論に則れば、SAA 中枢の大プランターたちは、まさしく、学歴システムや植民地行政制度といった近代的制度の中から台頭してきた者たちにほかならない。この認識に依拠するならば、このような者たちが組織運営の主導権を取った運動を、「プランターの」運動として位置付けることの意義は大きく低下せざるをえないだろう。

4. コーヒー・ココア生産農民以外の参加

ゾルバーグは、SAA の創設8幹部について、このうち「3名がジュラ (Dioula)」と指摘している (Zolberg [1969: 67])。西アフリカの文脈でジュラと言えば、この地域一帯にネットワークを張り巡らした商業民である。ラプレイによれば、当時のプランターたちの中にはごくわずかながら、資産運用の一環として収益性の高いコーヒー・ココア農園の経営に乗り出したジュラ商人が存在したという (Rapley [1993: 29])。当時のコートディヴォワールにジュラのプランターが存在したことは確かであろう。しかし、プランター全体の中でそれほど大きな比率は占めていなかったと推測されるジュラが、SAA 幹部8人中3人を占

めたことは注目すべきである。創設 8 幹部のプロフィールを前掲の表 1-2 に整理したが、名前から推測すると、少なくともトゥレとジャビはジュラであろう（もう 1 名は判断できない）。

SAA とジュラの関係についてはロウラーが興味深い指摘をしている。当時ジュラはコーヒー、ココアを生産者から買い付け、輸出業者に販売する中間商人として活発に活動していたが、アフリカ人生産者の間ではマージンを搾り取る「略奪者」として反感を抱かれていた。SAA 発足総会で示された「中間商人の排除」という目標も反ジュラ感情の反映だとされる。しかし、ロウラーによれば、ジュラは設立当初からウフエと SAA を熱心に支援していたという（Lawler [1990: 99]）。反ジュラ感情の根強い組織への協力という一見相反する選択について、ロウラーは、ジュラにとっては、反ジュラ感情よりも、フランス支配の崩壊による権益の喪失の方が深刻であり、それを見越してこのような行動を取ったのだと論じている（Lawler [1990: 99]）。

以上のことから、SAA は、設立当初から生産者のみならず、商人の利害をも反映した組織だったという仮説が導かれる。創設 8 幹部の一人であるトゥレは、グランバッサム（Grand-Bassam）準管区評議員としての肩書きが伝えられているが、当時のグランバッサムにはコートディヴォワール最大の港が存在した。仮に組合員に占める数は少なかったとしても、ジュラは SAA 中枢に食い込んでいたのではないだろうか。流通部門を含み込んだ広い意味でのアフリカ人コーヒー・ココア部門と SAA の関係について、今後の検討が必要であろう²²。

結論

第 3 節での 4 点の検討を通して、ごく単純に「プランターの組織」とみなされてきた SAA について、より精密な実像を描くことができる。プランターを積極的に組織化することで、短期間のうちに一大組織に成長した SAA だったが、当時のプランターたちをあまねく組織化したわけではなかった。組合員の間にも経営面積の大きな格差があり、組織運営上は、ごくわずかの大プランターが主導権を握っていたことが推測される。さらに、これらの大プランターの多くは高学歴の植民地官僚経験者であり、その意味では、ほかのアフリカ諸国との比較から「プランター主導」の独立運動として注目されてきたコートディヴォワールの独立運動にも、他国と同様の性格が見い出されるのである。さらに、あくまで仮説であるが、SAA は、プランターのみならず、商人も参加していた可能性があり、農民組合というよりは、流通部門も含む幅広い農業部門全体に携わる者を組織化したことが考えられる。

これらの考察結果は、コートディヴォワールの独立運動について一般的に言われてきた

²² SAA 加入に際しての慣行とされていた 300 フランの年会費については、2~3 ヘクタール以下の土地しか持たない農民の加入を促したとする解釈がある（Zolberg [1969: 67]）。しかし、この年会費によって加入の権利を得たのは、小農のみならず、そもそもコーヒー・ココア生産に携わっていない者だった可能性はないであろうか。一つの仮説として検討に値する論点と思われる。

「プランター主導」という命題について、いくつかの留保条件を提起するであろう。プランターが主たる構成員である組織が、独立運動において重要な役割を果たしたという意味では、このような命題は妥当かもしれない。しかし、経営面積の著しい格差を捨象して、プランター一般のレベルでこのような命題を述べることはあまり意味がないのではないだろうか。SAA の意思決定中枢にいた大プランターたちも、自らの資産基盤を常に移転させる過程の一局面において、一時的にプランターであったと言うべき特徴を持っている。大プランターによる指導という解釈は、指導体制の特質についての定義としてはあまり根本的なものではないように思われる。また、数は少ないながらもジュラ商人が組織中枢に関与していたことは、独立運動の「主体」として「プランター」を措定することの意義を低下させるであろう。そして、以上の考察が、第1節で提起した「プランター主導観」の相対化という課題を、実証的に補強するものであることは言うまでもない。

本章の考察から、「ココア共和国」的状況と、統治的結社の胚胎形態である SAA の間には、複雑な歴史が介在していることが明らかになる。まず、植民地期のコートディヴォワール植民地で誕生した数多くのコーヒー・ココア生産農民たちは、植民地当局による換金作物の導入によって生み出された階層というよりは、植民地状況への対応の中で収益の獲得を目指して営農した小農たちであった。片や、SAA の創設幹部たちは、植民地官僚であれ流通業商人であれ、植民地状況に対してそれぞれ別個の対応を取ってきた末に、換金作物の生産部門に政治的組織化の培基を発見したのであった。

かくして SAA という組合組織を母胎にして胚胎された統治的結社が、独立までの十数年間の間に、いかにして唯一党という真の統治的結社への変転を遂げていったのかは次の章で詳しく検討していくことにしたい。

表 1-1

コートディヴォワール植民地議会議員の社会的特徴 (単位: 人)

区分	内訳	期間 (年)			
		1947~51	1952~57	1957~59	
最終学歴	大学	—	—	4	
	ウィリアム・ポンティ校	21	14	23	
	中等	3	7	13	
	初等	3	2	8	
	その他	—	5	—	
職業	教師	7	6	13	
	事務職	8	6	15	
	医師	6	5	3	
	薬剤師	1	0	0	
	公的部門 計		22	17	31
	弁護士	0	0	1	
	事務職	1	1	5	
	プランター—トレーダー	2	7	8	
	その他給与所得者	2	2	2	
	行政首長	0	0	1	
	民間部門 計		5	10	17

(出所) Bakary [1984: 27, Table 1] を部分的に引用。

表 1-2

SAA 創設 8 幹部の主なプロフィール (50 音順)

名前 *	主なプロフィール	SAA での役職
アノマ	1895 年生 (1983 年没)。植民地官僚からプランターに転身。	アボヴィル準管区評議員・副委員長 (1944~1947 年)、委員長 (1947 年)
ウフエ=ボワニ	1905 年生 (1993 年没)。バウレ。ヤムスクロ生まれ。ウィリアム・ポンティ校卒 (1925 年)。アフリカ人医 (médecin africain) となり、以後 1940 年まで植民地行政政府の助医として勤務。1940 年にカントン長となり、同時に広大な土地を相続。	委員長 (1944~1947 年)。憲法制定議会選挙 (1945 年 10 月。第 2 選挙区) の「アフリカ人連合」候補者 (当選)
カッシ	経歴不明	
ジャビ	経歴不明	中央執行委員・書記 (1944 年~。1947 年に再任)
ダディエ	ウィリアム・ポンティ校卒。植民地郵便局勤務。1924 年にプランターに転ずる。アボヴィルに 100 ヘクタール以上のコーヒー園を所有。	情宣担当書記・中央執行委員 (1944 年)、副代表 (1947 年)
トゥレ	経歴不明	副委員長 (1944 年~。1947 年に再任)、グランバッサム準管区評議員
ドニーズ	1906 年生 (1991 年没)。バウレ。ウィリアム・ポンティ校卒。アフリカ人医として 1930 年代に植民地の保健・衛生部局に勤める。グラン・ラウ・セルクルの保健局長 (1943~1946 年)。広大な農園を所有。フランス市民。	憲法制定議会選挙 (1945 年 10 月。第 1 選挙区) の「アフリカ人連合」候補者 (落選)
ブル	経歴不明	

(出所) Zolberg [1969]、Loucou [1976]、Mundt [1995]、Rapley [1993] より筆者作成。

(注) 各幹部氏名の原語表記は本文を参照のこと。

第2章

統制的結社の誕生と「脱プランター化」

—植民地期後期における PDCI の組織化の実態—

はじめに

序論で触れた通り、1990年代のコートディヴォワールは政治的な激変を相次いで経験している。このような状況は、それに先立つ独立から30年あまりもの間、コートディヴォワールにおいて安定が維持されてきたのはなぜなのかという問いを浮かび上がらせずにはいない。この問いは、今日のコートディヴォワール政治史研究に提起された核心的な問いと言ってよいが、統制的結社に焦点をあてる本研究の立場からは、コートディヴォワール民主党 (PDCI) 一党制の再検討という課題が、個別の研究課題として浮上してこよう。以上のような問題状況を踏まえ、PDCI 一党制の成立過程に関して分析を行うのが、本章の目的である。

やはりそこで問題となるのは、植民地期以来のコートディヴォワールの「長期的持続」を形作ってきた、ココアを筆頭とする換金作物部門との関係である。PDCI は、アフリカ人農業組合 (SAA。第1章参照) を母体として1946年に設立された後、他政党との合従連衡を重ねながら党勢を拡大し、独立直前の1959年に立法議会選挙の全議席を獲得することで事実上の一党制を確立した。PDCI 一党制の成立過程は、植民地期コートディヴォワールにおける政党発展史の主脈をなすわけであるが、多くの先行研究は、この発展史の特徴として、農業部門従事者が重要な役割を果たしてきたということを強調してきた。

ここで言う農業部門従事者とは、国土南半の熱帯森林地帯で生産に従事したプランター、すなわち、コーヒー・ココア生産農民のことである¹。端的な例としては、「農民」ないし「農業ブルジョワジー」が政治的組織化を主導し、独立に至ったとする Amin [1967]、Gbagbo [1982] らの解釈がある。このほか、植民地コートディヴォワールの政治史に関する先駆的業績である Morgenthau [1964] や Zolberg [1969] においても、プランターが果たした役割が強調されている。さらに、PDCI の事例は、農村が政治運動の基盤をなした好例として農村研究の立場からも注目されてきたし (例えば Barker [1989: 第7章])、独立運動の比較類型論においても農村と強い結び付きを持つ事例として評価されてきた (例えば Tordoff [1997: 第3章])。

¹ 本研究での「プランター」概念の定義は、第1章注3で示した。

しかしながら、プランター主導観とも言うべきこれらの見解は、実のところかなり単純化されたものである。第1章で検討した通り、当時のコートディヴォワールにおけるコーヒー・ココア生産農民は、生産史、経営面積、経営地域などの点できわめて多様であり、政治運動の集団的な基盤たりうる安定的な階層・階級を形成していたとは言い難い。プランター主導観は当時の生産者があたかも一枚岩的に結集していたかのように誤認し、現実には展開していた社会経済的なダイナミズムを捨象してしまう。実際、このような単純化された歴史理解は、ウフエ政権期に盛んに主張された農本主義的イデオロギーの一部をなしており、統治イデオロギーに近い性格も持つものである。

さらに、これは第1章では明示的に言及しなかった点だが、プランター主導観の相対化は、経済格差を背景にした地域間の潜在的な対立が政治的にいかに処理されてきたかという、コートディヴォワールの建国以来の課題を的確に捉えるための知的前提としても重要である。コートディヴォワールは植民地期から、コーヒー、ココアを始めとする熱帯産品に恵まれた南部森林地帯と、めぼしい産業を持たない北部の半乾燥サヴァンナ地帯の著しい経済格差という問題を抱えていた。したがって、PDCI 一党制の成立は、経済的な格差がある南北両地域にまたがって横断的に政治統合が実現された現象として捉える必要がある。つまり、コーヒー・ココア生産農民のみを独立運動の集団的主体として措定し、その主導性を強調する視点は、貧しい北部に対する南部の優位を正当化することにもつながりかねない偏った見方なのである。

本章の狙いは、以上の観点に立ち、コートディヴォワール全土を視野に入れた農村地域の社会経済的変動と一党制成立に至る政治史の関連について検討することにある。第1章の焦点は SAA 創設当時の状況に置かれていたが、本章では PDCI 創設から独立までの15年間の中の歴史的变化に力点が置かれることになる。

まず第1節では、本章全体の議論の前提を示す目的で、第1章での考察も念頭に置きながら、植民地期コートディヴォワールの政治史におけるコーヒー・ココア生産農民の役割についての先行研究を批判的に検討する。次いで、第2節と第3節で、政治史上の論点を取り上げる。まず第2節では、植民地期に実施された選挙における PDCI の得票率を地域別に分析し、南部換金作物地帯での支持が必ずしも高くなかったということを示す。続いて第3節では、PDCI への支持が低い2つの地域を取り上げ、その背景を分析する。また、PDCI が、支持率が低い地域を取り込み得た理由を、エリート間連合という政治的手法に注目して考察する。第4節では、コーヒー・ココア部門に関して植民地期に取られた政策の中で最も重要なものであるフランスとの特惠的な貿易体制の構築に注目し、植民地期 PDCI の農村政策について考察する。コーヒー・ココア生産農民を PDCI の階級的基盤とみなすべきではないという主張を政策面からも裏付けるのが狙いである。

第1節 植民地期の社会経済変容の中の PDCI

熱帯森林の植物資源（木材、ヤシ油、コーラの実、天然ゴム）に全面的に依存するコートディヴォワールの輸出構造は、1920年代半ばから1930年代にかけてのココアとコーヒーの本格的導入によって一変した（以下の記述で登場する地名の位置は図2-1を参照）。1939

年にはココアとコーヒーを合わせて輸出総額の64%を占めるに至り、また、コートディヴォワールは世界第4位の生産量を誇るココア生産地となった(Coquery-Vidrovitch[1992: 122]; Kipré et Tirefort [1992: 308-310]; RCI MFEP [1958: 157])。第2次大戦中には、戦時下での貿易の停滞、当局による差別的政策や強制徴発などのために生産量、輸出量とも激減したが、1950年には両大戦間期の輸出水準が回復された(図2-2参照)。1950年以降は、朝鮮戦争特需に刺激された国際市場の好況によって、とりわけコーヒーの輸出量が急激に増加した。この時期には、コートディヴォワールの輸出はコーヒーとココアにほぼ全面的に依存する構造となった(図2-3参照)。さらに、コートディヴォワールはフランス領西アフリカ(AOF)で最も重要な輸出地域となった²。

これら2大換金作物の生産地域は、両大戦間期には、国土南半部の熱帯森林地帯のうち、国土中央を北から南に流れ下るバンダマ(Bandama)川以東の地域が中心だったが³、その後、漸次西方へ拡大し、第2次大戦後は南部熱帯森林のほぼ全域へと拡大していった。生産の主たる担い手は小農だった。新規参入の典型的なあり方は、栽培適地を持たない地域からの入植と、北部やオートヴォルタ地域からの農業労働者の農民化であった。民族的には、中部地域を主な居住地としてきたバウレ(Baulé)、西アフリカのサバンナ地域一帯で広域的に商業活動を行うジュラ、出稼ぎ形態で流入したセヌフォ(コートディヴォワール北部から北隣のオートヴォルタ植民地にかけてが主たる居住地)、モシ(オートヴォルタのワガドゥグ(Ouagadougou)周辺が主な居住地)などの数が多かった。

ちなみに、コーヒー・ココア生産はアフリカ人農民主導で展開し、植民地総督府の役割は補助的なものにとどまった。総督府は農業労働者の調達に少なからぬ関心を抱いてきたが、この分野の政策は体系的には実施されなかった。両大戦間期の一時期(1925~1937年)には、仏領アフリカで広く行われていた強制労働⁴を民間企業が利用することが認められていたが、強制労働制度は第2次大戦直後に廃止された。1951年には、「労働者調達のための関係事業者組合(Syndicat interprofessionnel pour l'acheminement de la main-d'œuvre: SIAMO)」が総督府の資金援助を得て設立され、オートヴォルタ植民地で農業労働者の募集事業を行ったが、強圧的な募集活動が不評を買い、調達実績はそれほど伸びなかった⁵。

1955年から翌1956年にかけて設立されたコーヒー価格安定基金(Caisse de stabilisation des prix du café)とココア価格安定基金(Caisse de stabilisation des prix du cacao)は、独立後の農産物価格安定支持公庫(CAISTAB)⁶の前身となる機関であるが、その当時は、生産者からの買い取り事業は行わず、国際価格が一定価格を下回った時に輸出業者の損失を補填する事業のみを行っていた。したがって、この2つの機関は、アフリカ人小農の生産現場には

² 第2次大戦以後の時期を通して、コートディヴォワール植民地は、AOF全体の輸出額の40%内外を占めた(TCI MP [1958: Graph.12])。

³ バンダマ川以西でも、ガニョア(Gagnoa)周辺地域は例外的に、両大戦間期から、主にヨーロッパ人入植者によってコーヒーとココアが生産が盛んに行われていた。

⁴ 年間12日間の労役を、フランス市民権を持たないアフリカ人に課する制度である。

⁵ SIAMO事業は、労働者の募集事業(直接募集)と、独自に労働者を募集した企業に対する募集費支援(間接募集)からなる。直接・間接合わせた募集労働者数は、1951年には5万17人だったが、1957年には1万7430人にまで減少した(RCI MFEP [1958: 194])。SIAMO事業が低調に終わったことに関しては、原口[1992: 120-125]を参照。

⁶ CAISTABについては、第1章注10でも言及した。

間接的な役割しか果たさなかった（植民地期の農業政策に関しては第4節でも検討する）。

コーヒーとココアの栽培適地である国土南半部と、さしたる産業を持たない北部との間には、すでに植民地期には明確な経済格差が生じていた。また、南部の熱帯森林地帯においても、東部と西部とでは植民地開発の進展度に差があった。これは、教育制度の整備、行政官の登用、インフラの整備といった植民地開発がまず東部から集中的に始まり、次いで西部におよんでいくという時間的順序を取ったためである。植民地開発の出発点となったグランバッサム、バンジェールヴィル（Bingerville）、アビジャンといった東部海岸の拠点⁷から、ガーナと国境を接するアバングル（Abengourou）、ボンドゥク（Bondoukou）という内陸部にかけての地域（東南部地域）が、最初に換金作物地帯として発展した。東南部地域は、総督府による学校建設が最初に行われ、植民地行政に携わる下級行政官を数多く輩出した。地方統治の末端行政官である行政首長も、東南部地域の方が高い格付けを与えられていたのである⁸。換金作物生産地として同じ潜在力を持つ西部は、植民地開発において相対的に取り残され、バンダマ川をおおよその区切りとして、先進地域としての東（南東部）と後進地域としての西（南西部）という地誌的な違いが生じた⁹。以上の地域格差ないし地域性は、植民地期コートディヴォワールの政治史に少なからぬ影響をおよぼした条件として記憶にとどめて置く必要がある。

さて、第2次大戦期の経済的打撃に直面したアフリカ人生産者は、一様に当局の介入に不満を抱き、生産回復のための何らかの措置が必要だとの意識を広く共有するに至った。ここで登場したのが、第1章で詳細に論じたSAAである。ウフエを委員長としたSAAは1944年の創設直後から組織を急激に拡大させ、行政当局に対して生産支援策を要求したり、独自ルートを通して農業労働者を調達するなど活発な活動を行った。1944～1945年の時期に、SAAは組織化においても組織としての活動においても成功を収めたが、これは、戦争終結にあたってコーヒー・ココア生産農民に共有されていた不満と変革への期待に後押しされたものであったことは間違いない。

以上のように、コーヒー・ココア生産農民は、SAAへの参加を通して、コートディヴォワールの初期政治史においてきわめて重要な役割を果たした。しかし、ここで強調しておくべき点は、第1章で述べた通り、PDCIが「コーヒー・ココア生産農民の政党」としての

⁷ それぞれ、グランバッサムはコートディヴォワール植民地創設時（1893年）の首都、バンジェールヴィルは1900年から1934年までの首都である。序論の注11で述べた通り、アビジャンに首都が移転されたのは1934年である。

⁸ 第1章注2にまとめた通り、コートディヴォワール植民地の地方行政制度は、管区—準管区—カントン—ヴィラージュの階層構造であり、カントンとヴィラージュはアフリカ人から任命された行政首長が置かれた。1934年に、行政首長ポストへ職階制が導入された。真島の植民地文書調査によれば、1938年に、同植民地（オートヴォルタ地域を除く）では、上位の行政首長（上級首長〈chef supérieur〉）と3級以上のカントン長（chef de canton）12名のうち、11名が東南部（ボンドゥクを含む）に配分されていた（真島 [1999: 123]）。なお、1938年のカントン長のポストは236であった。

⁹ コートディヴォワールの国土を、北、東（南東）、西（南西）に3分する思考法は、植民地行政官の国土認識を背景にしていた（Dozon [1985a]；真島 [1999]）。このような地域表象が、今日の政治情勢に少なからぬ影響をおよぼしていることについては佐藤 [2000e: 41] を参照。

純化を図る方針を取らなかったことである。PDCIは単なるSAAの後継団体ではなかった。コーヒー・ココア生産農民はPDCIの創設時には重要な役割を果たしたものの、PDCIが一党制を確立していく1940年代末以降においては、その役割は間接的なものにとどまったのである。

1947年以降、PDCIを共産主義政党とみなす総督府とPDCIの関係が極度に険悪化した¹⁰。総督府は、コートディヴォワール進歩党 (Parti progressiste de la Côte d'Ivoire: PP) を始めとするPDCIの競合政党を支援したため、これら競合政党の支持者とPDCI支持者の間の抗争が頻発するようになった。1950年1月にアビジャンのトレッシュヴィル (Treichville) 地区で発生した暴動はとりわけ大規模なもので、多くのPDCI幹部が逮捕された。1950年10月にPDCIがフランス共産党との会派協力関係の解消を宣言するまで、総督府とPDCIの敵対関係は続いた。党機構の整備が遅れていたこの時期のPDCIは、トレッシュヴィル支部委員会が党中央執行委員会の機能を事実上担っており、SAA系党員は党の主要ポストに就いていなかった。SAA系党員が執行部に再び登用されたのは1951年のことである¹¹。PDCI創設から5年あまりの間、SAA系党員は党指導部から遠ざけられていたのである。

前述の地域性との関連で言えば、SAAに参加したコーヒー・ココア生産農民は、1940年代当時の生産地域の偏りを反映して、東南部出身者が中心だった。とはいえ、東南部主体といっても、この地域の農民があまねく組織化されていたわけではなかった¹²。第1章で示した通り、SAAは、組合員の社会経済的特質に注目すれば、間違いなくプランター組織であったが、当時のプランターの一部を組織化したに過ぎなかったのである。

PDCIという政党の特質としては、コーヒー・ココア生産農民との緊密な結び付きといったところよりも、初期の選挙において獲得した政治的パイオニアとしての地位を維持、強化するために、積極的な組織拡大路線を取ったところが重視されるべきだろう。PDCIは、設立時の最大の支持基盤であったコーヒー・ココア生産農民の意向に合致した政党を目指すのではなく、競合する政党を積極的に取り込み、アフリカ人政治勢力の一大糾合センターとなることを志向した。政党論で言うところの「会議タイプ」形態の組織化戦術である。

ホジキンは、独立アフリカ諸国における政治的結社の発展形態について、「会議 (congress) タイプ」と「政党 (party) タイプ」という分類を示している (Hodgkin [1961: 50-53])。会議タイプの特徴は、植民地システムの撤廃やナショナリズムといった旗印のもとに、異なる方針を持つ諸勢力を広汎に組織化する形態を取ることと、必然的に、組織としての目標、

¹⁰ 総督府の敵視政策には、いくつかの背景がある。第1に、SAA結成からPDCI発足までを一貫して支援したラトリーユ総督の退任 (1947年)、第2に、PDCIがフランス本国議会での会派協力相手としていたフランス共産党が政権を離脱し (同じく1947年)、冷戦の激化とともにフランス政界で周辺化されるようになったこと、第3に、PDCI執行部が左翼的な発想を取り入れた急進的な政策スタンスを取るようになったことなどである。

¹¹ 1951年の執行部改造で、植民地当局との敵対期の党運営を主導したJ・B・モケイ (Jean-Baptiste Mockey)、K・ガドー (Koffi Gadeau)、パライソ (Paraiso) の3名が退任し、代わってSAA幹部が執行部に加わった (Zolberg [1969: 154, 脚注])。

¹² 第1章第3節でも触れたように、両大戦間期のココア生産の中核地であるアバングル地域の農民は、SAAに対して懐疑的ないし敵対的な姿勢を示しており、SAA組合員に占める比率は低かった。

プログラム、イデオロギーが未成熟な段階にとどまることにある。また、地域的・個別的な結社が、中心となる幹部集団の周辺にゆるやかに連合する形態を取る場合が多く、組織機構も厳密に形式化されていない状態にあるという。PDCI は、フランス本国議会においてフランス共産党と会派協力関係を結んだために、当局から「共産主義政党」として警戒されたし、また、一部の幹部は共産主義路線を熱心に支持していた。しかし、PDCI は共産主義を明記した党綱領を持たなかったし、共産主義に関する指導部の態度も統一されていなかった (Zolberg [1969: 110-112])。また、党機構は形式的には整理されたが、現実的には機能しておらず、党大会も長いこと開かれなかったし、中央執行委員会も前述の通り一支部の委員会が代行する状態が長く続いた。

ホジキンの「会議タイプ」類型は、植民地期の PDCI の性格付けとしてかなり有効なものである。換金作物の導入の歴史や産業の有無、植民地権力との接触などにおいて、それぞれ固有の特徴を持つ地域を横断して政治統合を実現する試みこそ、PDCI 一党制成立の鍵を握っていたのである。

第 2 節 植民地期の選挙における PDCI の支持率の分析

では、設立当初の支持基盤を超えた支持の拡大という PDCI の抱えていた課題は、どのような展開を取りつつ実現されていったのだろうか。これは、PDCI の一党化がどのような過程を経て進んでいったかをつかむうえでも鍵となる点である。そのことを見るために、本節では、植民地期の各種の選挙結果に基づき、PDCI の地域的な支持率を分析することにした。

分析に入る前に、コートディヴォワール植民地での選挙制度について説明しておきたい。1945 年以降、コートディヴォワール植民地に居住するアフリカ人は、植民地、AOF、フランス本国（ないしフランス連合）という 3 つのレベルそれぞれに議員を送ることが可能となった。議会は合計で 5 つあった。コートディヴォワールの植民地議会¹³、AOF の議会にあたる大評議会 (Grand Conseil)、フランス本国の本院である憲法制定議会ならびに国民議会 (両者を総称して、以下本国議会と呼ぶ)¹⁴、本国の上院である共和国評議会 (Conseil de la République)、フランス本国と海外領土・植民地を包括した単位であるフランス連合の議会 (Assemblée de l'Union française) である。

これら 5 つの議会のうち、アフリカ人有権者が直接投票で議員を選出できたのは植民地議会と本国議会である。これ以外の 3 議会へは、植民地議会議員による間接選挙で議員が選出された (図 2-4 参照)。アフリカ人参加の直接投票が最初に行われた 1945 年 10 月から、

¹³ 1946 年の創設時は総評議会 (Conseil général)、1952 年以降は領土議会 (Assemblée territoriale)、1959 年には立法議会 (Assemblée législative) と順次名称が変更された。

¹⁴ 憲法制定議会 (Assemblée constituante) は 1945 年 9 月から 1946 年 10 月まで設けられ、第 4 共和制憲法の制定作業にあたった。第 1 草案が国民投票で否決されたため、憲法制定議会は 1946 年 5 月に改選された。第 2 草案は 1946 年 10 月の国民投票で承認され、翌月から第 4 共和制が施行された。第 4 共和制の本院が国民議会 (Assemblée nationale) である。

コートディヴォワールが正式に独立する 1960 年までの 15 年間に、本国議会選挙が 5 回、植民地議会選挙が 5 回（うち 1 回は補欠選挙）の、計 10 回の直接選挙が実施された（表 2-1 参照）¹⁵。

フランス市民権を持たない、植民地のアフリカ人の参政権は大きく制限されていた。まず、コートディヴォワール植民地では分離投票制（double collège）が施行されており、フランス市民権を持つ者とそうでない者（法的身分としては「現地市民〈citoyen de statut local〉」¹⁶）は、それぞれ別枠で立候補と投票を行うことになっていた。1945 年 10 月の憲法制定議会議員選挙の時には、フランス市民の枠である「第 1 枠（premier collège）」は、わずか 3938 人の登録有権者で 1 名の憲法制定議会議員を選出できたが、現地市民の枠である「第 2 枠（deuxième collège）」は、同じく定数 1 ながら、有権者数は第 1 枠の 8 倍にあたる 3 万 1384 人だった。フランス市民と現地市民の間には、一票の重さにおいて著しい格差が存在したのである。

本国議会選挙は 1946 年 11 月の選挙から、フランス市民、現地市民が同じ枠で立候補と投票を行う統一投票制（collège unique）に移行したが、共和国評議会と植民地議会では分離投票制が維持された¹⁷。また、第 2 枠有権者資格は、総督府の認定を受けた者にしか与えられなかった。有権者認定資格が厳しかったこともあって、1946 年のコートディヴォワール植民地でのアフリカ人有権者は、全人口比の 5%に満たなかった（Benoist [1982: 514]。オートヴォルタを含む）。現地市民有権者はその後段階的に増加したが、普通選挙制は 1956 年まで制度化されなかった。

直接選挙の結果は、表 2-2 にまとめた。この表では分離投票制が採用された選挙については第 2 枠の結果のみを掲載している。選挙結果で注目すべき点は 2 つある。一つは、議席獲得結果から見るかぎり、ウフエないし PDCI の陣営（表では星印を付して示している）が常に圧倒的な勝利を収めているということである（1951 年の国民議会選挙のみ定数 2 を競合政党と 1 議席ずつ分け合った）。本国議会の改選議席は 5 回の選挙で合計 9 だったが、ウフエーPDCI 陣営はこのうち 8 を得ている。植民地議会の改選議席は補欠選挙を含む 5 回の選挙で合計 234 だったが、そのうち 223 をウフエーPDCI 陣営が獲得している。

もう一つの注目点は、PDCI が、創設以後 9 回の選挙のうち 4 回に、他党との選挙連合で臨んでいることである。第 1 回国民議会（1946 年 11 月）の「リスト・ウフエ＝ボワニ」と領土評議会（同年 12 月）の「RA」（Rassemblement africain、アフリカ人連合）は、いずれも PDCI と PP などの選挙連合リストである。また、第 1 回領土議会（1952 年 3 月）の「UDECI」（Union pour le développement économique de la Côte d'Ivoire、コートディヴォワール経済発展同盟）は、PDCI に加え、社会党系組織と無所属が加わった選挙連合である。第 2 回領土議会（1957 年 3 月）の「UDIECI」（Union pour la défense des intérêts économiques de la Côte d'Ivoire、

¹⁵ 10 回というのは、いくつかのコミュンで実施された地方選挙（コムユン評議会と首長選挙）を除いた回数である。

¹⁶ 植民地化された住民の法的身分である「臣民（sujet）」というカテゴリーは、1945 年に廃止され、代わって、「現地市民」という法的身分が設けられた。フランス市民権を持たない植民地住民は全員がこのカテゴリーとなった。

¹⁷ 植民地議会の第 1 枠選出議員と、第 2 枠選出議員が別個に投票を行い、それぞれの枠から代表者を選出する形だった。

コートディヴォワール経済権益防衛同盟)は、それまでの競合政党を軒並み統一リストに取り込んだ選挙連合である。これらの選挙連合は、各党の自立性を維持したままのものであったため、PDCIの勝利率は、これら連合政党の寄与分を差し引いて考慮する必要がある。

PDCIの一党制は、ともすれば、選挙での連戦連勝によってやすやすとなし遂げられたというイメージを抱かれかねないが、以上のような積極的な選挙連合戦略は、PDCIが、実際には覇権を確立していなかったことの証左である。PDCIの支持基盤は当初から盤石だったわけではないのである。

支持基盤の未整備をうかがわせる事実は少なくない。まず、PDCIは、1940年代末にその当時会派協力関係にあったフランス共産党から「農村部での組織化の遅れ」を指摘されている。植民地行政府からの弾圧を受けていたこの時期に、PDCIは当座の組織力強化のために都市重視の組織化方針を採用したが、これに対してフランス共産党が「遅れている農村大衆の組織化を急ぐべし」という叱責を込めた勧告を行ったという(Morgenthau [1964])。SAAという農業を基盤とした組織を母体としながら、農村部の組織化が遅れていたという一見矛盾する事実は、前述したSAA支持基盤の地域的偏りを念頭に置くとよく理解される。PDCIは必ずしも全国的な支持基盤を確立していたわけではない。

このことは得票率の分析からも推測できる。1945年以後の15年間は、アフリカ人の参政権が徐々に拡大された時期である。1945年当初3万人しかいなかったアフリカ人有権者(第2枠)は、1946年には20万人、1956年には88万人へと増加し、1957年には普通選挙制に基づく最初の選挙が実施された。このことは、PDCIが、飛躍的な増加を続ける有権者に支持を拡大するという課題に直面したことを意味している。

これを裏付けるかのように、議席獲得率で言えばPDCIの成功は明らかだったが、有権者全体に占める得票率は必ずしも高水準ではなかった(表2-3参照)。1951年と1952年の選挙にとりわけ得票率の低下が見られる。この2回の選挙でのPDCI陣営の得票はいずれも6万票台であり、1946年11月の国民議会選挙での得票数(12万5000票)に比べて半減している。低下の要因の一つとして前述の敵対期の影響が挙げられるが、もう一つの重要な要因として考えられるのは、オートヴォルタの分離である。

コートディヴォワールの北隣に位置するオートヴォルタは、1919年にAOF構成植民地として創設されたが、1932年に廃止され、領土の大部分はコートディヴォワール植民地に編入された¹⁸。オートヴォルタ植民地が再創設されるのは1948年である。つまり、ウフエの政治活動が本格的に開始された1940年代半ばには、コートディヴォワール植民地はオートヴォルタ地域を含んでいたのである。

PDCI発足当初からウフエは、明らかにオートヴォルタ地域を重視した組織化を行っていた。1946年11月の国民議会選挙で、ウフエとともに「リスト・ウフエ=ボワニ」に加わったD・O・クリバリ(Daniel Ouezzin Coulibaly)とZ・カボレ(Zinda Kaboré)はいずれもオートヴォルタ地域の出身者だった。オートヴォルタ出身の政治家たちにとってオートヴォ

¹⁸ コートディヴォワール植民地へ編入された地域は、編入期間中、「上コートディヴォワール(Haute Côte d'Ivoire)」と呼称されたが、本章では煩雑さを避けるため、「オートヴォルタ」の表記で統一している。

ルタ植民地の再創設は悲願だったが、ウフエはこの悲願達成に向けて協力することを約束して、彼らとの政治的同盟関係を確立したのであった。ウフエのこの「北シフト」は、ウフエ-PDCIの切り崩し策として植民地総督府がオートヴォルタにてこ入れしたことへの対策と考えられる¹⁹。そして、オートヴォルタ地域の票は、ウフエのリストが全3議席を独占することに大きく貢献した。

1948年1月1日をもってオートヴォルタ地域が単独の植民地となったことで、PDCIは重要な票田を失うこととなった。1951年6月の選挙での有権者比で30%台という低い支持率は、これに先立つ3年間の植民地当局との敵対の影響はもちろんあろうが、「北シフト」の結果として、PDCIが、コートディヴォワール側での組織固めに十分成功していなかったことも背景として推測される²⁰。

表2-4は、植民地期コートディヴォワールにおけるPDCI陣営の得票率を、管区と準管区ごとに指標化して示したものである。指標は4段階で、得票率80%以上を4、50～80%を3、20～50%を2、20%以下を1とした。依拠した資料によって有効投票比の得票率と、登録有権者比の得票率とがあるが、その区別は表の最上段に示した。網掛け部分（有効投票比で指標が2以下ないし登録有権者比で指標が1以下のところ）は、PDCI陣営の得票率が低い地域を指している²¹。この表からは、第1に、1951年の国民議会選挙では全国の3分の1の準管区でウフエ-PDCI陣営の支持率が低いこと、第2に、対象時期を通じて、常にPDCI陣営の支持率が継続的に低い地域が存在すること、第3に、継続的ではないものの一時的に支持率が低下する地域が存在することが読み取れる。

低支持率地域を地図で示したものが図2-5である。濃い網掛け部分が「継続的な低支持率地域」で、薄い網掛け部分が「一時的な低支持率地域」である。網がかかっている地域は、すべての選挙を通じて相対的に高い支持率が見られた地域ということになる。「継続

¹⁹ これに先立つ1945年10月の憲法制定議会選挙の際、総督府は、ウフエの当選を阻止するため、オートヴォルタ地域の伝統的首長であるT・ウェドラオゴ（Tenga Ouedraogo）を候補者として擁立した（この時、PDCI支持者だったラトリーユ総督は長期休暇中だった）。ウフエは、オートヴォルタ地域住民の投票行動に多大な影響力を振るうモシ民族のモロ・ナバ王に使節を送って支持を要請したが協力が得られず、第1回投票では当選を決められなかった。第2回投票でウフエは勝利したが、ウェドラオゴは、ウフエまでわずか1720票差まで肉薄した。

²⁰ ウフエは1946年12月の領土評議会選挙では、自らの出身地である中部からではなく、北部のコロゴ（Korhogo）選挙区から立候補している。コートディヴォワール有数の大プランターであったウフエが、換金作物地帯ではない北部で立候補したことは、明らかに何らかの政治的意図があったものと考えられる。

²¹ 1946年11月の国民議会選挙と同年12月の植民地議会選挙についてはデータが得られなかった。とはいえ、この国民議会選挙には、PDCIリストしか立候補せず、有効投票比で100%の支持率であったので、地域的偏りを見るのがそもそも不可能である。植民地議会選挙ではRAが30議席中24議席を獲得したが、ここでRAが獲得しなかった6議席は、オートヴォルタ地域の選挙区だった。前述の通り、ウフエはオートヴォルタ植民地の再創設を支持し、同地での独自の政治活動を容認していたので、獲得できなかった6議席は予定の敗北だったと言える。現在のコートディヴォワール領内ではPDCI系リストであるRAが全議席を獲得した。このようなことから、この2つの選挙結果が入手できないことは、支持率の地域的傾向を分析するうえではさして問題がないと考える。

的な低支持率地域」は、東部国境地帯のボンドゥク、アバングルの両管区とアボワソ（Aboisso）準管区、南西部内陸のガニョア管区とイシヤ（Issia）準管区、北西部のオジェンネ（Odienné）管区とブンジャリ（Boundiali）準管区である。一時的な低支持率地域は、計 13 準管区（1951 年時点の境界線に基づく）である。

また、図 2-5 には換金作物生産の北限を線で記したが、この線の南側で、ササンドラ（Sassandra）川を西限とする地域が、1940～1950 年代のコーヒー・ココアの主産地だった。低支持率地域の多くが、コーヒー・ココア生産の主産地に位置していることが読み取れる。このことは、PDCI 陣営が、必ずしも南部換金作物地帯で広汎な支持を確立していたわけではないことを意味している。また、換金作物を産出しない北部での支持状況を見ると、ウフエの出身民族であるバウレの居住地であるブアケ（Bouaké）周辺は支持地域となっているが、北西部では支持率が低い。南部と同様、北部に関しても、地域全体を貫く投票傾向といったものは見られない。

以上の分析から、1945 年以降の植民地期には、各地域が独自の背景を持ちつつ政治的組織化を行っていたことが推察される。そして、PDCI は、明らかにこの地域性を念頭に置いた組織化戦略を取っていたことが読み取れる。プランター組合を通じての換金作物地帯での広汎な支持獲得という従来の解釈は、単純に過ぎるのである。

第 3 節 地域独自の政治的組織化の背景——2 地域の事例から

得票率の地域的な差を生んだ最も重要な要因は、PDCI と競合する政党の存在であった。PDCI の支持率が継続的に低かった 3 つの地域には、いずれも全国レベルでの選挙では大きな成功を収めなかったものの、地域に根ざした強固な組織を確立した政党が存在していた。ここでは「継続的な低支持地域」である 3 地域のうち、南部換金作物地帯に位置する東部国境地帯とガニョア周辺地域に注目し、地域独自の政治的組織化を促した社会経済的背景を分析してみることにしたい。

まず、管区で言えば、アボワソ、アバングル、ボンドゥクを含む東部国境地帯は、1940 年代半ばから独自の政治組織形成の動きが活発に見られ、PDCI にとって最も重要な競合政党である PP が設立された地域であった。とりわけ、アバングルは中核的な位置を占めた。アバングルの出身で、フランス留学の経験を持つ弁護士である K・バンゼーム（Kouamé Binzème）が、1945 年に愛国行動委員会（Comité d'action patriotique de Côte d'Ivoire: CAPACI）を設立し、さらにこれを母体にして、1946 年 6 月にアフリカ人プランター・畜産業者組合（Syndicat des planteurs et éleveurs africains de la Côte d'Ivoire: SPEACI）を創設した（Mundt [1995: 54-55] ; Amon d'Aby [1951: 112-114]）。この一連の動きには、SAA の政治的成功に対する競争意識が働いていたに違いない。

1946 年中に SPEACI を母体として結成されたのが前述した PP である。1945～1946 年にかけての 2 度の憲法制定議会選挙において、ウフエーPDCI に対立候補を擁立した PP は、両党対立が東南部地域全体にもたらす社会的緊張を懸念した地方名士の働きかけによって、1946 年 7 月にいったん PDCI と和解し、同年後半に実施された選挙には、これも前述した統一リストである「RA」で臨んだ（Amon d'Aby [1951: 57-59]）。この連合によって、PP は

領土議会に、J・B・アモアコン・ボア (J.-B. Amoakon Boa) と K・アウル (Kakou Aoulou) の両幹部を送り込むことに成功した。

PPは、PDCI支援派だったラトリーユ総督時代には当局から活動を妨害されたが、ラトリーユが召還され、総督府がPDCI弾圧に乗り出した後は、一転して重点的な支援を受けた。PPは、1947年にはPDCIとの協力関係を破棄した。PPが北西部の政治組織であるコートディヴォワール独立協商 (Entente des indépendants de Côte d'Ivoire: EICI) と結成した連合政党 (フランス連合党、Parti de l'Union française: PUF) は、1951年の国民議会選挙で、ウフエーPDCI陣営の独占を破って1議席を獲得した²²。

東部国境地帯が独自の政治的組織化を模索し、PDCIと競合する道を選択したことにはいくつかの背景が指摘できる。第1は、コートディヴォワールのココア生産史におけるアバングル地域の特異な位置付けである。すでに述べたように、アバングル地域は両大戦間期の中核的なココア生産地であり、植民地で最も早く換金作物生産に本格的に乗り出した地域である。ココア生産の発展に伴ってアバングル地域には移民労働者と入植者が大量に流入したが、この結果として、地元民の側では、伝統王国として独自の政治意識を育ててきたこともあって、これらの移入民に対する反感が根付いたようである。例えば、序章でも触れたように、1920年代末に同地ではコートディヴォワール現地人権益防衛協会 (ADIACI) という組織が結成され、植民地総督府に他植民地出身のアフリカ人行政官がいることを問題にしたキャンペーンを行っている。ADIACIが掲げた「地元民であること」とは、アバングル地域固有の地元民/移住民関係を背景にして形成された思想だと指摘されている (Chauveau et Dozon [1988: 739])。

最も早く植民地化されたアバングル地域はエリート形成においても、植民地において最も先んじていた。この地域独自のエリート形成史を考慮するならば、バンゼームが設立したCAPACIにおいて表明された愛国主義なるものも、植民地を単位としたナショナリズムであったばかりでなく、アバングル地域に根ざした地域主義の側面もあったと考えられる。アバングルを主な居住地とするアニ民族がSAAにあまり加盟していなかったこと (第1節で既述) も、この地域主義的思想の反映であろう。当地における「移入民パウレ」という認識が、ウフエ委員長を始めとしてパウレ組合員が多いSAAへの同調を拒む態度として表れたものと考えられる²³。

²² 本論では取り上げないもう一つの継続的低支持率地域である、北西部での政治的組織化の動向について整理しておきたい。北西部のオジェンネ管区では、1945年に、地域住民の相互扶助を主目的とする「オジェンネの理想 (Idéal d'Odienné)」という組織が設立された。この組織は早くから政治活動に乗り出し、1945年10月の憲法制定議会選挙にT・デン (Tidiane Dem) を出馬させている。「オジェンネの理想」は、RAに加わって1946年12月の領土議会選挙に臨み、S・サノゴ (Sékou Sanogo)、Y・サンガレ (Yoro Sangaré) を当選させた。「オジェンネの理想」系の政治家たちは、PDCIと総督府の対立の激化とともに独自の組織化を再び模索するようになり、1949年にEICIを設立した。PDCI敵視政策という環境に助けられ、EICIとPPが連合して結成したのが、フランス連合党 (Parti de l'Union française: PUF) である。1951年の国民議会選挙で当選したPUF候補はサノゴであった。

²³ SAAにおけるアニの組織率の低さの問題は、しばしば、「アニーパウレ対立」として言及される。しかし、ここで言われる対立とは、当時のアバングル地域の固有の状況を背

第2には総督府との対立と、それに結び付いた反 PDCI 意識である。ラトリーユが PP の活動を妨害したのは、PDCI 支援の意図だけでなく、アバングル地域の伝統的首長との対立関係も背景にしていた。ラトリーユは 1945 年に、アニの伝統的首長である E・ボンズ (Essey Bonzou) を汚職を理由に廃位したが、これがきっかけでボンズが首長位の象徴である王座を携えてガーナに逃亡するという事件が起こった。アニ伝統王権は王を喪失したのである。1947年にラトリーユが国内視察の途次アバングルに立ち寄った時には、ボンズ帰国を請願する住民が押し寄せ、これに警官が発砲したために 18人が死傷する事件が起こっている。この事件は、アバングル地域出身の PP の植民地議会議員によって問題にされ、PP と PDCI の植民地議会における連立の解消と、ラトリーユの本国召還という重要な政治的帰結をもたらした (なおボンズは、ラトリーユ帰国から 2 年後に復権された) (Benoist [1982: 110-111] ; Amon d'Aby [1951: 59] ; Morgenthau [1964: 186])。

ところで、このように独自の政治意識が育まれていた東部国境地域を地盤とした PP が、選挙においてさほどの議席を獲得できなかった理由の一つは人口規模にある。東南部の中核地域であるアバングルは人口規模がきわめて小さい管区であった。アバングルはアバングル準管区のみからなる管区であり、地方行政上重視されていたことがうかがえる。反面、1948年の領土評議会補選の際の同管区の登録有権者は 1645 人であり、これは、当時のコートディヴォワール全土の有権者のわずか 1.2% でしかなかった²⁴。このことは全国レベルで台頭していくうえでの最大の障害であったと言える²⁵。

すなわちアバングルを中核とする東部国境地域は、植民地経済におけるパイオニア意識を土台にした地元意識と排外主義、ラトリーユ期の記憶と結び付いた反 PDCI 意識があり、独自の政治的組織化への志向を強く持ったのだと考えられる。

次に、ガニョア周辺の中西部だが、この地域は 1920 年代に東南部でのアフリカ人小農との競争を避けて、ヨーロッパ人の入植が盛んに行われたところだった。この結果、当地の経済は、東南部がプランテーション経済に向けて邁進していた時期に、白人農場での労働や都市部を対象にした食料作物の生産を主として 1930 年代を過ごしてきた (Chauveau et Dozon [1985: 72-73] ; Kipré [1985: 241-243])。すなわち、東南部を中心として展開してきたアフリカ人主導のプランテーション経済との連関は少なかったということである。ガニョア周辺地域は、セネガル人商人とフランス人の存在が影響してか当初からフランス社会党 (Section française de l'Internationale ouvrière: SFIO) の影響力が強かったと言われる。

ガニョアでは、同地出身の D・バイイ (Dignan Bailly) によって、SFIO 系のアフリカ社会主義者運動 (Mouvement socialiste africain: MSA) が結成された。MSA はガニョア管区に強固

景にした、政治組織間関係の文脈で捉えるべきものである。「アニ」と「バウレ」を主体として据えて、その両者間に対立的関係を設定するという語り方は適切ではない。

²⁴ 有権者数で言えば、コロゴ管区は 1 万 2000 人以上、ダロアとガニョアは両管区合わせて 2 万人であった

²⁵ 小さい人口規模にもかかわらず、PP が一翼を担った PUF が 1951 年の国民議会選挙で 1 議席を獲得できた理由は、総督府の支援にあった。1951 年選挙の際のアバングル管区での登録有権者数は、1946 年当時の 10 倍にあたる 1 万 416 人であった。また、EICI の地盤であるオジェンネでも登録有権者数は 6.7 倍に増加した。これに対して、PDCI 支持地域と見られたディンボクロでは、有権者数がむしろ減少したという (Zolberg [1969: 138, 脚注 75])。

な支持基盤を築き上げた。1948年の植民地議会補選に立候補したバイイは、同管区でPDCI候補を遙かにしのぐ77%の得票率を記録した(Loucou [1976: 370]。バイイは、選挙区を構成するほかの2つの管区では支持されず、落選した)。バイイの腹心であるC・ジェジェ(Capri Djédjé)は、PDCIが植民地議会で孤立化していた1949年には、PDCIのA・ドニーズを破って、植民地議会議長に就任した。ガニョア周辺地域でのMSAとPDCIの間での競合は熾烈であり、1956年に実施されたガニョア・コミューンの地方選挙ではMSAが当選し、1957年の領土評議会選挙ではPDCIが勝利している²⁶。

ローラン(H. Raulin)の指摘によれば、この時期のガニョアでの2つの政治勢力の対立は、小農対地方ブルジョワ(ジュラ、バウレ、ダオメ植民地(現ベナン)出身者など移入民中心の大プランター、地方名士、商人)という構図で展開された。MSAのバイイは選挙戦で、移入民の流入ならびに移入民への土地譲渡に対する制限を訴えたという(Dozon [1985: 79]より再引用)。ここには、東部国境地帯とよく似た状況が生じていたことがうかがえる。すなわち、コーヒー・ココアという換金作物生産の発展過程で、地元民と移入民の間に社会的な格差が生まれ、地域を地盤とする政治的リーダーがこの格差に根ざした不満を地元民側に立って代弁することで政治的組織化を試みたという状況である。ローカルな問題状況を背景に政治的組織化が開始され、一定の支持基盤が構築されたという点で、東部国境地帯とガニョア周辺地域はよく似ている。

ただし、ガニョア周辺地域と東部国境地帯は、換金作物生産の発展と植民地化という2つの過程における位置付けが若干異なる。ガニョア周辺地域は、東部国境地帯よりも社会的な開発が遅れていた。コートディヴォワール植民地における「東から西へ」という植民地化の基本的な方向を反映して、ガニョア周辺地域を含む南西部一帯は、東南部一帯(東部国境地帯も含む)に比して、地元民の所得水準や教育水準が相対的に低かった。東部国境地帯では、地元民が一定の経済的上昇をなし遂げ、その後、移入民の流入によって地元民の権益が脅かされるという状況が生じたが、ガニョア周辺地域の場合は、地元民は一方的に低位の階層に落ち込んだようである。また、東部国境地帯を地盤としたPPが、知識人の政治運動としての性格も持ったのに対して、MSAにはそのような性格は指摘されていない。これらのことから、MSAはより大衆的なレベルでの組織化を実現したと評価できるかもしれない。

いずれにせよ、重要な換金作物地帯であったアバングルを中核とする東部国境地帯とガニョア周辺地域における政治的対立の構図は、このように、換金作物生産の発展が引き金となった社会変容と緊密に結び付いていた。このことは、換金作物の発展が農民層を形成

²⁶ 西部を拠点にして政治的組織化を試みたもう一つの組織について言及しておく。E・ジョーマン(Etienne Djaument)が組織した「西部6管区出身者連合(Union des originaires des six cercles de l'ouest: UOCOCI)」は、1946年の一連の選挙でウフエーPDCI陣営を支援し、ジョーマンはその論功行賞として共和国評議会議員に選出された。ジョーマンは、PDCIと総督府の対立が激化した1948年に、PDCIとの協力関係を破棄して、「象牙民主ブロック(Bloc démocratique éburnéen)」という政党を結成し、自らの出身地であるササンドラを中心に地盤固めを行った。ジョーマンは、1951年の国民議会選挙には、北部出身のK・クリバリ(Kassim Coulibaly、セヌフォ民族)と「象牙エスニック協商(Entente ethnique éburnéenne)」というリストを組んで臨んだが惨敗した。

し、政治的組織化の基盤となるという解釈がいかに多くのものを捨象してしまっているかを物語っている。換金作物生産の発展は、単なる農民層の形成ということにとどまらず、経営面積の格差の発生、農業労働、入植、流通活動を目的とする移入民の参入、これらの移入民と地元民の対立的な関係といったいくつもの社会的影響をもたらしてきた。特定地域に基盤を置いた政治家は、このようなローカルな課題に訴えかけることで、自らの政治的キャリアを開始したのであった。

さて、前節の検討で示唆した通り、PDCI は、1950 年代初頭には全土的な支持獲得で苦しい戦いを強いられていた。それが 1956 年以降の選挙では、一挙に PDCI 陣営の議席独占が進み、一党制確立が最終段階に入ったのである。この急速な一党化をもたらしたもう一つの要因として、PDCI がフランス共産党との会派協力関係を解消（公式発表は 1950 年 10 月）し、フランス政府との「協力」という新しい方針に転じたことが重要である。PDCI は、宗主国との経済関係の維持と植民地独立を急がないという姿勢を示して、総督府ならびにフランス政府との信頼関係を醸成し、植民地議会与党としての地位を確実なものとしていった。PDCI と当局の協力関係の安定ぶりを象徴するのが、G・モレ（Guy Mollet）内閣へのウフエの入閣（1957 年）である。

PDCI と植民地当局の関係が安定度を増していく中で、競合政党は、生き残りのために PDCI と連合せざるを得ないという状況に追い込まれた。1957 年の領土議会選挙に際して、各党指導者は、各党の自立性の保持を建前として、PDCI を中核とする統一リストである UDIECI に参加した。この UDIECI は実に 60 議席中 58 議席を獲得した。この選挙結果は PDCI にとっては、統一リストの中核勢力として与党としての地位をさらに強化するものであり、競合政党にとっては、PDCI と袂を分かった独自路線の可能性をかぎりなく低下させるものであった。この意味で、UDIECI という選挙連合は、競合政党の PDCI への吸収にほかならなかった。

そして、独立を担う立法府を発足させるための 1959 年の立法議会選挙において、PDCI はついに定数 100 議席のすべてを獲得し、ここに事実上の一党制が成立することになる。コートディヴォワール植民地の発展史において各々固有の状況に直面し、これに対応して独自の組織化に取り組んできた各地域が、PDCI のもとに政治的に統合されたのである。

ここで注意しておくべきことは、1950 年代初頭に見られた PDCI 支持に関する地域的な差異と、1950 年代の急速なアフリカ人参政権の拡大を考えれば、PDCI が有権者レベルでくまなく支持の獲得に成功していたと考えるのは早計だということである。事実上の一党制がほかでもなく政治エリートのレベルでの連合として成立したと考えれば、なおさらである。

例えば、前節の支持率分析で言えば「高支持率地域」にあたるダナネ（Danané）で、1950 年代半ばに 1 カントンレベルで、PDCI 支持者と PP 支持者の対立が、カントン内での権力抗争を伴って展開していたことが報告されている（真島 [1995: 31-32]）。このことは、全議席獲得による事実上の一党制というものが、見かけ上の均質さとは裏腹に、内的な緊張をはらんでいてもなお、実現され、維持されるものだということを示している。PDCI 一党制は、必ずしも各地域に内在する矛盾を解消したうえで、いわば「下から」構築されてきたものではない。社会経済的状况が多様なままで全土の政治的統合が実現されたということは、PDCI 競合政党の組織化の土壌であるローカルな問題状況が、一党制下でも継続

したということを示唆している。

第4節 植民地期の農業政策と PDCI の「脱プランター化」

ところで、農民の経営と生活を保護ないし向上させる公的介入手段として考えられるのは、生産財や生産技術など生産に関わる諸手段の提供と、流通局面における生産者の保護である。植民地議会与党として、植民地政策に影響力を振るという立場にいた PDCI が、直接に農民の利益に関わるこれらの分野においてどのような対応を取っていたかは、プランター主導観の是非を判断する重要な材料となる。本節では、植民地期コートディヴォワールにおけるコーヒー・ココア部門に対する政策を検討してみたい。

序論で触れた「二頭制」(Wallerstein [1964a]) という表現が端的に示しているように、当局との和解以後、コートディヴォワール植民地の政策決定過程における PDCI の影響力はかなり大きかった (Morgenthau [1964: 203])。本節が対象とする政策の実施主体は、あくまで植民地総督府や本国政府であったが、PDCI はこれらの政策に承認を与える形で関与していた。植民地期の政策を追うことで、PDCI の政策的スタンスをある程度把握できるのである。

第1節でも触れたが、植民地総督府はアフリカ人主導で発展したコーヒー・ココア生産に関して、さして重要な役割を果たしてこなかった。まず、土地政策であるが、ヨーロッパ人入植者が 300 人を超えない程度だったコートディヴォワールでは、土地をめぐる入植者とアフリカ人が対峙するという、東アフリカの入植植民地で典型的に見られたような土地問題の構図は現れなかったと理解してよい。コートディヴォワールでは、アフリカ人小農が新規開園を続ける状況を植民地総督府は事実上放任していた。生産面に関する支援策としては、新規開園に対する報奨金、苗木配布、農業試験機関の運営、技術指導員の派遣などがあった。当初は増産重視だったが、本国市場の成熟と国際競争の激化に伴って、1950年代に入ると質の向上が重視されるようになった。コーヒー園の新規開園に対する報奨金は 1950年代に廃止され、代わって、産品ごとの農業試験機関や技術指導などに重点が置かれるようになった。

農園の拡大によって増産を実現してきたコートディヴォワールのコーヒー・ココア生産にとって、労働力不足は常に深刻な問題だったが、これについても植民地総督府の役割はかぎられていた。1951年に創設された SIAMO (第1節で既述) は、オートヴォルタ植民地からの季節労働者の斡旋機関として年間 2 万～5 万人の労働者を集めたが、これはコートディヴォワールの農業部門における労働力需要を満たしうる規模ではなかった。国内外からの農業労働者の往来は、非組織的かつ自発的な流れが主流であった。おそらく SIAMO は、主に入植者が経営する農園、林業活動向けの労働者斡旋機関にとどまったと考えられる。

すなわち、コーヒー・ココア生産の大部分を担うアフリカ人小農の生産現場に対する公的介入はきわめて部分的で補助的なものにとどまったと考えられる。実際、この点に関するアフリカ人政治家の関心もそれほど高くなかったようで、具体的に要求として提示されたのは、創設当初の SAA が訴えた生産報奨金制度の適用ぐらいであった。

コートディヴォワール植民地のコーヒー・ココア部門にとって、1950年代に取られた政策のうち最も重要なものは、本国との特恵的な貿易体制の構築であった。この体制は、植民地期の末期である1950年代半ばに、植民地総督府、植民地財界、PDCIの3者間の緊密な関係の確立と、コーヒー・ココアの国際価格の下落という2つの条件のもとに成立したものであった。

1950年に始まるコーヒー・ココアの好況期には、総督府、財界、PDCIは一致して自由貿易体制の堅持を訴え、歳入源として介入を企てる本国政府に抵抗していた。それが、1955年初頭のブラジルの通貨暴落を契機に国際市況が一気に冷え込むと、植民地側は一致して、保護貿易体制の構築を本国に働きかけるようになった。具体的には、植民地がフランス本国以外に輸出する際の報奨金制度、保護関税の設定、価格安定基金の創設である(Thompson and Adloff [c.1957: 471-477]; Zolberg [1969: 164-170])。

1950年代前半の国際的なコーヒー・ブームの時期に、フランス市場は、調達が比較的容易な植民地産コーヒーに過度に依存する構造を取るようになった²⁷。折からこの時期は、フランス植民地が大々的にコーヒーを増産した時期でもあった。しかし、本国の輸入業者は、消費者の嗜好の多様化に対応するために、低品質でロブスタ(Robusta)種一辺倒の植民地産コーヒーを嫌って、他地域からの輸入を増やそうとする意向を持っていた。植民地側は、フランス市場から締め出されることを懸念して、本国に対して植民地産以外の外国産コーヒーの輸入を制限するよう要求した。この要求は認められなかったが、植民地側は、輸出量の6分の1をフランス以外の市場に輸出する代わりに、この輸出分の金額の6%(後に12%に引き上げ)にあたる輸出奨励金を本国政府から受け取ることとなった(Thompson and Adloff [c.1957])。これは1954年に合意され、翌1955年から実施された。また同じ1955年に国際コーヒー価格が暴落した時には、植民地側の働きかけにより、本国政府は外国産コーヒーに対して10%の関税を賦課した(後に関税率は20%に引き上げられた)。

このような保護策の一環として価格安定公庫が創設された。もともとコートディヴォワールには、農業試験機関運営のためにコーヒー基金(Caisse du café)とココア基金(Caisse du cacao)が設けられていた。これらの基金に新たに価格安定事業を実施させることとなり、それぞれ、1955年にコーヒー価格安定基金、1956年にココア価格安定基金へ改組された。この2つの価格安定基金は、独立後のCAISTABの前身となるものだが、この時点での収益補填事業の対象は生産者ではなく、輸出業者であった。輸出業者は、国際価格があらかじめ定められた水準以下に落ち込んだ時に、その差額を公庫から受け取る仕組みになっていた。

本国に対する植民地側のこれら一連の強力な働きかけは「コーヒー戦争(Battle of coffee)」とも称される(Zolberg [1969: 168])が、これは、AOF総督府、植民地総督府(とくにコートディヴォワールとギニア)、植民地財界、植民地議会のアフリカ人が一致して推進したものであった。AOFと構成植民地の総督府にとっては、コーヒー・ココア相場の下落と市場の縮小は、歳入の減少にほかならなかった。また、1955年には植民地財界人の牙城であるコートディヴォワール農業会(Chambre d'agriculture)とSAAが共同で、本国市場を

²⁷ 例えば、1954年にはフランスのコーヒー輸入量の3分の1がコートディヴォワール産であった(Thompson and Adloff [c.1957: 476])。

死守するために、強硬とも言える要求を行って来ている²⁸。つまりこの時期のコートディヴォワールでは、コーヒー市場の確保という課題に沿って、アフリカ人とフランス人の別を問わず、政治家、官僚、財界の利益が一致し、統一的なロビー活動が展開されたのである。

1950年代後半にコーヒー、ココアの国際相場が回復すると同時に、コートディヴォワールの急速な経済発展が開始された。独立以後の「奇跡」とも称される経済発展は、実は植民地期末期のこの時期から開始されたものである。長期的な評価はさておき、この20数年にわたる経済発展の要因の一つは、1955年のコーヒー危機の打撃を、行政介入によって回避し得たことにあったと言えるだろう。

ところで、このような特恵的な貿易体制は、生産者である小農にはどのように作用したであろうか。生産者の立場からすれば、宗主国市場へのアクセスが確保されることで、市況の変動に伴う損失を回避することが期待される。しかし、コートディヴォワールの生産者にとっての最大の問題は、輸出業者のマージンが過大であることへの不満であった。このことは1950年代初頭のブーム期から指摘されていたが、植民地期には何ら改善策が取られなかった。先述の通り、1950年代に設置された価格安定基金が収益補填事業の対象としたのは輸出業者であり、生産者ではなかった。つまり、この貿易体制は輸出業者の利益と植民地当局の歳入確保を最優先したものであり、生産者の所得の保証を直接の目的とするものではなかったのである²⁹。

独立後の1962年に、ウフェ政権は、コーヒーとココアの両価格安定基金を統合してCAISTABを創設し、生産者からの公定買い取り制度を開始した。生産者を直接のターゲットとする介入策はこの時になってようやく実施されたのである。ただ皮肉なことに、独立後の急激な経済成長のもとでは、価格低落時に農民の所得を保証するという公庫の機能が実際に果たされることはなかった。むしろ経済成長期のCAISTABは、国際価格に占める生産者価格の水準を相対的に低い水準に据え置くことで、農民に対する事実上の徴税機構として機能したのである(Hecht [1983: 25-26])。このようなCAISTAB事業の特質は、1950年代にPDCIが植民地総督府と一致して実施した政策の延長上にあるものである。流通介入によってマージンを確保し、歳入の安定を図るという意味で、植民地期末期の政策と独

²⁸ この内容は、外国産コーヒーに対する20%の関税、フランス外市場への輸出奨励金を12%に引き上げること、フランス輸入業者の植民地産コーヒーの輸入義務化(外国産コーヒー1トンを入力するごとに、4トンの植民地産コーヒーの輸入を義務化するというもの)、コートディヴォワールの主力品種であるロブスタと直接競合するブラジル種豆の禁輸である(Zolberg [1969: 167])。

²⁹ コートディヴォワール植民地で新規に導入された価格安定事業に対して、輸出業者がこれを歓迎したのは当然だが、中間買い付け業者や生産者の対応はまちまちであったようだ。トンプソンらは公庫創設直後にこのように指摘している。「・・・公庫は、生産者に一定買い取り価格を保証するものではなかったし、買い上げる義務も持たなかった。しかし、ココア農民は公庫創設を歓迎した。他方、フランス政府の設定する買い取り価格は、生産者価格を差し引いたマージン部分がきわめて大きかったが、にもかかわらず買付商人たちは公庫創設に反対していた。この新設公庫の評価には時期尚早であるが、さしあたりは、1957年シーズンに関しては数多くの小農を救ったと言うことができる」

(Thompson and Adloff [c.1957: 474-475])。この指摘からうかがえることは、当時のアフリカ人従事者が、この新しい制度に関して十分な評価を下せなかった可能性があるということである。

立後の政策は一貫したものである。

このことは、プランター主導観を相対化するうえで、きわめて重要な事実である。一部の論者は、独立後の CAISTAB 事業は農民所得の安定という意味で効果的だと評価し、その評価をもって、自らの出身階層に利益を還元しようとした「プランターの主導性」の端的な例だとする見解を示している（例えば Widner [1993]）。しかし、植民地期の PDCI は、総督府ならびに財界と一致協力した特惠的貿易体制の構築によって、コーヒー・ココア「部門」の保護に成功したのであって、コーヒー・ココア「生産農民」の保護を直接目指したのではない。その意味では、植民地期 PDCI の政策は、歳入確保を主目的とした農業部門への介入の典型的な姿だった。PDCI は、きたるべき独立に備え、十分な財政基盤を固めるべく、自らの発祥母体であるコーヒー・ココア生産農民層に向けて逆に介入を始めたのである。これを評する適切な形容は「PDCI の脱プランター化」にほかならない。

むすび

本章では、プランター主導観の相対化という課題を念頭に置いて、1940 年代半ばから 1950 年代のコートディヴォワールを対象とし、PDCI 一党制成立過程を農村部との関わりという観点から検討してきた。

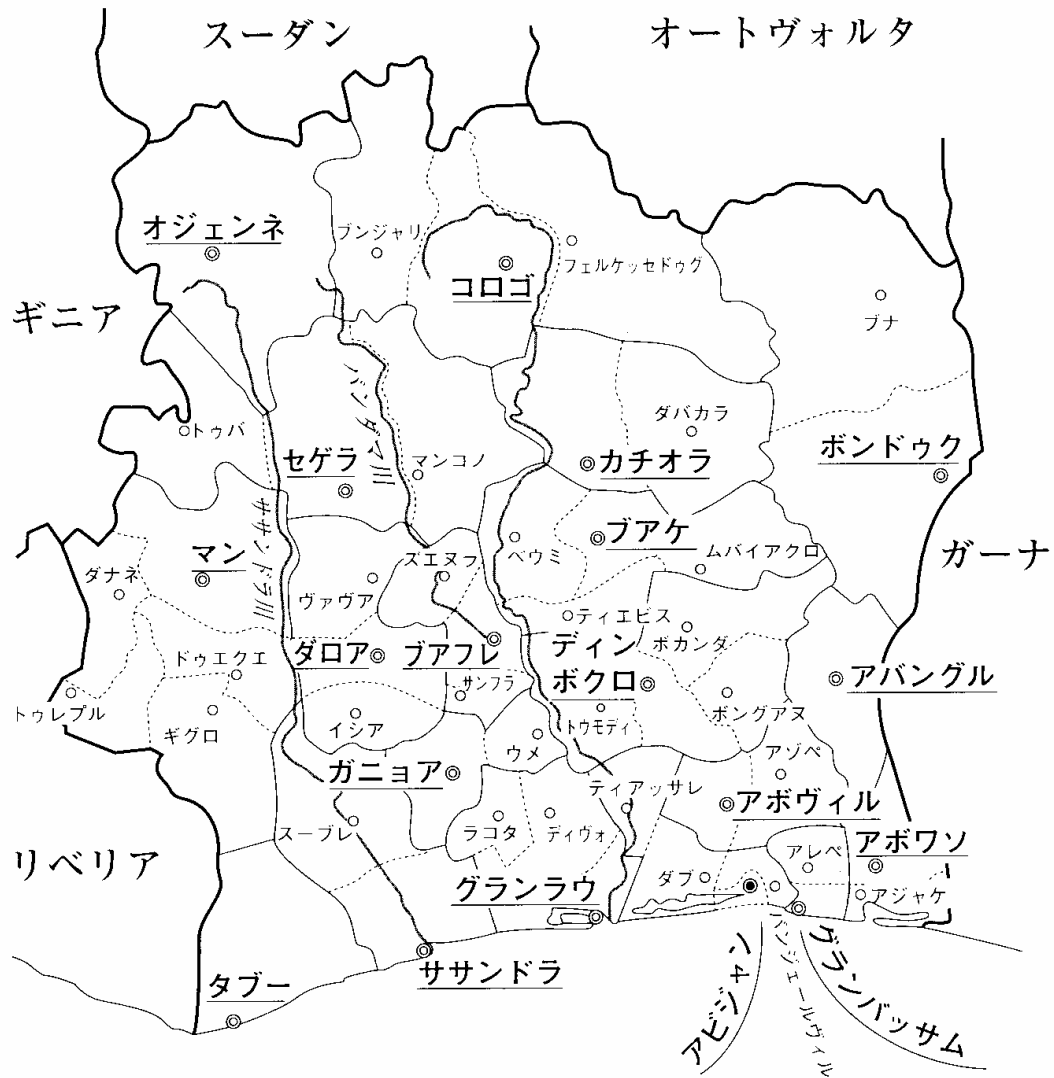
コートディヴォワール植民地のコーヒー・ココア生産農民は、SAA への参加を通じて、PDCI 結成に際してきわめて重要な役割を果たしたと言える。しかし、その後の PDCI の党勢の拡大とその帰結としての一党支配の確立は、換金作物を産出しない北部地域を含めた全土での選挙の勝利によって実現されてきたものであった。また、PDCI は、獲得議席の面にかぎれば常に安泰とも言える勝利を収めてきたが、投票率や地域ごとの支持率に注目すれば、必ずしも有権者レベルでの組織化に成功していたわけではないことが分析を通じて明らかになった。ここから、特定地域に拠点を築いた政治組織を指導者同士の連合を通じて取り込む戦略こそ、PDCI の一党制成立過程でとりわけ重要だったと考えることができる。この認識は、コーヒー・ココア生産農民のみを特権的に評価してきた従来の研究に再検討を迫るものである。

以上の結論はまた、コートディヴォワール政治史に関して、次のような視点をも提起する。すなわち、PDCI 一党制は、エリート間連合による政治的統合を実現したことによって、地域対立を温存させたという視点である。第 3 節で検討した通り、東部国境地域とガニョア周辺地域は、その地域固有の条件を背景にして一定の政治的組織化が進んでいたわけであるが、これら地域的な勢力と PDCI の関係は、一党制成立とともに党内調停に委ねられることとなったわけである。これは一面では、地域対立が政党間対立として顕在化することを防止したと言えるかもしれないし、全土の政治的統合であったという意味で国民統合に現実的な基盤を与えうるものだったかもしれない。しかし、エリート間連合による全議席獲得という既成事実を基盤にして実現された一党制は、国民統合という問題に関する政治エリート・レベルでの共有理解の醸成を必ずしも伴わなかったと考えられる。

共有理解の成立以前に一党制が成立したという意味では、植民地期における PDCI の一党制成立は、「早過ぎた一党化」と表現できるかもしれない。1990 年代半ば以降、コート

ディヴォワールでは、「イヴォワール人性 (ivoirité)」概念をめぐる論争が、政治対立と結びつく形で浮上してきたが、これは、「コートディヴォワール国民とは誰か」をめぐる問い直しにほかならないものである。政治的安定を享受してきたこの国において、国民とは何かという理念的なテーマをめぐる政争が展開されていることは、政治的安定が必ずしも理念的な安定を伴っていなかったことを物語っている。このような状況が生じた背景の一つが、植民地期の PDCI 一党制成立過程に内在していたことは、本章の考察から明らかであろう。

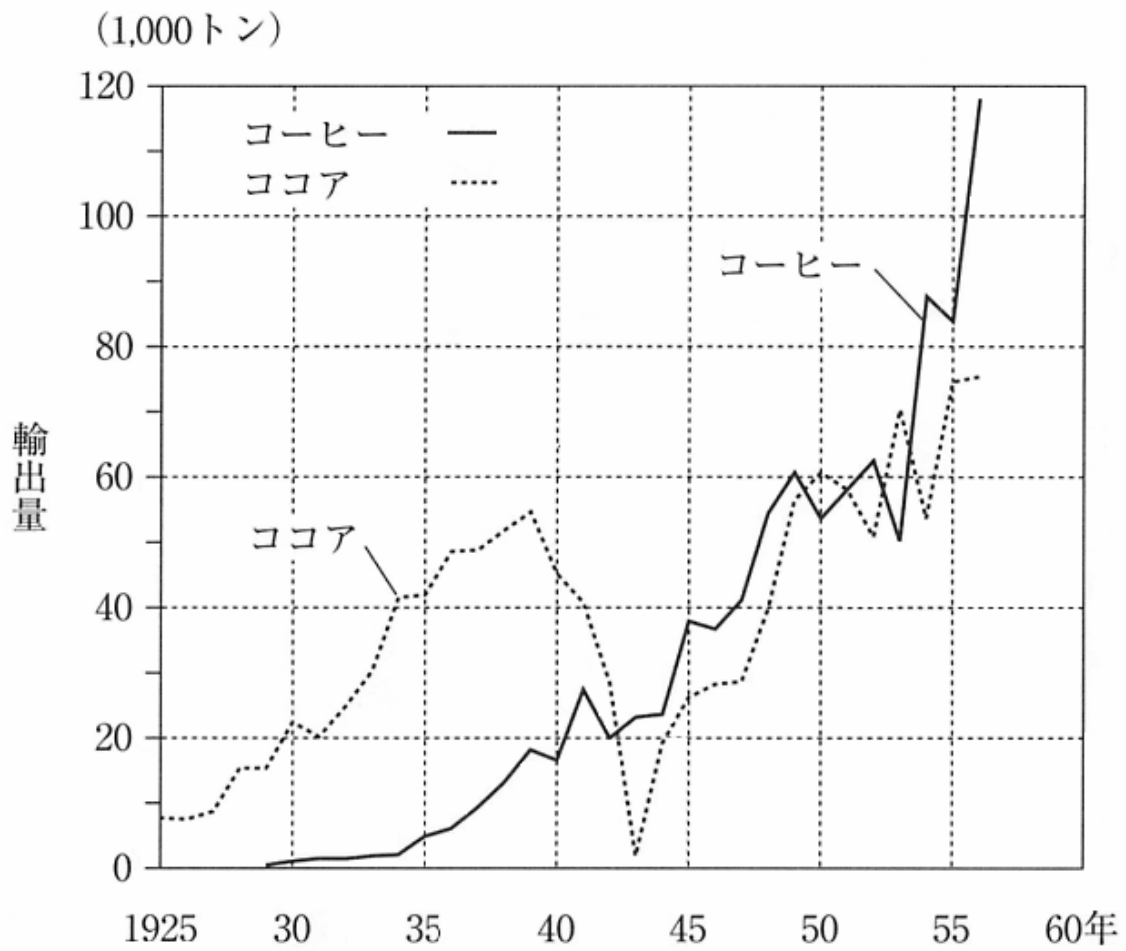
図2-1
植民地期コートディヴォワールの地図¹⁾



- (凡例) — 植民地・独立国との境界
 — 管区境界
 準管区境界
 ◎ 管区行政府所在地
 ○ 準管区行政府所在地
- ササンドラ** 管区名
 ディヴォ 準管区名

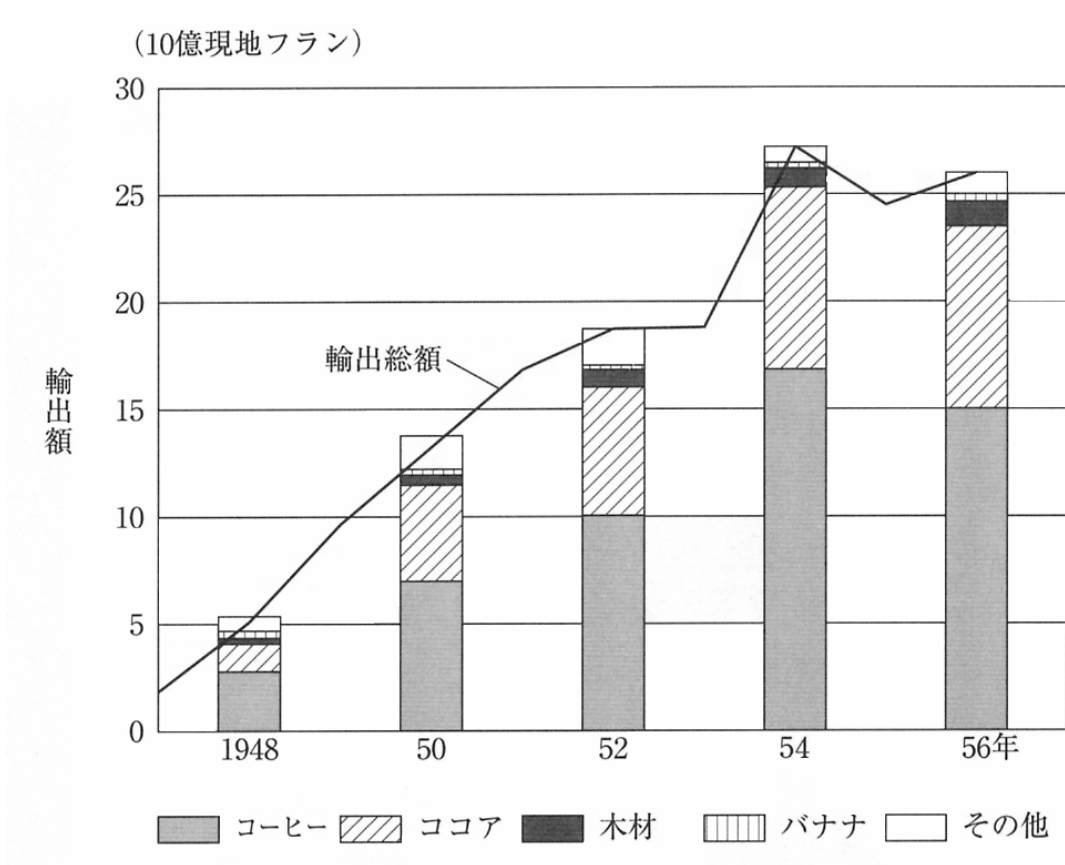
(出所) RCI MFEP [1958: 11] より転載。一部修正。
 (注) 1) 境界および管区、準管区名は 1958 年 12 月 31 日時点でのものである。

図2-2
コートディヴォワール植民地のコーヒー、ココア輸出量



(出所) TCI MP [1958: Graph No.20]。

図2-3
コートディヴォワール植民地¹⁾の輸出額と産品別構成

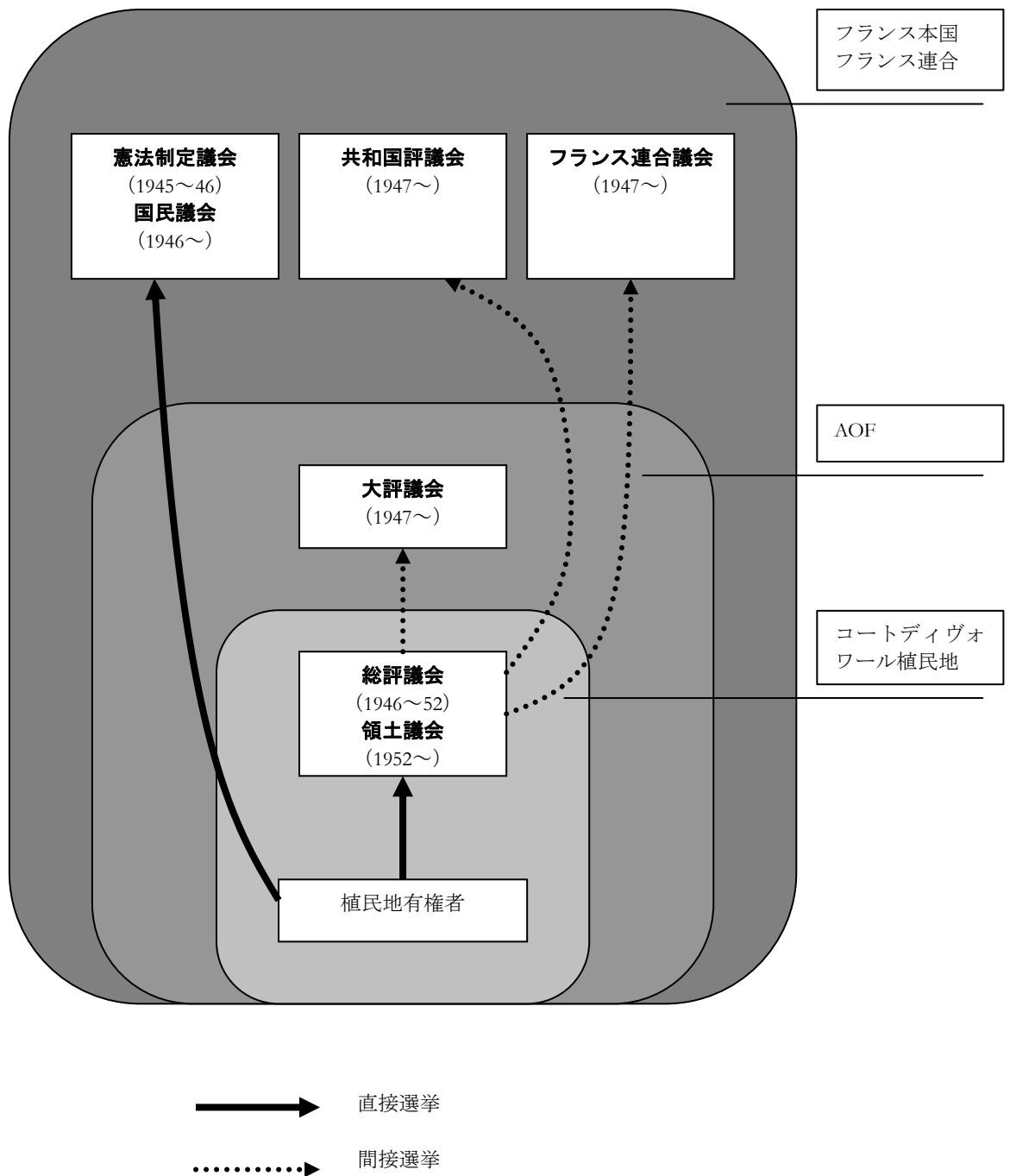


(出所) TCI MP [1958: Graph No.19]。

(注) 1) 1950年分の統計まではオートヴォルタ地域を含む。

図 2-4

コートディヴォワール植民地における議会制度（1945～1958年）



(出所) 各種資料に基づき、筆者作成。

表 2-1

コートディヴォワール植民地で実施された直接選挙 ¹⁾

実施年月日	本国議会	植民地議会
1945.10.21 ²⁾	第 1 回憲法制定議会 (1, 1)	
1946. 6. 2	第 2 回憲法制定議会 (1, 1)	
1946.11.10	第 1 回国民議会 (3)	
1946.12.15 ³⁾		領土評議会 (20, 30)
1948. 5.30		領土評議会 補選 (1,12)
1951. 6.17	第 2 回国民議会 (2)	
1952. 3.30		第 1 回領土議会 (18, 32)
1956. 1. 2	第 3 回国民議会 (2)	
1957. 3.31		第 2 回領土議会 (60)
1959. 4.12		立法議会 (100)

(凡例) カッコ内の数字は定数（改選議席）を表す。分離投票制の場合のみ、第 1 枠と第 2 枠の定数をそれぞれカンマで区切って記した。

(出所) Benoist [1982: 520-543]、Bois de Gaudusson et al. [1997: 260] より筆者作成。

(注) 1) 地方選挙を除く。

2) 第 1 回投票の実施日。第 2 回投票の実施日は不明。

3) 第 1 回投票の実施日。第 2 回投票は 1947 年 1 月 5 日に実施。

表 2-2

コートディヴォワール植民地で実施された直接選挙での政党・リスト別獲得議席数

1)

選挙名 (実施年月)	当選者・政党	獲得議席/定数
第1回憲法制定議会 (1945.10)	★ウフエ	1/1
第2回憲法制定議会 (1946.6)	★ウフエ	1/1
第1回国民議会 (1946.11)	★リスト「ウフエ=ボワニ」 ²⁾	3/3
領土評議会 (1946.12)	★RA	24/30
	UV ³⁾	6/30
領土評議会 補選 (1948.5)	★PDCI-RDA	12/12
第2回国民議会 (1951.6)	★PDCI-RDA	1/2
	PUF ⁴⁾	1/2
第1回領土議会 (1952.3)	★UDECI	29/32
	PUF	3/32
第3回国民議会 (1956.1)	★RDA	2/2
第2回領土議会 (1957.3)	★UDIECI	58/60
	URPDIC ⁵⁾	2/60
立法議会 (1959.4)	★PDCI-RDA	100/100

(凡例) ★は、ウフエ、PDCI 参加陣営を示す。

(出所) Benoist [1982: 520-543]、HCR AOF [c.1957: 44-46]、Loucou [1976: 366, 370, 385-386]、RCI MFEP [1958: 16-17] より、筆者作成。

(注) 1) 地方選挙を除く。

2) ウフエを筆頭者とする、ウフエ、D・O・クリバリ、Z・カボレの3名からなる候補者リスト (名簿)。

3) ヴォルタ同盟 (Union voltaïque)

4) フランス連合党 (Parti de l'Union française)。

5) グランラウ管区人民の尊厳と利益防衛同盟 (Union pour le respect du peuple et la défense des intérêts du cercle)。

表 2-3

ウフエーPDCI 参加陣営の得票数と得票率

選挙名 (実施年月)	登録有権者数 ¹⁾ (a)	PDCI 陣営得票数 (b)	得票率 (b/a, %)
第 1 回憲法制定議会 (1945.10)	* 31,384	12,680	40.4
第 2 回憲法制定議会 (1946.6)	* 37,688	20,196	53.6
第 1 回国民議会 (1946.11)	187,904	125,235	66.6
領土評議会 (1946.12)	* 209,325	nd	--
領土評議会 補選 (1948.5)	* 138,612	nd	--
第 2 回国民議会 (1951.6)	189,154	67,090	35.5
第 1 回領土議会 (1952.3)	* 203,165	66,978	33.0
第 3 回国民議会 (1956.1)	880,696	502,711	57.1
第 2 回領土議会 (1957.3)	1,482,862	720,278	48.6
立法議会 (1959.4)	1,618,519	1,522,980	94.1

(凡例) "nd"はデータなしを意味する。

(出所) Benoist [1982: 520-543]、RCI MFEP [1958: 16-17] より筆者作成。

(注) 1) *印は第 2 枠の登録有権者数。

2) 第 1 回投票の結果。

表2-4
コートディヴォワール植民地におけるウフェーPDCI陣営の地域別の得票率指標

【選挙名】	憲法①	憲法②	補選	国民②	領土①	領土②	立法
【実施年/月】	1945/10	1946/06	1948/05	1951/06	1952/03	1957/03	1959/04
【有効投票比】	○	○	○		○	○	○
【登録有権者比】				○*	○	○	

【管区名】	【準管区名】			【管区名】				
フェルケツセドゥグ	3	4		フェルケツセドゥグ	2	3	2.5	
コロゴ	3	4	4	コロゴ	1	3	2.5	2 4 4
				ブンジャリ	1	1	2.5	
				オジェンネ	1	1	2	2 4 4
セゲラ	4	4	4	セゲラ	1	3	2.5	
				マンコノ	2	3	2.5	3 4 4
				トゥバ	2	3	3	
カチオラ	4	4	4	カチオラ	2	4	2.5	3 4 4
				ダバカラ	1	4	3	
ボンドゥク	2	4	4	ボンドゥク	1	3	1	1 3 4
				ブナ	1	3	2	1 3 4
アバングル	3	4	2	アバングル	1	4	2	2 3 4
アボヴィル	4	4	4	アソベ	2	4	2	2 3 4
				アボヴィル	2	4	2	
				ディンボクロ	3	4	3	
ディンボクロ	4	4	4	トゥモディ	1	4	4	3 4 4
				ボカンダ	1	4	3	
				ボングアヌ	1	4	3	
グランバッサム	3	4	4	グランバッサム	1	3	2	2 4 4
				アレベ**	-	-	2.5	
				アボワソ	1	3	2.5	2 4 2
				アジャケ	2	3	2.5	
アビジャン	3	4	4	アビジャン	2	4	1	
				バンジュールヴィル	3	4	3	2 4 4
				ダブ	3	4	3	
				ティアッサレ	3	4	2	
グランラウ	4	4	4	グランラウ	2	3	2	2 2 4
				デイヴォ	3	3	2	
				ラロタ	3	3	2	
ダロア	3	4	4	ダロア	2	3	2.5	2 2 3 4
				ヴァヴァ	2	3	2	
				イシア	1	3	1	
				ブアフレ	2	4	3	
				サンフラ	2	4	2.5	3 4 4
ブアケ	4	4	4	ズエヌラ	1	4	4	
				ムバイアクロ	2	4	2.5	
				ベウミ	2	4	2.5	2 4 4
				ブアケ	2	4	2	
				ティエビスー	3	4	2	
ガニョア	1	4	2	ガニョア	1	4	2	2 3 4
				ウメ	2	4	3	
				マン	2	3	3	
マン	4	4	4	ドゥエクエ	2	3	3	3 4 4
				ギグロ	2	3	3	
				ダナネ	2	3	4	
				トゥレブル	3	3	4	
ササンドラ	4	4	4	ササンドラ	2	3	2	2 4 4
				スーブレ	3	3	2	
タブー	4	4	4	タブー	2	3	2.5	2 4 4

(凡例)

1~4の数字は、ウフェ、PDCI陣営の得票率を以下の基準にしたがって4段階に指標化したものである。

得票率80%以上	4
得票率50%以上、80%未満	3
得票率20%以上、50%未満	2
得票率20%未満	1

なお、Zolbergによって、得票率40~60%と分類された地域には便宜的に「2.5」という数値を当てた。

得票率は、登録有権者に対するものと、有効投票数に対するものがあるが、そのいずれであるかは選挙名の下に○で示した。

網掛けは、登録有権者比で指標が「2」以下、有効投票数比で指標が「1」以下であることを示す。

また、表中の実線は管区を構成する準管区の変更を示すものである。

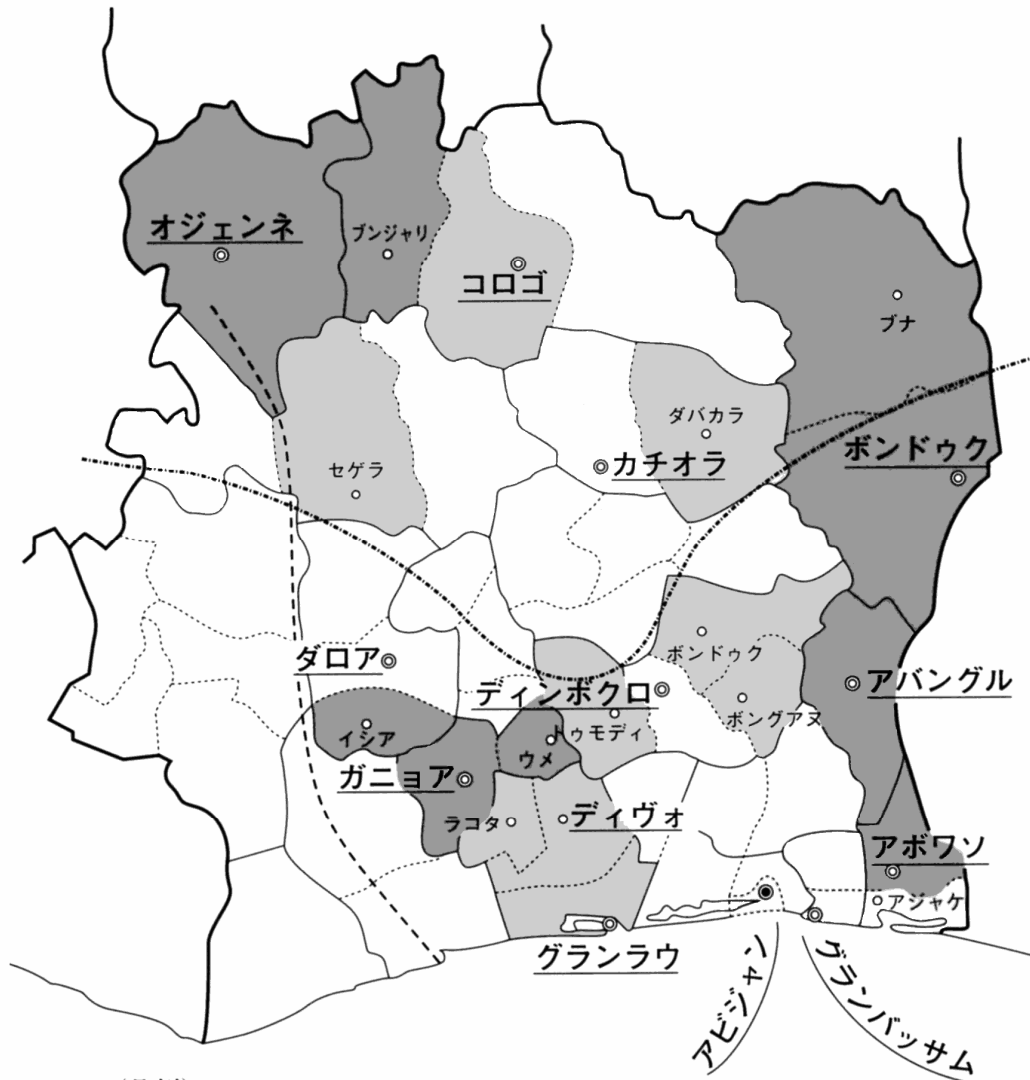
太字は、ウフェ、PDCI陣営の「低支持率地域」を示す。

(注) *スコア「3」には、実際には「4」のものも含む。

** アレベ準管区創設は1957年1月1日。

(出所) Loucou [1976: 358, 362, 370, 387]、RCI MFEP[1958: 16-17]、Zolberg[1969: 140, 213]より、筆者作成。

図2-5
ウフエーPDCI 陣営の低支持率地域¹⁾



(凡例)

<u>ガニョア</u>	管区名	■	継続的な低支持率地域
ラコタ	地区名	■	一時的な低支持率地域
		□	高支持率地域
		⋯⋯⋯	コーヒー・ココア生産地のおおよその北限
		- - - -	ササンドラ川のおおよその流れ

(出所) 表2-4に基づき筆者作成。

(注) 境界線の凡例は図2-1に同じ。管区、準管区の境界は1958年12月31日時点でのものである。地図中には、低支持率地域の地名のみ記した。下線付き地名は管区名、下線なしは準管区名を指す。

第3章

個人支配の補完装置としての統制的結社

— 一党制期のウフエ支配と PDCI —

はじめに

完全独立を目前に控えた 1959 年のコートディヴォワール立法議会選挙で全議席を獲得したことにより、PDCI の事実上の一党制が確立されたが、これと並行して進められた党内の左派勢力の一扫により、PDCI ではウフエの支配体制が確立された。1960 年の共和国独立から 1990 年までのコートディヴォワールにおける一党支配は、PDCI の指導者として君臨したウフエの支配とほぼ同義である。

ウフエは独立直後の選挙で初代大統領として当選を果たした後、1993 年 12 月に公称 88 歳で死亡するまで引き続き大統領の座に就き続け、実に 33 年間にわたる長期支配を続けた。ウフエの統治は、「個人支配 (personal rule)」（Jackson and Rosberg [1982]）、「新家産制 (neopatrimonialism)」（Fauré [1989] ; Crook [1989]）との形容もなされるように、制度上の最高権限の独占（大統領と唯一党の最高責任者）、莫大な個人資産、フランスからの政治的支援などを源泉とした強い影響力と、台頭する党内若手幹部の政治力を削ぐ政治術に立脚したものであった。このような一党制期のウフエ支配のあり方について分析を加え、統制的結社としての PDCI の位置付けと役割を考察するのが本章の目的である。

第1節 個人支配体制としてのウフエ支配

1960 年 8 月 7 日の独立宣言の後、同年 11 月 3 日にコートディヴォワール共和国憲法¹が制定された。同年 11 月 27 日の総選挙によって、ウフエが大統領に選出され、PDCI も、1959 年に引き続き、再び国民議会のすべての議席を獲得した。第 1 共和制憲法は、複数政党制

¹ コートディヴォワールは正式独立前の 1959 年 3 月 26 日に最初の憲法が制定されており、これを「第 1 憲法」、共和国として完全独立を遂げた後の 1960 年 11 月 3 日に制定された憲法を「第 2 憲法」と呼ぶ研究者もいる (Bois du Gaudusson et als. [1997: 260])。ただし本研究では、2000 年 7 月に民政移管のために制定された憲法が一般に「第 2 共和制憲法」と呼ばれることから、これとの対応を取り、1960 年 11 月 3 日に制定された憲法を「第 1 共和制憲法」と呼ぶこととする。

の可能性を排除していなかった²が、実際には、刑法や選挙法などによって厳しい制限が課されており、PDCI以外の政党結成は事実上禁止されていた。これ以来 1990 年の民主化まで、総選挙は 5 年ごと（1965 年、1970 年、1975 年、1980 年、1985 年）に実施されたが、いずれもウフエが大統領に当選し、PDCIが国民議会の全議席を獲得した³。

ウフエ政権の性格については、いわゆる新家産制に該当する諸特徴を備えたものであることが、コートディヴォワール政治史研究ならびにアフリカ諸国を対象とする比較政治学において広く指摘されている（Fauré [1989: 69] ; Médard [1982: 75] ; Crook [1989] ; Bratton and van de Walle [1997: 66]）⁴。ここでは、コートディヴォワール政治史研究者であるメダールが提示している「政治的パトロネージ (patronage politique)」の概念を参照して、ウフエ政権の新家産制的特質を捉えておくことにする。

メダールは、1950 年代のPDCIの政治的支配のプロセスはパトロネージに依拠したマシン政治のモデルで理解できるとしたゾルバーク (Aristide R. Zolberg) の指摘と、独立後のコートディヴォワールにおいて公権力との結び付きが富を約束するという「分配政治」が観察されるとしたコーエン (Michael A. Cohen) の議論を踏まえて、ウフエ政権の重要な特質の一つとして「政治的パトロネージ」を挙げる (Médard [1982: 75-77]。以下の引用も同箇所)。メダールによれば、この政治的パトロネージとは、「個別利害に基づいて行われる、政治的支持に対する公的資源の配分」であり、具体的には「公的財産を管理し、配分する権限を持つ者による政治的なえこひいき (favoritisme)」および「敵対的エリートの懐柔 (cooptation)」がこれにあたる。また、このような政治実践は、公と私の区別の消失、公的な官職や権限などといった政治的資源の経済的資源への転化、公的関係を属人化する (personaliser) ことといった現象を含み込む。こういった点を捉えて、メダールは「公的資源の家産制的な運用」と呼ぶ⁵。

以上の指摘を手かりにして、本章では、新家産制という概念があてられることの多いウフエの支配体制を、「唯一党 PDCI および国家というフォーマルな統治機構の内部に、ウフエという個人支配者を頂点とするパトロネークライアント関係が緊密に張り巡らされ、実質的な組織運営原理として機能している体制」として、さしあたり定義しておく。

この体制下でのウフエによる支配のあり方については、ジャクソンとロズバークがその特徴を的確に捉えている (Jackson and Rosberg [1982: 145-152]。以下の引用も同箇所)。そ

² 第 1 共和制憲法第 7 条は、複数形で表記される「政党および政治集団 (partis et groupements politiques)」が「選挙によって競い合う」ことを明記している。つまり、PDCI の一党制は憲法によって規定されたものではない。

³ これらの選挙結果については、本章第 2 節を参照。

⁴ この新家産制という概念はきわめて包括的なものであるため、より精密な分析概念を模索する狙いから、ジョゼフ (Richard Joseph) の提唱する「聖職禄政治 (prebendal politics)」や、バヤール (Jean-François Bayart) の提唱する「口腹の欲をめぐる政治 (politics of the belly)」など、射程と焦点を修正した類縁概念がさまざまに提起されている。ただ、ここでは、こういった類縁概念の異同や分析上の有効性と限界といった理論的な問題に立ち入ることはしない。類縁概念に関する議論の整理としては遠藤 [2000: 11] および Médard [1991: 328-331] に詳しい。

⁵ このような捉え方は、1990 年代のアフリカの民主化論における新家産制の捉え方と、着目点において共通したものである (例えば、Bratton and van de Walle [1997: 62])。

れによれば、「コートディヴォワールの政府は、実質的にただ一人の男、"御大"フェリクス・ウフェ＝ボワニの政府」である。国民議会は「政令や通達の自動追認装置」であり、政府は、異なる政治的意見を調整して得られた合意を法や政策として具体化する場というよりは、「単なる統治者の手先 (agency)」に過ぎない。政府高官の多くは、独自の政治的資源を持たない、ウフェに個人的に従属したテクノクラート官僚であり、植民地期からの党の古参活動家も、「ポストと役得については完全にウフェに頼るのみのクライアント階層」と化しているとされる。

ウフェの個人支配は、1963年の2度にわたる党内急進分子の大量粛清を経て確立したことがよく知られている⁶。順調な経済成長を背景に国家財政は潤沢であり、国家官僚機構、地方行政機構が整備され、各種の国営企業も続々と設立された。ここで大量に生み出された公的なポストこそ、地位、俸給や諸手当、腐敗行為を含む各種の役得を約束する、政治的パトロネージの原資であった。

これら高位のポストに関するウフェの掌握ぶりは、長年重要ポストに就いていたベディエ（当時は経済財政相。後の大統領）、M・ジャワラ（Mohamed Diawara。計画相）、A・ウシェール（Assouan Usher。外相）、A・サワドゴ（Abdoulaye Sawadogo。農相）ら4人の若手有力者を解任した1977年7月の内閣改造に端的な例を見ることができる⁷。この解任劇の背景としては、国家機構の肥大化に伴い、ウフェの目の届かないところで形成され始めていた派閥対立——フォーレの表現に則ればクライアントリズム構造の「分節化 (segmentation)」の進行 (Fauré [1989: 70]) ——に対する歯止めと党内引き締めがあったとされる。党内実力者ですらあっさり解任してしまえる、ウフェの君臨ぶりを物語る例である。

第2節 ウフェの統治を支えた条件

強権的な統治が反発者を生み出し、体制の安定性を損なうケースは往々にして見られるが、ウフェは、そのような脅威にいかに対処することで長期政権を維持してきたのだろうか。先行研究からは、ウフェの長期にわたる個人支配は、大きく以下の4つの条件によって保たれていたことがわかる。

第1に、フォーレとメダールが「国家ブルジョワジー (bourgeoisie d'État)」という概念で提唱した通り (Fauré et Médard [1982])、コートディヴォワールの国家運営に参画した支配層は、高等教育を受け、テクノクラートとして官界入りした、もっぱら高級官僚であることにのみ社会経済的基盤を有する者たちであった⁸。彼らは、地域、特定産業、社会階層

⁶ Mundt [1997: 185]。粛清については Gbagbo [1983: 32-52] に詳細な記述がある。

⁷ これら4人はいずれも1966年に初入閣を果たし、1977年に解任されるまで引き続きこれら重要ポストを占めていた。入閣当時ベディエは弱冠32歳で、独立後に政官界入りしたいわゆる「第2世代」(Toungara [1995] は植民地期からの古参黨員世代と対比してこう呼んでいる)の筆頭株であった。ほかの3人も「第2世代」である。

⁸ いくつかの例を挙げると、ベディエは1958年にフランスのポワチエ大学で経済学の高等教育免状 (DES、大学教育5年修了の免状) を取得した後、家族手当基金の局長、フラ

といった独自の政治的基盤を持たなかったため、ウフエの信任を失い高官の座を追われることが、直ちに決定的な社会的失墜を意味した。

コートディヴォワールのような多元社会においては、民族ないしエスニシティが重要な政治的基盤の源泉となりうることが想定されるが、ウフエ時代には、「エスニシティはまったく低い程度しか政治的に動員されなかった」(Crook [1989: 213])との指摘がある。また、特定地域に独自の政治的地盤を持つ、いわゆる地域ボスも登場しなかった。一党制期の国家機構において地域代表の性格を持ちうるポストとしては、県知事 (préfet) および準県知事⁹ (sous-préfet) と国民議会議員があつたが、いずれも、PDCIの中央が人選の権限を握っていた。県知事・準県知事は政府の代理人として地方に送り込まれる中央省庁の高級官僚であり、赴任地域に必ずしも独自の地盤を有しているわけではなく、任期が終われば別のポストに転任した。国民議会議員については、各選挙区に該当する準県レベルの党務を取り仕切る準支部長 (Secrétaire général de sous-section) の推薦を受けて、党幹事長が認定するという手続きが取られていたが、そもそも党幹事長は準支部長の実質的な任免権を有していたので、国民議会議員の選定も事実上、党中央によって掌握されていたことになる¹⁰。もちろん、これら地方関係ポストの人選に際してシンボリックにエスニシティが考慮されたことは当然だが、これら「地方代表」が各々の地域と特別の関係を結ぶことは希だった¹¹。彼らの地位はあくまで一党制国家の中枢部の人事ルールによって一元的に決定されていた

ンス外務省研修生、駐米フランス大使館嘱託コンセイエを経て、1960年の独立と同時に初代駐米コートディヴォワール大使となった (この時 27 歳)。本文で触れたウシェールは、ボルドー大学、ポワチエ大学で学び、弁護士資格を取得した後、フランス共和国上院議長府付き副大臣、コートディヴォワール国民議会副議長、家族手当基金副理事長を経て、国連大使となった。このほかにも、フランスでの生物学の教授資格 (アグレガシオン) を持つ P・Y・アコト (Paul Yao Akoto)、獣医学の国家博士号を持つ B・ケイタ (Balla Keïta)、歴史学国家博士号を持つ P・キプレ (Pierre Kipré)、財政学国家博士号を持つ M・K・クムエ (Moïse Koffi Koumoué) など、ウフエ期の閣僚には高位の学位を持つ者が数多く見られる。

⁹ コートディヴォワールの地方行政は、県 (département) と準県 (sous-préfecture) の 2 階層で構成されていた。1961 年に県一準県制が導入された当時は、4 県 100 準県の編成だったが、その後細分化が進展した。1991 年には県の上位単位としてレジオン (région) が設定されて、レジオン一県一準県の 3 階層制となり、それぞれの数は、2002 年にはレジオンが 19、県が 56、準県が 238 まで増加している。この点の詳細は Sato dir. [2003b] を参照。

¹⁰ PDCI の人事構造は、Médard [1982: 64-71] に詳しい。また、国会議員について補足すれば、1975 年までの選挙は、有権者が個々の候補者に対して投票する形ではなく、全国的全議席を一括したリストに対して投票する方式で行われた (第 4 章参照)。選挙区民と選挙区選出の国民議会議員の関係は間接化されていたと言える。

¹¹ もちろん、コートディヴォワールにも地域対立の構図は存在しており、政治活動とも一定の関係を持っている。ただ、他民族排斥の思想を内包した連邦主義が選挙戦で公に主張されるという、ケニアのマジンボイズム (majimboism) に類する事例が、コートディヴォワールではほとんど見られなかったことを考えると、コートディヴォワールにおける「地域主義」は、政治的イデオロギーとしても政治勢力としてもそれほど明確に形成されてこなかったと評価できる。マジンボイズムについては津田 [2003] に詳しい。

のである¹²。

第2の条件は、第1点とも深く関連することだが、突出した行動を取ったり、ウフエに反抗したりしないかぎり、ポストは一定程度保証されていたことである。もちろん、潜在的な挑戦者に対する弾圧は熾烈であったが¹³、総体的に見れば、「コートディヴォワールの政治的エリートは、おそらく、アフリカで最も長きにわたって仕え (long-serving)、最も安定していた」(Crook [1989: 212]) と言える。大統領在職33年というウフエを筆頭に、閣僚にも、在職31年(1958~1989年)のA・ドニーズ(SAA創設幹部の一人)、同じく24年(1965~1989年)のM・エクラ(Mathieu Ekra)の長期在任の例がある。P・ヤセ(Philippe Yacé)も21年間(1959~1980年)にわたってPDCI幹事長を務めた。これら古参活動家ばかりでなく、より若い世代も10年以上にわたって閣僚を務めていることは、上述のベディエら4閣僚の例が端的に示している。1957年から1981年の間に組織された13の内閣を対象としたバカリーの研究によれば、閣僚の平均在職期間は7年6カ月の長きにわたったという(Bakary [1984: 44])。

ちなみに、長期在職との関連では、「復権」と「懐柔」という政治実践が重要である。ウフエは粛清や解任によって遠ざけた幹部を、一定期間を置いてから重要ポストに登用する手法を好んで用いてきた。1963年の粛清によって死刑判決を受けた幹部党員が1970年代に入って相次いで復権されたこと¹⁴や、1977年に閣僚から解任されたベディエが3年後に国民議会議長として再び重用されたことに代表例を見ることができる。これは、強力な人事権を使って、支配層内部で台頭してきた潜在的な挑戦者の野心を挫き、「忠実な僕」として体制内化する政治術である。また、この振る舞いは、「罰し、やがて赦す国父」という、ウフエ自身が好んだ父権主義的な統治者イメージを補強するものでもあり、統治の根幹に関わる手法と言える。

第3の条件は、前段で最後に触れた点と関連するもので、ウフエがさまざまな手段を使って個人支配者としての正統性を確立し、維持するのに成功したことである。これは「カリスマ」という表現でしばしば言及される側面のことで、支配階層以外の国民からいかにして自らの統治に対する同意を取り付けていたかという論点に関わる。ウフエが国民の代表から直接質問を受け付け、あらゆる論点にわたって持論を開陳するという一大政治イベントである「対話(dialogue)」、陳情に対する直接の応接、国民の不満が高まっていると見るや、「人民の代弁者」として政府や党の高官に激的な批判を加えることなども、父権主義的な統治者イメージを補強する、ウフエの重要な政治術であった。

また、経済成長を担保とした公的部門での雇用創出、大規模な地域開発プロジェクトを

¹² その意味で彼らには、オッタウェイの言う「埋め込まれていないエリート」(non-embedded elites)という性格を認めることができよう(Ottaway [2003: 180-184])。

¹³ すでに触れた1963年の粛清のほか、独立直前期の党の主導権争いの中で、ウフエに邪術をかけたとの嫌疑により、腹心のJ・B・モケイらが公職を追われた、いわゆる「黒猫の陰謀」がよく知られている(この呼び名は、ウフエの私邸に、牛の角をくわえた黒猫の頭が置かれていたとされることによる)。モケイは当時務めていた副首相兼内相、フランス共同体上院議員などの職から解任され、大使としてテルアビブに追いやられた(Gbagbo [1983: 30-32])。

¹⁴ モケイら古参党員以外では、37歳で粛清の対象となった後、1970年に党政治局員として再登用されたC・B・ドンワイ(Charles Bouza Donwahi)の例がある。

通した地方への分配、農産物価格安定支持公庫（CAISTAB）による輸出作物の生産者への買い取り価格の保証、初等教育の拡充¹⁵などによる再分配政策も重要である。こういった手法や政策は、国民から正統性を取り付けるうえで大きな役割を果たしたとされる（Jackson and Rosberg [1982: 149-150] ; Médard [1982: 77-81]）。

もちろん、こういったウフエの統治スタイルと、独立後 33 年間の治世がきわめて安定していたことを直接の因果関係で結ぶことには慎重であらねばならない。こういったウフエ側からの働きかけがどの程度国民に認知、受容され、ウフエに対する支持を掘り起こしていたかを厳密に測定することは難しいからである。それでもなお、ウフエの「人気」や「カリスマ」が常に語られてきたのは、ウフエ政権の独裁政権としての独特な性格によるものと言える。国民との直接対話や社会経済的な分配を熱心に行ったウフエは、血にまみれたエピソードで彩られた同時代のアフリカの独裁者¹⁶とは、確かにどこか異なるのだという印象を抱かせうるものであったし、この「穏和さ」が異彩を放っていたからこそ、そこが研究者の関心と呼んできたところもある。「父権主義体制 (régime paterniste)」(Médard [1982: 62])、「慈善的権威主義 (benevolent authoritarianism)」(Mundt [1997: 185]) といった評価は、こういった経緯で提唱されてきたものと言える。

また、労働組合や学生組織などの中間結社をことごとく官製団体に一元化して飼い慣らし、自由な政治活動や言論を認めない体制を意図的に作り上げたこと、さらに国家元首に対する批判的な言動が容赦なく封殺されたこと¹⁷などの例は、独裁者としてのウフエの相貌を照らし出すものであるが、ウフエ政権が、警察国家的な志向を持たなかったこともまた事実である (Médard [1982: 61])。このようにウフエの統治スタイルにはヤヌス的な二面性が認められるのであるが、この点の説明の難しさが、「人気」や「カリスマ」といったキーワードが記述概念として頻繁に利用されてきたことの背景をなしてきたと考えられる。

最後に、ウフエの個人支配を支えた第 4 の条件は、同盟国としてのフランスの存在である。1958 年から 1960 年にかけて段階的に進められた脱植民地化の後、旧フランス領アフリカ植民地にはいくつもの親仏政権が樹立された。よく知られている通り、ウフエ時代のコートディヴォワールは、これら親仏政権の中でもフランスと最も親密な関係を結んだ国だったが、ウフエ政権の安定的存続という面から最も重要なのは、フランスが提供した軍事的保護である。この当時からフランスは、アフリカの親仏政権が打倒されるおそれがある時は軍事的に介入して政権を支援する政策を取っていたが、これは当然ながら最も重要な同盟国であるコートディヴォワールにも適用されうるものだった¹⁸。中心都市アビジャン

¹⁵ コートディヴォワールの教育部門への支出は、同時代のアフリカ諸国の中で突出して高水準であった (Den Tuinder [1978: 281-283])。

¹⁶ 例えば、ジャクソンらの研究 (Jackson and Rosberg [1982]) で、「暴君 (tyrant)」と類型化されるウガンダのアミン (Idi Amin Dada)、赤道ギニアのンゲマ (Francisco Macias Nguema)、中央アフリカのボカサ (Jean-Bédél Bokassa) などがよく知られている。

¹⁷ 1950 年代末から 1960 年代初めにかけての PDCI 内での激しい粛清のほか、小説家アマドゥ・クルマ (Ahmadou Kourouma) の例がよく知られている (真島 [2003: 350])。

¹⁸ コートディヴォワールとフランスの間には、独立と同時に 2 国間防衛協定が締結されている。

の喉元に位置するポール・ブエ（Port Bouët。国際空港の隣接地でもある）に常駐したフランス海兵隊は、コートディヴォワール国軍よりも重要な「ウフエの警護隊」であった。ウフエは独立当時よく訓練されていたとされる国軍を、徐々に軍事的任務から遠ざけ、文民行政官と同等に扱うようになった¹⁹。軍隊の弱体化はクーデタを避けるために意図的に追求された方針と見ることができるが、このことは、治安維持に関するフランス軍への依存を端的に物語っている。

以上のことから、ウフエの支配体制の特徴は、「裾野の広さ」だと整理できる。支配階層内部に緊密な政治的パトネージを張り巡らしただけでなく、支配階層の外側にいる一般国民に対しても、イメージ戦略や雇用や所得の分配といった形での働きかけに余念がなかったからである。またもう一つの特徴として、自国の軍隊にではなく、フランスの軍事的支援に依存するという、「保護された」側面が見逃せない²⁰。「フランサフリック（Françafrique）」²¹とも俗称される、脱植民地化後も温存された植民地帝国という観点を入れた場合、この帝国構造そのものが打倒されないかぎりウフエ政権の崩壊は考えにくかったという事実を押さえておく必要がある。

第3節 一党制下における PDCI の特質

次に、このようなウフエ支配体制において、統制的結社であるPDCIがどのような役割を果たしてきたかについて見ていきたい。メダールは、ウフエ支配体制を、ウフエが特権的に権力を集中させた大統領支配体制（*présidentialisme*）だと位置付けたうえで、この体制においては、極度の権限集中からくる政治的意思決定の遅滞を避けるために、権限をどこにどの程度分散するかが重要な問題になったと指摘する²²。そのうえで、「党[PDCIのこと——引用者注]の持つ機能の一つは、国土全体を覆う構造的な分離（*dédoublement structurel*）によって、大統領による統制を促進することにある [中略] 唯一党は大統領支配体制を補完する。唯一党は大統領支配体制の道具の一つである」と述べる（Médard [1982: 64]）。ここでメダールが強調しているのは、大統領でありかつ唯一党のリーダーであるウフエが、行政機構と党機構という、全国に張り巡らされ、かつ「構造的に分離」された2系列の組織を持ったおかげで、権力を特定の機構に集中させず、分散させることに成功したという点である。

¹⁹ 1970年代から国軍将校が県知事、準県知事に任命される例が増えた（Kieffer[2000: 30-31]）。

²⁰ 親仏政権の代表例であるウフエ政権が、フランスからさまざまな政治的支援を受けていたことは広く知られているが、政治体制に関する研究では、この点はあまり明示的には論じられてこなかった。例えば、すでに頻繁に引用した Jackson and Rosberg [1982] と Médard [1982] では、ウフエの支配体制におけるフランスの役割について一切言及がない。

²¹ 「フランサフリック」とは「癒着と腐敗をつうじて、ほとんど抜きさしならないほど一体化したフランスとアフリカ」（大野 [2003: 513]）を指す造語で、ヴェルシャヴの告発書によって広く知られるようになった（ヴェルシャヴ [2003]）。

²² これには、国家元首であるウフエが長期の外遊で国を不在にすることが多かったという事情も背景にあらう。

具体例としては、PDCI の意思決定機関である政治局と、地方党務にあたる党県支部・準県支部が、それぞれ中央官庁と県知事・準県知事に対応する形で置かれ、テクノクラートの動きを監視する機能を果たしていたことが挙げられる。また、PDCI は、地方名士や財界人といった社会階層から幹部をリクルートすることが可能な機構であり、統治エリートの出身社会階層の裾野を広げることで、高学歴のテクノクラート層が突出した影響力を行使することのないよう抑制する機能を果たしてもいたとされる (Médard [1982: 64-65])。

これらの指摘は、一見、党が国家に対して上位にあったことをうかがわせるものであるが、ウフェは党組織に対しても、影響力があまり強化され過ぎないよう統制を加えてきた。1980 年に実施された政治局の定員の大幅な削減 (71 人から 30 人へ) や、支部党員の選挙によって準県支部幹事長を選出する方式の導入 (それまでは党幹事長による指名制) は、その代表的な例である (これらについては後に再び触れる)。ウフェが、このような刷新を断行できた背景には、カリスマ的な指導者として国民を自ら動員できる能力を持つ、ウフェの指導者としての特質があったことは見逃せない。ウフェは卓越した地位の高みに立って、国家機構と党機構という 2 つの系列から、潜在的なエリートをリクルートし、国家運営に関わる諸権限を分担させると同時に、これら 2 つの機構のどちらかが突出した権限を持たないよう相互抑制的な機能を持たせつつ運営した。党機構と国家機構のどちらか一方に過度に依存せず、権限や要員が重複した状態で併存させることが、支配体制の維持にとって核心的な重要性を持っていたのである²³。

次に、一党制期の PDCI の党としての性格を選挙との関係から明らかにしておきたい。コートディヴォワールの国会である国民議会の議員選挙は 1960 年の独立以来 5 年おきに実施されてきた。一党制期に実施された計 6 回の選挙では、立候補者、そして当然ながら当選者もすべて PDCI であった。したがって、国民議会のあり方は党のあり方に直接関わるものである。

1960 年から 1975 年までの 4 回の選挙では、あらかじめ党中央が全国を 1 選挙区として全候補者を網羅した拘束名簿を作成し、有権者はこれに対して賛否の票を投ずるという事実上の信任投票の形を取っていた (表 3-1 参照)。投票は大統領選挙と同じ日に実施され、大統領と同じく、ほぼ国民の「全員一致」に近い得票率で当選を果たした²⁴。PDCI は、国民議会選挙を通じて 5 年に一度、有権者のほとんどを動員して支持を表明させ、国内外に一党支配の「正統性」を確認させたと言える。

この時期の議員の顔ぶれには、性別、年齢層、職業などにおいて一定の多様性が見られ

²³ 権限や構造において重複した 2 系列が存在することにこそ意味があるという点に関して、メダールは、行政組織論で言われる「冗長性 (redondance)」という言葉も使って強調している。このメダールの観点は、行政機構と政党組織の「融合」や優劣関係などに関心を寄せてきた「政党国家 (party-state)」論 (例えば、Zolberg [1966]) の関心とは、やや異なるものである。メダールは既存の「政党国家」論の研究視角が、政党機能論やマルクス・レーニン主義国家における一党制モデルなどに依存したものであることに注意を促し、これだけがアフリカの政党を見る視角とはかぎらないということを暗に示唆している (Médard [1982: 64])。

²⁴ 1960 年から 1975 年までの 4 回の選挙におけるウフェの得票率は、登録有権者比で 98.8%、99.6%、99.2%、99.8% に達し、同様に国民議会選挙での PDCI 名簿の得票率も、95.5%、99.3%、98.9%、99.2% であった。

るのが特徴であるが、このことは、統治エリートの出身社会階層の裾野を広げることで、テクノクラート層が突出した影響力を行使することのないよう抑制するという、前述したPDCIの機能を補完するものとして理解できる²⁵。政治的意思決定に関して、国民議会は基本的にウフエ主導で進む決定過程における追認機関でしかなく（Jackson and Rosberg [1982: 147]）、実質的な役割を果たしていなかった。憲法上、国民議会は大統領に次ぐ第2位の国権の最高機関であったが、党中央が議長以下全議員の人選をしているのであるから、実質的にはPDCIが国権の第2位の機関としての位置を占めたことと同義である²⁶。この時期の国民議会は、まさに、「党[PDCIのこと——引用者注]のはみ出した部分に過ぎない」（Médard [1982: 67]）存在であった。

しかし、1980年代に入ると党と国民議会の関係に変化がもたらされた。1980年にウフエは、党が抱えるいくつかの問題を解決するために、「党内民主化」を旗印とする諸改革を矢継ぎ早に断行するのだが²⁷、その一環として、国民議会議員の選出方法を抜本的に改めた。新たに導入されたのが、全国を100以上の小・中選挙区に分割し、それぞれの選挙区において、PDCI党员であることを条件に複数の立候補を認めるという方式である²⁸。ブラット

²⁵ このことにはまた、国民統合のシンボルとしての機能を担わせる意図も込められていたであろう。

²⁶ この点は、一党制が憲法に明文化されることのなかったコートディヴォワールならではの制度のあり方として注目される。ウフエは1965年に党内における正式の肩書きとして「名誉党首」を名乗り、実質的な党務をナンバーツーであるP・ヤセ幹事長に譲った。ヤセは、以後、国民議会議長を兼任した。憲法では、国民議会議長は、大統領空位時（死亡など）の大統領代行の指名権を持ち、国民議会議員の中から暫定大統領を指名し、その後選挙を実施するという規定になっていた。1975年の憲法改正では、国民議会議長が自動的に後任大統領に就任するという規定に変更された。なお、第1共和制憲法における大統領空位時の規定に関しては、次の注27のほか、第4章でもさらに詳しく触れる。

²⁷ この頃までにPDCIでは、高齢化するウフエの後継の座をめぐる党内権力闘争が激化していたほか、老人支配に対する若手幹部の不満の高まり、一部の幹部の腐敗に対する国民の不満などの問題に直面していた。これに対するウフエの対応は次の通りである。①後継の最有力者とみなされていたヤセ幹事長の更迭（党内抗争の沈静化）、②ウフエ自ら正式の党首に就任し、政治局を縮小（ウフエによる党支配の強化）、③大統領後継に関する憲法の規定を事実上空文化（国民議会議長が自動的に大統領代行になる条文を廃止し、代わって、副大統領ポストを創設。ただ、副大統領は指名されず空席のままにされた）、④党の準県支部幹事長を中央の指名制から支部党员による直接選挙制に変更、⑤本文で述べる国民議会における競争的選挙の導入、である。

²⁸ この時の改革で設置された小・中選挙区は、基本的に1つまたは複数の準県によって構成されている。また、人口規模の大きい都市では、都市行政区であるコミューンが単独で選挙区を構成した。コミューン制は、準県首府レベルの地方都市で施行されたほか、県と同格の特別行政区であったアビジャン特別市（Ville d'Abidjan）においても施行されていた（アビジャン特別市は複数のコミューンに下位区分されていた）。準県とコミューンを基本単位とする選挙区設定は、現在も採用されている。なお、以下の章も含め本研究では、選挙区を次のように表記する。①必ず県・特別市名を記載する、②コミューンが単独で選挙区を構成する場合は、「○○・コミューン選挙区」とする（例：アビジャン特別市アボボ・コミューン選挙区）、③コミューンが独自の選挙区となった結果、準県のコミューン以外の地域が選挙区を構成した場合は、「○○準県選挙区」とする（例：ガニョア県ガニョア準県選挙区）、④コミューンを含めた準県が選挙区を構成した場合は、「○

ンとファンデヴァーレの体制類型で言うところの、信任型一党制から競争的一党制への移行である²⁹。新しい制度に基づく1980年の選挙では、81人の現職議員が選挙に臨んだが、再選を果たしたのはわずか29人に過ぎなかった。同様の競争的条件のもとで実施された1985年の選挙³⁰では、この29人のうち15人しか再選を果たせなかった。1980年代の2回の選挙によって、全国統一リスト制で選出されていた議員120人（1975年時点）のうち、105人が「退場」させられたのである。この競争的選挙は、ウフエが国民・党员の間に広がった不満を利用することによって、党幹部を選別・一新し、党機構に対する統制を強化させた行動と見ることができる³¹。国民議会は、もはや「党のはみ出した部分」ではなく、党に対する統制機構として活用されたのである。

この1980年代の2回の選挙をさらに詳しく見ると、当時のPDCIと有権者の間の関係について次のような点が明らかになる。第1に、党中央主導で選定されていた1975年までの国民議会議員の顔ぶれは、圧倒的多数の支持という選挙結果ほどには有権者の支持を得ていなかったということ、言い換えれば、選挙の正統化機能は見かけほど大きくはなかったということである。信任投票方式で国民議会選挙が実施されていた時代にも、党中央は名簿作成にあたって出身地域のバランス——コートディヴォワール政治において一般に「地政学（géopolitique）」と呼ばれている——をそれなりに考慮してはいたが、これらの議員の多くは、選挙区という現実の「地元」の信任をほとんど得ることができなかった。このことは、それまでの一党制前半期において、PDCIが有権者の政治的意見を聴取・集約する機能（政治的なコミュニケーション機能）を十分に果たしていなかったことも意味するだろう³²。

第2は、各選挙区レベルでの地元エリートの力関係の確定度には大きなばらつきがあったということである。1980年選挙で見ると、立候補者が1名しか立たない事実上の信任投票となった選挙区（5選挙区）もあれば、候補者が乱立——例えば、3つの選挙区では定数1のところ10人以上の候補者が立った——した選挙区もあった。平均競争率は4.6倍と比

○選挙区」とする（例：ディンボクロ県ダウクロ選挙区）、⑤複数の準県から構成される場合は、準県名をハイフンでつなぐ（例：スーブレ県スーブレグランザトリ選挙区）。

²⁹ ブラットンらの整理によれば、1989年の時点で、一党制の枠内での競争的選挙方式を採用していた国は、コートディヴォワールのほかに、ザンビア、マラウイ、カメルーンなどがあり、合計で13カ国に上る。他方、信任型の一党制を採用していた国はガボンなど16カ国である（Bratton and van de Walle [1997: 79]）。

³⁰ 表3-1にも記した通り、1980年の選挙は、第1回投票で過半数を得票した者がいない場合は、全候補参加による第2回投票を実施するという2回投票制で行われたが、1985年には、第1回投票で相対多数得票者が当選するという形に改められた。また、1980年の選挙時に見られたような選挙区での政治対立を防止するために、事前審査による立候補者の絞り込みや、選挙関連情報の統制などが行われた。1980年選挙の過熱ぶりについてはBayart [1989: 264-266] を参照のこと。

³¹ 55%の準県で支部幹事長の交代をもたらした、準県支部幹事長の直接選挙もまた同様の意図と期待される効果に則ったものと見ることができる。

³² 例えば、1980年の国民議会選挙の投票率（登録有権者数に対する投票者数）は、42.6%に低下している。この年から初めて別日程で実施された大統領選挙での投票率は、若干の低下が見られるが、82.3%と引き続き高水準にあった。PDCIに対する有権者の信任度がそれほど高くなかったという事実が、同日選挙によって見えなくされていたと言える。

較的高い。また、全 126 選挙区のうちほぼ半数にあたる 66 選挙区では、第 1 回投票で過半数を獲得した候補者がおらず、第 2 回投票に持ち込まれた。さらに、第 2 回投票が実施された選挙区のうち 49 選挙区では、最終的な当選者の得票率は 50%に満たなかった³³。

第 3 は、第 2 の点と表裏一体をなす点だが、PDCI に対する有権者の態度が、選挙区によって大きく異なっていたということである。選挙区間の投票率の格差は、最低はアビジャン特別市アボボ (Abobo)・コミュン選挙区の 13.%から、最高は 99.3% (注 33 で触れたディンボクロ県ダウクロ選挙区) まで大きな幅があった。このことは、選挙による代表選出や PDCI 支配に対して強い関心や支持を表明する選挙区と、逆に関心や支持が低い選挙区が混在していたことを意味する。1980 年の地方選挙区の復活は、PDCI 党員が具体的な個人として地元で選挙活動を行い、支持を獲得するという、20 年以上も存在しなかった政治様式の復活であったが、この時点で、PDCI に対する有権者の態度は、選挙区によって実に多様な様態を取るに至っていたのである。

第 4 節 ウフエと統合的革命

1. 多元性に関するウフエの見解

第 2 章で述べた通り、コートディヴォワールにおける一党制は、「下から」の統合の積み上げの結果というよりは、植民地当局との連携のもとに勢力を着実に伸張させた PDCI に対して、ほかの政治勢力が政界での生き残りをかけて合流していくという過程で確立されていった。それは政治エリート層における「上から」の統合の動きであり、その中で各地域が育んできた政治意識は、十分に調整されないまま、一党制という前景の背後に隠れることとなった。

この状況は、エリートのレベルで一定の政治統合が実現された一方で、社会のレベルにおける統合は十分に確立されていたわけではなかったと図式化できる。したがって、国民意識という観点から見れば、独立時のコートディヴォワールにおけるそれは、ファノンが指摘するように、「民衆全体がその胸にふかく秘めた願望の整然たる結晶でもなく、民衆動員の生み出す最も具体的直接的成果でもなく、所詮は単なる内容空疎な、脆弱な、大ざっぱな一形態にとどまる」ものであったと捉えておいてよかろう (ファノン [1996: 143])。

ただ、ウフエは、コートディヴォワールにおける国民統合がこのような状態にあることを、独立当初から率直に認め、公式的にも繰り返し言及していた。

³³ 最低はアボヴィル (Agboville) 県アボヴィル準県-アザギエ (Azaguié) 選挙区の 29.7% である。選挙区での地元エリートの影響力のばらつきに関しては、以下のエピソードが示唆的である。本章第 1 節で触れたベディエ (後の大統領) は、1980 年に初めて選挙に出馬したが、出身地であるディンボクロ県ダウクロ (Daoukro) 選挙区において対立候補なしで、99.3%の投票率、100%の得票率という圧倒的な数字で当選を果たしている。他方、同じ無競争での投票となった選挙区でも、アバングル県アバングル選挙区の場合は、投票率 (対投票者比) が 20.3%に低迷したうえ、無効票は 41.7%に達した。事前の候補者の絞り込みに際して、何らかの政治的な遺恨が生じていたことがうかがえる。

「繰り返し指摘されている通り、最近独立を達成したアフリカの国々は、国家 (états) になったのであり、国民 (nations) になったのではない。[中略] コートディヴォワール国家は存在している。日々機構を整え、国際的な物事に関して無視できない役割を果たしている。国境の内側では、国民が少しずつ建設されている。この壮大な事業は、何世代にもわたる地道な労苦の果てによろしくなす遂げうるものであり、度の過ぎた個別主義や時代錯誤の部族主義を乗り越えることによってのみ可能となる。理想と利害をともにする一つの共同体に属しているという意識を持つこと。何よりもまずイヴォワール人であると意識すること。党と政府が指し示す枠組みの中に自らの努力を差し出すこと。これこそが、男女を問わずわれわれすべてにとっての崇高なる野望である」——1966年8月5日のウフェによる国民向けメッセージの一部³⁴

ここでは、「何よりもまずイヴォワール人であると意識すること」という表現で、国民意識の涵養が「崇高なる野望」であることが言明されている一方で、国民の「建設」に関してウフェが、「何世代にもわたる地道な労苦」を要する「壮大な事業」だと認識していたことがうかがえる。では、30年以上にもおよぶその治世の間に、この「壮大な事業」はどのように進展したとウフェは考えていたのだろうか。上記の引用から四半世紀近く後の、自らの治世の終焉期で、ウフェは次のように発言している。

「われわれが植民者から継承したのは、「国家 (Etat)」であって、「国民 (nation)」ではない。国民形成には長い年月を要する。国民統合は10年や20年で実現できるものではない。フランスはそこに到達するまでに数世紀を要した。われわれの場合は彼らより早く実現できるであろうと私は思う。しかしながら、一人のバウレ人が自分をバウレ人とみなす前にイヴォワール人であると意識するまでには、今日まだ至っていない。それはほかの60の民族についても同様である」——1989年9月の大対話集会 (Grand dialogue) でのウフェの発言³⁵。

ここでは、1966年の演説で発せられた「何よりもまずイヴォワール人であると意識すること」という表現が、若干細部を変えながらも繰り返されているが、「今日まだ」、そうなるには「至っていない」という認識が明確に示されている。独立から30年近くを経て発せられたウフェの発言は、こと国民統合に関しては、独立当初の認識からほとんど変化していないことがわかる。

以上の発言にもかいま見られることだが、ウフェには、ポスト植民地国家として背負った人口の多元性という条件を、統合や同化を通じて解消しようという発想がほとんど見られない。新興国家におけるナショナリズムは、しばしば「国民の創成」を国家的なイデオロギーとして大々的に掲げ、組織的な注入を図るといった発現形態を取るが、ウフェ期のコートディヴォワールではそのような動きは顕在的には見られなかった。むしろ、この問題に対して国民を領導しうる立場にあったウフェが公式に示した方向性とは、多元性の中

³⁴ Les Nouvelles Editions Africaines [1975: 129] より、筆者訳出。

³⁵ 原口 [1996: 122] より引用。一部表現を改変。

での一体性 (l'unité) の追究というべきものであった。このことを示す発言を2つ引用したい。

「この国には、少なくとも 60 の部族 (tribus) が存在するほか、かなりの規模のマイノリティが国外からやってきており、コートディヴォワールの名高き歓待の精神 (hospitalité) のおかげで、その数は日々さらに増え続けている。心が十分に一体ではないにしても、理性がわれわれに一体であることを要請している。コートディヴォワールにとってのこの絶好の機会を捉えて申し上げたいが、部族の多数さ (multiplicité) と、この国に住まう外国のエスニック集団の多様さ (diversité) は、コートディヴォワールにとって不可欠な連帯にとって足枷になっているどころか、むしろ反対に、一体性の酵母として考えられるべきだ。なぜなら、この国では、同じ部族や一つのエスニック集団だけでは、何であれ、はかが行くことは一切実現不可能だということを、何人たりともどんな利己主義者であっても痛切に認識しているからである。すなわち、コートディヴォワールにおいて、われわれは一体であるべく宣告されている (condamnés à l'unité) のである。」—1962年1月15日の臨時国会でのウフエの演説の一部³⁶。下線引用者。

「国家の一体性 (unité nationale) とは、同じ共同体に帰属している、もしくは帰属したいと期待するという、狭隘で受動的な感情 (sentiments) では要約されない。国家の一体性とは、共同の意志 (volonté) である。ともに感じ、取り組み、建設しようとする一致した意志である。共同の目標に向かってともに歩み上ろうとし、同じ連帯した理想と希望を友好的に分ち合おうとする一致した意志である。」—1973年12月19日のダカール大学 (セネガル) での講演の一部³⁷。下線引用者。

とくに、第2の引用の冒頭は、国民意識についての言及であるが、それだけでは国家の一体性を確立するのに十分ではないという見解が示されている点が注目される。「何よりもまずイヴォワール人であると意識する」ような状況が、現実に成立していない国家において、その意識が持ちうる意義すら相対化して捉えているウフエの姿勢は、かなり徹底したものと言える。

2. 外国人の存在と国家の「一体性」

では、このような姿勢のもとで、具体的にどのような政策が取られたかを次に見ていきたい。人口の多元性に関連するウフエの取り組みとして知られるのは、コートディヴォワール国民という集団の外延をあいまいにするようなものばかりである。まず、1966年にウフエは、コートディヴォワール在住の外国人に対して、出身国の国籍を保持したままコートディヴォワール国籍の取得を認めるとする二重国籍法案を議会に提出している (原口 [1992: 135-136])。これには、コートディヴォワールに多数の移民を送り出している近隣諸

³⁶ Les Nouvelles Editions Africaines [1975: 142] より、筆者訳出。

³⁷ Les Nouvelles Editions Africaines [1975: 130] より、筆者訳出。

国との経済関係の強化が背景にあったとされる (Médard [1982: 84])。この法案は、とくに公務員や党ポストなどをめぐって外国人と競合することを恐れたコートディヴォワールのエリート層の強い反対を受け、結局取り下げられた (原口 [1992: 135-136])。ただ、それでもコートディヴォワールの国籍法は、外国人が国籍を獲得することが比較的容易な規定となっている³⁸。

もう一つは、在住外国人に国政選挙での投票権が認められてきたことである。これは、国籍法が整備されないまま独立を迎えたという事情を背景に、独立後最初の選挙で認められた外国人投票権が、その後のウフェ統治下で慣例的に継続されたものである (この慣行は、1990 年の民主化後最初の選挙まで続けられた)。一党制下における選挙は、ウフェと PDCI の支配の正統性を内外に示す大規模な動員イベントであったが、そこでの動員対象は、コートディヴォワール国民に限定されなかったわけである。

このようなウフェの姿勢は、コートディヴォワールの国家建設に必要な労働力を確保するために、移民流入を徹底して促進するという狙いと密接な関係がある。ウフェが思い描いたこの社会経済モデルにおいては、外国人を含み込んだコートディヴォワール社会全体における「一体性」の確保が重要な鍵となる。いわゆる国民統合に関して、国民内部での多元性を問題視しない姿勢は、このこととの兼ね合いで理解することができる。コートディヴォワール国民のみをとくに念頭に置いて、国民内部での統合の促進や連帯の強化を図る言説は、移民労働者の来訪を阻害しかねないものとして、意図的に避けられたのである。

このような公式の受け入れ政策のもとで、コートディヴォワールへの外国人流入は持続的に続いた。原口の整理によれば、コートディヴォワールに在住する外国人は、1965 年に約 70 万人 (総人口 400 万人の 17.5%)、1975 年に約 170 万人 (総人口 754 万人の 22.5%)、1983 年には 250 万人 (総人口 930 万人の 26.9%) と着実に増え続けた。この大半は、西アフリカのフランス語圏諸国の出身者であり、その内訳を 1975 年の統計で見ると、ブルキナファソ³⁹人が 77 万 4000 人 (外国人人口の約 46%)、マリ人が 35 万 3000 人 (同 21%)、ギニア人が 9 万 9000 人 (同 6%) であった (原口 [1992: 125-129])。

コートディヴォワールでは、独立以来、コーヒー、ココアの生産拡大策の一環として、国家が土地に対する上級所有権を持つという前提のもとで、未開墾地を開拓した者に所有権を与える政策が取られてきた。これにより、コーヒー・ココア生産地域に流入した外国人が、「一定期間、既存のプランテーションで賃金労働者として雇用されたのち、一定の原

³⁸ 現行のコートディヴォワールの国籍法は、1961 年 12 月 14 日制定の第 61-415 法 (1972 年 12 月 21 日制定の第 72-852 法にて一部修正) である。両親の一方がコートディヴォワール国籍保有者であれば、出生地を問わず、婚外子でも出生時に国籍が付与される。コートディヴォワール国籍保有者と結婚した外国人女性は、結婚と同時に国籍を付与される。コートディヴォワールに恒常的な住所を有する者は、在住 5 年以上で帰化申請が認められる。帰化申請に際しての在住期間の条件は、コートディヴォワール国籍を持つ女性と結婚した外国人男性については 2 年に短縮され、また、親が新たにコートディヴォワール国籍を取得した場合、その未成年の子どもは在住期間に関係なく帰化申請が認められる。

³⁹ 旧名オートヴォルタ。1960 年に独立したオートヴォルタは、1984 年に国名を現国名であるブルキナファソに変更した。本研究では煩雑さを避けるため、独立以後については「ブルキナファソ」で統一する。

生林を雇用主から分与され、そこに自らもコーヒー・ココア畑を造成し、その所有者として自立する道が開かれていた」のであった（原口 [1992: 128]）。この制度は、コートディヴォワールへの移民流入を促進する大きな背景要因をなしており、事実、周辺諸国からの移民のほぼ半数は農村部に居住し、とりわけブルキナファソ人は、農村部居住者の比率は3分の2にも達していた（1975年時点）。また、アフリカ系外国人は、都市のフォーマル部門の労働市場においても、1970年代前半頃まで雇用の3割近くを占めていた（原口 [1992: 130]）。外国人が国民経済の発展にとって重要な役割を果たしていたことは明瞭であった。

ただ、全体として見た場合、これらのアフリカ系外国人は、コートディヴォワールにおいて、「最も搾取されているだけでなく、不平等、悲惨、不正、差別の最初の犠牲者」であったと指摘されている（Médard [1982: 84]）。農村部において土地資源の希少化が進行し、都市部においても、1970年代以降、フォーマル部門労働市場において自国民を優先する政策——イヴォワール化（ivoirisation）政策——が本格的に実施されたことで、アフリカ系外国人は、労働市場において相対的に下層の位置付けへと追いやられる傾向が進展したためである。また、植民地後期以来、コートディヴォワール国民の間で、職域確保の要求を背景とした排外主義の動きが間欠的に高揚し、アフリカ系外国人は暴力や追放の標的となってきた。

以上のことを念頭に置いてまとめると、結局、ウフェが理想として掲げた「一体性」とは、ウフェPDCI体制が安定的に維持され、そのもとで国民経済が順調に発展を続けるという結果を、現実主義的に維持することとほぼ同義である。すでに堅牢な支配体制を確立しつつあった1960年代後半に、自ら提出した二重国籍法案を、国民議会での執拗な反対を前に撤回したのは、自らの支配体制の維持を最優先する現実主義的な判断に基づいたからにはほかならなかつた。二重国籍法案には確かに、国民国家の相対化を先取りした革新的なリベラリストの発想を読み取りうる側面があるが、それはコートディヴォワール政治の文脈においてはやや過大評価の感がある。ウフェは、あくまで、「豊かで安定したコートディヴォワール」を最優先するナショナリストであり、外国人はその目標に寄与するかぎりにおいて歓待の対象として遇されたのであった。

3. コートディヴォワール国民同士の対立

では、コートディヴォワール国民同士の「一体性」はどのように維持されたのであろうか。メダールは、1980年代初頭までのウフェ支配体制の観察から、コートディヴォワール国民の間での対立構図を、統治階層入りをめぐる世代間の対立と、経済政策に由来する地域間対立の2点に整理している（Médard [1982: 81-88]）。このうち世代間対立は、主に、本章第1節で見た若手幹部の台頭をめぐるPDCI内の闘争を指しており、「聖職禄をめぐる対立（conflict over incumbency）」（Bakary [1997: 70]）という表現を取る研究者もいる。これは、ウフェの高齢化に伴って、必然的に激化していく後継争いの性格も有するものである⁴⁰。

⁴⁰ PDCI内でのウフェの後継争いは、ウフェが公称70歳代に入った1970年代半ば頃から激化していった。なお、ウフェの生年月日は公式には1905年10月18日とされているが、当時のアフリカ人教育の実状に照らして、1910年（公式には5歳ということになる）の小学校入学は早過ぎることを根拠に、実際の生年は1899～1900年頃ではないかとする指摘がある（Diallo [1993: 22-23]）。

経済政策に由来する地域間対立とは、基本的には、植民地期以来の社会経済的な開発で先行した東南部、やや立ち後れた中西部以西、換金作物生産などの産業に恵まれなかった北部という構図のものである。これに関しては、圧倒的な権力を持って君臨するウフエの調停力に依存する形で、閣僚などの重要ポストを地域間で配分する「地政学」を通して調整された。また、潤沢な財政を投入した地域開発計画の実施、全土にわたる流通インフラの整備、教育・保健サービスの全国的な普及なども、地域間対立が政治対立に転化しないようにする懐柔策として機能したと言える。

したがって、こういった対立構図は、基本的には唯一党の内部に封じ込められ、究極的にはウフエの権威のもとで調整された。この意味で、一党制期の PDCI は、エリート間の和解機能を果たすことを通して、国内の潜在的な対立を調停するという国民統合上の機能も果たしていたと言える。

この点で興味深いのは、ウォーラースティンの指摘である。ウォーラースティンは、コートディヴォワールにおいては、人口の異質性が高いため、領土を一つにまとめ、経済発展を持続させるのは、「熱心なナショナリズム」を通してのみ可能だったと指摘し、植民地期の PDCI がそれに実現したという見方を示している (Wallerstein [1964a: 130-131])。ウォーラースティンによれば、そのナショナリズムのよりどころとは、独立を直前に控えた 1950 年代にあっては、植民地当局との密接な関係を背景にした「フランス・アフリカ共同体」の称揚であり、AOF 構成植民地による連邦形態での独立を呼びかける「ダカール」——端的にはセネガルの独立運動を指導したサンゴール (Léopold Sédar Senghor) ——に対する反対煽動であったという。こうすることによって、PDCI は「国民的感情の焦点 (focus of national feeling) であり続けることができた」(Wallerstein [1964a: 131]) と、ウォーラースティンは分析している。

ウォーラースティンが提示する分析は、コートディヴォワールにおけるナショナリズムの性格を考えるうえできわめて示唆に富む。なぜなら、この分析に則ることによって、これまで検討してきたウフエの公式言説が、紛れもなくナショナリズムとしての性格を有するものであることが明らかになるからである。ここまで見てきたように、ウフエは、コートディヴォワール国民という単位をことさらに顕彰はせず、むしろ、外国人を含めての「一体性」を訴えてきた。そこでの目標は、外国人が提供する労働力を潤沢に確保しながら、国民と外国人の対立を顕在化させずに、コートディヴォワールの発展をなし遂げることにあった。これを実現するかぎりにおいて——実際に実現したのだが——、ウフエと PDCI は、植民地期同様に「国民的感情の焦点」であり続けたと言えるだろう。

リベラルな外見のもとで、コートディヴォワールの一体性と発展を確保しようとするナショナリストとしてのウフエの姿勢は、分離主義的な動きに対する対応からも明らかになる。独立前後から最初の 10 年あまりの間に、コートディヴォワールでは、特定地域を基盤にした、分離主義的な志向を有する政治的組織化の動きが少なくとも 2 つ見られた。この 2 つの動きは、それぞれサンウィ (Sanwi) の事件、ゲビエ (Guébié) の事件として知られている。

サンウィは、コートディヴォワール南東部のガーナとの隣接地帯に存続してきたアニ民族の王国の一つである。植民地期の行政区画ではほぼアボワソ管区に相当する。1958 年に発足したフランス第 5 共和制のもとで、コートディヴォワール植民地は、フランス共同体

の一部として自治共和国の地位を与えられていた。コートディヴォワール共和国からの独立を求めるサンウィの運動が起こったのはこの時期である。

サンウィでは、1940年代半ば以降の政治史の中で、アニ民族を中心に展開されてきた政治運動がPDCIと敵対し、その結果として政界で非主流化されてきたこと（第2章を参照）に対する不満と、コーヒー・ココア栽培の先進地域として域外から大量の移入民を受け入れたことによりアニの主導性が脅かされていたことへの危機感が広く共有されていた。そのような中、1959年には、従来サンウィの属国であったエオティレ（Ehotilé）との間で土地をめぐる争いが激化し、これに刺激される形でサンウィの自治要求がエスカレートした。アビジャンに本拠地を置くサンウィ友愛共済（Mutualité Amicale du Sanwi）という組織が、1843年に当時のフランス王制との間で締結された保護領条約⁴¹を根拠として、フランスに独立の承認を誓願する使節を派遣したのである。フランス当局がこれを拒絶すると、サンウィの指導者の一部はガーナに「亡命政府」を設立した。

これがフランス刑法に定める共和国の対外的安全保障に対する侵犯に相当するとして、フランスに滞在していたサンウィの使節団は逮捕され、コートディヴォワールに引き渡された。コートディヴォワールでは、軍と警察が共同して、サンウィ国王を始めとする412人を逮捕した。翌1960年の裁判で、サンウィ国王には禁固10年、追放20年、市民権の剥奪を内容とする有罪判決が下された。その後、1969年にも分離運動の高揚の兆しが見られるとして、コートディヴォワール国軍により介入が行われ、600人あまりが逮捕された。その後1970年代初めまでにこの運動は沈静化した（Mundt [1987: 117-118]; Kipré [2005: 207, 211-212]; Zolberg [1969: 289-293]; Gbagbo [1983: 71]）。

ゲビエの事件は、K・ニャベ（Kragbé Gnagbé）という青年が組織した非合法政党の弾圧に関連して起こった事件である。フランスで政治学を学んで1966年に帰国したニャベは、政党の設立をウフエに直訴し、さらに、「バウレ民族は、中央政府との結託のもと、ベテ（Bété）民族の農民の土地を強奪している」という訴えや、ウフエとPDCIを批判する内容が書かれたビラをアビジャン一帯で配布した。翌1967年12月にPDCI政治局は、ニャ

⁴¹ 1843年7月4日に締結されたこの保護領条約は、フランスが今日のコートディヴォワールにあたる地域の現地人との間で締結したものの中でも最も早い時期のものの一つである。ただ、この条約には、「サンウィ」という固有名詞は一切登場していない。条約の本文（Amon d'Aby [1951: 169-171] に採録）では、沿岸部の地名である「アッシニ（Assinie）」の「王、諸首長、人民」が現地側の締結主体として明記されている（第1条）が、それがいかなる地理的・人的な範囲に該当するのか、また、現地側代表として名前を残している2名がどのような範囲の集団を代表していたかは実ははっきりしていない（原口 [1996: 54]）。ただ、19世紀の末には、おそらくこの保護領条約を根拠として、「クリンジャボ（Krindjabo）の王（roi）」（クリンジャボはアッシニ地域の一村の名前）が、当時のコートディヴォワール植民地の現地人首長の中でも最も高額の年金・秩禄を受け取っていたとの記録があるという（Amon d'Aby [1951: 198]）。クリンジャボはサンウィの「首都」としてしばしば言及される村であるから（例えば、Mundt [1987: 117]）、これを根拠に、1843年条約の締結主体が後のサンウィに相当する政体・人間集団であったと推定すること自体は可能である。ただ、コートディヴォワールにかぎらず、植民地化されたアフリカ全体において、植民地勢力との接触とそれ以後の行政介入が、民族と呼ばれる集団の構築に大きな影響を与えたという一般状況を考えると、1843年当時からサンウィという集団主体が存在したと無批判に考えることは必ずしも適切とは言えない。

ベを精神科病院に収容するのが適当とする判断を下し、逮捕されたニャベは1年間にわたって拘禁された。その後ニャベは、1970年10月に、自らが党首を務める「ナショナリスト党 (Parti nationaliste: PANA)」という非合法組織を率いて、中西部の都市ガニョアの市庁舎や PDCI 支部などを占拠し、自ら起草した憲法を携えて、「エブルニア共和国 (République d'Eburnie)」の独立宣言を行うという行動に出る。この行為は、フランス軍の支援を受けたコートディヴォワールの憲兵隊・国軍によって鎮圧された。首謀者であるニャベはまもなく逮捕され、翌月に、拷問がもととなる傷によって死亡した。

ニャベは、ベテ民族の下位集団であるゲビエの出身であり、PANAはゲビエのほか、それと近いザビア (Zabia) やパコロ (Paccolo) の者で構成されていた (Dozon [1985b: 345]; Gadji [2002])。第2章でも言及したが、ガニョア近辺は、植民地期からバウレ民族を始めとする移入民によるコーヒー・ココア農園の開拓が進み、従来から居住していたベテ民族との間に軋轢を抱えてきた地域である。これを背景として、独自の政治的組織化が展開されたことも第2章で述べた。ただ、ゲビエ事件全体の真相は十分に明らかにされているとは言えず、こういった先行する歴史とこの事件の間に直接の系譜関係があるのかどうか、確定的な判断を下すのは難しい⁴²。ただ、この事件が、「PANA」や「エブルニア共和国」の反乱としてでなく、「ゲビエ」の事件と称されてきたことから見て、少なくとも社会的には、民族的な要素を含む事件として評価されてきたことは確かである。

これらの2つの事件にはっきり見られるように、ウフエは、民族的要素を含む分離主義的な動きに対して、徹底した弾圧を加えた。動員された暴力装置の非対称性は明瞭である。

「何よりもまずイヴォワール人であると感じること」が実現されるまでに長い時間を要するだろうと突き放した見方を公言する統治者は、多元性という土壌のもとに当然発生しうる個別的な政治運動に対しては容赦ない封殺で対応したのである。

アフリカにはまれな政治的安定の代名詞とみなされたウフエ期のコートディヴォワールにおける、いわゆる国民統合をめぐる問題状況を理解するうえで、この点は留意しておくべき点である。もとより、多元性が恒常的に存続し、問題状況が常に再編されて浮上してくると見立てる統合的革命的観点に立てば、特定の民族や地域を立脚点とする動きは、「根絶」され得ないものである。この種の動きが顕在化することは、植民地期の一党制成立過程の特質に照らして当然予想されることであつたし、今見た2つの事件はそれが現実のも

⁴² ゲビエ事件は、しばしば、「ガニョアの虐殺 (massacre de Gagnoa)」とも称され、PANA 活動家に対する追及の過程で3000~4000人の死者が出たことが長らく語られてきた。ただ最近になって、死者は数十人ととどまるとの見解が Gadji [2002] によって提起されており、これに同意する研究者もいる (Kipré [2005: 212])。ゲビエの事件は、2001年の国民和解フォーラム (第5章参照) の最終勧告で言及されるなど、一党制期の歴史の見直しを象徴する事件であるが、それだけに政治的な思惑によって強く左右されかねない性格を有することは避けられない。なお、Gadji [2002] は、バボ政権誕生後に政権の影響力下にある出版社から刊行された書籍で、著者自身がゲビエの出身だという。ちなみに、バボ大統領自身は、民主化以前の政府批判活動の中で、ウフエ政権の強権支配を物語る例として、ゲビエ事件の残虐性を強調してきた (Gbagbo [1983: 86])。仮に Gadji [2002] が政権の意向のもとに刊行されたのだとしたら、ゲビエ事件に対するバボの評価に変化が見られるという読みも成り立つが、それがどのような論理に基づくものなのかは今のところ判断しがたい。

のとして現れたものにほかならない。

したがって、ウフエ期のコートディヴォワールにおける政治的安定を、多元社会における国民統合の「成果」として見ることは慎重であらねばならない。むしろ、力点は、封じ込めを政治的に可能にする機構がどのようなものであったか、という点に置かれなければならないだろう。その機構は、やはり第1には、フランスの軍事的支援を究極の後ろ盾とする、ウフエの支配体制が堅固に構築されたということにあらう。そして、第2に、PDCIの単党制が、ウフエによる調停を可能にする権力配分の枠組みとして確立されたことが重要であることは間違いない。

むすびに代えて——翳りゆく一党支配

独立からほぼ20年の間、コートディヴォワールは、本章で検討してきたウフエーPDCIの堅牢な支配体制の帰結である政治的安定を背景に、コーヒー・ココアに立脚する輸出指向型農業が順調な発展を遂げ、平均年率にしておよそ7%という驚異的な経済成長を実現した(Diomandé [1997: 109])。この「象牙の奇跡 (miracle ivoirien)」と呼ばれる時期の間、国内総生産は、同期間の人口増加率(2.19倍)を上回って、実質で3.3倍に増えた(原口 [1986: 26])。一次産品輸出からもたらされる潤沢な租税収入は、公共投資の形で国内のインフラ整備に積極的に投下された。発展する最大都市アビジャンの摩天楼から連想した「アフリカのマンハッタン」、急速な経済成長から連想した「黒い日本」といった、この時期のコートディヴォワールに与えられた数々の異名は、「政治的安定と経済的発展の代名詞」たるコートディヴォワール像を如実に物語るものである。

しかし、ウフエーPDCIの支配体制は1980年代から1990年代にかけて2つの深刻な打撃を被った。一つは経済危機であり、もう一つはフランスの対アフリカ外交方針の変更である。まず、1978年のココアの国際価格の暴落を契機とした経済危機は、国家の財政危機を惹起し、累積債務問題を深刻化させることで、国家機構に寄生した「パトロン」——ウフエならびにパトロネージ網の「セグメント」の小ボスたち——のパトロネージ資源を著しく枯渇させた。入念に張り巡らされてきたパトロネージ・ネットワークは、その範囲を極度に縮小せざるをえなくなったと見られる。

前述した通り、ウフエは、1960年代初めの粛清によって個人支配の礎石を築いたが、その体制は1993年の死去まで必ずしも安穩に継続してきたわけではなかった。経済危機に先立つ1977年からウフエは、党内の人事引き締めに取り出していた。本章で述べてきた通り、党内引き締めは、1980年からの単党制下での競争的選挙の導入や党機構改革などの形で繰り返されるが、研究者の間ではこの1977年頃から、ウフエの政治的パトロネージが弛緩を始めていたとの認識で共通している(Fauré [1993: 69-73])。党・国家の官僚機構と経済の発展基調に翳りが見え始め、提供できるポストも飽和状態になってきたこの時期に、従来から潜在していた党内の世代間対立やウフエ後の後継者の座をめぐる派閥対立が激化するようになった。これをフォーレは「家産制の爆発 (explosion)」と表現している(Fauré [1993: 69])。懐柔資源が不足する傾向はこの頃から見られたことになるが、1980年代の経済危機はこの資源不足にさらに拍車をかけたのである。

第2のフランスの外交方針の変更は、とりわけ軍事的支援に関することが重要である。フランスがアフリカの旧植民地諸国との特別な関係を修正して、いわゆる政治的コンディショナリティの考え方を公式に採用したのは1990年6月のラポール（La Baule）での仏語圏諸国サミットでのことであったことは広く知られている。同サミットでの「ラポール宣言」は、今後アフリカ諸国に対するフランスの支援は「民主化支援」という方針に沿って実施されることになるというマニフェストであった。

しかし、コートディヴォワールの政権は、このサミットに先立って発生したある事件を通して、きわめて重要な政治的メッセージをフランスから受け取っていた。その事件とは、1990年5月14日から16日にかけて国内各所で発生した、待遇改善を求める国軍の下級軍人の反乱である。アビジャンでは、50人あまりの兵士が国際空港の管制室に立てこもり、別の一団はテレビ局を占拠した。政府は事態収拾のため駐留フランス軍に出動を依頼したが、フランス側はこれを拒否したのである⁴³。政権はこの事件に大きな衝撃を受けた⁴⁴。フランス側が介入要請を拒否したということは、脱植民地化以来続けられてきた親仏政権の支援という一大方針を、フランスが放棄し始めていることの明確な表れであり、ウフェ政権が直接軍事的に打倒される危機が高まったということの意味したからである。

一党期の堅牢な支配を支えた基本的な条件がこのように大きく失われていく中で、コートディヴォワールは、民主化とウフェの死というさらに大きな変化が待ち受ける1990年代に入っていくこととなる。

⁴³ フランス軍は事情確認のために1名の将校を現地に派遣したにとどまった。最終的にこの事件は、政府側が翌月からの給与増額と手当拡充を約束したことで終結した。

⁴⁴ 政権の衝撃ぶりは、参謀総長・参謀副総長の解任（事件の翌月）に表れている。

表 3-1

コートディヴォワールの選挙制度（国民議会）の変遷

選挙年	体制	議席数	選挙区数		立候補方式	当選条件	
			数	内訳			
1960	一党制	70	1	全国区	拘束名簿式	最多票獲得	
1965	一党制	85	1	全国区	同上	同上	
1970	一党制	100	1	全国区	同上	同上	
1975	一党制	120	1	全国区	同上	同上	
1980	一党制	147	126	小選挙区(定数1) 中選挙区(定数2) (定数4)	107 18 1	複数の立候補者を認める。中選挙区は拘束名簿式。	第1回投票で有効投票数の過半数獲得。この条件を満たさない場合は、すべての候補者が参加する第2回投票を実施し、最多得票者(名簿)が当選。中選挙区は、当選名簿が議席を総取り。
1985	一党制	175	143	小選挙区(定数1) 中選挙区(定数2) (定数3) (定数6)	116 25 1 1	同上	最多得票者(名簿) 中選挙区は、当選名簿が議席を総取り。
1990	複数 政党制	175	157	小選挙区(定数1) 中選挙区(定数2) (定数5)	142 14 1	同上	同上
1995	複数 政党制	175	158	小選挙区(定数1) 中選挙区(定数2) (定数4)	143 14 1	同上	同上
2000	複数 政党制	225	174	小選挙区(定数1) 中選挙区(定数2) (定数3) (定数4) (定数5)	133 36 2 1 2	同上	同上

(出所) 以下の資料をもとに筆者作成。議席数・立候補方式・当選条件に関しては、以下の選挙法原典に基づく。Loi 60-358 du 7 novembre 1960 (JORCI 1960: 1295-1300) ; Loi 65-367 du 15 octobre 1965 (JORCI 1965: 1106) ; Loi 70-632 du 5 novembre 1970 (JORCI 1970: 1808) ; Loi 80-1039 du 1^{er} septembre 1980 (JORCI 1980: 1006-1012) ; Loi 85-1074 du 12 octobre 1985 (JORCI 1985: 470-475) ; Loi 90-1392 du 30 octobre 1990 (JORCI 1990: 372) ; Loi 94-642 du 13 décembre 1994 (JORCI 1994: 1027-1036) ; Loi 2000-514 du 1^{er} août 2000 (選挙管理委員会ホームページよりダウンロード)。1975年については選挙法を確認できなかったため、*Fraternité Matin*, 20 novembre 1975, pp.11-14 を参考にした。選挙区数および各選挙区の定数については、Décret 85-1079 du 14 octobre 1985 (JORCI 1985: 477-481)、Décret 90-1395 du 31 octobre 1990 (JORCI 1990: 373-379) の他、*Fraternité Matin*, 7 novembre 1980, p.24 および 28 novembre 1995, pp.9-13 と選挙管理委員会ホームページ (www.cne.ci。2001年1月12~16日にダウンロード) を参考にした。

第4章

「イヴォワール人性」の播種

—1990年代の新たな状況—

はじめに

よく知られている通り、アフリカでは、1990年を皮切りの年として、全48カ国の大半が相次いで文民一党体制ないし軍政を放棄して複数政党制を導入するという、政治変動の雪崩現象が起こった。コートディヴォワールも例外ではなく、この変化は1990年に、独立以来のコートディヴォワール民主党(PDCI)による一党制の放棄と複数政党制の導入という形で起こった。

1990年というタイミングは、コートディヴォワールにおいて、経済危機と累積債務問題の深刻化、唯一党PDCI内部での規律の弛緩と内部対立の激化、アフリカの親仏政権に対するフランスの態度の変更など、独立以来のウフエーPDCI支配体制を支えた条件が大きく失われていった時期にあたる。そして、民主化からわずか3年後のウフエの死去は、独立以来君臨した統治者の交代と、後継者の座をめぐる対立の激化をもたらすこととなった。すなわち、1990年代は、中期的に展開してきたウフエーPDCI体制を支えた条件が変質する過程において、民主化とポスト・ウフエという2つの新しい転換が加わり、政治情勢にまったく新しい局面が到来した時期にほかならない。

本章では、この新しい局面を、民主化とウフエ後継争いの激化、ベディエ政権によるワタラに対する圧力と「イヴォワール人性」という政治宣伝、PDCIの党勢の低下、野党勢力の一定の勢力伸長とその限界という4点から記述していきたい。

第1節 民主化とウフエ後継争いの激化

コートディヴォワールでは1990年2月19日に大学運営と生活環境の悪化に不満を持った学生たちが激しい示威行動を組織して以来、アビジャンを中心に頻繁にデモが組織され、ウフエ退陣や複数政党制の導入が街頭行動を通して要求されるようになった¹。これらの抗

¹ 街頭行動はコートディヴォワールにおける「移行」を特徴付ける現象であった。ブラットンとファンデワールは、アフリカ諸国における民主制への移行の比較分析をする中で、

議行動は、この頃に相次いで設立された学生組織と人権団体²によって、すでに一定の歴史を持っていた教員組合である研究・高等教育全国組合 (Syndicat national de la recherche et de l'enseignement supérieur: SYNARES、「シナレス」と読む) との連携のもとに組織されるようになり、さらにここを母体としてイヴォワール人民戦線 (FPI)、コートディヴォワール労働者党 (Parti ivoirien des travailleurs: PIT)、社会民主主義者同盟 (Union des sociaux-démocrates: USD) といったパイオニア的な野党が設立されていくこととなる (Konaté [2003: 50])。

この状況に直面して、前年まで複数政党制導入に否定的な見解を示し続けてきたウフエは、1990年4月30日に一転して複数政党制の導入を決定 (形式上はPDCI政治局の意見書という形で出された) し、わずか半年あまり後の年10月28日に選挙を強行することを決めた。この唐突な民主化宣言によって、最も重要な野党であるFPIを始めとする野党は組織固めに十分な時間をあてることができなかった。さらにPDCI側は、現政権の立場を生かして野党に圧力をかけ続けた。野党の政治集会は事前に許可を得ていたものも、警官隊の介入を受けた。また、選挙の実施方法を定める選挙法も、PDCIが支配する国民議会によって定められた。また、第3章で言及した通り、一党制期のコートディヴォワールでは独立以来の慣例として在住外国人に国政選挙への投票権が認められていた。野党は、国民に比して法的地位が弱い外国人は行政からのハラスメントを避けるために与党に投票することが明白であるとして、その廃止を求めたが認められなかった。

さらに、ウフエ政権は、大統領選挙と国民議会選挙の間の時期に、解散を間近に控えたPDCI一党が支配する最後の国民議会で、きわめて重要な憲法改正を行った (1990年11月6日)。改正前の憲法 (第11条) は、大統領職空位時——大統領の死亡、辞職、職務遂行能力を喪失した状態になること——に関して、国民議会議長が暫定的に大統領の職務を遂行し、45～60日の間に大統領選挙を実施することを定めていた。それが、この時の憲法改正によって、大統領職空位時には、国民議会議長が正式の大統領に就任し、残り任期を務めるものとして新たに定められた。目前に迫った国民議会選挙でPDCIが圧勝し、国民議会議長を出すことはほぼ確実という情勢であったから、この憲法改正は、仮にウフエがこの任期中に死亡したとしても、PDCIが引き続き1995年まで大統領職を確保することを保証する意味を持っていた。

結局大統領選挙は、ウフエが、L・バボ (Laurent Gbagbo) FPI党首を下して圧勝し、国民議会選挙でもPDCIが議席の大半を獲得した (表4-1参照)。国民議会選挙にはPDCIのほか18の野党が候補者を出したが、議席を獲得したのはFPI (9議席) とPIT (1議席) 合わせて10にとどまった (このほか無所属が2議席)。

移行の契機となる現象として街頭デモ、ボイコット、ストライキ、暴動などの「政治的抗議行動 (political protest)」を重視し、これを、現政権に対して「正統性の危機に直面していること」と「ヘゲモニーの喪失」を知らしめるものと捉えている (Bratton and van de Walle [1997: 128])。ブラットンらのサーヴェイによれば、コートディヴォワールでは1985年から1994年の間に合計20回の「政治的抗議行動」が発生したとされ、これは同時期のアフリカ諸国の中で五指に入る頻発ぶりだとされる (Bratton and van de Walle [1997: 286-287, table 12])。

² それぞれ、学生組織は、コートディヴォワール学生生徒連盟 (Fédération estudiantine et scolaire en Côte d'Ivoire: FESCI、「フェッシ」と読む)、人権団体は、コートディヴォワール人権連盟 (Ligue ivoirienne des droits de l'homme: LIDHO、「リド」と読む) と称する。

このように PDCI は、与党としての立場を十分に生かして複数政党制の導入という大きな転換を乗り切り、一党優位体制を確立することに成功した。しかし、PDCI にとってむしろ深刻だったのは、このような新たに誕生した野党勢力ではなく、PDCI 内部で進行するウフエの後継の座をめぐる対立であった。ウフエ後継の座をめぐる PDCI 内での対立は、1970 年代半ば以降徐々に激化してきた（第 3 章参照）ものだが、これは、前述の 1990 年の憲法改正を契機として、はっきりとした対立軸で展開されることとなった。

1990 年の憲法改正直後に選出された、PDCI が圧倒的多数を占める国民議会は、その議長に、1980 年以来そのポストにあったベディエを再度指名した。これによりベディエは、大統領空位時に自動的に正大統領に昇格する地位に就くこととなった。他方、この憲法改正では、独立後のコートディヴォワールにおいて初めて首相 (premier ministre) ポストが設けられ、A・D・ワタラが指名された。ワタラは、国際通貨基金 (IMF) や西アフリカ諸国中央銀行 (Banque centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest: BCEAO。コートディヴォワールを含む西アフリカ 8 カ国の共通通貨である CFA フランの発券銀行) での要職を歴任してきたエコノミストで、構造調整計画の断行のために 1990 年初頭にウフエによって招聘されていた人物であった。ワタラは老衰が極度に進行していたウフエに代わって実質的な国家運営の権限を委ねられ、一躍 PDCI 内の有力者の地位を確保した。ここから、ウフエの後継の座をめぐる争いが、ベディエ対ワタラという形で展開されていくことになった。

両者の対立が激化した背景には、後継者を意図的にあいまいにするという、ウフエが独立以来一貫して取ってきた姿勢がある。まず、ウフエは、大統領就任以来一度たりとも、自らが後継者と目する人物について名指しで言及しなかった。また、大統領空位時の後任大統領の選出に関する憲法規定も頻繁に改正してきた歴史がある³。これは党内の最有力者としての地位を維持するためのウフエの政治術の一つであったが、これはベディエに関しても同様だった。ベディエがウフエから名指しで指名されたわけではなかったし、ベディエが占めることとなった憲法上の後継者の地位にしても、ウフエの翻意によって簡単に覆される可能性があったのである。国家運営の実質的権限を握ったワタラが党内に支持基盤を確立した場合、自らの大統領就任にとって大きな障害となりうることもベディエ側にとっての懸念であった。

³ 大統領空位時の後任選出に関する憲法規程は、ウフエ期のコートディヴォワール政治史におけるとくに重要な焦点であった。独立以来 PDCI では、党幹事長・国民議会議長を務めた P・ヤセが最も有力な後継者と目されてきた。1975 年の憲法第 11 条の改正によって、大統領空位時に国民議会議長が正大統領に就任するという規定が導入され、このポストに就いていたヤセが後継者の座にさらに一步近付いた。しかし、その後ヤセはウフエの不興を買って国民議会議長の座を追われ、同時に憲法規定も、大統領空位時には大統領と同時に選出された副大統領が正大統領に就任するというものに改正された (1980 年)。さらにその 5 年後に、国民議会議長が暫定大統領に就任し、45~60 日の間に選挙を実施するという内容にいったん変更され、今回の 1990 年の改正に至るという経緯をたどった。1990 年の改正は、1975 年の改正内容とまったく同じものの復活であるが、1975 年にいったん事実上の指名を受けたヤセが、その後失脚したという歴史も、ベディエの後継就任がけっして確定的ではないことを暗に示唆するものであった。各次の改正内容については Bois du Gaudusson et als. [1997: 269] に詳しい解説がある。ちなみに、PDCI は 1990 年の民主化選挙後も、単独での憲法改正が可能な国民議会の 5 分の 4 の勢力を確保しており、さらなる憲法改正がいつでも可能であった。

1990年の憲法改正は、明らかに、憲法上の後継者であるベディエと、国家運営の実権を握るワタラが対立する状況を意図的に作り出したものと言える。ウフエの狙いがどこにあったのかは不明であるが、この時点で、以後、今日まで続く政界対立の基本要素が生み出されたことは確かである。

第2節 ポスト・ウフエ時代——後継争いから与野党対立へ

次に、コートディヴォワール政治史における重要な転換点となったウフエの死去前後の状況について、詳しく見ておきたい。1993年5月にウフエは渡仏して前立腺ガンの手術を受けるが、術後の回復は思わしくなく、同年10月9日に再入院した。その後ウフエは、11月1日にいったん妻と娘の住むジュネーブへ転院した後、11月19日に特別機で生地であるコートディヴォワールのヤムスクロに戻った。この時の様子は、「国父」と謳われた国家元首の6ヵ月ぶりの帰国ながら、記者の立ち会いも歓迎行事もなく、数人の閣僚のみが出迎える、「だれもがもはや彼に再起の可能性はなくなった」（原口 [1994: 34]）と感知させるものであったという。結局、帰国から18日後の12月7日朝に、ウフエは88歳で、現職大統領のまま死去した。同日昼のテレビニュースで、ワタラ首相が国民に向けてウフエの死を報告し、いまやコートディヴォワールが「孤児 (orphan)」になったと談話を述べた。独立以来33年目にしてコートディヴォワールは、ついにポスト・ウフエ時代に突入したのである。

少し遡ると、11月19日のウフエの帰国以来、コートディヴォワール政界では不確実な情勢が続いていた。憲法規定に則って国民議会議長に大統領ポストが継承されるためには、最高裁判所によって大統領ポストが空位であることの認定がなされる必要があった。しかし、当時の最高裁判所は、汚職事件により長官が空席だったうえ、7つの判事ポストのうち2つの欠員も補充されていない状態であり、間近に予想されるウフエの死に際して遅滞なく空位認定ができるかどうか危ぶまれていた。また、PDCI内部でも、1990年の憲法改正は不適切な内容であると主張する勢力が存在した。ワタラ首相がこれを念頭に置いて、「首相が大統領代理を務める」という可能性に言及して、ベディエ派の議員から公開書簡で非難されるという事件も起こっていた。このほか、野党側からは暫定政府の設立を求める意見も出されていた。

このような不確実な情勢の中、後継問題はベディエ側の「奇襲」（原口 [1994: 36]）によって決着した。ワタラ首相側は、ウフエが死亡した12月7日の晩のテレビニュースで、最高裁判所に大統領空位の認定を付託し、その結果が出るまで現内閣が執務を継続するという閣議決定を告知する準備を進めていた。しかし、放送直前に、ベディエ国民議会議長が30名あまりの憲兵隊員を伴って放送局に現れ、自らテレビに出演して次のように宣言した。「憲法は、この悲嘆すべき状況において、私に国家元首の重責を付託した。私は今この時点からこの職責を担う。国家はイヴォワール人とわれわれの土地に住む外国人の全員のために統治される」（*Le Monde*, 1993年12月9日付け。下線部引用者）。最高裁判所による空位認定がなされていない段階で、「今この時点から」大統領に就任することは、憲法に適っていない。これはこの瞬間に、コートディヴォワールにおいて、ワタラ首相が率いる政府と

ベディエ大統領の二重権力状態が出現したことを意味した。しかし、ワタラ首相はこれにあからさまに抵抗せず、2日後の9日に、最高裁判所が長官代行体制のもとで大統領の空位認定を発表したのを待って、内閣総辞職を行った⁴。以上の経緯を経て、ベディエ体制が正式に発足した。

この間の動きに見られるように、ウフエ後継体制の発足は、同じ PDCI 内での権力継承でありながら、きわめて深刻な政治的緊張をはらんだものであった。これは裏を返せば、ベディエ体制が政治階層内で必ずしも堅固な基盤を築いてはいなかったことの証左である。その後、ベディエ政権は、側近集団中心の意思決定や野党に対する徹底した強硬姿勢などを特徴とする統治スタイルを取っていくことになるが、これは、議論のある憲法規定に基づいて就任したことに由来する正統性への疑問と、党内での支持基盤の狭隘さに対する反応として理解されるものである。

片やワタラは、自らはいったん IMF へ復帰してコートディヴォワール政界から距離をとる姿勢を見せたが、1994年9月には、PDCIのワタラ支持者が離党して新党を結成した。共和連合 (Rassemblement des républicains: RDR) と名付けられたこの政党は、大統領選挙へのワタラ擁立を目的とした政党である⁵。ポスト・ウフエ時代のベディエとワタラの対立は、複数政党制という環境のもとで、PDCIとRDRという政党同士の対立として引き続き展開されていくことになったのである。

さて、ワタラは植民地化以前に現在のコートディヴォワールの北部一帯に勢力を誇った王国の末裔ということもあり、北部地域とこの地域の出身者を中心に根強い支持基盤を築いていた。しかしその当時、ワタラについては次のことが一般に知られていた。ワタラの家系は、植民地化以前から、現在のコートディヴォワール北部からブルキナファソにかけての地域にまたがって生活を営んできており、ワタラの父が現在のブルキナファソ領内に位置する村の伝統的首長を務めていたことがあったこと、また、ワタラ本人が、ブルキナファソ政府に対するアメリカ政府の給費留学生制度を使って留学したこと、ブルキナファソの指定ポストである BCEAO 副総裁を務めていたことがあること、ブルキナファソ国籍を取得していた時期があったらしいということ、などである。

選挙での苦戦が予想されたベディエは、こういった巷間ささやかれる経歴に着目し、ワタラの立候補そのものを阻止する戦略を取った。まず、1994年12月に選挙法を改正して大統領選挙での被選挙資格 (éligibilité) に次の3つの条件を盛り込んだ。第1に、本人が「生

⁴ 原口は、ベディエの「奇襲」が成功する鍵となったのが、ベディエが就任宣言を行う際に携えていた「コナン・ベディエ、コートディヴォワール国大統領閣下」(下線引用者)という宛名で発出された、ミッテラン・フランス大統領からの祝電にあったと指摘している(原口 [1994: 35])。他方、この件に関して、ルーサン (Michel Roussin) ・フランス協力相は、「コートディヴォワール憲法は、国民議会議長が後継者だと定めている。憲法の要請である」と述べ、フランスの「干渉にはあたらないのではないか」との見解を示した (*Le Monde*, 1993年12月9日付け)。ただ、干渉であるかどうか、またその不当性をめぐる判断はさておき、この時のフランスの対応が、ベディエへの権力継承という方向付けを後押しする政治的圧力として機能したことは疑えない。

⁵ RDRの幹部は、従来からPDCI内で「改革派 (rénovateurs)」と呼ばれた、反主流派的なスタンスの者たちから構成されていたが、政策やイデオロギー的な独自性は乏しく、実質的にワタラ支持者という以上の意味を持たない。

まれながらのイヴォワール人 (ivoirien de naissance)」——コートディヴォワールの領土で生まれ、生まれながらにコートディヴォワール国籍を有する者と定義される——であること、第2に、両親ともに「生まれながらのイヴォワール人」であること、第3に、他国の国籍を有したことがないこと、である。ベディエ側はメディアを使って、「ワタラ本人は自分の出生地がコートディヴォワール中南部のディンボクロであると称しているが、本当はブルキナファソ生まれではないのか」、「ワタラの両親も生まれながらのイヴォワール人と称しているが、本当はブルキナファソ生まれではないのか」といったキャンペーンを展開した(佐藤 [1995c])。さらにベディエは、新選挙法を正当化すべく、「代々にわたって現在のコートディヴォワール領内に住んできた"生粋のイヴォワール人"を中核としてこそ、強固なナショナル・アイデンティティに支えられた国民国家建設が可能になる」という主旨の政治理念を、「共和国の新しい社会契約」として提示し、盛んに宣伝した。この理念は、「イヴォワール人性」という概念によって象徴される⁶。

言うまでもなく、新選挙法は市民権の行使に関して新しい規定を導入したものであった。コートディヴォワール国籍法は、国籍取得に「出生時の国籍付与(オリジナルの国籍)」、「結婚による国籍取得」、「帰化による国籍取得」の3形態を認めており、このうち帰化についてのみ、国籍取得後5~10年の公職と公選職への就職制限が定められていた。新選挙法は国籍法が定めるカテゴリーをさらに細分し、「出生時の国籍付与」を親の代まで遡って両親ともに満たす場合にのみ、大統領としての被選挙資格を与える決定であった。コートディヴォワールの歴史的現実を考えれば、この決定によって排除されるコートディヴォワール国民が少なからず存在することや、外国人に対する寛容な政策を旨としてきたウフェ期の政策慣行に照らせば、これは間違いなく、大胆な「ルールの変更」の試みであった。

結局ワタラは、このようなベディエ側からの圧力を前にして、1995年選挙への出馬を断念した。1995年10月に実施された大統領選挙でベディエは、唯一の対立候補であったF・ウオジェ(Francis Wodjé) PIT党首を下し、95.25%の圧倒的な得票で大統領に当選した(FPIもRDRとの共闘上、抗議の意思を示すため大統領選挙をボイコットした)。同年11月に実施された選挙の結果、国民議会は、PDCI147議席、RDR14議席、FPI10議席となった(表4-1参照)。

ベディエ政権の政策に対する国内外からの批判は、1990年代後半に徐々に高まりを見せていた。そもそも1994年12月の新選挙法の制定以来、政権が在住外国人・外国系国民に

⁶ 「イヴォワール人性」キャンペーンには数多くの大学人が動員された。まず、1996年3月には、「アンリ・コナン・ベディエ大統領の政治思想と実践の追究と普及のための大学人組織」(Cellule Universitaire de Recherche et de Diffusion des Idées et Actions Politiques du Président Henri Konan Bédié: CURDIPHE)が、「イヴォワール人性——アンリ・コナン・ベディエ大統領の新しい社会契約の精神」と題するセミナーを開催し、議事録も刊行された(Touré dir. [1996])。このセミナーに参加した大学人は、1999年にも「コートディヴォワールにおける被選挙資格、国籍、市民権、制度改革」と題するセミナーを、ベディエの政治団体である「ベディエ国民サークル(Cercle National Bédié: CNB)」の協賛を受けて開催した。このセミナーではベディエが開会演説を行った。このセミナーの議事録も刊行されている(Niamkey-Koffi [1999])。このセミナーの主催責任者であるニヤムキエ=コフィ(Robert Niamkey-Koffi、ココディ大学法学部教授)は「イヴォワール人性」理論の中心的な論客である。

対する差別政策 (xénophobie) を推進しているとの批判は、国際人権 NGO やドナー諸国から上がっていた。大衆居住区における偽造身分証明書や不法滞在者の一斉摘発が頻繁に実施され、その過程で、治安当局者による暴行や冤罪事例が多発したとされる。

新選挙法については、とりわけ国際社会から、排外主義的性格を持つものであるとする批判が加えられたが、これに対して、新選挙法支持者は、「同様の国籍条項を定めている国はほかにもたくさんあるのに、なぜコートディヴォワールだけが批判されなければならないのか」といった主旨の反論がなされてきた。しかし、問題にされたのは、個別の条文の静態的な妥当性ではなく、導入の文脈であった。国籍取得のあり方や市民権の行使に関して、それ以前のコートディヴォワールでは、1960年代半ばのウフエによる二重国籍法案の提案の時以来ほとんど議論がなかった。また、いかなる意味において、当時の国家運営にとって喫緊の要請であるのかも判然としなかった。それはあまりに唐突なものであり、政争目的以外で導入されたとはまず考えられなかったのである。

すでに先行章で指摘してきた通り、コートディヴォワールには、現在の領土内を主な居住地とする 60 あまりの民族と、近隣諸国出身者を中心に全人口の 4 分の 1 近くを占める外国人から形成される、きわめて多元的な社会が現出している。宗教的にもキリスト教、イスラム教、土着信仰など多様である。これを背景として、異なる民族の間での対立感情や排外主義は社会の底流を流れてきたと言えるが、社会秩序や政治的安定を危機に晒すような陰悪な事件はまれであった。

しかし、ベディエ期の反ワタラ・キャンペーンを引き金として、「北部対南部」、「ムスリム対クリスチャン」、「イヴォワール人対外国人」という単純化された対立表象が、急速に広まることとなった。それはワタラ支持派の言説としては、「ベディエ政権は、北部住民・出身者やムスリムを排除して、アカン系優遇体制の確立を目指している」というものであり⁷、反ワタラ派の言説としては、「北部人は、外国人を抱き込んでコートディヴォワールの侵略を狙っている」といったものが代表的である。ここで言われる「外国人」というのは、ワタラに付与された「ブルキナファソ人」というレッテルから派生した差別的表象であり、ブルキナファソを始めとする近隣の国々 (ほかにはマリ、ギニア、セネガル) の出身者が含意されていた。これはコートディヴォワールの外国人コミュニティの過半を占めるこれら近隣諸国出身者を「ワタラ支持者」と決め付け、国民の嫌悪感をあおるヘイト・キャンペーンであった。また、ベディエ政権のもとで 1998 年に制定された新土地法は、コートディヴォワールで長年入植農民として生活してきた外国人の土地権を制限する内容のもので、事実上の外国人追放政策の性格を持っていたとされる。

新選挙法制定当時から、国際プレスは排外主義や「エスノナショナリズム (ethnonationalisme)」(Dozon [2000]) といった観点からこの問題に注目してきたが、このような中、1999 年 11 月に南部沿岸部の都市タブー (Tabou) で発生した住民襲撃事件は、コートディヴォワールにおける「社会的亀裂」という評価を決定的なものとした。これはブルキナファソからの入植者の村がコートディヴォワール人の住民によって焼き討ちされ、

⁷ 北部はムスリムが支配的である。また、「アカン系 (les Akan)」は東南部一帯を主な居住地とするバウレやアニを始めとする諸民族を包摂する概念であり、もともと言語学上の語族分類であるが、コートディヴォワール社会では人間分節の表象として広く使われている。ウフエ、ベディエともアカン系である。

多数の死者を出した事件で、これをきっかけに数多くのブルキナファソ人が本国に帰還することとなった。この事件はローカルな土地争いという固有の背景を持つものと考えられるが、選挙法改正以来の排外主義的言説の広がりからタブー事件に至る流れが、世界各地のエスニック対立事例に共通して見られる「預言の自己実現 (self-fulfilling prophecy)」のプロセスとして解釈され、懸念をもって受け止められたのは不可避のことであった⁸。

このような社会的緊張の高まりだけでなく、ベディエ政権は、不透明な財政運営により援助供与諸国の信頼を喪失した。1998年12月に、援助供与諸国は、ベディエ政権の閣僚による腐敗行為を理由に、コートディヴォワール政府に対する財政支援を全面的に凍結した。この当時、累積債務と財政赤字は引き続き深刻な水準にあり、貧困層の著しい拡大も指摘されていた。経済再建、貧困削減が援助供与側の最優先のイシューとして浮上する中で、政権の腐敗行為に対する監視は一掃厳しくなっていたのである。

にもかかわらず、1999年のクーデタの直前頃までに、翌2000年に控えた大統領選挙で現職のベディエが再選を果たす公算が高まっていた。最大のライバルであったワタラは、偽造文書を使って国民身分証（大統領選挙への立候補申請に必要な書類の一つ）の取得を試みたという嫌疑をかけられて警察の追及を受け、1999年9月に国外脱出を余儀なくされていた。政権側があらゆる手段を使って、ワタラの立候補を阻止する構えであることは明白だった。

RDR 以外の野党は、国民議会では政治的な存在感を示せないという危機感から、1990年代の後半に相次いで PDCI と連立政権を組むまでに、政治的に追い込まれていた。国際的な批判を浴び、政策的にも展望が見えないにもかかわらず、ベディエ-PDCI 政権はまたしても政治的ゲームを優勢に進め、2000年選挙での勝利と2005年までの統治権を手中に収めつつあった。

第3節 過剰代表による一党優位制の確立——PDCI の「圧勝」の実態

ウフェ死後のコートディヴォワール情勢は、主要政治家間の対立構図としては、以上のように整理されるが、この間、統治的結社である PDCI はどのような状態にあったのだろうか。第3章での検討によって、一党制期の PDCI は、ウフェ支配体制の補完装置として重要な機能を果たしていた一方で、有権者との関係においては、必ずしも全面的な支持を獲得していたわけではないことが明らかになった。選挙区での権力構造（エリートと有権者の動員・支持関係）はしばしば分極的であり、PDCI 支配そのものに対する関心が低い選挙区も見られた。このような傾向は、野党と票を争うようになった複数政党制下では、どのような表れ方をしたのであろうか。本節では、1990年代の2度の複数政党制選挙に見られる PDCI の有権者との関係を分析し、民主化後の PDCI の性質について考察してみたい。

⁸ 「預言の自己実現」とは、ルマルシャンがブルンジにおけるエスニック対立の形成過程の分析に用いた概念であり、相争う政治勢力の間でのエスニシティを参照した言説レベルでの対立から、現実の暴力行使へと発展していくプロセスを指す（Lemarchand [1994]）。ルマルシャンの議論については、佐藤 [2000f] および Sato [2000] を参照のこと。

前節までで見たように 1990 年代の 2 度の選挙では、いずれも PDCI が大多数の議席を獲得している。このことは全国の有権者が一様に PDCI を支持し、その支配の継続を望んだ結果であると解釈するべきであろうか。結論から言えば、1990 年代の 2 つの選挙結果は、確かに、獲得議席のレベルでは「PDCI の圧勝」であるが、議席の得失に表れない票の動向は、この「圧勝」が選挙制度のあり方に由来する過剰代表の側面を持つことを指し示している。

1990 年の国民議会選挙では、全 175 議席が、142 の小選挙区（定数 1）と 15 の中選挙区（2 人区が 14、5 人区が 1）に配分された（第 3 章の表 3-1 参照）。そもそも小選挙区制は大政党に有利な仕組みである。1990 年選挙での非 PDCI 勢力（FPI、PIT、無所属）の獲得議席の比率は全議席のわずか 7%（175 議席中 12 議席）に過ぎなかったが、全選挙区合計での非 PDCI 勢力全体の得票率は 28% に達していた。さらに、野党が候補者を立てられなかった選挙区が 40 選挙区（45 議席分）あったので⁹、立候補できた選挙区では野党はこの数字以上に善戦していたことになる。クルックの分析によれば、野党が一党で 30% 以上得票しながら敗北した選挙区は 43 あった（Crook [1995: 23]）。

中選挙区で採用された名簿式は、定数分の候補者を記した拘束名簿に対して投票が行われるものだったが、最も多くの票を得た名簿が選挙区的全議席を総取りするというもので、野党にきわめて不利な制度であった¹⁰。FPI は 1990 年の選挙では 3 つの中選挙区¹¹において、40% 以上を得票しながら PDCI に敗れている（原口 [1991: 9]）。1995 年選挙では、ある 2 人区で、PDCI の得票が 38.95%、FPI が 35.39%、RDR が 21.74% という伯仲した結果になりながらも、PDCI が全 2 議席を得るというケースがあった¹²。仮に、中選挙区において比例代表制が採用された場合、野党は少なくとも 6 つの選挙区で新たに議席を獲得することができたと考えられる¹³。

⁹ フォーレの指摘によれば、これは立候補届を受理する知事が、政治的判断で野党の届け出を不受理とした結果であるという（Fauré [1991: 37]）。また、最終的に受理された立候補届は与野党・無所属含めて 600 あったが、このうち 110 が投票日までに立候補を辞退した。これに関してフォーレは与党側からの脅迫が主たる理由だったと指摘している（Fauré [1991: 37-39]）。

¹⁰ ちなみに、中選挙区で最多得票者が総取りという選挙制度は、コートディヴォワールのほかには、アフリカではジブチとカメルーンでしか採用されていない比較的珍しい制度である（Nohlen et al. [1999]）。ちなみに、中選挙区で勝者総取り、ただし過半数の得票が必要という制度は、マリとチャドで採用されている。

¹¹ いずれも 2 人区のアビジャン特別市ヨプゴン（Yopougon）・コミューン選挙区、ガニョア県ガニョア・コミューン選挙区、スーブレ（Soubré）県スーブレ準県ーグランザトリ（Grand-Zatri）選挙区である。

¹² ダロア（Daloa）県ダロア・コミューン選挙区。なお、この選挙区では FPI は、イヴォワール社会党（Parti socialiste ivoirien: PSI）と連合名簿を形成した。

¹³ 中選挙区は、第 3 章の表 3-1 に示した通り、1995 年選挙時には全部で 15 選挙区（32 議席分）あった。このうち各党の得票数のデータがある 12 選挙区（26 議席分）について、ヘア式の比例配分をシミュレーションしてみると、実際の結果は PDCI が 24、RDR が 2 であるところが、PDCI が 20、RDR が 3、FPI が 2、無所属が 1 という結果が出る。ちなみにヘア式とは、① [各党の得票 ÷ (全政党の得票数合計 ÷ 選挙区定数)] の商の整数部分を議席として与え、②この方式で分配されなかった議席については、上式の剰余が多

PDCIの過剰代表によって、議席数レベルでは見えなくなっていた野党の党勢の拡大について、次に、選挙区ごとの選挙結果に詳しく立ち入って明らかにしてみる。PDCIからの離党によるRDRの旗揚げは、野党の党勢拡大とPDCIの低落という傾向に直接に寄与した現象である。RDRは、初挑戦となった1995年の国民議会選挙で、FPIと連合名簿を組んだアビジャン特別市アボボ・コミュニケーション選挙区も加えた13選挙区で勝利を収め、14議席を獲得した。RDRが勝利を収めた選挙区では、PDCI候補の得票数が1990年の水準の12~35%程度にまで著しく下落していることが観察される(表4-2参照)。前述の通り、RDRはPDCIからの離党者によって結成された政党であるが、かつてのPDCI支持者がRDR支持に切り替えた様子が、投票結果に明瞭に表れている¹⁴。

なお、これら新たにRDRの「地盤」となった選挙区は、1995年に突然現れたわけではなく、すでにその萌芽は1990年に見られた。1990年の選挙でPDCIは、全国157選挙区のうち33の選挙区で候補者の一本化に失敗し、これらの選挙区ではPDCIの候補者同士が議席をめぐって争うこととなった。1995年の選挙でRDRが勝利を収めた、アビジャン特別市アボボ・コミュニケーション選挙区以外のすべての選挙区は、すべてこの1990年選挙時のPDCI複数候補の競合選挙区にあっている。33のPDCIの競合選挙区には、それぞれ固有の背景があるであろうが、1995年の選挙結果から遡及的に解釈すると、RDR勝利選挙区での5年前の競合は、その当時激化していたベディエ派とワタラ派の対立が反映されたものと解釈することが可能であろう。

FPIの1995年の確定議席は、前回選挙から1増の10であったが、FPIの議席はもう少し伸びる余地があった。FPIが1990年の選挙で勝利を収めていた8選挙区の結果を見ると、2選挙区で勝利、2選挙区で敗北(いずれもPDCIに敗れた)、結果が確定しなかった選挙区が4つあった。これら未確定選挙区では、投票が実施されていればFPIが再度勝利する公算が高かった¹⁵。このように未確定・敗北選挙区が計6つありながらも、FPIは新たに6選挙区でPDCIを破って勝利を収めた。確定議席数には表れないが、FPIも一定の党勢拡大を見せたのである。

さて、以上のような野党の一定の躍進があった結果、PDCIは1995年の選挙で、1990年に勝利を収めていた選挙区のうち18選挙区で敗北した(野党から奪還した選挙区が4つあるので、差し引きで勝利選挙区数は14減の132となる。表4-1参照)。また、PDCIの得票数は、多くの選挙区において1990年の水準を大きく下回っている。1995年選挙の158選挙

い順に1議席ずつ配分していく方式である。

¹⁴ なお、表4-2からは、コロゴ県コロゴ・コミュニケーション選挙区において、有効投票数も前回の30%台の水準に激減していることがわかる。これは、RDRに対する否定的な態度が有権者の間に見られた可能性を強く示唆するものであるが、さしあたりここでは、PDCIの得票数の減少が、有効投票数の減少を大きく上回るものである点にだけ注目しておきたい。

¹⁵ バボ FPI 党首の地元であるガニョア県の3選挙区——ガニョア準県選挙区、ギベルア(Guibéroua)選挙区、ウラガイオ(Ouragahio)選挙区——で、選挙実施直前に発生した暴動によって国内難民が発生していたことを理由に、投票が延期された。また、アゾペ(Adzopé)県アゾペ準県選挙区では、投票箱が持ち逃げされる事件が起こったため、選挙無効となった。これら4選挙区での投票は、1年1ヵ月後の1996年12月に実施され、FPIが4議席中3議席を獲得した。

区のうち、データがない18選挙区と新設の1選挙区を除く136選挙区について見ると、PDCIに投じられた票が絶対数で増えているのは53選挙区にとどまり、これを上回る83の選挙区ではPDCIの得票が絶対数で減少した。この点については、すでに表4-2を検討した際にRDRの勝利選挙区について確認したが、FPIが新たに勝利を収めた6選挙区についても同様の現象が認められる(表4-3参照)。これらの選挙区でのFPIの得票は、前回選挙での得票数に対して108~126%の水準に向上したが、片やPDCIは56~78%の水準に低下している。PDCIの得票数の減少は有効投票数の減少(前回選挙比で78~94%)を下回っている。PDCIからFPIへというゆるやかな支持の移行がうかがえる。

議席は守ったもののFPIへの票の移行が進行した選挙区はほかにも見られる。表4-4は、PDCIが勝利した選挙区のうち、FPIの惜敗率(この場合、PDCI当選者の得票数に対するFPI候補の得票数の比率)が80%を上回った選挙区を表にしたものである。この表は3つのパートに分かれているが、一番上のパートは、PDCIが票を減少(1995年の得票は1990年比で53~88%にしか達していない)させ、他方FPIが大きく票を伸ばした(1995年の得票は1990年比で108~160%に達している)選挙区である。これらの選挙区では、1990年には40~60%程度だったFPIの惜敗率が90%前後にまで上昇し、両党への支持が伯仲した状態になっていることが見て取れる。ただ、PDCIは、いくつかの選挙区(表4-4の2番目のパート)では、FPIの票の伸びに対抗する形で得票を増やしており(PDCIの得票は、1990年比で111~120%に伸びている)、一方的に退勢傾向にあったわけではないことがわかる。したがって、PDCIの選挙区における有権者の動員は、選挙区によって、うまくいったところとそうでないところの差があるというのが正確な理解となろう。

また、PDCIが勝利した選挙区のうち、6選挙区では、野党と無所属の得票の合計がPDCIの得票数を上回った(表4-5参照)。これらの選挙区でもPDCIの得票率が1990年の水準から、51~78%の水準へと減少していることがうかがえる。アビジャン特別市アボボ・コミュニケーション選挙区で実現したFPIとRDRの連合がこれらの選挙区で成立していれば、野党の議席はさらに伸びたと推測できる¹⁶。

第4節 「恵まれた階層内でのゲーム」——野党の両義性

以上の検討結果は、従来コートディヴォワールの1990年代の国政選挙について言われてきた「PDCIの強さと野党の弱さ」という認識(例えばKonaté [1996])を相対化して捉える必要性を示すものである。PDCIは、直接に議席の得失に表れないところで、明らかに党勢を低下——より正確な表現をすれば、党勢を維持・強化できていない選挙区を増加——させている。これは、一党制期に見られた選挙区ごとの投票結果の大きな差を反映したものと見ることもできよう。また、野党も、議席獲得には至らなかったが、多くの選挙区において、より多くの有権者を動員することに成功していたのである。

¹⁶ FPIとRDRはこの選挙に先立ち共和戦線(Front républicain: FR)という選挙協力機構を発足させ、候補者の一本化や連合名簿の結成などの道を探っていた。しかし、これが実現したのがアビジャン特別市アボボ・コミュニケーション選挙区だけだった。

むろん、野党に対しては違った面からの指摘もできる。1990年に設立された政治的に重要な野党に共通しているのは、左翼的スタンスに立った学生運動・労働組合運動に活動家として身を投じてきた経歴を持つ大学教員らによって組織されたことである。簡単に歴史を振り返っておけば、ウフェが率いるPDCIは、1950年のフランス共産党との会派協力関係の解消によって、親仏勢力としての道を歩み始めたのだが、この方針転換の結果として、左翼思想に触れた学生・青年たちの統制という問題を構造的に抱えるようになった。PDCIと学生活動家の対立は、共産主義勢力の一扫が図られた独立前後の時期（1957～1960年）、官製学生組織内での「民主化」要求が高揚した1967～1969年、SYNARESと学生組織が連携して大学運営の改革要求が高まった1982年にとりわけ深刻化したが、いずれもPDCIが弾圧（奨学金の停止、「反体制活動」として逮捕・拘留、軍隊への矯正入隊など）と、懐柔（官製組織への取り込み、ポストの提供）を組み合わせて収拾を図るという展開を取ってきた。

大学を拠点とした政府批判的な運動は、このように1950年代から1982年まで3次にわたって高揚したわけであるが、野党指導者たちはこの波を複数時にわたって——1度は学生として2度目以降は教員として——経験している点で共通している。FPI創設者のバボは、1960年代末には学生活動家として、1982年の大学危機には教員としてこの闘争の当事者であった（1982年の大学危機での敗北によってバボはフランスに亡命を余儀なくされる）。PIT創設者のウォジェは、1950年代のアフリカ人学生運動のセンター的組織だった在仏黒人学生連盟（Fédération des étudiants noirs en France: FEANF、1950年創設）の副議長も務め、1961年には「フランスにおけるコートディヴォワールの治安に対する攻撃」の容疑で逮捕され、母国に強制送還のうえ収監されている。USD創設者のB・ザディ＝ザウル（Bernard Zadi Zaourou）も、1980年代にSYNARESの活動家だった。またバボは歴史学、ウォジェは法学、ザディ＝ザウルは文学の教授として、国立大学で教鞭を執っていた。「学生運動ないし組合運動（SYNARES）を経験した大学教員」という経歴は、創設者にかぎったことではなく、中核的な幹部はほぼ同じ経歴を持っていることが簡単な伝記的サーヴェイからも確認できる。ちなみに、一党制期を通じてコートディヴォワールには国立大学1校しか存在せず、「大学教員」は必然的に国家公務員であったということもここで確認しておきたい¹⁷。

彼らは、政権との対立、逮捕、投獄、亡命などを経験しつつ鍛え上げられた「筋金入り」の活動家であったわけだが、数十年にわたって政府批判的なスタンスを維持することができた背景として、政権によって「温存」された側面があることは注意しておくべきだろう。独立後のコートディヴォワールで発生した弾圧事件——第3章で述べたサンウィ、ゲビエの

¹⁷ コートディヴォワールにおける最初の教育機関は、1958～1959年度開講のアビジャン高等教育センター（Centre d'enseignement supérieur d'Abidjan）で、これを母体として1963年10月1日にアビジャン大学（Université d'Abidjan）が設立された。1977年6月1日にはコートディヴォワール国立大学（Université nationale de Côte d'Ivoire: UNCI）に改称した。UNCIは1992年にそれぞれ独自キャンパスを持つ3センター制に改組され、1995年には各センターがそれぞれココディ大学（Université de Cocody）、アボボ・アジャメ大学（Université d'Abobo-Adjamé）、ブアケ大学（Université de Bouaké）として独立し、今日に至る。私立大学は一党制期にはほとんど存在せず、新設は1990年以降のことである（Sato dir. [2003a] ; Proteau [2002: 62]）。

両事件——と比べた場合、これら学歴エリートたちの「反乱」に対するウフェ政権の対応はどこかで退路（つまりは将来の「懐柔」の可能性）を残したもののように見える。実際、この「学生運動ないし組合運動（SYNARES）を経験した大学教員」というまったく同じ経歴を経て、PDCI 幹部として高位官職を上り詰めていった者たちは少なからず存在している。例えば、第3章で挙げたP・キプレは、SYNARES 書記長（1980～1982年）を務めながら、1991年にPDCI 政治局入りし、ベディエ政権成立と同時に国民教育相に就任した。同じく第3章で挙げたC・ドンワイも1950年代に、左翼思想の影響を強く受けた在仏コートディヴォワール人学生協会（Association des étudiants de Côte d'Ivoire en France: AECIF）議長を務めた経験を持つ。

このように考えてくると、一党支配期を通して存続し、1990年の野党結成につながっていく大学を拠点とした政府批判の水脈は、まさに一党制国家の人材供給源としての「有用性」を政権に認められたが故に、断絶の憂き目を見ずに残されたという視点が開けてくる。この視点を持つことによって、次の問いに対する答えが見えてくる。その問いとは、アフリカでもかなり活発な街頭行動の流れの中で野党が登場したという事実から推論される、「政権に対する民衆の不満は非常が大きくかつ深いものであった」という解釈と、結局、野党が惨敗に終わったという選挙結果の間の懸隔をどのように理解したらよいかというものである¹⁸。

野党指導者のこのような社会階層上の特質と、彼らが図らずも果たしていたウフェ支配体制における「有用性」ないし「機能」が、野党勢力の選挙パフォーマンスの「期待からの見劣り」を説明するのではないかというのがここでの論点である。政権批判勢力としての彼らの存在が「埋め込まれていた」ところとは、10年以上にわたる経済危機に痛め付けられた「不満を抱く民衆」という包括的な階層ではなく、ウフェ支配体制の維持・存続に不可欠な最優先のリクルート・ターゲットである高学歴エリート層だったことは明白である。この論点は、以下の引用でフォーレが、「恵まれた階層内でのゲーム」と表現する事情に合致したものである。

「PDCI 一党制下では、国家権力を独占したのは圧倒的に公務員（わずかな例として商人・運輸業者）で、農民はせいぜい地方支部の事務局入りまでであった。1990年の選挙では、綿密に実証するまでもなく、立候補者は圧倒的に公務員、それも教職者が多い。このことは、1990年の「民主化」は、政治的階級の社会的職業的基盤が押し広げられる現象を伴わなかったということを意味している。言い換えれば、民主的な競争は、恵まれた階層内でのゲームにとどまる危険性を帯びている。これに拍車をかけたのが、野党側の政策提案能力の貧しさである。これには、野党指導者たちが国家運営（とりわけ経済政策の側面）に関して知識が乏しかったことが大きく、選挙戦がデマゴギー的になった背景をなしている」（Fauré [1991: 45sq.]）。

¹⁸ これは Fauré [1991: 36] が提示している問題提起でもある。この点に関してフォーレは、野党が PDCI に挑戦しうる十分な規模を持たなかったことと、小規模政党でありながら独自戦略に固執し野党連合が成立しなかったことを挙げている（Fauré [1991: 36]）。

1990年の野党は、政権に対して「正統性の危機」や「ヘゲモニーの喪失」を知らしめる役割を果たしたことは確かである。しかし、彼らが「不満を抱く民衆」の代弁者であったかのように見えたのは、あくまで見かけ上のことに過ぎなかったと考えられる。野党が社会全体から広汎な支持を取り付けられなかったことには、このような背景も強く作用していたと考えられる¹⁹。

むすび

以上見てきたように、1990年代のコートディヴォワールにおいては、民主化とポスト・ウフェという新しい状況下で、ウフェの後継争いに端を発する政治対立が政界を支配することとなった。その後の社会的緊張、暴力の蔓延につながる核心的な条件となる「イヴォワール人性」の概念は、このような背景のもとに、この時代に蒔かれたのである。この問題が、その後さらに深刻な帰結をもたらしていくことについては、次章以降でさらに詳しく見ていくことにしたい。

結社史の観点からすれば、この時期に生じた重要な出来事は、やはり野党の誕生である。ただ、RDRはPDCIからの分裂勢力である。また、FPIを始めとする野党も一党制期からの反体制活動の系譜の延長上にある。この意味で、コートディヴォワールにおける民主化は、これまでにない動員と組織化を体現したものと必ずしも言えないところがある。すなわち、民主化は、複数政党間で選挙での勝利を目指して競争し合うという、新しいゲームの様式がもたらされたということ以上の意味を持たないという見方もできる。

この点と関連するのが、投票率の問題である。1990年代のコートディヴォワールでの選挙では、複数政党制を新たに導入したアフリカ諸国と比較しても投票率がかなり低いのが特徴である²⁰。低投票率の問題は、すでに第3章で検討した通り、一党制期から見られていた。1990年の大統領選挙の投票率は69.2%であったが、これは、同年の国民議会選挙の投票率(40.2%)より30ポイント近く高いので、選挙そのものが常に関心と呼ばないというわけではなく、国民議会選挙の場合にとくに投票率が低くなる傾向が顕著である。また、複数政党制導入後最初の選挙である1990年の国民議会選挙の投票率は、一党制期の2度の競争的選挙のいずれに比べても低い。

毎回の国民議会選挙の投票率が低い水準にとどまることは、コートディヴォワールにおける選挙が「少数者のゲーム」と化す傾向を持つことを意味している。1990年代の2回の

¹⁹ ここでは、重要野党の一つであるRDRに触れなかったが、RDR幹部は一様にPDCIからの離党者で構成されており、階層的にはPDCIと変わるところがない。

²⁰ すでに触れた1990年代の2回の選挙と、第5章で述べる2000年の選挙の計3回の国民議会選挙での投票者数は、各回150～187万人程度と推定されるが(1990年の国民議会選挙の投票者数は約187万人である。1995年については完全なデータがなく、158選挙区中17選挙区のデータが入手できない状態での投票者数が約158万人、2000年選挙では174選挙区中、未実施などでデータがない33選挙区を除いた状態で143万人である)、これはかなりの関心と呼んだ1990年の大統領選挙の投票者数(約305万人)の3分の1から2分の1でしかない。

国民議会選挙はいずれも半数以上の有権者が投票を棄権した。1990年の選挙では、投票率が30%に満たない選挙区が、全体の1割にあたる16選挙区に上った。この事実は、ごく少数のまとまった支持者が存在すれば議席を獲得できることを意味する。行き過ぎた低投票率は、選挙に期待される正統化機能を如実に低下させ、「民意」の反映として選挙結果を見立てることがより困難になる。本章第3節で検討した通り、政党間関係という視点に立てば、1990年代の2つの国政選挙には、PDCIの低落と野党の台頭というゆるやかな傾向を見出すことができたわけだが、それが有権者の側のいかなる選好の表れとして理解すべきかについて確定的な判断を下すのは難しい。そして、この「少数者のゲーム」という特徴は、2000年の選挙にもさらに顕著に表れることとなる。この問題については、次章での2000年選挙の検討の後に再び立ち戻ることにしてしよう。

表 4 - 1

1990年代の国民議会選挙での主要政党の立候補・勝利状況

所属政党	1990年 (全選挙区数=157)			1995年 ²⁾ (全選挙区数=158)		
	立候補 選挙区	勝利 選挙区	獲得 議席	立候補 選挙区	勝利 選挙区	獲得 議席
PDCI	157	146	163	155	132	147
FPI	98	8	9	131	9	10
RDR	-	-	-	86	13	14
その他 ¹⁾	-	3	3	-	-	0

(凡例) 表中、"- "は、該当情報なし、または、省略を意味する。

(出所) *Fraternité Matin*, 28 novembre 1990, pp.13-18 および 28 novembre 1995, pp.9-13, *Marchés tropicaux et méditerranéennes*, 3 janvier 1990, p.10, Verdier [1996] をもとに筆者作成。

(注) 1) 1990年選挙では、PIT が 1 選挙区、無所属候補が 2 選挙区で勝利。

2) 投票延期となった 3 選挙区、投票箱紛失による選挙無効となった 1 選挙区の数字を含めていないため、勝利選挙区数、獲得議席の合計は、それぞれ全選挙区数、定数に満たない。延期・やり直し選挙区での投票は 1996 年 12 月 29 日に、このほか 2 選挙区での補選と併せて実施され、新たな議席獲得数は、PDCI が 149、FPI が 13、RDR が 13 となった。

表 4 - 2

1995 年選挙での RDR 勝利選挙区における PDCI 支持票の減少

県・特別市	選挙区名	1990年選挙との比較 (1990年の票数=100)	
		有効投票数	PDCI得票数
Ville d'Abidjan	Abobo (Com) ¹⁾	nd	nd
Boundiali	Bako, Dioulatiédougou, Gbéléban, Seydougou	nd	nd
Dabakala	Boniérédougou, Foumbolo, Satama-Sokoro, Satama-Sokoura	102.4	35.0
Ferkessédougou	Kong, Koumbala	120.7	nd
Katiola	Odienné (Com)	96.3	29.0
Korhogo	Korhogo (Com)	32.9	12.7
	Dualla, Kani, Massala	87.3	17.2
	Niakaramandougou, Tafiré, Tortiya	78.7	30.0
	M'Bengué, Niofoin	109.3	35.2
Odienné	Korhogo (S/P)	68.9	31.5
	Karakoro, Komboro, Tioniaradougou	89.9	35.6
	Madinani, Séguélon	nd	nd
Séguéla	Boundiali	81.7	29.3

(凡例) 表中、"nd"は、該当情報なしを意味する。選挙区名の"(Com)"は、コミューン単独での選挙区であることを示す。"(S/P)"は、準県内のコミューンを除く地域が選挙区であることを示す。これらの注記がない場合は、コミューンを含めた準県全体が選挙区であることを示す。なお、選挙区の構成単位および本論での表記法については第 3 章注 30 を参照のこと。

(出所) *Fraternité Matin*, 28 novembre 1990, pp.13-18 および 28 novembre 1995, pp.9-13 をもとに筆者作成。

(注) 1) この選挙区のみ FPI との統一リストでの勝利。

表 4 - 3

1995 年選挙で FPI が新たに勝利を収めた選挙区における票の動向

県・特別市	選挙区名	1990年選挙との比較 (1990年の票数=100)		
		有効投票数	PDCI得票数	FPI得票数
Ville d'Abidjan	Abobo (Com) ¹⁾	nd	nd	nd
Agboville	Agboville (S/P)	78.2	71.2	126.4
Gagnoa	Gagnoa (Com)	nd	nd	nd
Issia	Issia, Boguédiá, Iboguhé	93.1	69.3	124.7
	Saïoua	91.0	78.4	114.4
Lakota	Lakota	89.8	56.0	114.0
	Zikisso	94.1	67.3	108.4

(凡例) 表中の略記号は表 4-2 と同様である。

(出所) *Fraternité Matin*, 28 novembre 1990, pp.13-18 および 28 novembre 1995, pp.9-13 をもとに筆者作成。

(注) 1) この選挙区のみ FPI との統一リストでの勝利。

表 4 - 4

1995 年選挙で FPI の惜敗率が 80%以上だった選挙区における票の動向

県	選挙区名	FPIの惜敗率		1995年選挙の 1990年選挙との比較 (1990年の票数=100)		
		1990年	1995年	有効 投票数	PDCI 得票数	FPI 得票数
(1) PDCIが票を減らし、FPIが増やした選挙区						
Adzopé	Adzopé (Com)	41.1	94.3	94.4	63.3	145.3
Agboville	Azaguié	45.7	92.1	65.0	53.6	108.1
Daloa	Zoukougbeu	52.7	88.4	101.8	80.9	135.8
Man	Kouibly, Nidrou, Totrodrou	43.4	81.9	101.2	85.0	160.6
	Facobly, Sémien	61.5	91.4	116.9	88.8	132.0
(2) PDCI、FPIともに票を増やした選挙区						
Adzopé	Agou, Bécédi-Brignan	40.7	93.9	120.8	120.3	277.6
Biankouma	Sipilou	89.1	86.9	117.2	119.0	116.1
Divo	Hiré	58.5	88.7	107.8	113.9	172.7
Guiglo	Bloléquin	89.4	82.0	110.3	111.9	102.6
(3) それ以外のパターンの選挙区						
Adzopé	Yakassé-Attobrou	93.8	92.0	92.6	72.4	71.0
Daloa	Daloa (Com)	-	90.9	111.6	71.9	-
Duékoué	Duékoué (Com)	-	89.3	96.5	104.5	90.8

(凡例) 表中の“-”は、該当情報なしを意味する。そのほかの表中の略記号は表 4-2 と同様である。ここに掲載した全選挙区で PDCI が勝利している。

(出所) *Fraternité Matin*, 28 novembre 1990, pp.13-18 および 28 novembre 1995, pp.9-13 をもとに筆者作成。

表 4-5

1995 年の選挙で野党・無所属の得票合計が PDCI の得票を上回った選挙区

県	選挙区名	PDCI		野党・無所属		
		得票数	前回比 ¹⁾	合計得票数	内訳 ²⁾	
					FPI	RDR
Abidjan	Anyama	4,785	56.4	10,288	3,181	4,495
Adzopé	Yakassé-Attobrou	1,457	72.4	3,660	1,340	1,270
Daloa	Daloa (Com)	6,428	71.9	9,429	5,841	3,588
Mankono	Tiéningboué ³⁾	3,381	61.4	4,211	1,037	3,174
San-Pédro	San-Pédro (Com)	5,757	78.4	6,641	3,359	3,282
Séguéla	Séguéla, Massala, Sifé, Dualla	4,136	51.0	8,262	2,171	4,125

(凡例) 表中の略記号は表 4-2 と同様である。ここに掲載した全選挙区で PDCI が勝利している。

(出所) *Fraternité Matin*, 28 novembre 1990, pp.13-18 および 28 novembre 1995, pp.9-13 をもとに筆者作成。

(注) 1) 1990 年の PDCI の同一選挙区での得票数を 100 とする指数。

2) 表に示したほか、Anyama 選挙区では無所属候補が 2612 票、Yakassé-Attobrou 選挙区では PIT 候補が 1050 票、Séguéla 等選挙区では無所属候補が 1966 票をそれぞれ獲得している。

3) FPI はこの選挙区で PPS (原語未詳) と選挙連合を組んだ。

第5章

「イヴォワール人性」の継承

—軍事政権と新たな局面転換—

はじめに

1980年代以降の経済の低迷と、緊張の度合いを強める1990年代の政情を前にしてもなお、「政治的安定と経済的発展の代名詞」という独立以来のコートディヴォワール像は、アカデミアとジャーナリズムの双方において、それほど疑われず共有されていたと言える。このようなコートディヴォワール認識に冷水を浴びせかけたのが、1999年12月に発生した、独立以来初めての軍事クーデタであった。ただこの時は、軍事政権はわずか10ヶ月継続したのみで、2000年10月には、大混乱を伴ったとはいえ曲がりなりにも民政移管が実現された。この時に誕生したバボ・イヴォワール人民戦線(FPI)党首を大統領とする新政権は、国民間の和解と政治指導者間の対話に取り組み、2002年7月頃までには、次期2005年の選挙を見据えた政党政治の枠組みを再構築することに成功した。この時点では1999年12月のクーデタに始まるコートディヴォワールの「不安定化」は、一時的な挿入時期に過ぎないと思えるだけの余地があったのである。

しかし、この観測は、民政移管からわずか1年11ヶ月の2002年9月に、これも独立以来初めてとなる内戦が勃発したことで、改めて見直しを余儀なくされた。この内戦は、軍事政権期に台頭した軍人による政権奪取の試みであることから、軍事政権の直接の帰結として性格を有するものである。また、内戦から6年あまりを経た現在(2008年10月)もなお、内戦終結を公式に画する総選挙は実施されていない。その最大の理由は、軍事クーデタを契機として現出した多極的な政治対立の構図を反映して、和平交渉が遅々として進展しなかったことに帰せられる。現時点から振り返ったとき、1999年12月の軍事クーデタは、21世紀に入ってからのコートディヴォワール政治を大きく規定する、重要な局面転換であったということになる。本章では、以上の見通しのもとに、軍事クーデタがもたらした局面転換の性質について考察してみることにはしたい。

第1節 「軍服のサンタクロース」のクーデタ

始まりは1999年12月23日未明であった。アビジャン東部のアクエド(Akouédo)国軍

基地に所属する 200 人あまりの下士官・兵士たちが基地司令宅に押し掛けた。兵士たちは司令宅の衛兵と小競り合いの後、アビジャンの中心街に向かった。兵士たちは中心街を徘徊して威嚇射撃を繰り返し、商店に略奪を加え、さらに昼頃には国営ラジオ・テレビ局（Radio télévision ivoirienne: RTI）を占拠した。反乱兵らは、待遇の改善を求めてベディエ大統領との直接対話を要求した。反乱兵の代表が、国防相ならびに首相と会談し、翌 24 日午前にベディエ大統領との直接対話を実現することとなった。

コートディヴォワールには「対話」と呼ばれる、半ば制度化された交渉様式がある（第 3 章第 2 節参照）。政策に対する不満を訴えた農民、労働者、学生などを大統領が直接応接して話を聞き、何らかの対応を約束したり、理解を求めたりするものである。これはウフェが好んで用いたやり方だが、ベディエ大統領も採用していた。したがって、国軍兵士が放送局を占拠したといっても、同国の政治文化においては、即座に鎮圧、逮捕の対象となることはむしろまれである。またこの時点では、反乱兵の中心は、中央アフリカでの国連 PKO 活動に参加した者たちで、PKO 参加手当が未払いであることを訴えてこの行動を起こしたとも伝えられていた。大統領が話を聞き、何らかの約束をすることで反乱兵は帰隊するものと、この時点では想定されていた。

しかし、24 日昼前に行われた反乱兵代表との会談の後、ベディエ大統領は、首相、国防相、治安相とともにフランス大使公邸に避難した¹。この間に反乱兵は、大統領宮・公邸のあるアビジャン中心街と空港を結ぶ 2 つの橋を封鎖し、国際空港も占拠していた。さらに、大統領との会談後に、反乱兵らは、コートディヴォワール民主党（PDCI）幹事長、国民議会議長、憲兵隊参謀総長、警察庁長官などの有力者を相次いで拘束したほか、アビジャン刑務所から拘束されていた共和連合（RDR）幹部を含む囚人 6500 人を解放した。

23 日の昼から放送を停止していた国営テレビは、24 日昼から断続的にテレビ会見を放送した。会見に登場したのは元国軍参謀総長である R・ゲイ退役准将であった。彼はまず「反乱兵のスポークスマン」としてここに登場していると述べ、「個人的意見」と断ったうえで、大統領と反乱兵の直接交渉が決裂したこと、反乱兵側の要求に RDR 幹部の釈放が含まれていたこと、救国委員会が速やかに設立される見込みであることを述べた。さらにゲイ將軍は、同日夕方の放送で、ベディエ大統領の罷免、国民議会、政府、憲法裁判所、最高裁判所の解体を宣言し、夜間外出禁止令を布告した。クーデタの宣言である。この会見でゲイ將軍は、民主主義の尊重、外交関係の維持、治安の維持（略奪をやめさせること）という方針を示した。また、国軍・警察・憲兵隊が結束していることが強調された。

翌 25 日午前に、ゲイ將軍は、自らを議長とし、将校・下士官 10 名から構成される国家安全保障評議会（Conseil national de salut public: CNSP）を発足させた。軍事政権の成立である。ゲイ將軍は、CNSP について、「すべての軍事力を代表するものであり、その任務は公正かつ透明な選挙の実施を視野に入れた真の民主主義建設のための必要条件の創造にある」と説明した。さらに、暫定内閣樹立のための「幅広い諮問と合意」を速やかに確立すべく、主要政党に対して参加と協力を呼びかけた。さらに CNSP は、同日夜のテレビ放送で、

¹ 治安維持を管轄する閣僚がそばにいながら、反乱兵を鎮圧する行動がまったく見られなかったことは、この時点で国軍・警察・憲兵隊の指令系統が完全に寸断されていたことを意味している。

政府閣僚、治安部隊、PDCI有力者がCNSPへ忠誠を表明したり、国民に対して協力を呼びかける模様を放映し、事態を掌握していることを誇示した²。この晩には、クーデタ発生以来続いていた略奪が終息し、翌 26 日には市民生活はほぼ平常の様子を回復した。

これと並行して、ベディエを保護したフランスとCNSPの間で、ベディエの出国条件をめぐる交渉が続けられていたが、最終的に 12 月 26 日午後 2 時頃にフランス外務省は、ベディエ大統領がフランス軍のヘリコプターでアビジャンを離れたことを発表した。ベディエは家族と私的側近のみを伴った「孤独な出国」を強いられた³。反乱から出国までの間、ベディエは国民に対して直接呼びかけることがほとんどできず、彼を救うべく軍事政権と対決する動きも皆無だった。内外からの批判に晒されながらも強権的な姿勢を崩さなかったベディエであったが、その失脚は実にあっけないものだった。

軍事政権の成立とベディエの失脚は、野党勢力から総じて好意的に受け止められた。その背景としては、ベディエ政権末期の抑圧的な状況から解放されたことと、一党優位体制を敷いてきたベディエ-PDCI政権の弱体化により、野党の存在感が高まると期待されたことが指摘できる。一部の野党系紙は、ゲイ将軍に「軍服のサンタクロース (Père Noël en treillis)」というニックネームを与えた。ベディエ政権の崩壊を「プレゼント」と見立てた謂いである。ベディエ党首の亡命を理由に応じなかったPDCIを除き、FPI、RDR、PITなどの主だった野党は、軍事政権の呼びかけに応じて挙国一致内閣へ参加した⁴。以上がコートディヴォワール史上初めての軍事クーデタの顛末である。

第 2 節 軍の変質——1990 年代に進行した変化の底流

まさしく晴天の霹靂のように起こったとはいえ、このクーデタは、1990 年代に進行した軍を取り巻く状況の変化を背景に持つものである。そもそも一党制時代のコートディヴォワールの軍隊⁵は、クーデタに代表される政治的な行動をほとんど取ってこなかったことから、「巨大な唾者 (la grande muette)」との異名で呼ばれてきた⁶。この点は第 3 章でも述べ

² 忠誠を表明したのは、国軍の歩兵、空挺、海兵、機甲 4 師団司令官ならびに主要駐屯地の司令官、さらに拘束されていた警察庁長官、憲兵隊参謀総長である。また、PDCI 幹事長と外相が CNSP への協力を呼びかけるメッセージを読み上げた。

³ ベディエと一緒に潜伏していた 3 閣僚はベディエ出国翌日の早朝に、同じくフランス軍のヘリでロメに向かい、ベディエと合流した。「孤独な出国」が意図的に演出されたことは明らかである。また、亡命政権の樹立をフランス政府が支援しないことで何らかの合意があったのではないかと推測される。

⁴ ほかに進歩社会主義党 (Parti pour le progrès et le socialisme: PPS)、アフリカ再生党 (Parti africain pour la renaissance: PARI) という 2 つの小政党からも入閣した。

⁵ コートディヴォワールの軍隊は、陸海空の 3 軍からなるコートディヴォワール国軍 (Forces armées nationales de Côte d'Ivoire: FANCI) と準軍隊である国家憲法隊 (Gendarmerie nationale) で構成される。一党制最後の時期の兵員数は、国軍 7100 人、準軍隊 7800 人で構成されていた (*The Military Balance 1990-1991*)。

⁶ 「巨大な唾者」という異称は、フランスでも軍隊を指すのに使用される表現だが、これは軍の政治介入を牽制する規範的性格も持つ表現であろう。ただ、コートディヴォワールでは、単なる規範的表現にとどまらず、政治介入を行う周辺諸国の軍隊との対照で実

たが、究極的に駐留フランス軍の存在によって守られていたウフエの個人支配体制下で、軍は実質的に官僚機構化しており、ウフエ政権にとって政治的に危険な存在ではなかった。これが独立以来のコートディヴォワールの政治的安定を支えた一つの条件であったわけだが、これは旧宗主国の関与を重要な要素としていることから、ポスト植民地的な性格を持つ軍事的秩序とも言えよう。

しかし、このシステムは、1990年代初めには綻びを見せ始めていた。第3章の最後で言及したように、1990年5月に、待遇改善を求める下級軍人が国内各所で示威行動を行い、その一部が2日間にわたって国際空港を占拠するという事件が起こった。反乱に同調しなかった国軍兵士も、反乱の趣旨に共感して鎮圧に乗り出すことを拒んだため、政府は駐留フランス軍に介入を要請したが、仏軍もこれを拒否した。結局、反乱兵は、翌月からの給与引き上げと手当拡充という成果を政府に確約させた後、占拠を解いた。

この事件が発生した1990年という年は、コートディヴォワールでは、世界銀行とIMFのイニシアチブのもとで進められた構造調整計画（経済再建策）が本格的に実施され始めた年で、そこに盛り込まれた公務員の給与削減や農産物の公的買取価格の引き下げなどが民生に多大な影響を与えることが懸念されていた。構造調整計画に反対して、都市部では労働組合などによる大規模デモが頻発していたが、この流れの中で、一党制の放棄と複数政党制の導入を求める民主化運動も高揚するようになった。下級軍人の反乱行動はこういった流れを背景に受けた、労組的な要求運動としての性格を多分に持っていた。

この反乱は、下級軍人レベルでの規律の低下を示す最初の兆候だった。要求内容こそ手当拡充という生活上の要求だったが、労働組合のような平和的手法ではなく、武装して公共施設を占拠するという暴力的手法によって表明されたことが重要である。同様の事件は、1993年3月にも発生した。この時は共和国警護隊（大統領警護にあたる精鋭兵部隊）隊員50名あまりが司令官ら3人を人質にして大統領宮に立てこもり、待遇改善を訴えた。2日間にわたる籠城の末、最終的に大統領から「前向きに検討する」という言質を得て、投降した⁷。また、この1週間後にヤムスクロでも共和国警護隊員の示威行動があった。

また、軍事的秩序という観点から見ると、この事件は、第1に、軍人、とりわけ下級軍人の間での待遇に関する不満の高まり、第2に、文民統制のゆらぎ⁸、第3に、フランスの不介入の可能性とこれに伴う軍事的秩序における相対的空白の発生⁹、という新しい状況の到来を告げていたと言える。

これらの事件は、ベディエ政権の崩壊をもたらした1999年12月23日の軍人反乱の原型と言えるものである。これら一連の事件は、下士官や兵士などの下級軍人が給与・手当な

態面での特徴も指し示してきたと言える。なお、わずかな例外として、1973年、1975年、1977年に発生した一部の将校による反乱行為がある。しかし、これらの反乱は、国家の政策運営に対する軍人の立場からの不満を政権に直訴するというタイプのもので、いずれも政権打倒の意図が欠落していた（Kieffer [2000: 30]）。

⁷ 投降の際彼らは、勝利のVサインを掲げ、拘束されることもなく意気揚々と兵舎に引き揚げたと伝えられている（*Africa Reserch Bulletin*, Vol.30-4, p.10975）。

⁸ この事件の責任を取って参謀総長が更迭されたが、反乱に参加した下級軍人は誰1人として処罰されなかった。

⁹ 第3章の最後で触れたように、1990年にフランスが政治的コンディショナリティの考えを公式に採用したことは、この件と深く関係している。

どの待遇改善を訴えた実力行動であったことと、政権がこれを武力で鎮圧できなかったこと、反乱に参加した軍人たちが処罰された形跡がないことといった共通の特徴を持つ。これは、軍人に対する分配の減少とそれに呼応した軍人側での不満の昂進が1990年代を通して進行したことだけでなく、これと並行して、政権側での統制能力が低下していったことも示している。

1990年代に生じた軍におけるもう一つの重要な変化として指摘できるのは、軍の高官層に対しても政府の統制力が低下していったことである。これは、1999年の軍事クーデタで軍事政権首班となったゲイが、1990年代にたどった軌跡から明瞭にうかがえる。1990年5月の兵士反乱事件の責任を取られる形で当時の国軍参謀総長が解任されたあと、後任に抜擢されたのが当時大佐に過ぎなかったゲイであった（最終階級である准将に昇進したのは1991年7月である）。ゲイの昇進からわずか遅れて、老齢の極に達したウフエの名代としてワタラが首相に就任（1990年11月）して行政を取り仕切ったが、ワタラは破壊活動防止法の制定や、議員不逮捕特権を無視した野党指導者の逮捕・投獄など、野党勢力に対する強権的姿勢をあらわにした。そして、ワタラ首相のもとでゲイは野党系の街頭デモや政治集会への介入という政治的任務を忠実にこなしていった¹⁰。

このようにウフエ時代の最末期に「忠実な番犬」ぶりを見せていたゲイだが、後任大統領に就任したベディエに対しては一転して冷ややかな対応を取り続けた。ベディエも、ゲイを疎ましく感じていたが、国軍内での信望が篤かったゲイを遠ざけることができなかった¹¹。1995年に就任後初めての選挙に臨むこととなったベディエは、選挙に至るまでの与党PDCIの対応を不服として、激しい街頭行動を繰り返す野党への対応に苦慮していた。そこで、ベディエは、野党デモの鎮圧をゲイに命じたが、これに対してゲイは、「国軍は共和国の危機にのみ介入する」という台詞——「野党デモは共和国の危機ではない」の意——とともにこれを拒否したのであった。これが決定的となり、ベディエは、ゲイを参謀総長から解任して左遷ポスト（国民役務相）に置いた。さらに、1996年11月には総選挙時の命令拒否が「共和国の不安定化計画」にあたるとして逮捕し、1997年1月には軍籍も剥奪し、ゲイを失脚に追い込むことに成功した。

以上のエピソードは、大統領と参謀総長という、軍を司令する最上部の機構において、

¹⁰ 1991年5月には、その当時最も活発に政府批判活動を展開していたFESCIの拠点であるアビジャン市ヨブゴンの大学寮に国軍部隊が襲撃を仕掛け、死者4名を出すという事件が起こっている。この事件に対する野党の抗議を受けて、政府の調査委員会が設立され、1992年1月に「ゲイ将軍が発案者」とする政府報告書が出たが、ウフエはゲイをけっして処罰しなかった。ゲイがウフエからも重用されていたことを物語るエピソードである。

¹¹ ウフエ時代の末期に、後継大統領の座をめぐるベディエとワタラの対立が激化した際、ゲイがワタラにシンパシーを持っていたことはよく指摘されている。ゲイとベディエの確執が最初に表面化したのは、ウフエの死亡当日のことである。憲法に基づく大統領就任以前にまず最高裁判所による空位認定が必要だと主張するワタラを排除するため、ベディエはゲイにワタラ逮捕を命じたが、ゲイはこれを拒否し、長老政治家の立ち会いのもとベディエとワタラの直接対話を提案したとされる（Verdier [2001: B-113-114]）。この長老仲介が実現したのかどうか不明だが、結局ベディエは、第4章で述べた通り、最高裁の認定を待たずに自ら大統領就任を国民に直接宣言するやり方をとった。大統領就任直後にベディエは、ゲイに報復としてチャド大使館付き武官のポストを提示するが、ゲイはこれを拒否し、両者の対立はさらに深まった。

属人的な条件に強い影響を受けて、文民統制が完全に破綻していたことを物語っている。さらにガイとベディエの対立は、折からの財政危機も手伝って、軍事予算の削減と、かつて高級将校に認められていた文官ポストの縮小という形で軍隊に波及した。これが 1990 年代に進行したとされる、いわゆる軍の「格下げ (déclassement)」(Kieffer [2000]) であるが、これは軍隊のかなりの部分が政治的パトロネージの範囲外に追いやられることを意味した。また、この時期、国軍内部では、冷遇された将校はベディエの自民族優先人事の犠牲になったと捉える認識が強まっていたという (Kieffer [2000: 32-33])。

一党制期の国軍の「巨大な唾者」ぶりは、将校層に対する手厚い人事処遇と、下級軍人に対する雇用の提供という広い意味での政治的パトロネージが有効に機能してきたことの証左であった。しかし、1990 年代に入ってから、軍と政権の関係が、上層部と下級軍人層の双方において悪化したのである。

フランスからの軍事的保護を失うという条件下で、このような軍隊の変質が起こったことは重要である。政治的パトロネージの原資が逼迫した政権にとって、暴力的手段は体制存続の要であったが、政権の「手勢」たる国軍の忠誠は日に日に失われつつあった。そして、1999 年 12 月 23 日の反乱は、かつて盤石を誇った一党制期の堅固な支配体制が、いかに空洞化していたかを世に知らしめることとなったのである。それは同時に、政治的安定を支えてきた重要な要素であった軍事的秩序の弛緩をも意味しており、これ以後のコートディヴォワールにおける暴力の噴出が、この時点で予兆されていたと言ってもよい。

第 3 節 軍事政権がもたらした局面転換

軍事政権発当初、ガイは、あくまで反乱兵のスポークスマンとして移行期の政権を引き受けたことを強調し、民政移管を早期に実現して「兵舎に帰る」と公言していた。しかし、2000 年 5 月頃までには、大統領の座に目標を定めたようである。最終的にガイは、2000 年 10 月の大統領選挙で敗北するのだが、この間のガイの統治は、その後の政情に深刻な傷跡を残すこととなった。具体的には、(1) 「イヴォワール人性」の継承、(2) 民政移管選挙の正統性の低下、(3) 軍の崩壊、(4) 暴力の蔓延、である。順に検討していきたい。

1. 「イヴォワール人性」の継承

「あくまで反乱兵のスポークスマン」に過ぎないという、軍事政権発当初のガイ將軍の言明はけっして誇張ではなかった。そもそもガイが軍事政権首班の座に就いたのは、ベディエとの確執という「伝説」の威光によって、下級軍人に推挙されたためである。ガイはクーデタ直前に大統領特赦で釈免されたばかり (軍籍の復活はなかった) であり、国軍内に直接影響力をふるいうる立場にはなかった。軍事政権の最高意思決定機関である CNSP は、RDR 支持者と目されていた (つまり、当時の国軍内で反主流派であった) 将校¹²と、

¹² 暫定内閣治安相 (同内閣序列 2 位) の L・パレンフォ (Lassana Palenfo) 主計將軍 (CNSP 序列 2 位) と暫定内閣インフラ・運輸相 (内閣序列 3 位) の A・クリバリ (Abdoulaye Coulibaly) 空軍准将 (CNSP 序列 3 位) がそうである。兵士反乱の際に、反乱兵が RDR 幹部の釈放を要求し、実際に、刑務所襲撃によってこれを「実現」したことも、このクーデタに RDR

待遇も含めた軍隊改革を求める下士官ならびにその代弁者である将校によって構成されており、けっして一枚岩ではなかった。また、ゲイは既存政党内に有力な協力者を持っていなかった。

しかし、その後ゲイは、徐々に大統領の座に対する野心を募らせ、大統領選挙で最も有力なライバルとなることが予想されるワタラRDR党首の排除に乗り出すことになる。その当時、民政移管選挙を実施する前提となる新憲法の起草作業が、野党各党が共同参加する憲法起草委員会で進められていたが、ベディエ政権期に選挙法に盛り込まれた「イヴォワール人性」条項を憲法の条文として昇格させようとする「ワタラはずし (Tous sauf Ouattara: TSO)」勢力と、これに反対するRDRが対立していた。2000年5月にゲイは、RDRからの参加者を起草委員会から排除した。これを経て、両親ともに生まれながらのイヴォワール人であることを大統領選への立候補資格とする条項(第35条)を盛り込んだ最終草案が確定された。この最終草案は、2000年7月23～24日に実施された国民投票で承認され、第2共和制憲法として同年8月1日から発効した¹³。

ワタラは、自分の両親が生まれながらのコートディヴォワール国籍保有者であることを示す書類を添えて、大統領選挙への立候補を申請するが、この申請は、「書類が偽造された可能性がある」ことを理由に最高裁判所で却下された¹⁴。これはベディエ政権期に被ったのとまったく同じ境遇である。

このようにゲイは、憲法制定プロセスに介入することによってワタラの排除に成功した。しかし、それは同時に、コートディヴォワールにおける国民とは誰か、また、行使しうる市民権の程度によって同じ国民を区別するのが妥当か、という論争を惹起してきた「イヴォワール人性」の思想に基づく条文を、憲法という至高法に導入するものであった。ここにおいて、主唱者であるベディエが失脚してもなお、この思想は後継者たちによって継承されたのである。

2. 民政移管選挙の正統性の低下

新憲法制定によってワタラ排除を確定的にしたゲイ将軍は、PDCI への接近を図った。PDCI は、大統領選挙への立候補希望者に対する党内の意見を整理、共有するために、2000年8月19日に臨時代議員総会を開催し、投票を行った。そこでは、無効票408票のほとんどがゲイの擁立を希望するものだった(ゲイはPDCI 党員ではないので無効票となった)。この票数は、E・C・ボンベ(Emile Constant Bombet)元内相(724票)、ベディエ(539票)

支持者が加わっていたことを示している。

¹³ 投票率は56%とやや低調であったが、賛成票は86%と圧倒的多数を占めた。だが、賛成票の解釈には注意が必要である。RDRは、最終的に、民政移管プロセスを遅滞させたくないという理由で、賛成票を投ずるように支持者に指令していた。国籍条件に反対ながら賛成票を投じた者は相当数存在したはずである。RDRは後に、ワタラが正当な被選挙資格を持つという従来主張と並行して、「憲法改正」を要求として掲げるようになる。これは国民投票時の立場とも食い違ふし、ワタラが正当な被選挙資格を持つという主張とも矛盾する。このような一貫性の乱れは、裏を返せば、「ワタラが立候補できさえすれば、条件や手段は問わない」という姿勢の表れであろう。

¹⁴ ゲイは大統領選挙に先立ち、自らの法務顧問だったT・コネ(Tia Koné)を最高裁長官に任命していた。

に続いて多いものであり、PDCI 内に相当数のゲイ待望論者がいたことを物語っている。

このように党内の意見が大きく割れていることから、PDCI の党執行部は、大統領選挙への党公認候補の一本化を断念し、あらかじめ党執行部の承認を得さえすれば何人でも PDCI の候補として立候補できるという方式を採用した。しかし、執行部は、これに応募してきたゲイ将軍の申請は却下した。ゲイ将軍はこれへの報復として、最高裁判所への工作により、亡命先からの申請となったベディエのものを含む PDCI からのすべての立候補申請を却下させた。これにより、2000 年 10 月の大統領選挙に、PDCI からの立候補者が 1 人も立たないこととなった。

ゲイ将軍のこの工作により、民主化後も圧倒的な一党優位制を築いてきた PDCI と、2 大野党の一つである RDR が大統領選挙から排除されることとなった。最終的に出馬が認められたのは、ゲイ将軍、バボ FPI 党首、そのほか 3 人の泡沫候補のみという形となった。ゲイとバボの一騎打ちになることは明白だったが、政治勢力の実際の賦存状況と合致しないこの選挙が、選挙に期待される正統性創出機能を十分に有していないことは、投票前から明らかだった¹⁵。

3. 軍の崩壊

同床異夢集団であった CNSP におけるゲイの指導力の欠如は、日を追うごとに明らかになっていった。RDR 系の将校との敵対に引き続き、ゲイは、彼を国家元首の地位に担ぎ上げた下級軍人たちからの突き上げにも直面した。2000 年 7 月初めには、待遇改善の遅れを不服とする下士官・兵士たちが 2 日間にわたりアビジャン街頭で示威的な反乱を展開するに至った。ゲイは彼らに手当支払いを約束することで、ようやく収拾することができた。

結局ゲイは、優秀な下士官を抜擢して側近軍人団を作り、政権中枢を固める策を取った。ゲイの側近軍人たちは、軍隊内に自立的な非公式結社を形成していったことが知られており、名前が伝えられているものとしては「コーサ・ノストラ (Cosa Nostra)」、「カモツラ (Camorra)」、「ブリガード・ルージュ (brigade rouge)」、「マフィア (mafia)」などがある¹⁶。また、こういったイタリア現代史を参照した命名と平仄を合わせるかのように、これら側近軍人たちの間では、ゲイは、「パパ・ロメオ (Papa Romeo)」というニックネームで呼ばれていたという¹⁷。これらの言葉遣いは、まさに「パトロンクライアント」関係の中に自らのアイデンティティを定位していた、側近軍人たちの心性をうかがわせるものとして

¹⁵ 選挙を翌月に控えた 2000 年 9 月末には、アフリカ統一機構 (OAU) の「10 カ国グループ」首脳から、いったん「移行委員会」を設立して選挙を延期するよう勧告が出された (10 カ国グループとは、コートディヴォワールの民政移管に関して協議するための国家元首レベルの協議体であり、主だった国としては、当時の OAU 議長国であったトーゴを筆頭に、南アフリカ、ナイジェリア、セネガル、アルジェリアなどが参加していた)。コートディヴォワールは選挙実施可能な状態ではないという認識が、国際的に共有されていたわけであるが、ゲイ将軍はこれを無視して選挙を強行した。

¹⁶ それぞれ、「コーサ・ノストラ」は 1920 年代のアメリカで形成されたイタリア系マフィアの大組織、「カモツラ」はナポリに拠点を置くマフィア組織、「ブリガード・ルージュ」は、1970 年代から 1980 年代にかけてイタリアで活動した極左組織 (日本では「赤い旅団」として知られる) のことである。

¹⁷ 「ロメオ」という名に深い意味はなく、単にイタリア的名称ということと思われる。

興味深い。

しかし、ベディエ政権期からの援助凍結により国家財政は逼迫しており、ゲイは、国家財産を横領してクライアントに配分するという個人支配の常套手段に依存することが不可能だった。パトロネージの破綻を端的に物語るのが、民政移管のための選挙を1ヵ月後に控えた2000年9月18日に、ゲイの元側近軍人たちが実行したゲイ邸襲撃事件（暗殺未遂事件）である。この事件は、ゲイが、唯一依拠しうる階層であった下級軍人から見放されたことを端的に示している。なお、ゲイに反旗を翻した元側近軍人たちは、民政移管選挙（＝軍事政権崩壊）に相前後して、国外に逃亡するが、彼らこそ、2002年9月に権力奪取を企てて内戦を引き起こすことになる中核勢力である。

以上見てきたような諸事件は、軍事政権下で軍の規律と指令系統が完全に崩壊していたことを物語っている。政党支持や政治信条に沿って将校層は分裂しており、下士官・兵士層を統制できていない。1990年代を通じて進行してきた軍の崩壊は、軍事政権下でその極に達したのである。

4. 暴力の蔓延

いずれにせよ、このような軍事政権期の政治の結果として、大統領選挙は、PDCI、RDRという2つの主要な政党の参加を欠き、ゲイ（無所属）とバボ FPI 党首の事実上の一騎打ちという形で、2000年10月22日に実施された。開票開始直後に、敗色濃厚と察知したゲイは、選挙管理委員会（Commission nationale électorale: CNE）を解散させ、自ら捏造した選挙結果を発表して大統領就任を宣言するという暴挙に出た。

これに対してバボ党首ら FPI 幹部は、不正選挙に抗議してバボ当選を発表させるべく、街頭行動を組織した。また、これと同時に、選挙から排除されていた RDR が選挙の無効とやり直しを訴えて街頭行動を組織したことから、FPI、RDR 両党支持者の衝突でアビジャン市内全域が騒乱状態に陥った。この不穏な空気の中、大衆居住区を中心として襲撃、略奪、リンチ、性的暴行事件が多発し、さらに収拾に乗り出した軍・憲兵隊の鎮圧行動によっても多数の死者が発生した。騒乱は3日間にわたって続き、公式発表によれば171人の死者が発生した。

この中でとりわけ衝撃的だったのは、アビジャン西部のヨブゴン地区の町はずれで発見された57体の殺害された遺体であった。この事件は、「ヨブゴンの死体の山（Charnier de Yopougon）」と呼ばれる。事件の生存者は、憲兵隊員が RDR 支持者と目された者を大衆居住区から連行して一箇所に集め、射殺したと証言している¹⁸。

結局この大統領選挙では、こういった騒乱状況を前にしてゲイが行方をくらまし、選挙が活動を再開してバボの当選を発表した（選挙結果は表5-1を参照）。これとともに混乱は終息した。しかし、2ヵ月後に実施された国民議会選挙でも再び混乱が繰り返された。大統領選挙に出馬できなかったワタラは国民議会選挙への立候補を届け出たが、最高裁は大統領選挙と同様の理由でこれを却下した¹⁹。これを不服とする RDR 支持者の抗議行動は治

¹⁸ この事件に荷担したとされる憲兵隊員に対する調査はバボ政権下で進められたが、軍法会議では、証拠不十分とのことで無罪放免となった。

¹⁹ これは、民政移管後もワタラ排除の流れが持続したことの端的な表れである。

安部隊によって厳しく鎮圧され、50人の死者が発生した。

2000年10月から2001年1月にかけては、この2つの事件のほかにも政治対立と関連する暴力事件がいくつか発生し、死者は合わせて303人に上ったとされる。これら諸事件は、RDRをとくに標的とした民主化後の政治対立、「イヴォワール人性」の思想を背景とした排外主義、不正選挙ないし正統性の欠如に対する抗議、軍の崩壊と軍人の政治化など、複合的な条件の帰結として発生したものと言える。コートディヴォワールが独立以来絶えて経験することのなかった大規模な暴力事件は、その後も繰り返されることになる。

第4節 多極的な対立構図の到来——民政移管選挙の分析

支持者に対する暴力的弾圧に抗議して、RDRは、2000年12月に実施された国民議会選挙をボイコットした。12月10日に予定どおり投票は強行されたが、RDRの支持者が多い北部地域では、RDR支持者からの抗議を怖れた投票所役員が投票所に来ないという事態が発生し、結局選管は北部地域を中心に24の選挙区で投票を延期した。

RDRの選挙ボイコット解除を求めるバボ政権と、あくまで党首の立候補資格の承認を解除の条件として譲らないRDRの交渉は決裂し、2001年1月にはRDR不参加のまま未実施選挙区で投票が実施された²⁰。ワタラRDR党首が立候補する予定だった選挙区での投票は引き続き延期されたので、確定した議席は223議席である。内訳は、FPIが96（86増）という驚異的な伸びを見せ、ほかは、PDCIが94（53減）、RDRが5（9減。当選者はいずれも党議に反しての投票参加である）、PITが4、未来の力運動（Mouvement des forces d'avenir: MFA）とコートディヴォワール民主同盟（Union démocratique de Côte d'Ivoire: UDCI）が各1、無所属が22となった（表5-2参照）。

さて、このようにPDCIは、独立以来ベディエ政権崩壊まで39年間にわたって保持してきた大統領ポストと最大政党の座を明け渡すことになった。代わって、それまで小政党でしかなかったFPIが、一挙に大統領ポストと、過半数獲得には至らなかったまでも最大政党の座を確保した。PDCIの一党優位体制は崩れ、議席のほぼ4割ずつを占めるFPI、PDCI両党が並び立つという、クーデタ前とは一変した政党の勢力関係が現出した。このような結果をもたらした選挙について、選挙区での票の動きに立ち入って詳しく見てみる。

PDCIが1995年選挙で勝利を収めた選挙区は133あった（1995年11月に投票を実施した154選挙区の分のみ）。このうち、選挙区割りの変更がなかった117選挙区について2000年選挙での結果を見ると、PDCIが議席を守った選挙区は半数に満たない50選挙区にとどまった。敗北相手の内訳は、FPIが46選挙区、無所属が13選挙区、PIT、FPIとPIT連合、RDRがそれぞれ2選挙区、MFA、UDCIが各1選挙区である。とりわけ、PDCIからFPI

²⁰ 新憲法（第2共和制憲法）には、発布（2000年8月1日）から6ヵ月以内（2001年1月31日まで）に挙国一致内閣を組織することが定められており、政権としてはこれまでに国民議会が招集されていることが重要だと考えていたためである。投票は2001年1月14日に実施され、同27日に国民議会が招集された。ただし、ワタラRDR党首が立候補を予定していたフェルケッセドゥグ（Ferkessédougou）県コング（Kong）ークンバラ（Koumbala）選挙区での投票は、引き続き延期された。

への議席の大規模な転換が起こったことがわかる。

FPIがPDCIから議席を奪った46選挙区では、FPIの平均得票率(対有効投票数比)は55.8%に達し、対するPDCIは29.3%にとどまった(表5-3参照)。PDCIが接戦を演じた選挙区もわずかしかなかった²¹。FPIによるPDCI選挙区の「奪取」は比較的一方的な形で実現したと言える。

この46選挙区のうち、1990年と1995年のいずれかないし両方でFPIが候補者を出さなかった10選挙区の平均では、PDCIに対するFPIの得票率のリードは14.3ポイント(表5-3の(2))なのに対して、1990年以降の3回の選挙すべてに立候補者を出している36選挙区では、このリードは28.7ポイントにまで拡大している(表5-3の(1))。FPIは、1990年の最初の選挙から候補者を出している選挙区——いわば「3回目選挙区」——においてより良好な支持を得たことが得票数に表れている。

また、これら36の「3回目選挙区」でのFPIの得票数は、1990年の得票数に比べて平均で8割近くも増加している(1990年の得票数を100として選挙区ごとに指数化し、その平均を取ると179.7になる)。反対に、FPIの「3回目選挙区」でのPDCIの得票は、1990年の得票数を100とすると平均で43.5にまで低下している(ちなみに、PDCIが議席を維持した42選挙区でも、この指数は58——これ自体かなりの低下を示している——にとどまっている)。第4章で検討したPDCIの得票の低落傾向がより強く表れたところで、FPIへの議席の交代が生じたことがうかがえる²²。

PDCIの議席の減少は、ゲイを指導者として待望する、新しい政治勢力の誕生によってもたらされた。リベリア、ギニアに隣接する西部国境地帯のマン(Man)、ダナネ、ビアンクマ(Biankouma)の3県下にある8選挙区(3県合計では11選挙区ある)では、PDCIが議席を失い、新たに無所属議員が当選を果たした。ここで当選した10人は、後に2001年2月に結成されることになる民主主義平和同盟(Union pour la démocratie et pour la paix en Côte d'Ivoire: UDPCI)という新党に合流することとなる。これらの議員のうち、マン県で当選した4人はいずれもPDCIの現職・元職で、離党して無所属で立候補していた²³。これ

²¹ 表5-3からはまた、PDCI候補が、FPIの当選者に対して得票率で3ポイント以内に肉薄した選挙区は、アビジャン特別市プラトー(Plateau)・コミュニケーション選挙区、グランラウ(Grand-Lahou)県グランラウ選挙区(ともに得票率の差は1.0ポイント)、ボングアヌ(Bongouanou)県アラール(Arrah)選挙区(同1.9ポイント)のわずか3選挙区にとどまったことがわかる。

²² FPIは、PDCIが現有議席を守った42の選挙区でも、33選挙区で次点となった。この33選挙区をFPIが3度とも候補者を出した選挙区と、そうでない選挙区に分けて分析すると、ここでもまた敗れたりとはいえず、「3回目選挙」効果は顕著に見て取ることができる。「3回目選挙」となった18選挙区全体でのFPIの平均得票率は37.9%、PDCI得票率に対する平均ポイント差はマイナス14.0であるが、これが「新規出馬選挙区」になると、平均得票率は13.3%にとどまり、ポイント差はマイナス63.0にまで拡大する。

²³ 議席獲得には至らなかったものの、ダナネ県の2選挙区でも、PDCIの現職・元職が、離党して無所属で立候補している。また、ゲイの出身地であるビアンクマ県ビアンクマーボネ(Gbonné)選挙区では、PDCI現職が、わずか150票あまりしか獲得できず(惜敗率はわずか1%)、ゲイ派の新人候補の前に惨敗している。おそらく、地元出身の大統領を待望するこれら3県では、ゲイの公認候補申請を拒否したPDCIに対する不満がこのような形で表れたのであろう。

ら3県の結果は、1995年のRDRに続く、PDCIからの第2の離党の波と言える。

このように2000年選挙では、PDCIの党勢低落（選挙区での動員力の低下、離党）と野党の党勢拡大という、1990年代のトレンドが程度をより一層強めた形で表れている。このような結果をもたらした背景について、次の5点にわたって分析を加えてみよう。

①PDCIとRDRの大統領選挙からの排除：これらは、PDCIからの立候補を妨害したゲイの策動と、軍事政権期に政界の主流を形成した「ワタラはずし」の動きの帰結として起こったものであるが、FPIのバボに有利に働いた。事実上バボとゲイの一騎打ちとなった大統領選挙で、出身地域からの支持しか見込めないゲイに対して、一定の実績のある野党として全国的に組織を構えるFPIの優位は明らかであった。他方、バボの得票（約107万票）は、1990年の初挑戦の際の得票（約55万票）のほぼ倍であるが、1995年のベディエの得票数（不人気と低投票率が言われながらも約184万票を得た）の水準にはおよばないものである。バボの当選は、PDCI、RDR候補の不在によって実現されたものと言ってよい。

②RDRの国民議会選挙のボイコット：大統領選挙に続き、国民議会選挙でもワタラが立候補申請を却下された背景には、FPI内に根強い反ワタラ傾向がある。このため、FPIのリーダーであるバボ大統領もワタラの被選挙権回復に向けた対応を何ら取らなかったのである。これもまた軍事政権期の政治工作の遺産だと言える。RDRのボイコットによって、他党はRDRとの競争なしに議席を争うことができた。PDCIは、最終的に投票が実施された開催延期選挙区のうち16選挙区で勝利を収め、16議席を積み増した（このほか、無所属が5選挙区²⁴、党議に背いて投票に臨んだRDR候補が2選挙区で勝利した）。この勝利のおかげで、PDCIは党勢低落に歯止めをかけることができた²⁵。

③投票者の減少：選挙管理委員会の発表によれば、投票率（登録有権者比）は、2000年10月の大統領選挙は37.4%、国民議会選挙も2000年12月開催分は34.0%と低いうえ、2001年1月実施分では実に13.27%にまで低下している。このような低投票率は、従来から投票率が低い傾向に加えて、有力政党の排除（選択肢の喪失、抗議の投票棄権、関心の低下）、ボイコット指令、政治暴力への恐れなどの要因が作用した結果だと考えられる。開催が延期された16選挙区でのPDCIの勝利は、投票率の低下が議席獲得に有利に作用した端的な例であろう。FPIもまた、得票数の絶対数を減少させながらも、議席を獲得できた選挙区があった。いずれも一定数（それも登録有権者に対してそれほど高い比率でなくともよい）の支持者を動員すれば、議席を獲得できるという状況が見られる。

④大統領選挙、国民議会選挙が別日程で実施されたこと：2つの選挙の別日程での実施は1980年以來のことであり、軍事政権期の帰結というよりは、むしろ伝統的な制度的ファクターと捉えるべき点であるが、大統領が先に選出されることは、その後の国民議会選挙における大統領の所属政党に対する支持への強い誘因として働く。FPIが一举に議席を10倍近く増加させた2000年の飛躍は、選挙区での地道な動員努力だけでは説明がつかず、むしろ、「大統領の党」としてのアピールが強く働いた結果だと考える方が無理がない。

²⁴ 無所属の1人は後にUDPCIに移籍した。

²⁵ FPIは、RDRの地盤である北部地域での勢力拡大が進んでいないため、これらの開催延期選挙区では1選挙区も得ることができなかった。

⑤中選挙区の増加：軍事政権期の選挙区改定によって、中選挙区は従来の15選挙区（32議席）から41選挙区（92議席）へと一挙に増やされた。全議席の41%が中選挙区で選出される計算である。中選挙区における相対多数勝者が総取りという方式がこの選挙でも採用されたが、第3章で指摘した通り、この制度は有力政党により有利に働く²⁶。2000年の選挙では、④で指摘した通り「大統領の党」としての訴求力を持ったFPIが、この制度から大きな恩恵を受けた。定数が前回より3増された2つの新設5人区を始め、中選挙区の過半数（22選挙区）を制したことが、FPIの躍進に大きく寄与した²⁷。

以上の分析を整理して言えば、2000年の選挙で起こった劇的な変化とは、制度的な要因ならびに軍事政権期の政治工作によって、1990年代から続いてきた与野党の党勢の変化傾向が強く増幅された結果だとまとめられよう。参加政党の限定、投票者数の減少、強い与党を作り出す制度設計が相互に作用しあった結果、参加政党と参加有権者の双方において「少数者のゲーム」としての側面が強まり、かつ、わずかな得票の差が極端な形で議席の得失に反映される「議会における政党勢力の（プラス、マイナスの双方への）増幅」が極に達したのが、2000年の選挙であったと言える。そして、このことは、国民議会における議席配分として表れる政党間の勢力関係が、有権者全体における選好の表れとして、限定的な反映度しか持たないことを強く示唆するものである。

全政党が参加し、ある程度自由で公正な選挙が行われた場合の勢力関係のシミュレーションとしては、2001年3月に実施されたコミューン選挙²⁸の結果が示唆的である。この選挙でRDRは、結果が確定した195コミューンのほぼ3分の1にあたる64コミューンで勝利を収めた。続いてPDCIが58コミューン（31%）、FPIは33コミューンにとどまった。この結果は、民政移管選挙に働いていた、FPI、PDCI両党の当選議席の「増幅ぶり」をまざまざと照らし出している。

むすび

以上本章では、軍事クーデタから民政移管までの時期に焦点をあて、ウフエ後継の座を

²⁶ 1995年選挙のシミュレーションについては、第4章の注13を参照。2000年国民議会選挙の41中選挙区のうち、政党ごとの得票データが得られる35選挙区について、ヘア式の比例配分をシミュレーションしてみると、それぞれ、PDCIは現有30議席のところ37（7増）、FPIは現有43議席のところ35（8減）となり、それぞれ議会での総議席数が101、88となって第1党の座が交代する。コートディヴォワールの選挙制度が、強い与党を作る制度として設計されていることが確認できる。

²⁷ 2000年選挙での選挙区は、軍事政権期に設けられた、憲法・選挙制度に関する政党間協議機関によってひな形が作られ、大統領選挙後に選管が修正を加えた後、法律として制定された。CNEは、1988年のセンサスに基づいて配分されていた選挙区ごとの定数を、1998年のセンサスに基づいて新たに配分し直した。RDRは、CNEがFPIに有利になるように修正を加えたことと非難した（AFP、2000年11月5日）。

²⁸ この選挙時のコミューン数は197である。コミューン選挙は、比例代表・拘束名簿式で、コミューン議会議員（conseiller）を選出するものだが、第1党が互選で首長（maire）を指名するので、一般に事実上の首長選挙として捉えられている。

めぐって権力闘争を行ってきたベディエとワタラの2人に加えて、ゲイ軍事政権首班とバボ FPI 党首という2人が新たに台頭することで、多極的な対立構図が構築されるに至った経過を整理してきた。民主化とポスト・ウフエによって規定される1990年代の第1の局面転換を引き継ぎつつ、政治対立における新たな局面が到来したのがこの時期であった。

多極的な対立構図の中で採用された、ワタラを標的とする排除の論理は、ウフエの堅牢な支配と経済的發展を担保にして公式に宣伝されてきた「一体性」が政治スローガンとしての価値を喪失し、それと入れ替わるようにして台頭してきたものである。ポスト植民地国家としての国家の成り立ちと不可分に結びついた、「コートディヴォワール国民とは誰か」をめぐる公定の思想が、ウフエ期とはいささか異なった内容で政治階層に共有されたのがこの時期であった。

「イヴォワール人性」の思想は、植民地期の排外主義を下支えし、独立後のサンウィ、ゲビエの両事件でもその発露が見られた、「地元民／移住民」の対立認識と相似した論理構造を持つ。いずれも、激しい人口移動とその帰結として現出した多面的な人口状況を背景として、最も有力な集団としての地位、権利、権益を確保しようとする、集団的な主体を宣揚する宣言である。実際、「イヴォワール人性」の思想が、社会経済面における長期的持続としての「コア共和国」的な状況と、ポスト植民地国家にとっての「統合的革新」という政治課題の両方と、密接に関連していることは言うまでもない。1990年代の局面転換は、複数の政党が選挙で競い合うという新しい条件のもとで展開されてはいるが、コートディヴォワール建国以来の中長期的な時間軸の中で理解されるべきものと言える。

最後に、前章での検討も踏まえて、複数政党制導入後の3度の選挙を通して実現された政党間関係の変化を総括して、結社史の観点から2つの観察を導き出しておきたい。第1に明らかになったことは、多くの現職議員の「退場」を促した一党制期の競争的選挙、そして、1990年以降の選挙において着実に展開してきたPDCIを始めとする政党の党勢の変化が明白に示す通り、この国の選挙が歴史的にダイナミックな政治闘争の場であったということである。2000年選挙での政権交代は、このような比較的長期にわたるトレンドの反映として現れたものと見ることができる。さらに、このトレンドが選挙制度に代表される制度的な要因と、有力政治家同士の政治権力闘争によって強く増幅されたものであることも見逃せない。直接に目に見える「民主化」の帰結である2000年の政権交代は、歴史的なトレンド、制度的ファクター、政治的ファクターの複合的な産物として生ずるに至ったのである。

第2に明らかになったことは、選挙が「少数者のゲーム」と化しつつあることである。これは第4章でも予示していた点であるが、2000年の選挙の分析からさらに鮮明に浮かび上がる特徴である。敵対する政党に対する排除は、1990年から主に政権党によって行われ、軍事政権期にはRDRを敵視する政党がほぼ一致してこれに取り組んだ。この結果、コートディヴォワールにおける選挙は回を重ねるごとに投票率が低下していったが、これは、各党がごくかぎられた数の支持者を動員しさえすれば、当選の可能性を高めることができることを意味した。こういった文脈においては、当選者の代表性がかぎりなく空洞化していくことになるが、皮肉にも、議席をめぐって争う各党にとっては好条件となる。「少数者のゲーム」化は歯止めがかけられるどころか、むしろ、各党によって意図的に追求されてきた様子もうかがえるのである。この現象は、「民主化」後のコートディヴォワールにおけ

る選挙の特徴を端的に物語るものであり、「民主化」がもたらした、隠されたもう一つの帰結とすることができるだろう。

表5-1

2000年大統領選挙（2000年10月22日投票）結果

登録有権者数	5,475,143
投票者数	2,049,018
有効投票数	1,795,005
投票率（対投票者数比；％）	37.4

立候補者名	所属政党	得票数	得票率 ¹⁾	
バボ（Laurent Gbagbo）	FPI	1,065,597	52.0	当選
ゲイ（Robert Guéi）	無所属	587,267	28.7	
ウオジエ（Francis Wodié）	PIT	102,253	5.0	
メル（Théodule Mel）	無所属 ²⁾	26,331	1.3	
ディウロ（Nicolas Dioulo）	無所属	13,558	0.7	
	無効票	254,013	12.4	

（出所） Arrêté n° E02-2000 relatif à la proclamation définitive des résultats du scrutin à l'élection du Président de la République.（コートディヴォワール選挙管理委員会が2000年10月26日に発表した確定得票数。<http://www.abidjan.net/gouvernement/resultat2000.htm>にて2001年4月16日にアクセス）。

（注） 1) 投票者数に対する比率（単位：％）。

2) 但し、民主同盟（UDCI）党首。

表5-2

2000年国民議会選挙結果（2001年1月22日現在）

政党	獲得議席数
FPI	96
PDCI	94
RDR	5
PIT	4
MFA	1
UDCI	1
無所属	22
確定議席合計	223
未確定	2

（出所） 選挙管理委員会ホームページならびに各種報道資料より筆者作成。

表 5-3

FPI が 2000 年選挙で PDCI から議席を奪った 46 選挙区での両党のパフォーマンス

県・特別市	選挙区名	得票率 (%)			前回比 (指数) ²⁾	
		FPI (a)	PDCI (b)	a-b ¹⁾	PDCI	FPI
(1) FPIが1990年から引き続き立候補している選挙区 (全36選挙区)						
Ville d'Abidjan	Attécoubé (Com)	54.9	43.7	11.2	65.4	321.5
	Koumassi (Com)	50.8	44.9	5.8	119.6	215.9
	Marcory (Com)	49.7	38.8	10.9	67.5	182.0
Abengourou	Abengourou (S/P)	nd	nd	-	nd	nd
Abidjan	Anyama	72.5	26.5	46.0	44.7	161.4
	Bingerville	57.2	nd	-	nd	186.8
	Songon	45.1	38.8	6.2	49.6	359.2
Aboisso	Ayame, Bianouan	63.3	36.7	26.5	47.9	145.5
Adiaké	Adiaké, Assinie-Mafia, Etuéboué, Tiapoum	39.0	27.7	11.3	27.0	227.7
Adzopé	Adzopé (Com)	62.1	29.2	32.9	35.5	184.2
	Yakassé-Attobrou	57.5	16.0	41.5	49.3	188.6
	Agou, Bécédi-Brignan	70.8	22.8	48.1	60.7	463.5
Agboville	Azagué	97.5	2.3	95.2	1.6	143.5
	Rubino	52.0	21.4	30.5	21.5	116.9
Alépé	Alépé	69.0	26.7	42.3	47.2	204.6
Bangolo	Bangolo, Diéouzon, Zéo, Zou	43.3	35.1	8.2	61.6	92.4
Bongouanou	Arrah	35.5	33.6	1.9	38.5	174.6
	Anoumaba, M'Batto, Tiémélékro	nd	nd	-	nd	nd
Bouaflé	Bonon	nd	nd	-	nd	nd
Dabou	Dabou (S/P)	58.5	23.5	35.0	32.2	92.2
	Sikensi	45.0	33.5	11.5	44.7	137.0
Daloa	Daloa, Gadouan, Zaïbo (S/P)	62.6	34.5	28.0	53.1	169.5
	Gboguhé	61.8	28.8	33.1	55.4	132.6
	Zoukougbeu	56.3	42.8	13.4	56.8	141.6
Divo	Divo (Com)	57.6	27.5	30.1	41.9	131.7
	Divo (S/P)	83.3	16.7	66.5	24.1	113.1
	Hiré	70.7	nd	-	nd	259.5
Grand-Bassam	Bonoua	33.4	33.4	0.0	52.9	93.6
Man	Facobly, Sémien	61.2	23.7	37.5	37.2	156.0
	Kouibly, Nidrou, Totrodrou	45.1	0.0	45.1	0.0	115.8
Mankono	Kongasso, Kounahiri	28.0	17.9	10.1	17.8	154.1
Oumé	Diegonéfla	60.5	30.0	30.5	20.3	211.3
San-Pédro	San-Pédro (Com)	61.8	36.6	25.3	56.4	148.6
Sassandra	Guéyo	54.7	33.2	21.4	33.8	138.8
Soubré	Buyo	nd	nd	-	nd	nd
Toulépleu	Toulépleu, Bakoubli, Péhé, Tiobly	73.3	19.4	53.9	39.8	187.5
(1) 全体の平均		57.3	28.2	28.7	43.5	179.7
(2) FPIが立候補しなかった年がある選挙区 (全10選挙区)						
Ville d'Abidjan	Adjamé (Com)	53.8	39.1	14.7	49.0	-
	Plateau (Com)	44.4	43.4	1.0	230.9	188.7
	Port-Bouët (Com)	53.4	40.3	13.1	103.3	235.9
Agboville	Agboville (Com)	45.7	37.4	8.2	49.6	-
Béoumi	Bodokro	54.0	44.8	9.2	37.3	-
Bongouanou	Bongouanou (S/P)	43.8	30.0	13.8	62.0	-
Bouna	Nassian	nd	nd	-	nd	nd
Daloa	Daloa (Com)	70.1	nd	-	nd	-
Grand-Lahou	Grand-Lahou	33.8	32.8	1.0	26.2	-
Zuénoula	Zuénoula	53.5	0.0	53.5	0.0	-
(2) 全体の平均		50.3	33.5	14.3	69.8	-
全46選挙区での平均		55.8	29.3	25.6	49.0	-

(凡例) 表中、"- "は該当情報なし、"nd"はデータなしを意味する。選挙区名の表記および略号の意味については、表 4-2 に同じ。

(出所) *Fraternité Matin*, 28 novembre 1995, pp.9-13 および選挙管理委員会ホームページでの公開情報をもとに筆者作成。

(注) 1) 単位、ポイント。2) 1990 年の得票数=100。ただし、PDCI については、1990 年に複数候補が立候補していた場合は、その合計をもって 100 とした。

第6章

歴史の写し画としての和平プロセス

—内戦期政治における連続性—

はじめに

コートディヴォワールでは、2002年9月に、独立以来初めてとなる内戦が勃発し、6年以上を経た現在（2008年11月）もなお最終的な解決に至っていない。この間、長期にわたって国土は反乱軍が支配する北部と政府側が支配する南部に分断されていた。戦闘などによる死者は数千人を数え、70万人に上る国内避難民が発生しているほか、行政や司法が十分に機能していない地域での住民生活の悪化は著しい。西アフリカ有数の経済的中心地である同国の内戦は、西アフリカ地域経済にも多大な影響を与えている。

このように複合的な危機として現れているこの内戦が、同国の歴史にとって大きな出来事であることは言うまでもない。はっきりしていることは、いまやこの国が、深刻な政治的不安定化の時期を迎えているということである。

1960年の独立以来、コートディヴォワール民主党（PDCI）の一党制とウフェ初代大統領のもとで政治的に安定してきたこの国であるが、民主化（1990年）とウフェの死去（1993年）以降、政治情勢は徐々に不安定化してきた。1999年12月には独立以来初めて起こった軍事クーデタにより PDCI のベディエ第2代大統領が打倒され、ゲイ退役准将を首班とする軍事政権が樹立された。2000年10月に民政移管が実現し、野党イヴォワール人民戦線（FPI）を率いる L・バボが大統領に就任したも束の間、わずか2年足らずで勃発したのが今回の内戦である。

独立以来長らく、アフリカにおける政治的安定の代名詞と称賛されてきたこの国の政治が、なぜ1990年代半ば以降、不安定化の一途をたどったのか。この問題の解明は、コートディヴォワール政治史研究に突き付けられた大きな課題である。また、この問題は、独立以後の国家のあり方、民主化、紛争をめぐる議論とも深く結び付いて、近年のアフリカ政治全体をどう捉えるかにも関わる問題と言える。本章では、このような大局的な問題状況をにらみながら、この内戦での和平プロセスにおけるバボ大統領の姿勢に焦点をあてて、分析を行おうとするものである。

アフリカ諸国の内戦は総じて長期化する傾向が見られるが、コートディヴォワール内戦の場合は、比較的早期のうちに基本的な和平合意が確立され、戦闘自体もおおむね停止されながら、なかなか最終的な解決に至っていない点に特徴がある。和平プロセスがこのよ

うに停滞してきたことの一つの背景として、バボ大統領と与党 FPI による基本的和平合意のサボタージュが注目されている。ここで問題となる基本的和平合意とは、2003 年 1 月に締結された「マルクーシ合意 (Accords de Linas-Marcoussis)」である。バボ大統領と FPI は内外の圧力のもと、いったんはこの合意を受諾したのだが、すぐに翻意し、その後ほぼ一貫して、半ば組織的に同合意の履行を妨げたり、抵抗したりしてきたのである (佐藤 [2005a])。

バボ大統領側のこのような態度は、ほかの署名勢力や国際的仲介者から厳しく批判されてきており、和平に対するコミットメントという面で確かに問題のあるものと言える。ただ、本章の関心は、こういった責任論や履行の進展度を測定、評価することにあるのではなく、和平プロセス下で展開される政治のダイナミズムを、内戦以前に遡る政治史上の条件に照らしながら解明することにある。

第 5 章においてすでに指摘した通り、1990 年代以降の政治状況とこの内戦は密接な関係を持っており、政治史上の既存の条件の連続性を考慮に入れることが、この内戦の性質を捉えるうえで重要である。この連続性に関しては、これまで排外主義的イデオロギーの問題や、同国における軍事的秩序ないし軍のあり方といった重要な論点が提起されてきた¹。本章は、これら先行研究とは角度を変え、政治制度 (憲法) とエリート間の対立構造に着目してアプローチを試みる。同時に、本章の考察は、和平プロセス下において FPI という統治的結社がどのような性格を持つに至り、政党制が全体としていかなる構造を取ったかを解明するものでもある。

考察では、まず、第 1 節で内戦全体と基本的和平合意であるマルクーシ合意について情報を整理する。第 2 節では、バボ大統領の抵抗戦術の基本的条件を提供している、憲法とマルクーシ合意の関係性について分析を加え、それを踏まえて、第 3 節で、抵抗戦術の実態を見ることとする。第 4 節と第 5 節では、エリートの対立構造という面から分析を行う。ここではそれぞれ、バボ大統領の再選可能性と、内戦以前からの有力エリートの賦存状況という観点からバボ政権の抵抗姿勢の意味を読み解いていく。最後では、議論を整理して一定の結論を示したうえで、2007 年 3 月に締結され、マルクーシ・プロセス下での停滞に新たな局面転換をもたらすことになった「ワガドゥグ合意 (Accords politiques de Ouagadougou)」後の状況に触れながら、今後の展望を示すこととする。

第 1 節 内戦とマルクーシ合意

コートディヴォワール内戦は、コートディヴォワール愛国運動 (Mouvement patriotique de Côte d'Ivoire: MPC) ほか 2 勢力からなる反乱軍と、コートディヴォワール政府との戦闘である (主な動きについては表 6-1 参照)。この内戦は、2002 年 9 月 19 日の MPC の挙兵に

¹ 排外主義イデオロギーに関しては Dozon [1997; 2000]、軍事的秩序ならびに軍の問題に関しては Kieffer [2000]、Bouquet [2005] などで論じられてきた。これらの論考の一部は、内戦勃発前に発表されたものであるが、今日の状況につながる論点を先駆的に示していたものとして重要である。本研究では、軍事的秩序ないし軍に関わる点は第 5 章で考察した。排外主義イデオロギーとの関連については、第 7 章で取り上げる。

よって始まった。挙兵以後、反乱軍は、内陸部にある同国第2の都市ブアケを拠点に国土の北半分を支配下に置き²、バゴ大統領と与党FPIが率いる合法政府と対峙してきた（図6-1参照）。MPCI以外の2勢力は、やや遅れて2002年11月末に、リベリア国境部に近い地域で同時に挙兵した。実質的にMPCI傘下の勢力と見られる³。

反乱軍は、2000年10月の軍事政権崩壊に相前後して国外に逃亡していたエリート精鋭兵を中核として構成されている。これらエリート兵は、軍事政権下でゲイ首班の親衛隊員として台頭し、その後ゲイ首班と反目する中で国外に逃亡した者たちである（第5章参照）。その意味で、この反乱は、軍事政権の直接の遺産と言える。そのほかに、コートディヴォワール国軍兵士、周辺諸国出身の傭兵、狩人⁴、志願した民間人など、兵士の構成は雑多である。和平交渉が本格化してからは、MPCIの幹事長を名乗るG・ソロ（Guillaume Soro）が事実上のリーダーを務めている⁵。反乱軍3派は、常に統一行動を取っており、和平合意成立以降は、「新勢力（Forces nouvelles: FN）」という名の連合体として行動している。FNのトップもソロが務めている。

この挙兵の目的が政権の奪取にあったことは明白だが⁶、反乱軍側の声明や要求は必ずしも一貫したものではなく、明確な政治的イデオロギーやプログラムに基づいた挙兵とはみなしがたい⁷。蜂起直後から常に和平交渉に前向きな姿勢を示し、休戦協定を総じて遵守し

-
- ² そもそも北部地域での政府側の治安部隊は、ごく小さな警察署や憲兵隊哨所のみであった。反乱軍による支配は、数人の兵士によってこれらの拠点を掌握したということにとどまる。勃発からマルクーシ合意までの戦況については、佐藤 [2003b] で詳述した。
 - ³ それぞれ、全西部イヴォワール人民運動（Mouvement populaire ivoirien du Grand Ouest: MPIGO）と正義平和運動（Mouvement pour la justice et la paix: MJP）を名乗る。
 - ⁴ 西アフリカに広域的に分布するマンディンゴ（Mandingo）系の文化圏で見られるもので、加入儀礼を経た者だけが参加を許される狩人結社を構成する。名称は地域によって異なるが、コートディヴォワールでは一般に「ドゾ（*dozo*）」と呼ばれる。シエラレオネでは、「カマジョール（*kamajor*）」の名で知られ、同国での内戦時に民兵として組織されたことから、国際プレスなどを通して広く知られるようになった。首飾りなどの呪物を身にまとった特徴的な格好をしており、呪力を持つとして恐れられている。近年では、獲物である動物の減少に伴い、自警団、ボディガード、民兵などとして雇用される例が増え、政治研究上も見逃せない存在となってきた（栗本 [1999] ; Basset [2003b]）。
 - ⁵ 1972年生まれ。アビジャン大学在学中に、同国最大の学生運動組織である FESCI の委員長を務めた。軍人ではない。RDR で活動していた時期がある。
 - ⁶ MPCI の挙兵は、バゴ大統領の外遊中を狙ってなされ、バゴ政権の中樞幹部であった内相、国防相、参謀総長宅が襲撃された。内相はこの時の攻撃で死亡した。挙兵初日に、ゲイ元軍事政権首班も殺害されているが、これは反乱軍によるものではなく、バゴ政権側の兵士によるものとされている。
 - ⁷ ソロ幹事長は、内戦後に刊行した自伝（Soro [2005]）で、バゴ政権が北部地域出身者に対する差別を行っているという認識を示し、これをやめさせるために MPCI を組織して挙兵したと述べている。しかし、蜂起後最初に反乱兵側から発表された声明は、軍での継続雇用を求める志願兵の反乱だというものであったし、その時点では組織名も不明であった。MPCI という名称が名乗られるのは10日ほど後のことである。また、ソロが「幹事長」という肩書きとともに登場するのも、挙兵から1ヵ月近く経ってからのことである。この時間差についてソロは、蜂起に失敗したアビジャンから反乱軍の拠点のブアケまで逃避行を続けるのに時間がかかったと自伝で説明している。しかし、MPCI を名乗ってから最初に示された要求は、「大統領退陣と民主的選挙の実施」というものであり、

ている点も、近年のリベリアやシエラレオネの紛争で見られたようなウォーロード (warlord) 的武装組織と一線を画する特徴として注目される。これらの特徴から、そもそもその目的であった政権奪取に失敗した後、政府軍による掃討作戦の遅れに乗じて支配地を確立し、そこに立て籠もる形で現在に至ったというのが、内戦の展開過程の整理として妥当である⁸。

反乱軍と政府軍の直接の戦闘は、挙兵初日のほか、勃発翌週の政府軍によるブアケ奪還作戦、翌10月の中西部の拠点都市ダロアをめぐる攻防戦など、地理的にも時間的にもかぎられたいくつかのものにとどまる。早くも挙兵翌月の2002年10月中旬には、最初の休戦協定が成立し、この後、フランス軍の「ユニコーン作戦 (Opération Licorne)」部隊、西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States: ECOWAS) の派遣部隊である「ECOWASコートディヴォワール活動 (ECOWAS Mission in Côte d'Ivoire: ECOMICI)」、国連PKOが順次派遣された。駐留兵力はユニコーン作戦が最大時で4千数百人、ECOMICIを編入する形で発足した国連PKO「国連コートディヴォワール活動 (United Nations Operation in Côte d'Ivoire: UNOCI)」が、同じく最大時で約8000人 (軍事要員) である。これら国際的な軍隊は、国連安保理決議に基づき、政府側、反乱軍側双方の立ち入りを禁じた緩衝地帯である「信頼地域 (zone of confidence)」を管理してきた⁹。休戦協定違反や信頼地域の侵犯の事例は散発的なものにとどまり、両軍の戦闘はおおむね停止されてきた。

多くの死者と国民避難民が発生していることは冒頭で述べた通りである。治安は全土で恒常的に悪化しており、とりわけ西部地域では、リベリア人傭兵と民兵が関与した住民襲撃事件が多発してきている¹⁰。反乱軍の勢力下にある北部地域と、政府軍支配地ながら混乱が続く西部地域を中心に、基本的な行政サービスが長期間にわたって停止したままである。内戦の長期化は、海外投資の減退、労働環境の悪化、流通網の麻痺などによって国民経済、さらには西アフリカ地域経済にも深刻な影響を与えている¹¹。生産と労働の現場が苦境に直面していることは疑いがない。実際、内戦期のコートディヴォワール経済は、ほぼゼロ成長の低迷を続けている。

ただ、そのことを踏まえたうえで、経済面で留意しておくべきことは、同国では、近年に激しい内戦を経験した近隣のリベリアやシエラレオネで見られたような、経済の極度の

北部人差別の問題はとくに言及されていない。

⁸ 反乱軍は比較的新式の機関銃、ロケットランチャー、自動小銃などを装備しており、四輪駆動車なども保有していた。占領直後のブアケでは、MPCI兵士が略奪を行わず、現金を支払って物資を調達していたことも国際プレスで盛んに報告された。資金提供者がいたはずだが、誰なのか、また真の狙いは何かは依然として不明である。

⁹ フランスの軍事介入は、アビジャン駐留基地の兵力と大規模な増派部隊によって実施された。フランスによるアフリカへの軍事介入としては、1980年代のチャド介入以来の大規模なものである。ECOMICIは、セネガル、ベナン、ガーナ、ニジェール、トーゴを中心に編成されていた。

¹⁰ 民兵の活動については佐藤 [2006d] を参照。

¹¹ とりわけ、北隣に位置する内陸国のブルキナファソは、輸出港であるアビジャン、サンペドロ (San Pédro) への交通網を寸断されたことで深刻な打撃を被っている。また、コートディヴォワールに滞在していた同国出身の出稼ぎ労働者や入植者10万人以上が、内戦勃発後、本国に帰還した。

マイナス成長が見られないことである¹²。同国の経済は輸出に大きく依存しているが、輸出総額は内戦下でむしろ増加してきている¹³。このような経済実績と内戦の因果関係についてここで踏み込んだ考察はできないものの、政府側が実効支配を続ける国土南半に主要輸出製品の生産地が広く残されていることと、戦闘によるインフラの破壊は比較的軽微だったという戦況の観察に照らし合わせると、経済の基軸部門がマクロ的に見て一定の定常性をもって継続している様子をここに読み取ることは可能であろう¹⁴。

伝統的な主力産品であるココア、木材、コーヒーは、いずれも気候帯上、国土南半を主産地とする。政府側は海岸線をすべて掌握しており、沖合の油田、事実上の首都であり、かつ最大港でもあるアビジャン、南西部の熱帯産品積み出し港であるサンペドロも、政府側が押さえている。内戦下での経済の定常性は、国土南半部を国民経済の中軸とする「ココア共和国」的な状況の直接の反映とも言える。

さて、この内戦では、勃発直後から、ECOWAS、アフリカ連合 (AU)、国連、フランスが中心となって、和平仲介が精力的に行われてきた。その結果として、内戦勃発から4ヵ月後の2003年1月下旬に、フランスの仲介のもとで開催された円卓会議で締結されたのがマルクーシ合意である。この円卓会議は、3派すべての反乱軍と、コートディヴォワールの3大政党であるFPI、PDCI、共和連合 (RDR) のほか、国民議会に議席を有する4つの小政党¹⁵の代表を集めて開催されたもので、マルクーシ合意にはこの全勢力が署名してい

¹² シェラレオネでは、内戦が勃発した1991年から、事態が好転に向かう2000年までの11年間で見ると、年平均GDP成長率はマイナス4%以下の水準であり、単年度ではマイナス10%台に入った年も3度あった。リベリアでは、1989年末から1997年7月までの第1次内戦では、最初の2年間に経済成長率はマイナス9~10%に落ち込み、その後数年間は統計を取ることができないほど経済が混乱した。首都モンロヴィア (Monrovia) で激しい戦闘が展開された2003年には、GDP成長率はマイナス31%を記録している。内戦勃発後のコートディヴォワールのGDP成長率は、マイナス1.6% (2002年と2003年) から1.8% (2004年と2005年) の幅にとどまっている (EIU Country Report 各号から筆者計算)。

¹³ 輸出総額の推移を見ると、近年で最も縮小したのは軍事政権下にあった2000年の38億8800万ドルで、内戦勃発後は、52億7500万ドル (2002年)、57億8800万ドル (2003年)、69億1900万ドル (2004年)、76億9700万ドル (2005年) と着実に増加している。主力産品であるココア (製品含む)、木材、コーヒーのほか、2005年からは休眠していた沖合油田の操業が再開され、日産5万バレル程度ながら比較的安定した生産がなされている。これらの数字からは、石油の寄与分を差し引いて考えても、伝統的な主力産品についての生産能力はそれほど損なわれていない様子がうかがえる。数字はEIU Country Report 各号による。

¹⁴ このことは、より破壊のスケールが大きいほかの内戦との比較で、破壊の程度の問題にとどまらず、国家財政の連続性や戦後復興のあり方といった質の違いももたらす条件として念頭に置く必要がある。内戦における破壊のスケールが内戦の質を規定する条件として働きうるという点に関しては、遠藤貢氏から貴重な示唆を賜った。

¹⁵ そのほかの4政党は、コートディヴォワール民主主義平和同盟 (UDPCI)、イヴォワール労働者党 (PIT)、未来の力運動 (MFA)、民主市民同盟 (Union démocratique et citoyenne: UDCY)。UDPCIはゲイ元軍事政権首班の支持者からなる政党で、国民議会に20議席ほどを有する。PITは民主化期から活動する野党だが議席数は4議席にとどまる。MFA、UDCYは党首のみが議員の個人政党である。なお、UDCYは、2000年選挙で1議席を獲得したコートディヴォワール民主同盟 (UDCI) から名称を変更した政党である。

る。コートディヴォワール政府の代表が署名していない点が特徴であるが、この点については後述する。

マルクーシ合意は、本文と付属議定書からなり、本文部分において、挙国一致内閣のもとで内戦終結のために必要とされた政治プログラムを履行し、2005年10月に総選挙を実施するという和平の基本的枠組みが設定されている。整備されるべき法制度などは付属議定書に明記されており、これが挙国一致内閣が取り組むべき政治プログラムを構成している。政治プログラムは、①国籍、アイデンティティ、外国人の状況、②選挙制度、③共和国大統領の被選挙権、④土地制度、⑤メディア、⑥人間の権利と自由、⑦再統合、武装解除、動員解除（いわゆるDDR）、⑧経済の再建と社会の結合の必要性、の8項目からなる。ここではこれらの項目すべてについて詳述する紙幅がないが、内戦が直接にもたらした問題（上記⑦⑧）だけでなく、1990年代後半から続く社会的、政治的な対立を念頭に置いた①③④、民主化に関わる②⑤⑥などが盛り込まれている点が特徴である¹⁶。

コートディヴォワール内戦では、勃発からこれまでに、11の合意文書が当事者間で取り交わされている（表6-2参照）。この中でマルクーシ合意は、和平プロセスの基本的枠組みを形作る合意文書として最も重要なものである。これ以後、2005年6月のプレトリアII合意までに締結された合意文書は、いずれもマルクーシ合意の履行のあり方や手続きに関する補完的合意と位置付けられる。2007年3月のワガドゥグ合意締結によって、和平プロセスが新たな局面を迎えるまでの4年あまりの間、マルクーシ合意は和平のための基本文書であり続けた。

第2節 憲法と和平合意のはざま

2007年のワガドゥグ合意までの4年間にわたるマルクーシ・プロセスが、停滞の4年間であり、その主たる理由がバボ大統領の抵抗にあったことは冒頭で述べた通りである。マルクーシ合意と、バボ政権の抵抗姿勢の間には二重の意味で密接な関係がある。一つには、マルクーシ合意は、バボ大統領の合法的権限を縮小させ、きたるべき選挙での再選可能性を低下させかねない内容を含んでいた。バボ大統領の抵抗姿勢は、マルクーシ合意のこのような内容に対する反応として説明が可能である。もう一つの意味としては、マルクーシ合意の枠組みそのものに、バボ大統領の抵抗戦術を可能にする条件が内在していたということである。以下この点について順次検討していくが、本節では、まず、和平合意と憲法の関係性について見ることにしたい。

そもそもバボ大統領は、内戦勃発当初から、反乱軍を、非憲法的な手段によって権力奪取を試みた「侵略者（assailants）」と断じ、対等な立場に立った和平交渉に対して難色を示してきた。これは、合法政権としてある意味で当然の見地と言えるし、現に、内戦勃発後最初に開催されたECOWASの緊急首脳会談（2002年9月29日）でも、バボ政権が正統政

¹⁶ 付属議定書の全文訳と解題については佐藤 [2007a] を参照。社会的、政治的対立とこれらの論点の関係については佐藤 [2006b] を参照。

権であることと、その根拠となる憲法の権威が確認されている¹⁷。しかし、一般的に言えば、内戦の和平交渉は、合法的権威と適法でない武装集団の間の対話なしには進展しないものであり、この現実的な要請の前に、国家主権や憲法秩序の至上性という原理は、さしあたり脇に置かれねばならないところがある。

原理に基づく論理と現実の要請のせめぎ合いは、マルクーシ合意に明確に読み取ることができる。まず、マルクーシ合意は、前述の通り、コートディヴオール政府を署名当事者に含めていない。その代わりに、マルクーシ円卓会議終了翌日からフランス大統領、国連事務総長、AU議長が共同議長を務める首脳会議（通称「クレベール会談」¹⁸）が、別途パリで開催され、この席でバボ大統領がマルクーシ合意を受け入れる旨の意志表明を行った。これが、コートディヴオール政府の同合意へのコミットメントの根拠となっている。この手続きは、反乱軍との直接対話を拒む大統領の姿勢に配慮して踏まれたものである。

マルクーシ合意が定める制度的手続きにも工夫が見られる。署名全組織の権力分掌体制である挙国一致内閣には、当然ながら反乱軍も参加している¹⁹。ただ、挙国一致内閣は、プログラム実施に関連する法律を単独では決定できず、法案を国民議会に付議しなければならない。これはプログラムの大半について、政令（décret）ではなく、法（loi）の改正が必要だと明記されているからである。国民議会は、大統領が率いる与党FPIが最大勢力を占め、国民議会議長ポストも持っている。これは大統領が率いる政党に一定の発言権を確保するものであり、大統領側への政治的配慮という意味合いが強い。

だが、こういった政治的配慮が散りばめられているとはいえ、マルクーシ合意は、その本質において、大統領が持つ合法的な権限に一定の制限を付すものであった。現行憲法である第2共和制憲法では、大統領は、「執政権の排他的な保持者」（第41条）と明記され、首相を始めとする閣僚の任免、閣議の主宰、官僚や軍人の任免、全軍の最高司令権、恩赦など様々な権限を有する。片や、首相は、大統領の承認なしに閣僚を任命することができず、その役割は、内閣の活動を「促進し（anime）、調整する（coordonne）」（同）ことに限定されている。

これに対してマルクーシ合意のもとでは、挙国一致内閣の首相の選任には署名全組織の一致した承認が求められるほか、管轄やポスト数も署名組織間で協議のうえ分配されることとなっており、大統領は閣僚の任免権を事実上喪失している²⁰。また、挙国一致内閣が、「憲法に定められた権限委任の適用により、任務の完遂に必要な執政上の特権（*prérogatives de l'exécutif*）を有する」ことも合意に明記されており（マルクーシ合意本文第3段落のe）、

¹⁷ この首脳会談の最終声明がアクラ I 合意である（表 6-2 参照）。

¹⁸ 開催された会場の名にちなみ、こう呼ばれる。また、マルクーシ円卓会議とあわせてパリ会談という名称が与えられることもある。

¹⁹ 挙国一致内閣で反乱軍側は、与党 FPI に次ぐ閣僚ポストを配分された。第 1 次挙国一致内閣（首相含む全 42 ポスト）で FPI は 10 ポスト、反乱軍 3 派は 9 ポスト、第 2 次挙国一致内閣（首相含む全 32 ポスト）では FPI は 7 ポスト、反乱軍は 6 ポストである。

²⁰ マルクーシ円卓会議では、反乱軍が国防相と内相（内相は警察と憲兵隊を統括する）ポストを得ることが口頭で合意された。大統領側は、最終的にはこの実現を阻止したが、そのために 9 ヶ月にわたる政治的折衝を続けなければならなかった。この件は、マルクーシ合意下での大統領の閣僚任免権限の低下を如実に示すものである。

これは大統領に対して権限の委譲を求めるものである²¹。また、内閣における首相の役割についても、明らかに憲法での文言よりも強いイニシアチヴを示す、「指揮 (diriger)」という表現が取られている (同c)。さらに、同合意では、軍隊の再編や現存する武装勢力の統合 (同f、g) も挙国一致内閣の任務として言及されているが、これは、軍高官の任免権と全軍最高司令権を持つ大統領の権限に踏み込むものである。

ここからは、一面では憲法の至上性への配慮を示し、それに則った手続きを支持しながら、他方では、政治的合意を根拠にして憲法の規定に一定の修正を加えるという、マルクーシ合意の持つ曖昧な二重性とでも言うべき性格が浮き彫りになる²²。

もちろんそれは、原理への配慮と現実の要請の兼ね合いを模索する中でやむなく得られた一つの結論ではあったと言える。しかし、結果的には、この二重性が、バボ大統領に抵抗の契機を与えることとなった。

クレベール会談後の記者会見でバボ大統領は次のように明言した。「戦争から抜け出す2つの道がある。戦争をして軍事的に勝つか、勝たない場合に話し合って妥協するかだ。私は戦争に勝たなかった。だから、私が取れる道は、話し合って妥協することだった。これからアビジャンに帰って、私は勝たなかったと国民に言うつもりだ」(2003年1月26日)。ここには戦闘継続を断念し、和平合意を受諾する意志が明確に表明されている。

しかし、この翌日にアビジャンに戻ったバボ大統領は、その日のうちに行うはずだった国民向けの演説を延期し続けた。11日後(2003年2月7日)にようやく開催された演説で、バボ大統領は、マルクーシ合意の「精神は認める」としながらも、同合意には「いくつかの矛盾」があると指摘し、「矛盾に突きあたった時には常に憲法に立ち戻るべき」だとの見解を表明したのである。この見解は、政治的合意を憲法に優越させるという、マルクーシ合意の明文化されざる本質——むしろこれこそが同合意の「精神」と言える——に真っ向から対立するものである。以後、マルクーシ合意の履行に対するサボタージュは、常に、憲法に照らしての大統領の合法的権限の行使という名目のもとに正当化されていくことになるのである。

さて、このような姿勢を結果として招くことになったマルクーシ合意には、制度としての欠陥があったと考えるべきなのだろうか。そもそも、和平合意というものは、激しい紛争によって国内の秩序が混乱した状況下で、既存の憲法に代わって、憲法規範に相当するものを創出する機能を担うことが期待されている(篠田 [2003: 73-76])。その意味で、和平合意は、原理的に言って、憲法との代替もしくは補完関係の質が問われざるを得ないものといえ、そこには既存の憲法との整合性をめぐる論争が潜在的にはらまれていると考えることができる。すなわち、二重性を梃子にしたサボタージュ戦術を引き起こす可能性そのものは、マルクーシ合意にとどまらず、和平合意一般について指摘しうるものと言えるだろう。

ただ、あらゆる和平合意が、既存の憲法を盾にしたサボタージュに直面してきたかと言

²¹ ここで参照されている憲法規定とは、「共和国大統領は、政令により、いくつかの権限を政府メンバーに委任することができる」とした、第2共和制憲法第53条の規定である。

²² マルクーシ合意が、法に関する文書としての性格と、政治的な合意文書としての性格の二重性を持つという Bois du Gaudusson [2003] の指摘は、同合意の性格に関するここでの議論に大いに参考になった。

えば、そうではないだろう。マルクーシ・プロセスにおいてこのような事態が生じてきたことには、合意そのものの以外の条件が関わっていると見ておいてよからう。

コートディヴォワールの場合は、早期に戦闘が落ち着き、国際的な監視のもとに政府側、反乱軍側の支配地が確定されたことが見逃せない。これにより政府側は、前節での検討から示唆される一定の財政基盤を確保しつつ、実効支配を続けることが可能になった。このことは、領土こそ分断されたものの国家の連続性が実態的に維持されたことを意味しており、既存憲法の優位性を謳うバボ大統領の主張を結果として裏書きすることになったと言える。この意味では、南北分断の固定化という、地政学上のステータス・クオの質が、和平合意に本来的に含まれる二重性を強く浮き彫りにするという結果をもたらしたとも言えるだろう。

第3節 抵抗戦術の手段と資源

次に本節では、バボ大統領の抵抗戦術の様子を具体的に見ておきたい。バボ政権の抵抗戦術は、政治プログラムの実施を担当する挙国一致内閣の活動を妨げることと、国民議会を通して政治プログラムを骨抜きにすることの両面から追究された。

挙国一致内閣の発足から1年後の2004年3月に発出された野党4党（PDCI、RDRのほか2党）と反乱軍3派の共同声明では、公務員の不服従がきわめて高いレベルにあるため、FPI以外の閣僚が独自に省庁運営を行うのがきわめて困難であることが訴えられている（*EIU Country Report*, June, 2004, p.16）。このことはバボ大統領が、和平プロセス下でも、省庁や国営企業を自派の高官によって実質的に支配し続けたことを物語っている。また、この共同声明では、行政運営の監督にあたる行政監督局（*Inspection générale d'Etat*）と、法律の合憲性を判断する憲法委員会（*Conseil constitutionnel*）が、いずれも政治任用によってバボ派の意向に沿う編成になっていることも指摘されている。

バボはマルクーシ・プロセスの要となる国民議会での主導権も掌握していた。国民議会議長のM・クリバリ（*Mamadou Koulibaly*）と、FPI国民議会議員団団長でバボ大統領夫人のシモーヌ・バボ（*Simone Gbagbo*、以下シモーヌ）は、バボ政権の中核を形成する政権中枢の最重要人物である。2004年に入ってようやく国民議会に法案が付議されるようになったが、その大半は、内閣に差し戻されるか、重要な内容が骨抜きにされた形で可決されるかという運命をたどった。

バボ大統領側が制度的手続きのプロセスをこのように完全に支配したため、野党と反乱軍が自らの意向をマルクーシ・プロセスに反映させることは困難であった。このため野党と反乱軍にできることは閣議のボイコット、共同声明、デモなどしかなかった。2004年3月には、PDCI、RDRを含む野党4党によってマルクーシ合意の推進を求める大デモが計画されたが、バボ大統領は治安部隊を投入してこれを弾圧した²³。この弾圧には、「愛国青年

²³ 当初バボ大統領は、アビジャンの中心街に立ち入り禁止区域を設定し、ここにデモ隊が立ち入った場合は武力で排除するという方針を示していた。しかし、デモ当日、治安部隊は立ち入り禁止区域ではない居住区に早朝から投入されており、明らかに布告内容から逸脱している。国連の調査団はこの鎮圧によって120名の死者が出たことを報告して

(jeunes patriotes)」と呼ばれるバボ支持派の民兵も参加した。「愛国青年」は、この事件のほかにも、蟻集して野党と反乱軍の閣僚を威圧したり、野党系の新聞社に襲撃をかけるなど、合意推進派を萎縮させるような行動を展開してきた²⁴。

このように合意の履行を組織的に遅滞させる一方で、バボ大統領側は、2004年11月になって、反乱軍側が武装解除を拒否していることを理由に停戦協定を一方的に破棄し、反乱軍の拠点に爆撃を行っていった。この戦闘で使われた航空機は、内戦勃発後にパイロット（傭兵）とともに急遽調達されたものである。

以上のように、バボ大統領は、マルクーシ・プロセス下でも国家的な意思決定過程をほぼ完全に掌握し、合意の履行を遅らせることに成功してきた。FPIは与党ではあるが、国民議会では過半数に満たず、挙国一致内閣でも41ポスト中10ポストしか配分されていないので、これは、一党制期や一党優位制におけるような数による支配ではない。支配の鍵は、国家機構の要衝となる幹部ポストへの任免権をバボ大統領が保持していることである。そしてこの任命権が憲法によって根拠付けられたものであることは言うまでもない。

抵抗戦術の重要な資源である暴力についても触れておきたい。2004年3月の野党勢力に対する弾圧は、治安維持という観点から正当化される域を逸脱したものであり、大統領側の政治的意向を受けた活動と言える。このことは、治安部隊（国軍、警察、憲兵隊）が政権の意向に忠実な集団であることを物語っている²⁵。また、民兵の役割も大きい。民兵は、反仏的なデモや暴動を起こしたり、UNOCI部隊に対する挑発攻撃などを行うことで、国際的仲介者がバボ大統領に対して圧力をかけることを牽制してきている²⁶。

暴力はまた大統領派の内部にも向けられた。4年以上にわたり抵抗戦術が一貫して保持されてきたことは、大統領を中心とする政権中枢が強く結束していることの現れである。現在までに政権中枢として名前が挙げられているのは、前述のシモーヌ、クリバリのほか、P・ボフン・ブアブレ（Paul Bohoun Bouabré）経済財政相、B・カデ（Bertin Kadet）国防担当大統領顧問、シモーヌに近い宗教者M・コレ師（pastor Moïse Koré）である。この政権中枢は、抵抗戦術に消極的とみなされた幹部を随時排除することによって維持されてきた。2004年11月には、バボ政権成立以来忠実にしたがってきた参謀総長が解任された。この

いる。

²⁴ 「愛国青年」のこういった活動は枚挙に暇がない。和平仲介に訪れたドヴィルパン（Dominique de Villepin）フランス外相（当時）を1時間以上にわたって大統領官邸に閉じ込めた事件（2002年11月）、S・E・ジャラ（Seydou Elimane Diarra）挙国一致内閣首相のアビジャン入りを阻止しようとした国際空港滑走路占拠事件（2003年2月）、国営放送局に侵入してソロ MPCCI 幹事長を取り囲んだ事件（2003年6月）など、ハイレベルの高官もターゲットとなっている。「愛国青年」は、火器による武装こそしていないが実質的には民兵である（佐藤 [2006d]）。

²⁵ 治安部隊が FPI の同調者によって独占されているわけではない（Kieffer [2000]；佐藤 [2002b]）が、FPI の意向を受けた勢力が主導権を握っている状態にある。

²⁶ 2004年11月には、ユニコーン作戦による軍事行動（戦闘を再開した政府側の航空機を破壊）に抗議して、アビジャン市を中心に大規模な反仏暴動が起こり、在住フランス人の半数を超える8000人がフランス本国に避難する事態が起こった（佐藤 [2005a]）。また、2006年1月には、西部で活動する武装民兵の襲撃を受けて、UNOCI 部隊が一時複数の拠点から撤収するという事件も起こっている。

参謀総長は解任後すぐ亡命状態に入っている²⁷。さらに2005年6月には、開戦以来、国軍の公式発表を行ってきた軍報道官の大佐が解任されたが、この大佐は、解任翌週に国軍兵士から暴行を受け、重傷を負っている。大統領の政権中枢が、暴力的な手法も使いつつ、強硬路線を維持できない者を排除しながら強固な結束を維持してきた様子が見て取れる。外部（野党と反乱軍）と内部（政権中枢）に対する暴力は、抵抗姿勢を支える重要な手法であることがわかる。

第4節 再選可能性をかけた抵抗

次に、バボ大統領の抵抗の直接の対象である、政策プログラムの内容に着目して分析を加えていきたい。その焦点となったのは、大統領の被選挙権に関する現行憲法第35条の規定の一部を改正すべしという提案である(上記③の項目である「共和国大統領の被選挙権」)。憲法第35条の導入の経緯とそこにまつわる政治的な問題性は、すでに先行する章で述べたので詳しくは繰り返さないが、この条文は、1990年代の半ば以降の政治対立の中で、ワタラRDR党首を大統領選挙から排除するための政治的道具として活用され、さらに、「生粋のイヴォワール人」による統治を正当化する思想とも結び付いて、排外主義や差別的暴力を蔓延させる背景を作ったものである。

現行憲法第35条は、大統領選挙に出馬するための条件として、本人が「生まれながらのイヴォワール人」であることに加え、「生まれながらのイヴォワール人である父と母のもとに生まれた」ことを明記している。これに対して、付属議定書第3章1条は、両親の国籍要件を「生まれながらにイヴォワール人である父か母のもとに生まれた」ことに改正すべきであると提案している。マルクーシ合意での改正提案は、1990年代に導入されたこの排除的規定の廃止を勧告しているに等しく、ワタラの大統領選挙への立候補を認めるべきだという提案と事実上同義である²⁸。この提案は、もし実現された場合、1990年代以降、大統領選挙から排除されてきたワタラの出馬を可能にするものとして、マルクーシ合意の政治プログラムの中でもとりわけ注目されている。

憲法第35条の改正提案に関してバボ大統領は、憲法規定を盾に取って抵抗してきた。現行憲法は、大統領の権限に関わる条項の改正は、国民投票による承認が必要だと謳っている(第126条)。有権者登録そのものが和平プロセスの重要課題の一つとなっている現状では、選挙以前に国民投票を実施するのは困難であり、よって第35条の改正も不可能である

²⁷ この参謀総長はすでに2003年12月にいったん辞表を提出しながら、バボによって慰留されている。辞意の理由は、徹底応戦を求める国軍兵士が勝手に休戦ラインを破って攻撃を行ったことへの引責であるが、この時点ですでに参謀総長が軍隊内部を掌握しきれなくなっていた様子が見え始める。後任の参謀総長は、2004年11月の停戦協定破棄による攻撃を指揮した野戦司令官であり、軍隊内の強硬派の筆頭である。元参謀総長、元軍報道官の両者とも、隠棲後に、クーデタを呼びかけるアピールを公表している。

²⁸ ただし、ワタラの大統領選挙には、憲法改正が不可欠というわけでは必ずしもない。現行憲法の規定でも出馬が可能だというのがワタラ側の主張である。ただ、改正がなされれば、両親のうちいずれかについてのみ、現コートディヴォワール領土内で出生したことを証明すればよいことになるので、立候補できる可能性が実質的に高まるということになる。

というのがバボ大統領側の主張である。また、領土の一体性に危機が生じている状況ではいかなる憲法改正手続きを開始してはならないとする憲法第 127 条の規定も、主張の論拠になっている。

国民投票の開催が事実上不可能ということは、第 35 条改正提案がはらむ重大な問題点として当初から指摘されていた (Bois du Gaudusson [2003]) が、2005 年 3 月から 6 月にかけての T・ムベキ (Thabo Mbeki) 南アフリカ大統領を仲介者とする AU 調停によって、憲法第 48 条に謳われた大統領の非常大権を行使することによって改正するという提案が示され、バボ大統領もこの提案を受け入れた。しかし、これを受けて公表された大統領令の素案は、非常大権に基づく第 35 条の改正と抱き合わせにする形で、選挙実施に関する実務を、権力分掌体制で運営されている独立選挙管理委員会 (Commission électorale indépendante: CEI) ではなく、国立統計研究所 (INS) に担わせるとする計画を含むものだった。INS は、多くの国立の機関と同様、バボ大統領の支持者が幹部を独占している。野党と反乱軍側が、CEI が選挙実務を統括することを謳ったマルクーシ合意に反するとしてこの提案を拒絶したことにより、第 35 条改正は頓挫することとなった。

第 35 条改正問題をめぐるこのようなバボ大統領の対応は、まずワタラの排除を追究し、それが不可能ならば、その代わりに選挙プロセスに対する影響力を確保することを狙うというものである。ここには自らの再選可能性を高めようとする戦術が明確に見て取れるが、これは、ワタラが出馬した場合、自らの再選が危機に晒されるという懸念をバボ大統領が抱いていることを意味している。つまり、バボ大統領は、きたるべき選挙で自らがやすやすと当選を果たせるとは考えていないということである。

この情勢認識は、過去の選挙結果に照らして頷けるものである。もともとバボは、ゲイ将軍の政治的eworkがもたらした、かなり特殊な条件のもとで大統領に当選した (第 5 章参照)。民族的には中西部のベテとディダ (Dida) から支持される傾向がある (大統領自身はベテ) が、人口規模は 20% に満たず、民族動員に訴えても当選を確実にするには至らない。以上の点は、十分な支持基盤を持たない現職大統領の次期選挙に対する怖れが、マルクーシ・プロセスを停滞させている重要な背景であることを明示している。バボ大統領は、自らの再選可能性を低下させかねないものとして、合意の履行に執拗に抵抗しているのである。

第 5 節 3 者鼎立状態

ただ、バボ大統領のこのような姿勢は、1990 年代半ば以降のコートディヴォワール政治に根付いた政治対立の構造からも光をあてられなければならない。実のところ、バボ大統領の抵抗姿勢は、内戦下で初めて現れた「オリジナル」なものというよりは、先行した歴代政権にも見られたあるパターン化された振る舞いとしての側面が見い出せる。

この点を論ずるためには、まず、バボ、ベディエ、ワタラの 3 大政治家が、お互い誰一人としてライバルに対して明確な優位を確立していないということを改めて確認する必要がある。バボについては前節で検討した通りである。PDCI のベディエ党首は、存命する唯一の元大統領 (在任 1993 年 12 月～1999 年 12 月) でもあり、現在も PDCI の最も有力な

リーダーではある。しかし、ベディエは、大統領に就任した当時から党内の支持基盤が十分でなく、1995年の大統領選挙での「圧勝」も、ベディエからの執拗な圧力に屈したワタラが立候補を断念し、バボもベディエ政権の選挙運営に抗議してボイコットしたという状況を利してのものだった。ベディエは、クーデタによって国外亡命生活に入ってから、PDCIの危機管理委員会から早々に党首職の「休職」を宣言されたほか、2000年10月の民政移管のための大統領選挙を控えた党内候補者指名選挙でもナンバーツーの元内相の次点に甘んじている。バボ政権の成立後に政界への復帰を果たしたが、かつてより支持基盤が強化されたことを示す材料はない。民族的には人口上の最大民族であるバウレの支持を得ているとされるが、バウレの人口規模も20%程度でしかない。

次にRDRのワタラであるが、前述の通り1995年、2000年とも大統領選挙に出馬しておらず、彼自身の選挙での実力は未知数である。彼が率いるRDRは、1995年の国民議会選挙ではFPIをやや上回る結果を残した(2000年の国民議会選挙はボイコットした)。また、2001年3月に実施された、全国196のコミューンの首長と議会を選出する選挙では63コミューンで勝利を収め、PDCI(60コミューン)、FPI(30コミューン)を上回った。この時の全国での得票率は27%であった。2002年7月の県(département)・特別区(district)の議会選挙では、全国58選挙区(56県と2特別区)のうち10選挙区でしか勝利できず、FPI、PDCI(ともに18選挙区で勝利)に敗北したが、この時の全国での得票率もほぼ27%であった。

これらのことから、ワタラはこれらの地方選の結果に近い得票は得られるであろうとの推測が成り立つが、ほかの2人に対して圧倒的な優位を占めるには至っていない。ワタラは、植民地化以前に北部地域に版図を持った王国の末裔であり、北部一帯の民族、とりわけジュラの間で強い支持基盤を持つとされる。しかし、ほかの2人と同様、ジュラの人口規模もそれほど大きくはない²⁹。

このように、コートディヴォワール政治の中心を占める3大政治家は、勢力の面でほぼ互角の3者鼎立の状態を形作っている。ベディエとワタラの対立はウフェ初代大統領の後継争いから生じてきたものであった。これに民主化運動の中から登場したバボを加えた3者が、複数政党制のもとで相争うことで形成されたのが、現在の3者鼎立状態である。この意味で現在の3者鼎立状態は、第4章と第5章で論じてきた局面転換の帰結として生じた多極的な対立構図の今日的な形態として立ち現れているものである。

3者鼎立状態は、半ば構造化された形で維持されてきた。むろん、ここで構造化という表現を使うものの、各人が率いる3つの政党からなるシステムができ上がっていると見立てるのはあまり適切ではない。各党とも、基本的には、リーダーを補佐するエリートの供給源と選挙での動員機関としての機能が主であり、どちらかと言えば、リーダーに従属す

²⁹ 2000年選挙に際して、ワタラ側が、偽造した国民身分証を配付して有権者を水増ししようとしたという疑惑がささやかれた。この疑惑は、北部系の名前を持つ者が路上検問で、国民身分証を偽造だと決め付けられる事件を引き起こすなど、深刻な社会的広がりを見せた。バボ政権が身分証明書の更新事業に取り組んだのも、この事件が背景の一つとなっている。ワタラ側の関与に関する真相は不明であるが、このようなスキャンダルが取り沙汰されるのは、ワタラもやすやすとは当選できないという状況認識があってこそと考えられる。

る組織としての性格を強く持つ³⁰。したがって、ここには3党からなる政党システムの体裁が外見上見られはするものの³¹、極を構成する単位として重要なのは、党よりもバボ、ワタラ、ベディエという具体的な人物たちである。その意味で3者鼎立状態は、政党システムというより、エリートの賦存状況としての性格を強く持つ。

ここで構造化という表現を使うことの狙いは、1990年代半ばから今日に至るまで、3人の異なる現職大統領（ベディエ、正式には大統領ではないがゲイ軍事政権首班、バボ）が同じく、3者のいずれかを排除しようとする戦略を追究してきたことに注目してのことである。1995年当時の現職であるベディエはワタラを、2000年当時の現職であるゲイはベディエとワタラをそれぞれ排除した。そして次期選挙を見据えて、バボ現大統領は、第35条の改正提案に抵抗する形でワタラを排除する可能性を模索した。3者の想定される選挙での実力を踏まえた時、これは再選を果たすための最も確実な手段であったと言えるかもしれない。いずれにせよ、選挙からの事前排除策が、与件として動かし難いエリートの賦存状況に即応する形で編み出された、パターン化された行動であることは間違いない。

すでに述べた通り、憲法第35条ならびにその前身である1994年選挙法は、ワタラをターゲットとした事前排除策の手段として導入され、維持されてきたものであった。つまり、この制度は、3者鼎立状態がもたらしうる選挙結果の不確実性を少しでも低下させようという意図に沿って設計されたものとしての側面を持つわけである。その意味では、バボ大統領の抵抗姿勢は、再選を確実にしたいという本人のモチベーションに基づくのみならず、1990年代以降の政治史に埋め込まれた構造に由来する、パターン化された行動を取っているものとして理解することが可能となる。

言い換えると、現在こそ、和平合意の履行という具体的なプロセスにおけるバボ大統領の姿勢が問題になっているが、彼の振る舞いは、1995年のベディエと、2000年のゲイという、3重の透かしの中で、コートディヴォワール政治における遺産の問題としても捉えられねばならないということになる。この意味において、マルクーシ合意の履行の遅れとは、過去の歴史の写し画としても立ち現れることになる。

したがってマルクーシ・プロセスは、1990年代以降のコートディヴォワール政治史にとつての主要課題である民主化と政治的安定性について、次のような意味を有していることになる。まず、マルクーシ合意における憲法第35条の改正提案が、1990年代半ば以降の3者鼎立状態の中で編み出されてきた権力闘争のゲームのルールを書き換えうるものであることは明瞭である。第35条の改正提案は、事前排除策を放棄して、3人全員が揃って同じ選挙に臨むべしという選挙像を提示しているものにほかならないからである。

³⁰ 第4章ですでに述べた通り、RDRはそもそもワタラ擁立を目的として結成された政党である。バボはFPIの創設者であるが、現在の政権中枢には結党時の幹部は残っておらず、バボとシモーヌ夫人の主導権がこれまでになく強化されている。PDCIには、本文でも触れた元内相のようにベディエから距離を取る有力幹部がいるので、リーダーへの従属性は、RDRとFPIよりも相対的に低いとは言える。ただ、ベディエの指導性に対する公然たる反対の動きは今のところ見られない。

³¹ イデオロギーや政策路線のことを言えば、ベディエのPDCIが保守、ワタラのRDRが改革志向の中道、バボのFPIが左派という相対的な位置関係を描くことは可能ではある。しかし、現実に取りうるる政策オプションにあまり差が出ないのが実情である。

「競争と参加」という観念に照らせば、これが、一定の「前進」と評価されうるものであることは間違いない。この意味で、マルクーシ・プロセスは、民主化に関する一定のインプリケーションを持つものとは言える。しかしながら、現時点で3者の勢力を推測するかぎり、この「前進」した選挙が、仮に実施された場合、その結果はかなり伯仲したものになることが十分に予想される。内戦終結を画するはずの選挙そのものが、選挙の実施や結果受け入れをめぐって新たな混乱を引き起こす可能性は高い。この意味では、マルクーシ・プロセスは、民主化に関して一定の意義を有するとはいえ、政治的安定との両立に関しては、実効性が期待できる策を欠いたものと言える。

バボ大統領は必ずしも、このような安定性に関する考慮から合意の履行を妨げているわけではないだろう。しかし、以上の考察からはっきりとわかることは、マルクーシ・プロセスの停滞が、事前排除なしには調停が困難という、1990年代以降に定着した政治構造に内在する問題の解決の難しさを図らずも照らし出しているということである。中期的な政治対立の調停を担わされたことが、マルクーシ・プロセスの停滞をもたらした重要な——ある意味で本質的な——要因であることは確かなことである。

結論と展望

本章では、内戦以前からの政治史の連続性という観点から、バボ大統領の抵抗姿勢の持つ意味を読み解いてきた。まず、内戦下でも合法政権の連続性が一定程度確保されていたことが、既存の憲法に対する和平合意の優位性をゆるがせた。これにより、マルクーシ合意の内容に向けられた大統領側の反感が、具体的な抵抗戦術として展開される基本的条件ができ上がった。問題となった内容は、憲法で認められた大統領権限の縮小と、自らの再選可能性を低下させかねないということであるが、有権者の間での大きな支持を期待できないというバボ大統領側の事情が、とくに後者の内容に関する抵抗感を強めた。

ただこのことは、バボ大統領だけの事情というよりは、1990年代以降のコートディヴォワール政治史に定着した、3者鼎立のエリート賦存状況に内在したものという側面がある。この意味で、バボ大統領の抵抗姿勢には、1990年代半ば以降に固定化した政治構造に埋め込まれた行動としての性格も認められるものである。このことは、和平プロセスが、内戦そのものの終結というところにとどまらず、中期的な政治対立の調停という役割を担わされたことと表裏一体である。

また、このことは、反乱軍対政府側という内戦の基本構図だけでは、コートディヴォワール内戦における和平プロセスの停滞を説明できないことを意味している。内戦勃発そのものについては、1999年の軍事クーデタに始まる軍事政権とその遺産としての反乱軍の誕生という、比較的短期の時間軸で整理が可能である。しかし、和平プロセスの焦点は、紛争当事者であるこの両者の調停というより、内戦以前から存在した鼎立状態にある3者間の調停の問題に置かれた。このため、和平プロセスに関しては、軍事クーデタ以前に遡る、中期的な時間軸に照らしてでなければ、的確な意義付けができない。したがって、コートディヴォワール内戦には、力点と時間軸の異なる2つの対立構図が混在していることになる。これは、この内戦の全体像を理解するうえで、欠かせないポイントである。

最後に、和平プロセスに新たな局面をもたらしているワガドゥグ合意以後の動きについて簡単に整理し、展望を示しておきたい。

そもそもマルクーシ合意において所期の選挙期日とされた 2005 年 10 月に選挙を実施できなかったことで、大統領の任期が切れてしまうという事態が生じた。権力の空白を防ぐために、ECOWAS、AU の勧告を踏まえた安保理決議 1633 (2005 年 10 月 21 日) によって、バボ大統領の任期を 1 年延長することが国際的に承認され、2006 年 10 月が新たな選挙期日として設定された。しかし、この新たな 1 年間でも政治プログラムは十分に履行されず、結局、国連安保理決議 1721 (2006 年 11 月 1 日) によって、再度大統領の任期が 1 年延長されることとなった。しかし、安保理決議の翌日に、バボは、またしても「合意の中で憲法に合致しないものは履行されないだろう」という従来からの見解を繰り返したのである。停滞をもたらしてきた根本的な条件はまったく変わっておらず、マルクーシ・プロセスが完全に暗礁に乗り上げていることが、ここで明らかになった。

この流れの中で、バボ大統領が、これまで拒んできた反乱軍側と直接対話する案を提示した。野党と反乱軍もこれに賛同し、B・コンパオレ (Blaise Compaoré) ブルキナファソ大統領を仲介者とする、バボ大統領とソロ新勢力幹事長の直接対話が行われた。その成果が、2007 年 3 月 4 日に締結されたワガドゥグ合意である。この合意は、これまでの交渉でとりわけ懸案となってきた身分証明、有権者登録、両軍統合の問題に関して、履行の方針、担当機構のあり方、履行期日などを、細部に立ち入って定めている。最終的には 2008 年 7 月までに選挙を実施するというスケジュールも示された。

ワガドゥグ合意は、移行期の国家運営に関する意思決定機構を一変させたところに重要な特徴がある。まず、ソロ新勢力幹事長が挙国一致内閣の首相に就任した。政治プログラムの履行を監督する機関として、バボ大統領、ソロ新勢力幹事長、ベディエ PDCI 党首、ワタラ RDR 党首、仲介者であるコンパオレの 5 者からなる常設調整機構 (Cadre permanent de concertation: CPC) が設置された。さらに、履行の進展度に関する評価を行う機構として、仲介者、大統領、反乱軍の 3 者の代表からなる機構評価モニタリング委員会 (Comité d'évaluation et d'accompagnement: CEA) が設置された。これらの措置は、実質的な有力者たちを政治プログラムの履行に直接関与させるものといえる。

また本合意での要請を受けて、政府軍と反乱軍の緩衝地帯として設定されていた「信頼地域」が、2007 年 5 月から順次撤廃され、フランスのユニコーン部隊の兵力も 2007 年 8 月までに約 1000 人の規模にまで縮小された。2007 年 7 月には、内戦勃発以来初めて、バボ大統領が反乱軍の本拠地であるブアケを訪問し、アフリカ諸国首脳臨席のもと、「平和の火」で武器を燃やす象徴的なセレモニーを行った。これに応答する形で、2007 年 10 月には、ソロ新勢力幹事長も、バボ大統領の地元である中西部の都市ガニョア訪問を果たしている。これらの出来事は、コートディヴォワール内戦がいよいよ「終わりの始まり」の段階に入ったことを強く感じさせるものである。

ワガドゥグ・プロセスには当初の予定よりかなりの遅れがみられ、予定された 2008 年 11 月末までに大統領選挙が実施されるかどうかは、最終段階になるまではっきりしないところがある。ただ、和平プロセスにおける諸懸案 (とくに身分証明、有権者登録、国軍統合) に関して、紛争当事者同士がかなり具体的などころまで踏み込んで合意していることもあり、突発的な事態が起こらないかぎり、あとは実施の問題のみとなったとの見方は成

り立つ³²。政府と反乱軍の直接対話が実現したワガドゥグ合意は、和平プロセスを、前述したようなねじれた構図ではなく、内戦そのものの構図に引き戻したものであった。同プロセス下で和平に至る手続きがより迅速に進展したことには、この点も大きく関係していたといえる。

ただ、次の点だけははっきりしている。内戦終結のためには大統領選挙を実施しなければならぬという点である。ワタラを含め全員が立候補できるのか。有権者登録と選挙の運営は公平に行われるか。投票は平和裡に実施されるか。そして、3 大政治家が皆、結果を受け入れるのか。結局、コートディヴォワール内戦は最終局面において再び3 者鼎立の問題に逢着することになる。和平プロセスの掉尾を飾る選挙が告げるものが1990年代半ば以降の政治の延長なのか、それとも、何らかの新たな始まりなのか。紛争後の課題の焦点はまさにここにあると言ってよい。

³² ワガドゥグ合意締結から4 ヶ月あまり後の2007年6月29日に、ブアケ空港に着陸したソロ首相の搭乗機がロケット弾や自動小銃によって攻撃されるという事件が起こった。ソロには怪我はなかったが、この時の戦闘では数名の死傷者が出た。この攻撃は、反乱軍内部の内紛によるものとみられている。重要人物が死亡するようなことでもあれば、和平に至る条件は一変することになるろう。

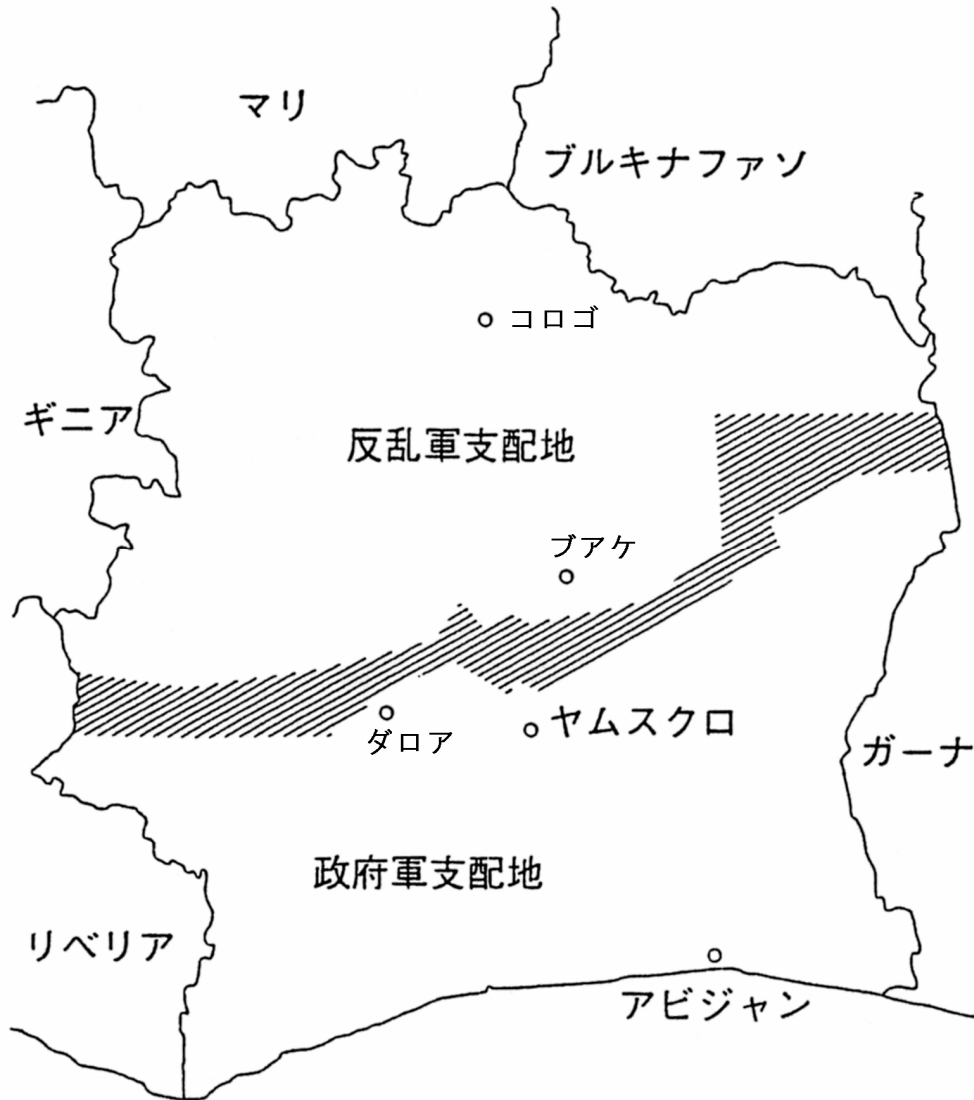
表6-1

コートディヴォワール内戦略年表

年	月・日	出来事
2002年	9月19日	コートディヴォワール内戦の勃発。まもなくフランス軍が介入
	10月17日	休戦協定の成立。この頃までに反乱軍はMPCIを名乗る
	11月末	さらに2つの反乱軍(MPIGO、MJP)が挙兵
2003年	1月24日	マルクーシ合意締結。このころからECOWASコートディヴォワール活動(ECOMICI)も展開開始
	11月	国軍参謀総長解任
2004年	3月25日	野党のデモ計画をバボ大統領側が武力で弾圧
	4月4日	国連PKO(UNOCI)発足
	7月30日	アクラⅢ合意成立
	11月上旬	大統領側が休戦協定を破棄し攻撃再開。大規模な反仏暴動が発生
2005年	4月6日	プレトリアⅠ合意成立
	10月21日	選挙開催が不可能との判断にたち、国連安保理決議1633に基づき大統領任期の1年延長を支持
2006年	11月1日	選挙を実施できず、国連安保理決議1721に基づき再度大統領任期の1年延長を支持
2007年	3月4日	ワガドゥグ合意締結
	6月29日	ソロ首相襲撃事件

(出所) 各種資料に基づき筆者作成。

図6-1
コートディヴォワール内戦期の国土の分断状況



(凡例) 斜線部が「信頼地域」。

(出所) 国連事務総長報告 (S/2006/939) 附属地図に基づき筆者作成。

表 6-2

コートディヴォワール内戦における合意文書

締結日	名称	特徴
2002年9月29日	アクラ I 合意	ECOWAS 臨時首脳会談での共同声明。コートディヴォワール内戦に関する ECOWAS の基本的認識と対応方針を定めたもの。
2002年11月1日	ロメ合意	エヤデマ・トーゴ大統領を仲介役とする ECOWAS 調停の成果。コートディヴォワール政府代表である L・D・フォロゴ (Laurent Dona Fologo) 経済社会委員会委員長とソロ MPCCI 幹事長が署名。捕虜の扱いに関する事務的な内容にとどまる。
2003年1月24日	マルクーシ合意	フランスによる調停の成果。反乱軍 3 派と国民議会議席を持つ 7 政党の代表が署名。和平プロセスの基本的枠組みと政策課題を網羅した包括的なもの。
2003年3月7日	アクラ II 合意	マルクーシ合意に基づく挙国一致内閣の組閣が難航しているのを受けて開催された ECOWAS 調停の成果。マルクーシ合意署名全勢力が署名。組閣方法に関する詳細を定めるもの。
2004年7月30日	アクラ III 合意	バボ大統領側と野党・反乱軍側が全面的対立して和平プロセスが膠着状態に陥ったことを受けて開催された ECOWAS 調停の成果。マルクーシ合意の主要政治プログラムに関するスケジュールを確認したもの。マルクーシ合意署名全勢力が署名。
2005年4月6日	プレトリア I 合意	AU の特別調停者に任命されたムベキ・南アフリカ大統領による調停の成果。バボ大統領、ベディエ PDCI 党首、ワタラ RDR 党首の 3 大政治家、ソロ新勢力幹事長、挙国一致内閣首相、ムベキ調停者が署名。マルクーシ・プロセスの促進のため、政治プログラムの進め方と内容に関する解釈を一致させたもの。
2005年6月29日	プレトリア II 合意	プレトリア I 合意に基づく取り組みが遅れているのを受けて開催されたムベキ AU 調停者による調停の成果。プレトリア I の内容の再確認と補足がなされ、大まかなスケジュールが言及されている。署名者はプレトリア I 合意と同じ。
2007年3月4日	ワガドゥグ合意	コンパオレ・ブルキナファソ大統領を「ファシリテーター」とする、バボ大統領とソロ新勢力幹事長の直接対話の成果。この 3 者が署名。両軍の統合参謀本部の設置、信頼地域撤廃、身分証明と有権者登録の開始、選挙の実施などの重要課題の履行に関する具体的な機構のあり方を定めたもの。
2007年3月26日	ワガドゥグ合意 第 1 追加合意	ソロ新勢力幹事長を首相に任命することを約したもの。署名者はワガドゥグ合意と同じ。
2007年11月28日	ワガドゥグ合意 第 2 追加合意	身分証明事業の請負企業を決定するもの。署名者はワガドゥグ合意と同じ。
2007年11月28日	ワガドゥグ合意 第 3 追加合意	ワガドゥグ合意の履行スケジュールを定めたもの。署名者はワガドゥグ合意と同じ。

(出所) 佐藤 [2007a] ならびに各種報道資料に基づき筆者作成。

第7章

統制的結社とイデオロギー

—結社史から俯瞰するコートディヴォワール国家—

はじめに

本研究ではここまで6章にわたって、植民地期から今日までのコートディヴォワールの結社史をたどってきた。具体的にはアフリカ人農業組合 (SAA)、コートディヴォワール民主党 (PDCI)、イヴォワール人民戦線 (FPI) という、胚胎形態も含めた統制的結社にとりわけの焦点をあて、組織の成り立ち、構成、動員と支持の実態、国家運営の方向性、統治を支えた要因などについて詳述してきた。1990年の民主化後については、現在のコートディヴォワールを理解するうえで直接に重要となる諸現象について正確な像を提示するために、ほかの政党との競合関係、政治対立の実際の様子、選挙結果などについてとくに踏み込んだ考察を行ってきた。

これらの個別的な論考は、いずれも本書序論で示した2つの長期的持続が、1940年代以降のコートディヴォワール政治史を根底で規定してきたことを示すものでもあった。ココアを代表とする換金作物生産部門は、SAAを母体とするPDCIの創設に大きな役割を果たし、さらに独立後にはPDCIの堅固な一党制を経済面で支える要となった。他方、植民地政府から継承したこの共和国の領土は、換金作物生産の栽培適地とそうでない地域を包含しており、それがそのまま南部と北部の間に、分業と分配における特有のポジションを付与することとなった。この「ココア共和国」的状况は、歴代の統制的結社に対して、ポジションを異にし、かつ民族的な差異もある両地域を横断的に統治することと、換金作物地帯においてモザイク状に形成された「地元民／移住民」関係にはらまれる潜在的な緊張を統制するという課題を提示することとなった。ウフエ時代の「地政学」とイヴォワール化、社会的な広がりも含めて、民主化後の政争の焦点となった「イヴォワール人性」の問題、多極的な様相を見せる今日の政治対立の構図など、コートディヴォワール政治史の重要問題は、すべて2つの長期的持続と密接な関わりを持つものであった。

序論で示した通り、本研究の焦点は、独立以来の長い安定の時代を経た後、差別的排除的な暴力実践が横溢するようになった1990年代以降の状況を、どのように理解するかという点にあった。先行する章での個別論考によって、このような状況が生じてきた経緯はかなり詳細に提示し得たものとする。しかし、編年的な論述には自ずから限界がある。これらの具体的な論考を積み上げてきた本研究の掉尾として、本章では、コートディヴォワ

ール植民地においてアフリカ人の政治活動が開始された 1940 年代から今日に至る 70 年近くの時期を包括的に捉え、結社史の観点からコートディヴォワール国家を俯瞰することに取り組みたい。そこでは、「国家－中間集団－個人」という問題系で考えるという、真島 [2006] が提示している研究の方向性に依拠し、理論的な面も視野に入れながら、考察を行いたい。そこでは第 1 に、結社に絞って進めてきた本研究を、今日のアフリカ政治研究における最大の焦点とも言えるアフリカ国家の問題へと再接続する狙いがある。同時に、本研究の最大の問題関心であった「近代再考」という課題に向けて、本研究を送り届けることも第 2 の狙いとしてある。

以下の考察は次の構成で進める。まず、コートディヴォワールにおける差別的排除的实践を整理したうえで、分析の着眼点として統治的結社が有効であることを改めて確認し、本章での検討で用いる基本概念について述べる（以上、第 1 節）。次いで、1940 年代以降のコートディヴォワール史を、「国家－中間集団」関係の特質に注目して 4 つの時代局面に分け（第 2 節）、それを踏まえて、1990 年代以降発生している差別的排除的实践について、統治的結社のイデオロギーという観点から考察する（第 3 節）。

第 1 節 コートディヴォワールにおける差別的排除的实践

1960 年の独立以来、アフリカでもまれな政治的安定と発展の代名詞と謳われてきたコートディヴォワールでは、1990 年代以降、エスニックないしナショナルな属性との関わりが認められる差別的ないし排除的な事象が数多く観察されている。その主な出来事をまとめたものが表 7-1 であるが、そこには、差別的排除的实践のターゲットとなっているのがコートディヴォワール北部地域の出身者（事例⑥⑦⑧）・ブルキナファソなど周辺諸国からの移民（事例③④⑨⑫⑬）・在住フランス人（事例⑭⑮）であること、多くの事例において政府ないし政権党が組織的に関与していること（事例①③⑤⑦⑧⑫⑭⑮）、大半の事例において身体・生命・財産に対する侵害と暴力を伴うという特徴が浮かび上がる。

このような 1990 年代以降に噴出した差別的排除的实践に関する議論と本研究での着眼点については序論第 3 節で述べたが、ここでは再度確認しながら、本章の問題視角をさらに詳しく説明することにしたい。

国際プレスでは、社会カテゴリーに基づく差別意識が背景にあることがしばしば指摘されている。具体的に言及されがちなのは、かつての植民者であるフランス人に対する反感、移民受け入れ国であることに由来する周辺諸国からの外国人移民に対する差別意識、「北部のイスラム教徒」と「南部のキリスト教徒」の相互反目などである。しかし、こういった説明は、社会カテゴリーを実体化し、無批判に集団的主体として扱うきらいがあるものである。差別意識の存在が疑えないとしても、意識の存在だけでは現実に暴力的実践が生ずることは説明できない。

もう一つの説明は、独立以来の長い一党制期を経て複数政党制に移行した 1990 年代という時代情勢に注目するものである。これは国家権力の座をめぐる有力政治家間の権力闘争において、政敵の支持基盤とみなされた民族に対する差別的なプロパガンダがなされた結果として、排外主義的な思想が社会的にはびこり、その結果として排除的差別的実践が発

生してきたという説明である。政治家によるプロパガンダが重要な契機になったという指摘は、この事態が進展してきた経緯の整理としては妥当である。しかしながら、名前が特定できるような一部の個人に要因を帰すのは、こういった社会的な現象の説明として単純過ぎることは否めない。実際、コートディヴォワールでは、先行章で述べた通り、差別的なプロパガンダを最初に始めたベディエが失脚した後も、差別的排除的实践が継続した。このように、近年の差別的排除的实践に関しては十分な説明がなされているとは言い難い。

この問題を考えていく際の出発点として、本研究では、コートディヴォワールにおける社会カテゴリーが、植民地期、ポスト植民地期を通して歴史的に構築されてきたとするドゾンの議論を重視している。植民地期のコーヒー・ココア生産の拡大の中で、コートディヴォワール北部や内陸の近隣植民地からコートディヴォワール南部の森林地帯へ大量の移民が流入した。このような新たな人口付置状況を背景として、「地元民／移住民」を対立的に捉える観念が広く共有されるようになり、それはさらに「北部／南部」、「イヴォワール人／外国人」といった対立的な社会カテゴリーの定着へとつながっていった。1990年代以降の差別的排除的实践で登場する対立的な集団表象は、かくして定着した「植民地期、ポスト植民地期の反復される形象」という側面を有するものである（Dozon [1997; 2000]）。このアプローチは、植民地からポスト植民地へというコートディヴォワールにおける国家形成の独自性をうまく視野に収めたものであり、本質主義的な説明とカレントな情勢のみにとらわれた近視眼的な説明を相対化できるところに大きな利点を持つ。

ただ、ドゾンの議論は、必ずしも個別具体的な政治史の展開過程に照らし合わせて論述されているわけではない。また、この着眼点に立つことで、コートディヴォワールというポスト植民地国家がいかなる特質を有するものであるかについても直接の言明はなされていない。むしろそれは、ドゾンの欠点と言うより、人類学者であるドゾンが狭いディシプリンに拘束されずに提起したコートディヴォワールに関する包括的な史観を、政治研究者がいかに咀嚼していくかという、開かれた問いかけの提示として受け止めるべきであろう。

そこで、本章では、ドゾンの問題提起を政治研究の観点から展開していくべく、「国家－中間集団－個人」という、真島が再提起している概念枠組み（真島 [2006]）に依拠し、中間集団である政治的結社に注目することで分析を試みる。本節冒頭の事例紹介で示した通り、近年のコートディヴォワールにおける差別的排除的实践は、政治的結社の関与を特徴としている。その結社とは、具体的には、ベディエ大統領期（1994年12月～1999年12月）のPDCI、民政移管後に政権の座に就いたFPIならびに「愛国青年」と総称されるFPIの衛星組織である¹。本章では、これらの政治的結社が国家運営に携わっているという「統治的地位」にあることで共通していることに注目する。そのうえで、政治的結社にとって、統治的地位にあることと差別的排除的实践の担い手となることに、何らかの構造的な関係があ

¹ 2002年9月にコートディヴォワール内戦が勃発した後、政府軍の支配地域では、学生組織や政党の青年部などの活動家を中心となって、政権への支持表明と戦意高揚のための大集会が頻繁に開催されたが、そこから生まれたのが「愛国青年」である。統一された組織体ではなく、学生、都市の失業青年などが、何人かのカリスマ的なアジテーターのもとに集まって、街頭での示威行動や破壊活動を行っている（表7-1の事例⑭⑮が「愛国青年」によるものである）。現在政権の座にあるFPIから資金的援助、指令を受けて活動しているとされ、国連安保理などの文書でも政権側の「民兵」として言及されている。

るのではないかという問題意識に立ち、コートディヴォワールにおける差別的排他的実践が生じるメカニズムについて検討を加えようとするものである。

まず、本章の分析の鍵となる「統制的結社」と「イデオロギー」という概念について説明しておく。統制的結社は、統制的地位、すなわち国家運営の主導権を握る地位に就いた政治的結社である。

代表民主制下で国家運営の座をめぐる活動する政治的結社は、一般に、2種類の人的結合に依拠する。第1にこの組織は、内的には自発的参加、明確な設立目的、対等なメンバーシップなどを基本原則として組織化されている。いわばアソシエーションとしての特質を持つ。第2にこの組織は、統制的地位をめぐるメンバーではない者たちの支持を取り付けようと活動する。働きかけの対象となる「非メンバー」とこの組織の関係は、代表民主制において投票権を有する「有権者」ないし「国民」という集団的主体が、「代表」を選出するという論理空間で定義されている。「非メンバー」とこの組織の関係は、アソシエーション内のメンバー間に結ばれる関係とは異なる。ここではさしあたり、これを支持＝動員関係と呼んでおく²。複数の政治的結社が競合する環境下では、個々の政治的結社は個別の利害を代表するか、有権者のかぎられた部分しか動員していないという事実によって、必然的に「部分」としての性格を持つ³。

統制的結社は、最も大衆動員に成功した政治的結社だと言える。統制的地位に就くことによって、この組織は、政治的結社一般が持たないある特質を有するようになる。それは、自らの代表性の母体となる集団を定義するイデオロギーを構築するということである。

アルチュセールの表現をなぞって言えば、イデオロギーとは、「一人の人間やあるいは社会的な一集団の精神を支配する諸観念や諸表象の体系」（アルチュセール [1972: 126]）として広く定義されるが、統制的結社は、この結社の統治するところの国家における人的結合のあり方に関してイデオロギーを構築すると考えられる。このイデオロギーは、統制的地位に就いた個々の結社の判断で構築されたり、されなかったりするものではない。統制的地位にあるという事実が、イデオロギーの構築を要請するのである。

大衆動員に最も成功した政治的結社は、代議制の手続きにおいて、有権者の「代表」たる自らの統制的地位を正当化されることになるが、ここで同時に、統制的結社は自らが代表するところの集団的主体の名のもとに行動することを要請されることになる。つまり、本来的には社会における一つの「部分」でしかない各々の政治的結社は、統制的地位に就くことによって「全体」を僭称しなければならなくなる。この「部分」であるということと、「全体」を名乗るということの懸隔を埋めるために、統制的地位に立つ政治的結社はイデオロギーを構築しなければならないのである。

以上のことは、国家と個人をつなぐ代表選出という手続きの中に、統制的結社によるイ

² ちなみに、このような2種の人的結合に依拠するという組織の特質については、Chatterjee [2000] が「政治社会 (political society)」という概念を使って論じている。

³ 政治的結社の代表的な例である政党 (party) も、その語源は「部分」であった。そもそも市民革命時代の民主主義理論では、独自の活動を行う議会の一部の勢力は「徒党 (faction)」として忌避されてきた経緯があり、それが「政党」という、民主主義にとって正当な存在であると認知されるまでは時間を要したということ、サルトリー [1980] は指摘している。

デオロギーの構築がビルトインされているのだと言い換えることが可能である。そう理解することによって、統治的結社が構築するデオロギーが人的結合のあり方に関するものであることが説明される。そして、統治的地位を担保する人的結合のあり方というものは、直截に、「統治的集团的主体」、すなわち「誰が当該国の正当な支配者集団であるか」に関する定義のことでもある⁴。

ここで注意しておかねばならないのは、だからといって、そこで問題となるのが「人民 (people/ peuple)」や「国民 (nation)」だとはかぎらないということである。後で見るように、コートディヴォワールにおいては、統治的結社のデオロギーは必ずしも「人民」や「国民」といった言葉とともに使われてはこなかった。「人民」や「国民」というものは、集団に対する命名法の一つであって、厳密に言えば、それ自体がデオロギーの内容をなすものである。国名や支配的な民族名と関連したこれこれの固有名詞とともに語られなくても、「統治的集团的主体」は定義される。

代議制のロジックそのものにデオロギー構築がビルトインされていると上で述べたが、論者によっては、これを「国家（というしくみ）がデオロギーを構築するのだ」と要約するかもしれない。実際、「すべての近代国民国家が、正統性を持った政体たるものは自生的類縁性の所産でなければならないという観念に同調し、その発展に貢献してもきた」（Appadurai [1996: 157]）という捉え方は、これに類するものであろう。簡略化した表現として見れば、このような主張はあながち誤りとは言えない。ただ、デオロギー構築の過程に踏み込んだ実証的な分析を企てる場合、このような理解にとどまることにはさして利点はない。結社という観点の導入は、この過程を詳細に検証するために必要な手続きなのである。

第2節 コートディヴォワール史における中間集団

植民地期から今日に至るコートディヴォワールにおいて、「国家－中間集団－個人」の編制は大きく4つの局面を経て展開してきている。本節では、各局面を簡単に解説しつつ、それぞれの局面で機能していたデオロギーについて見ていくことにする。

コートディヴォワール植民地におけるアフリカ人による結社の設立は、1930年代から始まった。「戦争協力」の名のもとに植民地臣民が苛烈な供出圧力にさらされた第2次大戦期には、結社活動はいったん停滞したが、戦後になってさらに活発となった。数多くの結社が設立されたこの時代は、コートディヴォワールにおける「中間集団ルネサンス」と言える。本章では、これらの結社の中からPDCIが卓越的な地位を確立し始める1950年初めまでの時期を、「国家－中間集団－個人」編制における第1局面と捉えておく。

PDCIの結成の母体となったのは、1944年に設立されたSAAである。SAAは、アフリカ人の大農園経営者が中心になって設立した組織で、当初の目的は買い取り価格における差別撤廃と農業労働者の調達・斡旋にあった。その後2年間のうちに小規模農園主も含めて組合員数を2万人に伸ばし、この時期のコートディヴォワール植民地における最も巨大な

⁴ ハージの表現を借りて、「統治的帰属」の定義と言い換えてもよい（ハージ [2003: 91]）。

結社組織となった。PDCI は、SAA の組織基盤を受け継いで結成され、SAA の動員力を生かして相次ぐ選挙で勝利を重ねた。しかし、1947 年以降 PDCI は、フランス共産党と会派協力関係を結んだために植民地当局から厳しい弾圧を受け、これに加えて植民地当局が支援する政党との競合にも晒されるなど厳しい時期を迎えた（第 1～2 章参照）。

1940 年代は、制限選挙であったうえ、フランス市民と植民地臣民の選挙区が分離されていたため、本格的な大衆動員時代ではなかったと言える。このことは、PDCI にとっては、代表性はもちろん植民地行政への影響力も限定的であったことを意味し、「国家—中間集団—個人」編制で言えば、植民地の大多数の「個人」と関係を取り結べていない、抗国家的な位置にある政治的結社の段階にとどまっていたと言える。また、これは当時のほかの政党についても同様に言えることである。

1. 「アフリカ黒人」という主体を偽装した「国益」——第 2 局面

第 2 局面は、1950 年代から独立後に至る、脱植民地化と PDCI による国家権力の奪取の時期である。PDCI は、1950 年にフランス共産党との会派協力関係を解消したことによって植民地当局との関係を改善し、協調路線を歩むことになる。植民地運営に関するこの時期の PDCI の影響力は、植民地当局と並び立つ「二頭制」と呼ばれるまでに高まっていく。1950 年代には順次選挙権が拡大され、1957 年には普通選挙制が施行された。大衆動員時代の始まりである。この時期には第 1 局面期を引き継いでいくつかの政治的結社が活動していたが、PDCI は諸結社を糾合して植民地議会における最大勢力の座を確立していった。最終的に独立直前の選挙で、事実上の一党制を確立して独立に至った（第 2 章参照）。

1960 年の独立前まで、PDCI は植民地政界の最大勢力ではあったものの、統治的地位には就いていない。だが、統治的地位から要請されるイデオロギーの成り立ちを見るうえで、独立後だけではなく、独立以前にも注目しておく必要がある。

第 2 局面の PDCI には、「アフリカ黒人」の利害代表たろうとする姿勢が一貫して見られた。PDCI の動員力の鍵は、指導者であるウフエの名声にあったが、その源泉は、1946 年にフランス国民議会議員として、アフリカ植民地における強制労働の廃止を勝ち取った「ウフエ＝ボワニ法」に求めることができる（第 1 章参照）。ウフエの名声は、植民地レベルにとどまらず、フランス領アフリカ全体にわたるものであった。また、ウフエが中核となって進めたアフリカ民主連合（RDA）構想も、コートディヴォワール植民地にとどまらず、フランス領アフリカ全体を射程に入れた発想であった。

独立後の最初の国政選挙（1960 年）では、投票権はコートディヴォワール国民にかぎられなかった。この意味において PDCI の一党化は、「コートディヴォワール国民」によってではなく、国民、外国人を問わない居住者全体の投票によって実現されたものである。また、ウフエは 1967 年には二重国籍法案を提案しさえしている（これには党内の異論があり、制定はされなかった）。また、独立直後から着手された「アフリカナイゼーション」——コートディヴォワールの場合は「イヴォワール化」——でも、当初は、公的なポストから旧宗主国出身者であるフランス人の数を減らすことが最初の目標となった⁵。

⁵ 独立後のアフリカ諸国政府は、一様に、宗主国に握られていた政治・経済の諸権限を奪還する政策方針を掲げた。その方針ならびにそれに則った政策を、一般に「アフリカナ

アフリカの脱植民地化について、mamダニは、それが「黒人に対する白人の支配」というレイシズムを思想的根幹に置いていた植民地主義に対する転覆の試みであったことから、「白人に対する黒人の運動」、すなわち、植民地期のレイシズム構造の上下の転覆として行われたという議論を展開している (Mamdani [1996: 23-25])。PDCI の結社としての活動には、mamダニが指摘する側面を見ることができる。すなわち、PDCI は、国家運営の座を勝ち取る活動において、「アフリカ黒人」という集団概念をイデオロギーの基底に置いていたと言える。

ここで注意しなければならないのは、その時期のPDCIのイデオロギーは、パン・アフリカニズムや国際共産主義運動といった「越境的な連帯」を目指すイデオロギーとは似て非なるものだという点である。コートディヴォワール植民地を含む植民地連合であるフランス領西アフリカ (AOF) では、アフリカ人の連帯を妨げるという理由から植民地単位の独立に反対し、AOF全体で独立しようとする構想があった。これの主唱者がサンゴール (セネガル)、ケイタ (Modibo Keita, マリ) らであるが、ウフェは、彼らが推進した連邦化構想に露骨に反対し、切り崩しに成功した⁶。その路線は、仮に連邦として統合した場合、最も経済的に発展しているコートディヴォワールがほかの連邦構成国へ一方的に富を流出させることになるとの判断に基づいていた。ここにはPDCIが、コートディヴォワール単独の利益に強い関心を持っていたことがうかがえる。したがって、「アフリカ黒人」を集団の規定に置くイデオロギーの背後には、コートディヴォワールという枠組みに沿ったナショナルな利害関心が隠されていたのである。

また、この時期の PDCI は階級闘争を明確に否定していた。そもそも、PDCI は、共産党型の組織モデル (書記長を事実上のトップに置き、意思決定機関としての政治局を持つ)、フランス共産党との会派協力関係の締結、左翼的思考を持った多くの幹部党員の存在など、強く国際共産主義運動に影響される形で、形成されてきた組織であった。しかし、1958 年から 1963 年にかけて断続的に大規模な粛清が行われ、共産主義的スタンスの強い党員がことごとく党から追放されている。

2. ウフェ支配と「党の衰退」——第3局面

「国家—中間集団—個人」編成の第3局面としては、ウフェの支配体制が確立してから1990年の民主化直前までの時期を設定しておきたい。まず、この時代に統治的地位から発せられた、人的結合に関するイデオロギーから見ておきたい。

脱植民地化期の PDCI が「アフリカ黒人」をイデオロギーに組み込んだのは、宗主国からの主権の奪還——すなわち独立——という目的があったからだが、独立が達成された後、

イゼーション (Africanization)」と呼ぶ。ただ、方針の具体的な内容や実際の施策は、国によって大きな差があり、「アフリカナイゼーション」の内実について明確な定義があるわけではない。コートディヴォワールに関しては、「生産手段の所有関係そのものには触れず、経済的により有利な職域のイボワール [マ] 人化を推進すること」が内容であったと指摘されている (原口 [1972: 114])。

⁶ ウフェは、経済的にコートディヴォワールへの依存度が高いブルキナファソなどの4カ国を取り込んで「協商連合」と呼ばれる条約機構を結成することで、サンゴールらが提唱する AOF 構成植民地による連邦での独立構想を切り崩すのに成功した。

このイデオロギーはどのように変化したのであろうか。1960年代の後半以降、それまでフランス人を対象としていたイヴォワール化が、ブルキナファソなど周辺諸国からのアフリカ人移民を新たな対象とするようになった。とくに公的部門の労働市場においてイヴォワール人優先の方針が、監督省庁（イヴォワール化省）によって徹底された。ここには、「アフリカ黒人」から「イヴォワール人」へのイデオロギーの転換が見られる。

さて、このイデオロギーを構築した主体が誰かということは、注意して見る必要がある。独立後のコートディヴォワールでは、1960年代前半の大規模な党内粛清を経て、ウフェが特権的に権力を集中させた大統領支配体制が確立されたが、この結果 PDCI は、大衆動員の中心であった第 2 局面までとは一変して、大統領支配体制を補完するに過ぎない副次的な存在となったからである。この時期の大衆動員では、第 1、第 2 局面と同じく国政選挙であったが、競合政党がない一党制下での選挙は、「国父」と謳われたウフェを礼賛するための象徴的な儀礼と化してしまった。

以上の現象は、アフリカの一党制国家において広く見られた現象として Wallerstein [1966] が指摘する、「党の衰退 (decline of the party)」であると要約できる。ウォーラーステインは、コートディヴォワールを含むアフリカ諸国の一党制を比較研究しながら、一党制下で党が衰退する過程を次のように概念化している。まず、唯一党は、独立によって国家の統治行為に忙殺されるため、党の独自の活動が不可避免的に減退する。同時に、このことは、独立達成までの間の党の中心的な機能であった動員機能の低下を意味し、党の存在意義が変質を余儀なくされる。官僚化と動員力の低下を補うため、唯一党は、青年組織、労働組合、女性団体などの補助組織を組織するが、結局、こういった補助組織は批判的な活動を望まない政府からの抑圧を受けて活動が衰え、結果、党そのものも独自の結社としての活力を低下させていく、というものである⁷。国家運営への参画についても、国家固有の行政機構との区分が明確でないという特徴は、この時期のコートディヴォワールに顕著に見られる⁸。

すなわち、PDCI の統治的地位は、この時代に、かなりの部分において名目的なものとなったと言える。「国家—中間集団—個人」編成におけるこの時期の特徴は、PDCI の結社としての自律性の低下にあると言い換えられる。

また、この局面は、中間集団の介在が相対的に希薄であるため、国家が直接に個人に対して統制を行う構図であったと言えるかもしれない。ここで注目されるのは、近代統治技術の発展にとって、家族を基本単位として社会が構成されるという考えから、分類・記述・計数が可能な「人口 (population)」を社会の基本単位とするという考えへの転換が決定的な重要性を持ったというフーコーの主張に拠りつつ、チャタジー (Partha Chatterjee) が展開している議論である。チャタジーは、「人口」という新しい概念は、経済政策、官僚制を通じた行政、法、政治的動員といった統治的な諸機能にとって、「政策」のターゲットとし

⁷ PDCI が、労働組合や学生組織を翼賛組織化し、これに反対する分子を徹底的に弾圧・抑圧するという構図は、第 2、第 3 局面のコートディヴォワールにおける「国家—中間集団」関係の主脈を形成している。

⁸ 政党組織が国家行政機構と混じり合った形態を指す類型として、比較政治学では、「政党国家 (party-state)」という類型が提唱されているが、これはコートディヴォワールを含む西アフリカ諸国の事例研究から Zolberg [1966] によって提唱されたものである。

て居住者の大部分に到達するための、合理的に操作可能な道具を提供するものだったと指摘している (Chatterjee [2000: 43-44])。

この指摘を念頭に置くと、官僚主導型の国家形成の結果として、国家の政策的な介入の対象となる「人口」が、「コートディヴォワール国民＝国籍保有者」へと限定されたと見るのが、第3局面の特徴を的確に捉えているように思われる。第3局面でのブルキナファソ人を対象とするイヴォワール化は、統治的結社が独自に構築したイデオロギーというよりは、管理を目的としたテクノクラートの発想に起源を持つ「ナショナリズム」という側面が見られる。いわば、統治的結社のイデオロギーというよりは、政党国家のイデオロギーと見るのが適切であるわけだが、これが統治的集団の主体に関する定義であるという点では、第2局面の「アフリカ黒人」というイデオロギーと同様の性格を持っていると言える。

3. 「生粋のイヴォワール人」と北部人差別——第4局面

1990年にPDCIは複数政党制への移行を決定し、同年中に独立以来初めて、野党が参加する国政選挙が実施された。有権者との支持＝動員関係を求めて複数の政治的結社が競合する時代の復活である。1990年の第1回の選挙と、1995年の2回目の選挙はいずれもPDCIが勝利し、統治的結社としての地位を継続させた。1999年12月に独立史上初となる軍事クーデタが起こったが、10ヶ月間の軍事政権期を経て、2000年10月に大統領選挙、2000年12月から1月にかけて国民議会議員選挙が実施され、FPIが統治的地位に就いた。以後、今日に至る時代を第4局面と捉えておく。

PDCIとFPIという、第4局面における2つの統治的結社は、統治的集団の主体を明確に定義するイデオロギーを構築した。この2つの組織は、同じイデオロギーを共有している。そのイデオロギーの核となる概念は「イヴォワール人性」、すなわち「コートディヴォワール人であること」である。

この概念は、1993年12月に発足したベディエ政権下で確立された。この概念の詳細は、ベディエ大統領の肝いりで組織された御用学者らによる論文集に見ることができる。それによれば、グローバリゼーションの荒波に直面している今日、国家の発展のためには、固有性を守る必要がある。そのためには、国家運営の中核は、代々コートディヴォワールの領土に住んできた人びと——曰く、「生粋のイヴォワール人」——が担う必要がある、とするものである⁹。これは、移民とトランスボーダー民族を数多く抱えるコートディヴォワールの居住人口の現実に照らして、そのうちの一部にのみ特権的な優位性を認めようという思想である (佐藤 [1995c])。また、「誰がコートディヴォワールの正当な支配者であるか」についての、統治的位置からの明確な意思表示にほかならない。「イヴォワール人性」の思想は、第2局面の中間集団を支えた「アフリカ黒人」と、第3局面の中間集団を支えた「イヴォワール人」という2つのイデオロギーのあり方と同様に、「統治的集団の主体」を定義するイデオロギーである。

この思想が法の条文として最初に具現化されたのはベディエ政権期であった。1994年12月制定の新選挙法には、大統領被選挙権に関して、「立候補者本人が生まれながらのイヴォ

⁹ この例として広く知られているのはTouré [1996]であるが、このほかにも刊行されているとDozon [2000: 51]は指摘している。

ワール人であり、かつ、両親ともに生まれながらのイヴォワール人であること」という規定が盛り込まれた。新選挙法制定の背景には、再選を確実にするために政敵を排除しようというベディエ大統領の思惑があった。しかし、この思想は、1999年にベディエ大統領が失脚した後も、ほかの政治家によって継承された。2000年の民政移管選挙によって統治的地位に就くことになるFPIは、憲法草案作成の時点から、新憲法への「イヴォワール人性」条項の導入に積極的であった。民政移管のために軍事政権下で進められた新憲法策定作業において、大統領ならびに国民議会議員の被選挙権に関する国籍条項は、憲法の本文として盛り込まれることになったのである。FPI政権下で、「イヴォワール人性」の思想は単なる政治家間の権力闘争という次元にとどまらず、社会的な広がりを見せるようになる。冒頭で述べた通り、FPIの強い影響力のもとに「愛国青年」が、北部人、周辺諸国からのアフリカ人移民、フランス人に対して差別的排除的实践を遂行しているが、この組織はまさしく「イヴォワール人性」の思想に則って活動している。

これまであまり指摘されてこなかったことだが、「イヴォワール人性」の思想は、特定の民族は特定の土地を居住地としている、という認識のうえに成り立っている。この認識に立つ場合、ベテヤバウレといった主要民族¹⁰の「伝統的な居住地」は、現在のコートディヴォワール領土の中に収まっているが、片やジュラは、西アフリカ一帯に交易網を展開しており、活動領域は複数の主権国家の領土にまたがっていると表象される。このため、ベテあるいはバウレであることは、国家の領土への帰属という点において、コートディヴォワールと直接結び付けられるのに対して、ジュラはコートディヴォワール以外の国とも結び付けられる。北部出身者が出生証明書によって、自らと自らの両親が法に定める通りコートディヴォワールの領土内で生まれたということを立証しようとしても、それが偽造だと「判断」されるのはそのためである¹¹。また、2000年頃から、北部人の名前が記載された身分証明書が、交通検問などで官憲によって破り捨てられるという事件が頻発してきているが、それも、出生証明書を偽造と「判断」する行為と同じである。それは、北部人は本来コートディヴォワールという主権国家において従属的存在であるべきだという認識に基づいて、「統治的集团的主体」が破り捨てているのと同じことである¹²。

¹⁰ バボ現大統領はベテ、ウフェ初代大統領とその次のベディエ大統領はバウレである。ベテはコートディヴォワールの西部地域を、バウレは中央部をそれぞれ伝統的な居住地とするとされてきた民族である。しかし、この「伝統的な居住地」なるものは、この注に続く本文の次段落で述べる通り、植民地の地方行政システムに起源を持つものに過ぎない。とくにバウレについては、植民地化以前の時期に、現在のガーナ領にあたる地域から移住してきた歴史があるが、今日の政治的文脈において、この史実に基づいた排除的な言説はけっしてメジャーなものとしては喧伝されていない。民族の形成と分布に関する史実（さらには現状）が、政治的意図に基づいて選択的にイデオロギーに取り込まれるということが、ここからもうかがえる。

¹¹ ここでは、ワタラ元首相が、1999年から2000年にかけて、国民身分証の申請や大統領選挙への立候補届出書類として提出した出生証明書が受けた扱いを念頭に置いている。

¹² ハージ [2003] は、オーストラリアにおいて頻発したレバノン系女性のスカーフがはぎ取られる事件に関して、この暴力的な行為を行う権能を与えているのは、白人こそがオーストラリアの正当な支配者であるという統治的な帰属意識であり、この意味で、一般にレイシズム実践とよばれるこのような行為は、正確にはナショナリストの実践であるという優れた考察を行っている。この分析は、コートディヴォワールの北部人の身分証

特定の民族は特定の土地を居住地とするという発想は、民族を行政的、地理的に固定化して間接統治の単位として供させる植民地期の地方行政システムにその根源を持つ。それは被植民社会は複数の「部族」から構成されるという植民地的想像のうえに成り立っているものであり、植民地的な中間集団モデルと言ってもよかろう。したがって、「イヴォワール人性」に基づく法制度は、個々の人間を取り上げて、何族であるかにかかわらず、その個人とその両親が実際に「コートディヴォワール領土」で生まれたかどうか、というバラバラにされた「人口」を個体的に見ていくような判断ではない。部族という中間集団を仲立ちにして、「国民」を中核的集団と従属的集団に分類し、前者にのみ統治的地位を認めるという論理に立つものなのである。

第3節 メタ・ナショナリズム

1. イデオロギー形態の歴史的連続性

以上、「国家－中間集団－個人」編成の局面転換に伴って、統治的結社を支えるイデオロギーが「アフリカ黒人」→「イヴォワール人」→「生粋のイヴォワール人」と変化してきたことを見た。上でも触れたが、この3つのイデオロギー形態は、「誰がコートディヴォワールの正当な支配者であるか」という統治的集団的主体を定義するイデオロギーである点で共通している。

このイデオロギーで主体としての資格を直接名指しされている集団を見れば、アフリカ黒人、コートディヴォワール国民、ジュラなどのトランスボーダー民族を排除したそれ以外の国民というように変化してきているが、これを、人種主義→国籍差別→民族（部族）差別という移行として捉えると本質を見失う。ここで注意すべき点は、この3つのイデオロギー形態が、名指しされている以外の集団の完全な排除、あるいは徹底的な同化という政策を、必ずしも伴っていなかったことである。

第2局面でのイヴォワール化が、旧宗主国の「白人」をターゲットとしていたとはいえ、「白人」追放は完全には進まなかった。1967年に最後のフランス人閣僚が退任し、その後も数は徐々に減少したとはいえ、フランス人の顧問・協力員は多数存在した。近年に至るまで、コートディヴォワールはフランス人の在外コミュニティとしては長らく世界最大規模を保ってきた。コートディヴォワールの国民経済に関しても、今日なおフランス資本はそのほぼ3分の1を支配していると言われる。

同様のことはイヴォワール化の次の標的と定められたブルキナファソ人についても言える。ブルキナファソ人は、小農生産を基本とし、栽培地の拡大によって増産を図るコートディヴォワールのコーヒー・ココア生産にとって、最も重要な新規入植者の供給源であった。1970年代にブルキナファソ人に対する労働市場上の締め付けが厳しくなったとはいえ、すでに入植しているブルキナファソ人を追放する動きは起こらず、むしろ、コーヒー、ココアの増産政策のもとで入植は奨励され続けた。また、新規開墾者が国籍を問わず土地を占有し、相続もできるという法制度も引き続き維持された。排除は方針として掲げられな

が破り捨てられる事件にそのまま適用できるものである。

がらも、徹底はされなかったのである。

この「言行不一致」を、イデオロギー的な目標を完全履行する統治能力の不足に由来するものと見るべきではない。ここで注目すべきなのは、コートディヴォワールにおいては、周辺諸国からのアフリカ人やフランス人といった外来者に対する「歓待」や「ホスピタリティ」を強調する言説も広く流通してきたという事実である。外来者の受け入れを是とするこういった言説は、排除的言説と対立関係にあるものではなく、同じコインの両側である。歓待とホスピタリティの言説は、「受け入れ」るのが誰かという主体の宣言にほかならない。「白人」の排除を目指す「アフリカ黒人」は、ホスピタリティを発揮しさえすれば「白人」を受け入れることが可能である。一見両極にあるこれら2種の言説は、一つのセットとなつて、コートディヴォワールという領土における統治的集団的主体が誰かを宣言し、排除か受け入れかを決定する権限を自らに付与するイデオロギーの表れである¹³。

つまり、このイデオロギーは、「統治的集団的主体」と「それ以外の従属的な人びと」とともに呼びかけの対象としつつ、その両者を含めて、一つの「ナショナルな領域」を想定しているものと捉えることができる。本章ではこのようなイデオロギー形態を「メタ・ナショナリズム」と呼ぶことにしたい。通常、ナショナリズムと呼ばれるものは、血縁的な連続性や文化的共通性などに関する共有認識に依拠して想像された、歴史的に形成された人的結合の理念であり、それに基づいて営まれるさまざまな（政治的、経済的、文化的な）動員現象を指すものである。それはしばしば、国民国家という理念と結合することで、主権の獲得、国家権力の独占といった国家的表現を取る。そして、たいていの場合、何かしらの固有名詞によって表象される集団が明確に名指しされ、持続する（例えば、ドイツなら「ドイツ民族」、ソマリアなら「ソマリ民族」といった具合であり、フランスの場合ならば「ゴロワ (Gaullois)」という歴史的表象も用いられる)。

こういった通常のナショナリズムとは異なり、コートディヴォワールの場合、中心となるシンボルは時代とともに移り変わってきており、固定されていない。にもかかわらず、領土に対する至高の権利と居住者全体において自らが中心であることを宣言するという機能は、ナショナリズムと同じである。

2. 類似的事例との異同

コートディヴォワールに見られるメタ・ナショナリズムというイデオロギー形態の特質を理解するために、類似的事例との異同を見ておこう。

オーストラリアのホワイト・マルチカルチュラリズムは、「白人の至上性 (white supremacy)」を保ちつつ、アボリジニや移民を周辺に追い込み、かつオーストラリアという全体を保つ、というイデオロギーである (ハージ [2003])。中核となる統治的集団的主体と従属的な人びとを設定し、序列化された関係にある両者が総体となつて、一つの「オーストラリア」が設定されるという論理構造は、コートディヴォワールのメタ・ナショナリズムと一見よく似ている。しかし、オーストラリアのホワイト・マルチカルチュラリズムは、中核的な統治的主体を常に「白人」としている、すなわち、「白人の至上性」を不変

¹³ ここでは、寛容の言説と排除の言説が一体として一つのナショナリスト・イデオロギーを構成するというハージ [2003] の主張に依拠している。

の前提としている点が、コートディヴォワールの場合と異なる。コートディヴォワールの場合、統治的集団的主体の定義そのものが変化しつつ、ナショナルという枠組み自体が維持されている点に特徴がある。

外国人・移民が従属的地位に置かれるという点からは、欧州の極右政党などに見られる排外主義との類似性も見る事ができる。確かに、第4局面における差別的排外的実践を主に担う「愛国青年」たちのプラカードには、フランスの極右政党のスローガンをあたかも正確になぞったかのような、「コートディヴォワールをイヴォワール人に！」というスローガンが見られる。しかし、コートディヴォワールにおける排外主義的な現象は、統治的地位に立つ集団が、まさにその地位に立つことによって構築したイデオロギーに由来しているという点で、欧州極右の現象とは根本的に異なるものである。

「愛国青年」は、排外主義イデオロギーを掲げる自立的な政治的結社ではなく、FPIという統治的結社の衛星組織として活動している。FPIが直接に手を染めない排外主義的な実践のための実働部隊と言ってもよい。そもそも、FPIは、1990年に結成当時から外国人投票権には反対していたが、それは法的に立場が弱い在住外国人は体制迎合的な投票をせざるを得ないからという論理に基づいていた。この時点でのレトリックには排外主義的な性格はあまり見られない。それが一変したのは、民政移管を見据えた——すなわち政権奪取の可能性が登場した——軍事政権期であった。FPI支持者による最初の暴力的実践が噴出したのは、奇しくも、FPIが統治的地位に到達した2000年10月の大統領選挙時だったのである¹⁴。コートディヴォワール史を振り返ったとき、「コートディヴォワール」を支える中核は誰で、必要だが周辺にいるべきだとされる人間は誰かを定めるイデオロギー形態は、例外なく統治的地位に立つ中間集団によって確定、主張されてきたということは明白な事実である。コートディヴォワール史に関しては、統治的地位に立つということがイデオロギー形態が顕現する根本的な条件である。

3. ホモ・エコノミクス・ナショナリス

さて、以上の説明だと、フランス人と周辺諸国からの移民の存在と、彼らを有機的に組み込んだ国民経済というものが与件としてあって、その経済構造を維持・存続させるために、統治的立場に立つ集団がメタ・ナショナリズムを構築したということになる。ただ、これではあまりに単純であるので、説明を補っておきたい。

大きな経済的実権を握る入植者・移民コミュニティが存在していた国で、独立に際して、あるいは独立後に、経済的打撃をもつともせず入植者・移民の追放を実行に移した国は少なくない¹⁵。ナショナリズムがしばしば、「ネーション」という集団的主体の排他的経済権益を正当化するロジックとして採用された（資源ナショナリズムがその例）ことを考えると、むしろ、脱植民地化後のナショナリズムは、むしろこういった形態を取るのが一般的であったとさえ言える。

これに対してコートディヴォワールでは、入植者・移民の所有権が問題とされなかった。

¹⁴ この選挙の際、FPI支持者の憲兵隊員によって、北部出身者50数人が虐殺されるという事件が、最大都市アビジャンで発生したことは第5章で述べた通りである。

¹⁵ アミン政権下のウガンダにおけるアジア系住民の追放、ジンバブウェにおける近年の白人農場主追放などの事例が挙げられる。

むしろ、入植は歓迎されさえしたのである。輸出指向型経済は潤沢な国家歳入を上げており、財産を没収するために在住外国人を追放する必要がなかった。コートディヴォワールは植民地期末期までに農産物輸出に依拠した経済発展モデルを確立しており、ここでは、最も重要な経済的資源は労働力と流通路(フランスを介したヨーロッパ市場へのアクセス)であった。したがって、コートディヴォワールとそれ以外の国々の対応を分けたものは、入植者・移民が国民経済に単に組み込まれているという事実ではなく、どのように組み込まれていたかであった。

したがって、次のように言うことができる。コートディヴォワールの統治的結社によるイデオロギーは、経済発展モデルにとって必要な人材を排除することのないようなものとして構築されなければならなかった、と。このことを引き継いで次のように言うことができるかもしれない。コートディヴォワールにおけるナショナリズム—Balibar [1988: 126]の表現を借りれば「*Homo nationalis*の創造」—は、同時に経済人としてのあり方も規定に含めたものであった、と。すなわち、造語して言えば、「ホモ・エコノミクス・ナショナリス (*Homo economicus nationalis*)」—国民経済人—の定義としてのイデオロギーである。

「国民経済人」は二重の内容を含んでいる。第1は、価値を生産する人間の規定であり、第2は、優先的に分配に与る人間の規定である。植民地期以来のコートディヴォワールの国民経済モデルは、コーヒーとココアの生産と輸出を主軸とし、そこからの徴税(公定買取価格と輸出額の差額を国庫に入れる方式であった)によって潤沢な国家財政を確保し、それを再分配するというものであった。この経済体制におけるレンティアは、国家行政機構で働くコートディヴォワール人官僚であり、公的部門からのフランス人の排除がイヴォワール化の最初のターゲットとなったことはここから説明される。フォーマル部門での雇用からブルキナファソ人を締め出した第3局面のイデオロギーも、経済発展に伴うフォーマル部門の拡大という果実をまずコートディヴォワール人の間で分配しようとする意図に沿ったものである。

上記の国民経済モデルはすでに1970年代の末に破綻が明らかになり、それ以後コートディヴォワール経済は長い経済的低迷の時期に入っている。現在なお、新しい発展モデルが構築されるには至っていない。コーヒー、ココアは引き続き主軸産品であるが、国際市場は飽和状態にあり、増産による利益は見込めない状況である。かつてウフエは1950年代に「金持ちになりたかったらココアの樹を植えろ」と演説したが、今では農産物生産から期待される収益はますます低下している。他方、景気後退に伴って農村部に滞留する人口(都市からの還流も含む)も1980年代以降増加したことが指摘されており、農村部での土地に対する圧力は高まっている。第4局面の統治的結社によるイデオロギーは、この新しい経済状況に対応したものと言えるだろう。ベディエ政権下の1998年には、土地法が改正され、従来は国籍を問わず開墾者が占有権・用益権を得るという規定であったものが、外国人入植者の土地相続権を大きく制限するという内容に変更された。これは、第3局面まで中核ではないものの国民経済の必要要素として存在を「認められていた」周辺諸国からのアフリカ人入植者が、もはや「不要」であるという、統治的地位から発せられた明確な意思表示だったと言える。

結論

本章での議論を整理しておきたい。植民地期以来のコートディヴォワールについて、「国家—中間集団」編制の変遷をたどってみると、そこには大まかに4つの局面があったことが確認されるが、その局面転換を決定付けていたものは、国家運営という統治的地位に立った中間集団が、その地位を正当化するために動員したイデオロギーであった。このイデオロギーの具体的形態は、局面によって転換しているが、すべての局面に共通することは、統治的地位に立つ中核的主体と従属的な人びとを序列化しつつ、この両者を一体として「ナショナル」なものに編制するという論理構造——「メタ・ナショナリズム」——を持つということである。「メタ・ナショナリズム」は、統治的地位に立つ「部分」が「全体」を僭称するという、政治的結社が統治機構の運営を担う際に生ずる状況で、大衆動員のために必要とされてくる。この種のイデオロギーはほかにあまり類例を見ないコートディヴォワール独特のもので、その独自性は国民経済の編制において移民・フランス人の存在を必要としたという経済的条件の要請として生まれたものである。

1990年代以降は、以上の枠組みでは第4局面にあたるが、そこで生じている差別的排除の実践は、「メタ・ナショナリズム」の第4局面的な特質から説明される。第4局面の特質は、土地資源の枯渇と慢性的な経済停滞によって、国民経済の運営上、もはやフランス人と周辺諸国からの外国人が必要とされなくなっているという状況にある。このような状況下では、フランス人と周辺諸国からのアフリカ人を現実（物理的に）「排除」しつつ、国民の中だけで、中核—周辺の序列構造を編制していこうとする形で、「メタ・ナショナリズム」的なイデオロギーが再編されているのである。

このことは、今日のコートディヴォワールにおける差別的排除の実践が、歴史通貫的に見られるメタ・ナショナリズムの一変異形として顕現していることを意味している。したがって、今日の差別的排除の実践は、ドゾンが指摘する通り、歴史性によって強く規定された性格を持つものである。ただ、第4局面のメタ・ナショナリズムのイデオロギーは、現実に居住している人を物理的に国境の外へ追放しようという動きを伴っている点が新しい。このことは、第4局面におけるメタ・ナショナリズムにおいては、中核の地位に立つ集団のナショナルな所属が、土地への現実的な権利の裏付けなしには再生産できないという、新しい物的基盤を必要とし始めたことを意味している。だからこそ、「周辺諸国からのアフリカ人」と「フランス人」が現実に追放されるのであった。したがって、第4局面のイデオロギーは、居住する権原を持つ者を強制的に土地から引きはがす暴力性を帯びているのである。

本章での考察は、国家と政治的結社の関係に関して、次のような理論的なインプリケーションを持つ。まず、国家を捉える際には、アルチュセールに倣って、イデオロギー装置として認識することが重要である。そしてこの装置において練り上げられる人的結合に関するイデオロギーは、「統治的集団的主体」の定義に関わっている。このイデオロギー装置を現実に機能させるのが、統治的結社という中間集団である。統治的結社は、自らを統治的地位に押し上げた大衆動員と代議制のロジックに則って、自らが依拠する集団的な「全体」をイデオロギー的に構築する。近代国家において統治的結社は、国民経済——生産と分

配のあり方——の管理者としての機能を果たすことが求められる。「全体」の構築は、経済構造の分業と分配の優先順位に合致した形でなされる。またそれに際しては、歴史的経験に根源を持つ象徴資源が動員されるが、ポスト植民地国家においては植民地期のそれが動員されやすい。

したがって、統制的結社は、植民地経験、代議制、国民経済の管理者としての政府といった、ポスト植民地近代国家に共通する条件への反応としてイデオロギーを構築していると言える。そして、そのイデオロギーを不可欠の要素として国家が存続しているのである。ここにわれわれは、結社と国家が切り結ぶ一つの典型的なあり方を見出すことができる。国家は結社にとって単なる与件ではなく、その一部となって機能させていく機構であり、そこから発するイデオロギーが領土内に住む住民の人的結合のあり方を強く規定しているのである。

表 7-1

1990年代以降のコートディヴォワールにおける差別的排除的実践に関連する事件年表

年・月	関連する事件	概略
1994.12	①ベディエ政権、新選挙法を制定	大統領の被選挙権に関して、親の代にさかのぼった国籍要件を求める条文が盛り込まれる。両親ともに生まれながらのイヴォワール人でない者は、大統領選挙に出馬できないこととなる。制定理由として、「代々コートディヴォワール領土に居住してきた"生粋のイヴォワール人"が国家運営の中核を担うべき」とする主張が公に示される。
1996.10	②ベディエ大統領の肝いりで、大学人らによる論文集『イヴォワリテ』刊行	新選挙法制定時に謳われた「生粋のイヴォワール人が国家運営を担うべし」という思想が、「イヴォワール人性」（というキーワードとともに称揚される。
1998	③ベディエ政権、土地法を改正	国民・外国人を問わず、開墾者に土地占有権・相続権を認めてきた独立以来の土地政策を改め、外国人入植者が土地を相続することを制限する。
1999.12	④タブー事件	コートディヴォワール南部の都市タブーの近郊で、コートディヴォワール人がブルキナファソからの入植者を襲撃し、家屋を焼き討ちし、数人を殺害した。
2000.7	⑤第2共和制憲法制定	1994年12月制定の選挙法に定められた大統領被選挙権に関する国籍条項が、民政移管のための新憲法に盛り込まれる。
2000.9	⑥ワタラ元首相、大統領選挙への立候補申請を拒否される	北部出身者であるワタラが、出生証明書を偽造と判断される。
2000.10	⑦「ヨブゴンの死体の山」事件	アビジャン市北部のヨブゴン地区で、50人あまりの殺害された遺体が発見される。大統領選挙に伴う混乱の中で、憲兵隊員によって、ワタラ支持者とみなされた北部出身者が殺害されたものとされる。
2000.12	⑧ワタラ元首相、国民議会選挙への立候補申請も拒否される	理由は、大統領選挙での拒否と同様。
2001	⑨大衆居住区での外国人襲撃が盛んに報道される	(例えば、AFPなどの国際プレスによる現地報告に見られる)
2001	⑩映画『アイデンティティという火薬庫』公開	ベディエ大統領による「イヴォワール人性」の提唱以来、コートディヴォワールはルワンダ的な大量虐殺への道を歩んでいる、と警鐘を鳴らす内容。
2001.8	⑪『コートディヴォワールにおける新しいレイシズム』刊行	国際人権 NGO の Human Rights Watch が、2000年10月の大統領選挙時とそれ以後の北部人を標的とした暴力事件を、政府が組織的に関与した北部人に対する差別であったと報告。
2002.9	⑫国軍による大衆居住区破壊	反乱兵の残党狩りを名目にしたものだが、「反乱兵＝ブルキナファソなどの外国人」という政権側の認識に立った、在住外国人に対するハラスメントの側面が濃厚。アビジャンでは、在住外国人を中心に2万5000人が難民化。
2003.1	⑬内戦勃発以来、本国帰還した周辺諸国出身者が10万人を突破	在住外国人の本国帰還としては過去に類例を見ない大規模なもの。ブルキナファソ人が大半を占める。
2003.1	⑭バボ政権支持者によるマルクーシ合意反対デモ	政権に譲歩を強いる和平合意に抗議する支持者が、2日間にわたってアビジャン市内で騒乱行為を行う。大使館・フランス人学校・民間企業のオフィスなど、フランスに関連する施設が投石・放火などを受ける。
2004.11	⑮バボ政権支持者による在留フランス人襲撃事件	政府の休戦協定違反に対する駐留フランス軍の介入が引き金となって、バボ政権の支持者がアビジャン市内在住のフランス人を襲撃。略奪・放火・暴行・レイプなどが報告される。フランス人は専用機を飛ばして、在住フランス人を対比させる。二重国籍者含む約2万人のうち、8000人が2週間のうちに本国帰還。

(出所) 各種プレス報道より筆者作成。

結 論

結論にあたって

本研究を終えるにあたって、この結論では以下の3点について論述したい。第1に、本研究が直接に念頭に置くところのアフリカ政治研究という領域における本研究の意義である。これは、アフリカ政治の実証的な再構成という課題に照らして、コートディヴォワールという個別国を対象とする研究にいかなる知見を追加することができたかの確認である。第2に、コートディヴォワールにおける「近代」とは何だったかという、序論で掲げた根本的な問いに対する回答である。ここでは、本研究全体の考察を踏まえながら、コートディヴォワールが生きてきた時代の特徴を俯瞰的に総括し、かつ、立ち現れつつある新しい時代の特徴について展望を示すことにしたい。第3に、本研究の存在理由についてである。本研究は、対象地域を捨象して考えれば、地域研究と性格付けられるものである。また、さらに広い視点から捉えれば、社会科学の研究である。地域研究ないし社会科学という学問領域に照らして、本研究での試みをどのように意義付けできるのか。この問い立てに対する考察を記すことで、本研究の結びとしたい。

第1節 アフリカ政治研究としての本研究の意義

本研究では、「ココア共和国」的状况と統合的革命という2つの長期的持続がコートディヴォワールにおける政治史のダイナミズムを供給してきたとの基本認識に則り、政治的な結社、とりわけ国家運営の担い手の地位に就いた統治的結社を焦点に据えて、政治史の再構成に取り組んできた。そこではとくに、1990年代以降の政情の不安定化が生じてきたプロセスと、そこにはらまれる歴史的な意味を植民地化以来の歴史の中で考察することが課題となった。ここでは、今日のコートディヴォワールにおいて現に見られる政治情勢を植民地期から今日までの政治史通史の展望の中で解明することが狙いとなっていた。そして、この狙いとは、別の表現を使えば、カレントな情勢を十分に考慮に入れながらコートディヴォワールに関する一つの史観を確立しようとするということでもあった。

以上の問題意識に照らしての本研究の成果は、大きく3つの問題系に要約される。第1

に「プランター主導」観批判、第2に政治史における局面転換としての1990年代、第3に1990年代以降の差別的排除的実践の持つ歴史的意味である。順に述べることで、アフリカ政治研究として本研究が果たした意義を総括したい。

1. 「プランター主導」観批判

コーヒー・ココア生産農民が組織化を遂げ、独立を達成し、独立後も自らの利益を忠実に追求する中で国家形成を遂げたという歴史認識は、コートディヴォワールにおいて展開された現実の歴史過程を過度に単純化しているばかりでなく、歴史事象に関する不適切な評価にも依拠したものである。本研究で明らかにした通り、コートディヴォワールにおける独立運動と社会経済的背景の間には単純化できない複雑な関係が存在した。また、植民地末期におけるPDCIの単一化も、政治統合と社会統合の間の乖離を抱えた「早過ぎる単一化」と評価できるものであった。独立後の政治的安定にしても、堅牢な単一制が即座にでき上がったわけではなく、さまざまな歴史的条件のもとでウフエの思想面、実践面での継続的な介入によって維持されてきたものであった。

植民地期のアフリカ人の経済権益の編成と政治運動との関係については、「プランター階級」を重視する従来の見解ではなく、高学歴の植民地官僚を経験したエリートや流通業に基盤を置きつつ農業などにも経営の多角化をしていたジュラの影響力をより重視する形で描き直される必要がある。その際とくに注目すべきなのは、植民地期から独立初期にかけての政治運動においては、PDCI以外の政治運動が「地元民」性と何らかの関係を持って展開される場合が多かったことと、他方、PDCIは、ウフエの「北シフト」、移民労働者の積極的な導入、ジュラとの結び付きなど、「移住民」としての性格を有する階層と結び付く傾向を持ったことである。このように植民地期には人口の多元状況と国内分業は政治的な断裂としても顕現していたのであり、その背景をなした「地元民／移住民」関係を析出させたものとして、ショヴォーとドゾンが提起する「プランテーション経済」がとりわけ重要な意義を持つことが確認される。

このような人口の多元状況と国内分業ならびにそれと結び付いた政治的断裂の存在を念頭に置く時、植民地期末期における単一制の成立に関しても、政党間関係の場である政治領域におけるウフエの優位を梃子にした、乖離を抱えたままでの統合であったとの認識が導かれる。これを踏まえることによって、ウフエによる「一体性」の訴えについても、多元性を称揚するリベラルな姿勢という面からの評価だけでは不十分であり、むしろその根底にナショナリストとしての利害関心が濃厚に流れていたことが改めて浮かび上がってくる。外国人に対する寛容を訴える言説は、あくまでコートディヴォワール人こそコートディヴォワール共和国における優越的な主体であるということをも土台に置いたものなのであった。

2. 政治史の局面転換としての1990年代

1990年代は2次にわたって政治史上の重要な局面転換が起こった。第1の局面転換は、ウフエ後継の座をめぐるPDCI内での対立の激化と、民主化という環境のもとでこの対立が政党間対立として展開されるようになったことである。ベディエとワタラという2人の有力者がそれぞれPDCI、RDRという政党を率いて対峙する状況がここで生まれた。続く

第2の局面転換となったのは1999年12月の軍事クーデタである。ウフエの支配を支えてきた条件の一つであった軍事的秩序の崩壊過程で誘発されたこの軍事クーデタは、ゲイ軍事政権首班による選挙介入の帰結として、第3の勢力としてバボが率いるFPIを台頭させることとなった。これにより、結果的に一時的な存在でしかなかったゲイを含めれば4極、2002年9月のゲイ暗殺後は3極という形を取る、多極的な対立構図が出現することとなった。

この対立構図は2002年9月に勃発した内戦下での和平プロセスを支配することとなった。この意味においてこの内戦は、コートディヴォワールが独立以来経験した最も深刻な政治危機ではあったものの、政治史上の新しい局面がそこでもたらされたとは言えない。むしろ、内戦下の政治はそれまでの対立構図の延長上に展開されたのであり、内戦の解決も単に内戦そのものの終結ということより、1990年代以降の局面転換の結果として生じた対立構図をどう政治的に收拾していくかという歴史的役割を負わせられることになった。かくして和平プロセスの進展は極度に停滞したものとなったが、それは和平プロセスそのものの問題というより、1990年代以降の局面転換によって出現した多極的な対立構図から必然的に生じた事態として理解されるものである。

多極的な対立構図は、それぞれ勢力が伯仲したベディエ、ワタラ、バボという3人の有力者が並び立つ政治エリートの固有の賦存状況が、民主化後の複数政党制という環境のもとで結社間闘争として構造化されたものである。この意味でこの対立構図は、すぐれて歴史的な条件のもとで成立しているものであり、その「解決」——さしあたり、政治の安定や非暴力化などとしてイメージできる——は、3者間の権力闘争とそれぞれが率いる政党の支持・動員の成否に依存している。すなわちこの状況は、今後中期的に継続することが予想されるものであり、今後の政情の動向もこの状況の趨勢に大きく依存したものになると言えるだろう。

3. 1990年代以降の差別的排除的实践の持つ歴史的意味

外国人や北部出身者、さらには在住フランス人などを標的とする差別的排除的实践は、今見たような多極的な対立構図を背景にした政党間対立の激化と政治の暴力化傾向と深く結びついて発生してきたものである。しかし、このような時代的文脈のみではその歴史的意味を正確に理解することはできない。むしろ1990年代の差別的排除的实践は、移民労働者が提供する労働力の大量投入を通して拡大的に維持されてきたコートディヴォワール経済モデルが実質的に破綻し、それに伴って、「誰がコートディヴォワールの正当な支配者であるか」に関わる集团的主体の定義が政治的に改変されうる状況が生じたことを重要な背景としている。

このような社会経済的状况と差別的排除的实践の関係について、本研究では、統治的結社が自らの代表性を根拠付けるために代表する集団を規定するイデオロギーを構築しなければならないという構造から説明を加えた。この「統治的結社のイデオロギー」という枠組みを据えることによって、独立後のウフエ時代のみならず、さらに遡及して植民地後期までを射程に収めた歴史的展望において、1990年代の出来事を理解することが可能になった。

「一体であるべく宣告されている」状況が経済発展によって下支えされたウフエ期と、

景気の後退と低迷、土地や雇用などの経済資源の希少化という状況のもとで、排他的な性格も持ちながら住民や国民間の序列化がなされる状況はある意味で表裏一体である。その意味で、1990年代以降の差別的排他的実践の噴出は、かつては「安定と発展」として顕現した「ココア共和国」の「反転」と言えるかもしれない。労働力の追加的投入（移民流入）によるココアの増産と国家財政を介した分配という連関はもはや機能していない。ココアは増産を続けているが、栽培面積の徹底した拡大の帰結として土地生産性は低下し、ココア部門の収益性も低下している。同時に人口圧力も上昇する傾向にあり、土地をめぐる争いが今後激化しかねない懸念がある。ココアは引き続きコートディヴォワールにとっての重要な国富の源であるが、そこに内包される社会的な軋轢はかつてより深刻なものとなっている。このようにココア生産が発展を下支えする状況は大きく損なわれてきたが、それでもなおコートディヴォワールは引き続き「ココア共和国」であり続けている。1990年代の差別的排他的実践は、まさしくこの「ココア共和国」の「反転」を背景として顕現しているものなのである。

第2節 コートディヴォワールにおける「近代」とは何か

1. 「近代性」とグローバル性

以上のアフリカ政治研究としての本研究の意義を踏まえて、この結論では、コートディヴォワールにおける「近代」とは何かという、冒頭で掲げた理論的な問いに対して考察を付すことにしたい。

自らを普遍的に適用可能な存在だと見なすヨーロッパの自意識は、「近代性 (modernity)」の根幹をなす構成要素と言える。この考え方は、序論で提起した「近代化のパースペクティブ」に典型的に見られるように、世界をモデルを提供する世界とモデルを提供されるのみの世界に弁別する二分法を生み出した。啓蒙時代に確立されたこのヨーロッパ側の自意識と表裏一体をなして、「絶対的な他者」としてのアフリカという観念が生み出されることになった。かくしてアフリカを不可知の存在と見なす語りはヨーロッパの知性に根強く残り、今日なおアフリカ語りの特質を規定している。このアフリカ語りは、自らがヨーロッパ中心主義的な世界観を確立したがゆえにアフリカを不可知の存在におとしめておきながら、その不可知さを嘆き、さらには倫理的に断罪するという倒錯したものである (Mbembe [2000])。

しかし、いかにヨーロッパの自己認識がアフリカを他者として表象したとはいえ、実際にはアフリカがヨーロッパとは「別の世界」であったわけではない。そのことを確認するには、アパデュライが妥当にも記すところの、「世界は何世紀にもわたって大規模な相互作用の堆積であり続けてきた」(Appadurai [1996: 27]) という一節を挙げれば十分であろう。また、アフリカに関する史実から「相互作用の堆積」の例を挙げてみるならば、アフリカから大量に「輸出」された奴隷労働力が新大陸における資本主義的蓄積を促進し、その土台のうえに近代的な知性が開化した啓蒙の時代のヨーロッパの社会経済的な発展が実現されたことは、その好例となる。

このような世界的な相互作用のスケールの大規模化という観点から捉えるならば、近代

という時代が単にヨーロッパに関する記述のみでは完結しないことが明らかである。むしろこの観点に立つ時、近代とは、世界的な相互作用の強度が増すことによってますます緊密な相互連関を遂げた社会経済的な実態のうえに、ヨーロッパがパロキアルな自意識に則って「近代性」という観念を抱き、それに基づいて社会経済的現実に対する政治的介入——帝国主義と植民地主義——を展開した時代として定義することができるものである。

このような見取り図を描くことによって、「近代性」観念に基づく政治的介入が世界的な相互作用の一部にしか過ぎないことが確認できるが、これは「近代化のパーспекティブ」に対して根本的な批判を加えるうえできわめて重要な点である。世界的な相互作用は、究極的には有史以来の長期的な時間軸で考えるものである(スティーガー[2005: 第2章])。これに対して「近代性」観念に基づく政治的介入は、時間的な起点をどこに置くかはさておき、ある一定の時期に始まった歴史的な事象であることは間違いない。

また、ことアフリカに関して考えてみる時、「近代性」観念に基づく政治的介入が開始された時点以降に展開された世界的な相互作用は、この種の介入によって排他的に規定されていたわけではなかった。例えば植民地化を取ってみても、そこで見られた武力制圧、人種主義的支配、経済的収奪は必ずしも「近代性」に由来する発明品であったわけではない。つまり、植民地化以降のアフリカとヨーロッパ列強諸国との関係は、「近代性」観念に基づく政治的介入として考える側面と、長期的な時間軸における世界的な相互作用の延長上で考える側面とがないまぜになったものであった。したがって、植民地化以降のアフリカとヨーロッパの関係を前者の側面からのみ規定することは、ヨーロッパの優位性を誇示しようとする規範的な言説にほかならない。

むしろ、「ないまぜ」状態にある相互作用の総体から「近代性」によって触発されたものを腑分けすることが、実際にはとても難しい作業であることは言うまでもない。従来から見られた相互作用に「近代性」観念の登場とともに新しい意味や側面が付加されたことも当然にありうる。ただ、さしあたりここではその点について拘泥はしない。なぜなら、ここで長期的な時間軸で考える世界的な相互作用と「近代性」観念に基づく政治的介入を論理的に弁別した狙いは、特定の相互関係ないし交渉を個別に取り上げて、それが前者と後者のいずれに属するものかを類別するような分析的作業にはないからである。むしろここでの狙いは、アフリカもしくは本研究で対象としたコートディヴォワールという具体的な場において展開された「近代」という時代が、いかなるダイナミズムのもとにあったかを把握するための見取り図の確立にある。

そこで、この弁別を「グローバル性 (globality)」と「近代性」という言葉で言い換えた。ここでは世界的な相互作用の総体を「グローバル性」という用語で、「近代性」観念に基づく政治的介入を「近代性」という用語でそれぞれ代表させている。この見取り図——明白なように排他的な二分法ではない——に依拠する時、本研究における近代の概念は、「グローバル性」と「近代性」が相克する時代もしくは場という意味内容を担うこととなる。

この見取り図はアパデュライから着想を得たものである。『近代の総体 (Modernity at Large)』(Appadurai [1996]) という自著の書名に込めた狙いについて、アパデュライは次のように記している。「複雑な相互作用システムにおける単位であるところの国民国家が、グローバル性と近代性の関係を取りなす長期の調停者になるとはとてもありそうにないことだ。だから私は本書の標題に、近代が徘徊している (modernity is at large) という意味を

忍ばせたのである」(Appadurai [1996: 19])。ここでアパデュライは、国民国家が置かれた位置を「グローバル性」と「近代性」との関係において捕捉しようとしているが、この一節が注目されるのはアパデュライの見地から次のような認識が発展的に導かれるからである。

まず、この一節には、「グローバル性」と「近代性」というひと組の概念によって今日の世界の大状況をさしあたり簡潔に言明しようという想定が内包されている。そして、この想定に依拠する時、この一節で具体的に言及された国民国家のみならず、今日の世界におけるあらゆる行為主体や現象が「グローバル性」と「近代性」それぞれとの関係において現に存在しているという認識を得ることができる。また、このことは研究者の立場から見た場合には、研究対象とする諸主体や諸現象をこの2つの概念との関係において定位し、叙述できるという可能性が開けてくることを意味している。2つ前の段落で示した本研究における見取り図、ならびにこの見取り図に照らしての近代概念は、アパデュライの一節から導かれる、以上の認識と可能性に則って提起されるものである。

2. 「領土」を生きた時代としての「近代」

この見取り図に則って、コートディヴォワールにおける近代を大局的に描くと次のようになる。「近代性」観念に則った政治的介入のうち、コートディヴォワールの近代を規定する最も重要なものと考えられるのは、植民地が事実上の領域国家として成立したことである。これにより、国境で明示的に仕切られた空間である領土 (territory) が成立した。領土は統治下に入る住民の定義そのものであり、コートディヴォワールにおける多元的な民族状況を決定付けただけでなく、国境を越えて来訪する「外国人」を誕生させた。すなわち、コートディヴォワールが背負った特有の人口状況は領域国家としての成立がもたらした直接の帰結である。また、領土の確定は資本主義的生産の基本要素である土地資源の賦存状況も規定した。領土は、政治と経済が展開されていくことになる場を物理的に確定した根本的な与件であった。

「ココア共和国」的状況はこの領土へのグローバル性の作用によって生み出された。コートディヴォワール経済の根幹をなすココアに代表される換金作物の生産は、世界的な規模での消費需要の高まりと生産地の編成というグローバルな力学のもとに展開されたものであった。かくして稼働を開始したプランテーション経済は、熱帯森林地帯と半乾燥サヴァンナ地帯という植生上の区分を、経済的分業における分節に転化させ、これと同時的に、経済的機会を求めて移住するか、移住民を受け入れる側に立つかという社会的行動の異なるパターンが生み出された。そして、国家運営を担う統治的結社は、この労働力の流れを富の産出に効果的に振り向けつつ、そこにはらまれる潜在的な緊張を統制するという「統合的革新」の課題に直面することになったのである。

この大局的な素描に基づいて、コートディヴォワールの近代における主要な時期区分、ならびにそれらを分かつ転換点の歴史的意味をさらに踏み込んで記してみたい。まず、植民地期の始まりである植民地化は、なにより、今日の形で領土が確定されたところに核心的な意味が認められる。かくして始まった植民地期は、ココアに代表される換金作物生産が順調に拡大し、以後も中長期的に展開しよう条件が確立された点が重要であった。その条件とは、南部森林地帯の未開墾地を目指した国内ならびに周辺植民地からの移動体制で

ある。国境線が仕切られていたとはいえ、植民地連邦の体制下で植民地相互の移動が基本的には自由であったことは、この点に関してとくに重要な意味を持った。この移動体制の結果としてコートディヴォワールは、ナショナリズムが高揚する独立期までにすでに多数の「外国人」——近隣植民地出身者——を抱えるに至り、国家運営の責任者をして「一体であるべく宣告されている」国家としての姿を取るに至った。

独立は、政治信条をともにする人びとの自由意思に基づく結合体として理念上は定義される結社が、明確な国境によって仕切られ、法と官僚制を備えた国家の運営を担い、国際的な主権国家体制の一員として主権の行使にあたるという、まさしく「近代性」の究極の発露とも言える状況の到来であった。しかし、この新たに誕生した主権国家における統治は、法に体现された理性に基づく統治というよりは、ウフエという統治者が発揮する技芸的とも言える政治術に大きく依拠したものであった。主権国家としての独立という帰結だけを取れば、ヨーロッパ由来のモデルの模倣に見えるにせよ、そこに至るプロセスと現に出現した国家のありようを、「モデルの模倣」として叙述することはいささか現実離れしている。

独立後に実現された「安定と発展」を叙述するうえでも、「モデルの模倣」はあまり有効な着眼点とはならない。むしろこの時期のコートディヴォワールにとって重要であったのは、グローバルな相互作用における位置取りであった。まず、旧宗主国フランスが保証する軍事的秩序はウフエの安定的統治を下支えした最も重要な条件の一つであったが、フランスのこの態度は、東西冷戦が昂進する中で米ソに続く第3の大国としての地位を確保すべく、インドシナとアルジェリアでの手痛い轍を踏まないように追求された世界戦略の一環をなすものであった。コートディヴォワールの政治的安定を支えた権力構造は、ウフエが統べる国内というミクロ面のみならず、国際的な関係というマクロな面においても現実政治とパワー・ポリティクスの力学に支えられていたのである。また、コートディヴォワールが安定と発展を謳歌した1960年代から1970年代にかけての時期のアフリカでは、アンゴラ、モザンビークに代表されるいくつかの国が東西冷戦の代理戦争の舞台となったが、コートディヴォワールは、フランスにとって最も重要な同盟国としての地位を確立したために東西の角逐の場とはならなかったことも、ここでの論点に照らして重要な点である。

グローバルな相互作用のうち、もう一つの重要な側面は国際経済に関するものである。コートディヴォワールでは、プランテーション経済が順調に稼働することにより目覚ましい経済成長が実現されたが、この経済成長を支えたものが先進国を中心とする産業の発展、世界経済の成長、そしてより個別的にはチョコレート製品に対する嗜好の開発というグローバルな環境であったことは言うまでもない。むしろ、国際的に需要の高い産品を産出することが国家の安定にとって逆効果に働く例は数多く見られる。コバルトなどの希少資源が賦存したことにより国際的な介入も絡んだ分離主義運動の舞台となったコンゴ民主共和国（旧ザイール）のカタンガ地域や、石油資源をめぐる対立が内戦に転化したナイジェリアのビアフラ戦争はその代表例である。しかし、コートディヴォワールにおけるコーヒー・ココア部門は、生産適地は国土の一部に限定されていたものの、地域的に自立したシステムではなく、あくまで労働力供給地との広域的な分業に依拠して稼働したものであった。かくしてコートディヴォワールでは、国際経済向けの原料産出地となったことが権益をめぐる対立に直接に結び付かず、むしろ国際的なココア需要の下支えのもとに、未開墾の原

生林が移住民・移民労働者に雇用を提供する希望のフロンティアへと転化されたのであった。

このように見る時、潜在的な分断を内包した「一体であるべく宣告されている」この国家が独立から30年近くにもわたって安定的に存続してきたこと——それは少なくとも帰結の面から見れば、統治的結社が「統合的革命」の課題に成功裏に対処してきたことを意味する——にとって、これらのグローバルな相互作用の持つ意味がきわめて大きかったことがわかる。コートディヴォワールという国家の安定と一体性を支えた条件は、そのグローバル性から汲み出されていたと表現することも可能だろう。そして、そのグローバル性を担保した源に、歴史的与件として熱帯森林を抱え込んだというその領域性があったことを改めて強調しておきたい。そして、ここでの統治的結社の役割は、多元性が対立に転化しないように政治秩序を維持しつつ、移住民・移民労働者の流入を徹底的に促進する環境を維持したところにあった。すなわち、一党制期の政治的安定とは、近代国家としての領域性とグローバル性の調停のうえに成立したと評価できるものである。

3. 1990年代以降はいかなる時代か

では1990年代という転換点とそれ以降の時代はどのような歴史的意味を有するだろうか。政治面に見られた数々の出来事から1990年代が大きな転換点であったことは明白だが、それ以後の時代はまさに現在進行中であるため、確定的な歴史的評価を下すことは難しいところがある。だが、この留保を踏まえたとえ、一定の展望を示すことは可能である。それは、領域性とグローバル性の関係のあり方に生じている変化の予兆である。

まずグローバル性に関して言えば、一党制期の安定と発展を支えた地政学と国際経済における位置取りには変化が見られる。コートディヴォワール内戦における多大なコミットメントを見るかぎり、フランスはコートディヴォワールに対して一定の関心を引き続き有している。しかしながら、政治体制や統治の質を問わず親仏政権をほぼ無条件で支援するような従来の対応はすでに放棄している。

ココアに対する国際的な需要には底堅いものがあるが、世界のココア市場におけるコートディヴォワールの地位は、今後の長期の趨勢としては低下していく可能性が高いことが指摘されている。Ruf [1995] が歴史的な観察を踏まえて指摘するところによれば、ココア生産には、広大な未開墾地と潤沢な労働力を備えた産地が「ブーム」的に発展を遂げた後、この2大条件の枯渇によって生産量が下降するという「サイクル」が見られる。コートディヴォワールはココア生産の開始以来いまだこのサイクルの一循環を経験していないのだが、労働力はさておき、広大な未開墾地はますます希少になってきている。

コートディヴォワールにおける熱帯森林の残存面積については、定義や担当省庁による認定の精度・頻度の問題などがあり、信頼性の高い統計は得られていないが (Garrier [2006: 11])、急激に減少していることはほぼ間違いない。コートディヴォワール共和国の経済財政省は1990年代の半ばの時点で、コートディヴォワールにおける森林が1960年の5分の1にまで減少したとの認識を示している (RCI MEF [1997: 85])。外国人の土地占有者の相続権に制限を加える、ベディエ政権下で制定された土地法もこのような森林資源 (可耕地) の減少を背景としたものである。他方で農村部における人口の増加は続いており、土地に対する圧力は高まる傾向にある。端的に言って、コートディヴォワールでは新たな果樹園

を造成するための未開墾地が枯渇し始めていると見て間違いない。このことはココア部門に立脚したコートディヴォワール経済の将来に暗い影を投げかけるものである。

このことがきわめて大きな意味を持つことは、これまでに展開してきた議論から明らかであろう。未開墾の熱帯森林はコートディヴォワールの経済発展を支えてきた根本的条件であり、潤沢に残されているかぎりにおいて、移住民・移民労働者の流入が惹き起こしかねない社会的な軋轢にとっての安全弁の役割も果たしていた。すなわち、この「フロンティア」は持続的な経済成長だけではなく、社会の一体性と政治の安定性を支える根本的な要件でもあった。このフロンティアの減少がグローバル性の面での相互関係の変化と同時期に到来していること——1990年代以降の時期はまさしくこのような時代として現れているのである。

1990年代以降の「イヴォワール人性」に関する問題系の噴出がフロンティアの減少と一定の関係を有することは間違いないだろう。ただ、両者に具体的にどのような関係があるかについてはまだはっきりしたことは言えないように思われる¹。とはいえ、長期的持続に照らして植民地期以来の国家を俯瞰的に捉えるという本研究で重視してきた見地に立つ時、「ココア共和国」における「統合的革新」の今後に大きく関わる、ある興味深い変化について一つ指摘することは可能である。それはネーションフードに関する構想として捉えた場合、「イヴォワール人性」の思想は、特有の時間認識を核心的な要素とする点にそれまでにはない特徴が見られるということである。

第7章で「イヴォワール人性」の思想が立ち現れる過程を統治的結社と国家の関係から俯瞰的に考察したが、そこで抽出した歴史的局面は、コートディヴォワールがいかなる場であるか——すなわち、ローカリティの質——に関する思想が順々に変化してきた過程としても描き出すことができる。まず、第2局面において統治的結社が体現する集团的主体は、「白人入植者」と対置される「アフリカ黒人」であったわけだが、この局面でのコートディヴォワールというローカリティは、想定される主体との対応関係において「反植民地主義の拠点サイト」としての性格を有したと言える。続く第3局面では、行政的に定義される国民を集团的主体とする点において、コートディヴォワールのローカリティは主権を有する近代国家であることによって定義されるものであった。つまり、領域国家にとっての「領土」という意味付けとなる。

そして、「イヴォワール人性」概念が登場した第4局面であるが、ここでは、「地元民／移住民」という対立認識を参照枠として、数世代にわたってコートディヴォワールの領土に居住してきた者が「生粋のイヴォワール人」として概念化され、コートディヴォワール国家を率いるべき集代的主体として措定されるという論理が構築されていた。

第4局面に見られる論理は領土をとくに重視したものであると同時に、時間認識もまた、その論理構造の要をなしている。「コートディヴォワールの民族地図」のような図像的な理解において、その「伝統的な居住地」が領土内にまるごと収まっている民族が「生粋のイヴォワール人」として措定されるにしても、その「伝統的な居住地」なるものは、数世紀

¹ 「イヴォワール人性」の思想が中央政界で浮上した1990年代以降の農村部で、実際のところどのような事態が生じていたかは詳しく報告されていない。第5章で触れたタブー事件にしても、排外主義が社会に波及した例として紹介されがちではあるが、それがこの事件の特質を的確に指し示したもののなかのどうかは不明である。

のスパンで見れば、西アフリカ一帯の広域的な人口移動の産物として、ある特定の歴史的時点において析出されたものにほかならない。現在の領土内にまるごと収まるかそうでないか、すなわち、「地元民／移住民」のどちらかに弁別されるかは、基準となる時点をどこに取るかによってどのようにでも操作可能である。それなのになぜ、1990年代半ばの時点から見た「親の出生時」が、区分の基準として採用されることになるのかについて、「イヴォワール人性」の思想は明確な説明を欠いている。つまりこの思想は恣意的に設定された時間認識に依拠することで成立している。

ウフェ時代のイデオロギーでは、コートディヴォワール国民を国民として遇すると同時に、現に領土内に居住している外国人を含み込んだ一体性が必要であることが明言されていた。一体性の呼びかけの対象となる集団を定義するうえで領土は一定の意味を持たされていたと言える。いわば、ウフェ時代のイデオロギーは領土と住民に関する認識の技法でもあった。これに対して「イヴォワール人性」の思想は、領土に関する認識だけでなく、時間に関する解釈の技法としての性格も備えるようになっていく。このことは、領土だけではもはや統治的集団的主体を定義することが困難になったこと、言い換えれば、領土が、その経済権益としての有用性はさておき、統治的集団的主体を定義付ける根拠の源泉としての効力を低下させ始めたことを意味している。

かくして、フロンティアの減少は、国民経済と社会的政治的安定だけでなく、ネーションフードのあり方に関する将来をも大きく左右する条件として立ち現れてきていると言えるだろう。これはある意味で、植民地化とともに確定された空間の持つ領土性が「生ききられた」状況と解釈できるかもしれない。とすれば、コートディヴォワールが直面しているこの新しい時代とは、「近代性」の帰結として確定された領土の持つ意味とグローバルな相互関係の質がともに大きく変化しつつある中で、その新たな調停のあり方が模索され、しかるべく再編されていく時代だということになる。

この新しい時代は「近代」の一部なのだろうか。それとも別種の時代なのだろうか。以上の考察では、植民地期に確定された領土を前提とし、その全体性もしくは一体性が何らかの形で追求されるかぎりにおいては、国家の果たしうる意義を領域性とグローバル性の調停という観点から叙述することができるという立場を取ってきた。この想定が妥当する状況が続くかぎり、コートディヴォワールを植民地期以来の延長上として、すなわちここで言う「近代」として描き出すことは可能であろう。

この想定が成り立たない状況として考えられるものは、国家と領土の関係に分断が生じることである。内戦下での南北分断状況で図らずも明らかになったことは、北部が反乱軍の支配下に置かれ、貨幣・商品・労働力の全土的な流通が阻害された状況が到来しても、コートディヴォワール経済がマクロ的にそれほどの打撃を被らなかったということである（第6章参照）。これは国民経済の要であるコーヒー・ココア部門がもっぱら南部に位置し、政府軍支配下にとどまったことが大きく影響している。また、内戦下で急遽操業が再開された沖合油田がわずか数年の間にココアの輸出額に匹敵するほどの成長を遂げたことがもう一つの要因である。領土が分断状況にありながらも国民経済に深刻な影響が生じていない——わずか数年間ながら出現したこのような事態は、コートディヴォワール国家の「脱領土化」の予兆ではないだろうか。今後、領土性とグローバル性の再編が図られる過程でこのような脱領土化が進行すれば、その時にコートディヴォワールは植民地期から断絶さ

れた新しい時代に入ることになるのかもしれない。

第3節 本研究の意義とアフリカ研究の未来——結びとして

最後に、地域研究という学問領域、ならびにそれを包括する社会科学の存在理由に照らして、本研究に込められた狙いについて記し、本研究の結びとしたい。地域研究とは、学問としての実践にのみ着目して包括的に定義すれば、対象地域の言語、地誌、歴史、文化、民俗、政治、経済、社会などに広くわたる総合的な知識をベースに、個別具体的な探究もしくは他地域の事例や理論を参照枠とした考察を通して、対象地域で展開される諸現象の固有性ないし特徴を、学術的水準において、解明、把握、記述する知的営為と行うことができる。これは簡潔に言い換えれば、他者理解のための知的活動ということであり、これがそのまま地域研究の一つの存在理由となる。アフリカ政治研究は、対象をアフリカに絞り、関心の焦点を政治に置いているが、まさしく地域研究の一樣態にはかならない。

ただ周知の通り、地域研究は、いわゆる大国でのそれを中心に、国家的な政策介入のための基本的な情報の整備や政策決定に必要な分析を提供する学術活動として制度化されてきたものでもある。地域研究という呼称そのものは、第2次大戦後の米国において、国家の地政学的戦略に資するための活動として振興される中で生まれた。地域研究という呼び名そのものを輸入したか否かは別にして、第2次大戦後の主要大国は、ほぼ同様の意図に沿って世界各地域に関する研究を多かれ少なかれ振興してきた経緯がある。また、第2次大戦後のそれにかぎらずとも、植民地期の人類学や大英帝国における東洋学なども、当然のごとく、政策介入のための学術活動としての地域研究の源流に位置するものである。政策介入に資すること——すなわち、政策介入の主体（代表的なものとして国家、また国際機関などもこれにあたる）が介入を通して獲得を期待するさまざまな利益（端的に言えば国益）を最大化するビヘイビアに関与すること——は、地域研究に期待される役割の根幹をなす。そして、その期待に応え、有用であると認められることは、地域研究のもう一つの存在理由となる²。

地域研究の存在理由に関してここで指摘しておきたいのは、他者理解のための知的活動であることと、政策介入に照らして有用であることは、どちらのほうにより望ましいかという択一的な関係にはないということである。政策介入への関与を潔しとしない一研究者が、自らの研究は純然たる知識への貢献のみを目指すと宣言してみたところで、彼／彼女の生み出した成果について、政策介入的な観点からの閲覧と利用を禁じることができるわけではない。逆に、政策的振興を受けて成立した学術的成果の用途が、政策介入にのみかぎられ、知的探究にとって無価値なものであるということも考えにくい。すなわち、この

² 真島 [2005] は、日本有数の地域研究機関の一つである東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の創設（1964年）を後押しした、当時の「AALA」諸国への関心の高まりについて、「そこでいま何が起きつつあるのかを真剣に知ろうとした」日本国内における意欲の高まりと同時に、「「発展途上国」をめぐる経済介入」の思惑とが、存在していたと指摘している。第2次大戦後の日本における地域研究の制度化に際して、「知ること」と「介入」の両方が、大きな文脈を提供していたことがここからもうかがえる。

2つの存在理由は、地域研究が今日の世界における制度化された学術活動であるかぎり、ともに生きねばならないものである。

一方で、他者への純然たる知的関心が、介入の論理において重視される効率性にしばしば反するものであり、他方で、政策介入において最優先される合目的性が、さしあたり目的の地を定めない知的逍遙を禁ずるものである以上、この2つの存在理由は相互に制限を施しあう関係にあると言ってよい。この意味において地域研究は、2つの存在理由の「ダブル・バインド」を生きなければならない学術活動だと言える³。

しかし、現実問題として、今日の地域研究には、もっぱら政策介入に照らした存在意義のみを強調する圧力が極度に高まっているように思える。この圧力ならびにその帰結として生まれる傾向をここでは「実学化」と呼んでおくことにしたい。

実学化にはらまれる問題を、ムベンベは、アフリカ研究の立場からの確に批判している。ムベンベは、アフリカに関する社会科学研究が「社会的実利主義 (utilitarisme social)」に従属しているとの憂慮を表明している。ムベンベは次のように指摘する。「今はあたかも学問の正当性は、現実のアフリカ世界に関する知識を生産することではなく、社会工学的な要請によって担保されているかのようなものである。ここでは知識の発展とありうべき社会の変容の結び付きこそ疑う余地のない究極目的 (finalité) として措定されている」(Mbembe [2000: 17])。これに引き続いて、政治学と経済学について記される一節は、さらに激烈なものである。

「社会進化論の理論ならびに発展と近代化を謳うイデオロギーは、これまでも徹底的に批判されてきたが、今でもなお、政治学と経済学における学術的生産を全面的に従属させる2つの神学であり続けている。即座に役立つものこそ求められているものという泥沼にはまり、よい統治と市場経済を謳うネオ・リベラル教義の狭隘な地平における権威的なやり方に閉じ込められ、「市民社会」、戦争、「民主主義への移行」といった流行のモードに分割された結果、政治学と経済学における議論はもはや、知性や、アフリカにおける政治の理解、さらには知識全般の生産ということにはまったく関心を抱いていない。究極目的——例えば構造調整、市場経済、よい統治——を権威主義的に肯定することは、現下の状況では、一つの暴力であり、ろくに考え抜かれてもいない主体への従属化の欲望にほかならない」(Mbembe [2000: 17-18])。

ここでムベンベは、アフリカそのものに対する知識が十分に生産されていない一方で、アフリカにおいて実現されるのが望ましいとされる目標（「市民社会」や民主主義の確立、戦争の抑止、ガバナンスの改善、市場経済の実現など）があらかじめ設定されてしまっており、政治学と経済学に代表されるような社会科学研究は、このア・プリオリに設定された目的の具現化に寄与するという「社会工学的な要請」においてのみ、学術活動としての存在理由が規定されてしまっているということを指摘している。

³ ここで言う「ダブル・バインド」は、グローバリゼーションの時代における人文学の役割を、この表現を使って鮮やかに位置付けて見せたスピヴァクの議論を念頭に置いたものである (スピヴァク [2007])。

実学化が知的活動に破壊的な効果をもたらすことは明白である。その理由は、実学的思考においては、学術活動に期待される合目的性を担保するのはア・プリオリに与えられている究極目的にほかならず、究極目的そのものの正当性を吟味検討する批判的な理性はあらかじめ排除されているからである。そこでは究極目的は、状況に応じてころころ変わる社会的要請（日本語における通俗表現を使えば「ニーズ」）の帰結として、あたかも神授のものであるかのように、研究の現場に「降ってくる」のみなのである。

アフリカに関する関心が国際的に高揚している今日の状況において警戒しなければならないことは、さまざまな悲惨な問題状況が極度にクローズアップされることで、状況の改善に資する（と想定されるような）実践的関与が「究極目的」として設定され、それ以外の知的アプローチがないがしろにされていくという状況である。序論において、近年のアフリカに対する学術的関心には「歴史的射程の短縮」が見られることを指摘し、本研究はこれに対して危惧を表明した。わずか20年にも満たない最近の状況とそこで焦点となっていく特定のテーマのみに関心のフォーカスが過度に集中しているように見える昨今の状況は、上で述べたような、実学化、ア・プリオリな究極目的の設定、社会工学的な要請といった傾向を背景にした動きのようにも見える。この傾向を正面から受け止めながら、批判的に捉え返し、知的生産そのものを擁護するような具体的な成果を提示していくことはますます意図的に取り組まなければならない課題である。

本研究は、ムベンベの激烈な一節に深く共感するものであるが、「即座に役立つもの」に対する敵意や警戒心を直接に表明することには慎重でありたい。アフリカに対する諸介入は、その目的が経済的利潤であれ、政治的利益であれ、社会的連帯であれ、何らかの言語による正当化を必要とするものである。コミットメントがあるところには必ず言葉が伴う。コミットメントの担い手が多様化し、数も増大する中で、それを正当化する言語も累積していく。問題は、この加速度的に混沌を深めていくアフリカに関する言説状況に見通しを与える作業がしばしば欠けがちなことにある。本研究で長期の時間軸を取った考察を試みた意図は、この「見通しを与える」一つの試みを提示することにあつた。それは、「即座に役立つ」ものと対峙する知的態度を貫くことで、知的生産そのものを守ることが可能だという確信に基づくものであり、そのようにすることによって、地域研究が批判的な知的営みであり続けられるよう、貢献をなしうると考えたためである。

参考文献

〈日本語文献〉

- アルチュセール, ルイ [1972] 「イデオロギーと国家のイデオロギー装置 (上・下)」 (西川長夫訳、『思想』第 577 号 114-136 ページ、第 578 号 126-146 ページ) (原典: Louis Althusser, "Idéologie et appareils idéologiques d'Etat: notes pour une recherche," *Pensée*, 1970)。
- アンダーソン, ベネディクト [1997] 『増補 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』 (白石さや・白石隆訳) 東京: NTT 出版。
- 伊豫谷登士翁 [2002] 『グローバリゼーションとは何か—液状化する世界を読み解く』 東京: 平凡社。
- ヴェルシャヴ, フランソワ=グザヴィエ [2003] 『フランサフリック—アフリカを食いものにするフランス』 (大野英士・高橋武智訳) 東京: 緑風出版。
- 白井隆一郎 [1992] 『コーヒーが廻り世界史が廻る—近代市民社会の黒い血液』 東京: 中央公論社。
- 大倉三和 [1999] 「契約農業と小農民—ケニアにおける国営紅茶事業の事例から」 立命館大学博士学位論文。
- 大野英士 [2003] 「訳者解題」 (フランソワ=グザヴィエ・ヴェルシャヴ『フランサフリック』 緑風出版) 512-539 ページ。
- 遠藤貢 [1996] 「一党体制への転換と複数政党制への回帰—アフリカ」 (白鳥令・砂田一郎編『現代政党の理論』 東海大学出版会) 215-252 ページ。
- [2000] 「変革期世界とアフリカ」 (『国際関係論研究』 第 14 号) 1-25 ページ。
- [2001] 「アフリカをとりまく「市民社会」概念・言説の現在—その位置と射程」 (平野克己編『アフリカ比較研究—諸学の挑戦』 アジア経済研究所) 147-186 ページ。
- [2005] 「「民主化」から民主化へ?—「民主化」後ザンビアの政治過程と政治実践をめぐって」 (『アジア経済』 第 46 巻第 11-12 号) 10-37 ページ。
- 押村高 [1993] 「国家体制史」 (奥島孝康・中村紘一編『フランスの政治』 早稲田大学出版局) 11-34 ページ。
- 落合雄彦 [1999] 「ECOMOG の淵源—アフリカにおける「貸与される軍隊」の伝統」 (『アフリカ研究』 第 55 号) 35-49 ページ。
- [2002] 「シエラレオネ紛争関連年表」 (武内進一編『アジア・アフリカの武力紛争』 アジア経済研究所) 179-233 ページ。
- [2003] 「シエラレオネ紛争における一般市民への残虐な暴力の解剖学—国家、社会、精神性—」 (武内進一編『国家・暴力・政治』 アジア経済研究所) 337-370 ページ。
- 加藤由基雄 [1996] 「カカオの歴史 II」 (加藤由基雄・八杉佳穂『チョコレートの博物誌』 小学館) 88-107 ページ。
- 加茂利男・大西仁・石田徹・伊藤恭彦 [2003] 『現代政治学』 東京: 有斐閣。
- 川北稔 [1996] 『砂糖の世界史』 東京: 岩波書店。
- 河野健二 [1977] 『フランス現代史』 東京: 山川出版社。
- 栗本英世 [1996] 『民族紛争を生きる人びと—現代アフリカの国家とマイノリティ』 京都: 世界思想社。
- [1999] 「シエラレオネ内戦とポスト冷戦期のアフリカの紛争」 (『アジア研究 ワールド・トレンド』 第 43 号 1999 年 3 月) 14-17 ページ。
- コウ, ソフィー・D, マイケル・D・コウ [1999] 『チョコレートの歴史』 (樋口幸子訳) 東京: 河出書房新社 (原著: Sophie D. Coe and Michael D. Coe, *The True History of Chocolate*, Thames and Hudson Ltd., 1996)。

- 佐藤 章 [1995a] 「西アフリカにおける都市化——コートジボワールを中心に」(小島麗逸・幡谷則子編『発展途上国の都市化と貧困層』アジア経済研究所) 215-249 ページ。
- [1995b] 「世界銀行の対アフリカ構造調整政策の展開」(原口武彦編『構造調整とアフリカ農業』アジア経済研究所) pp.195-224.
- [1995c] 「基層イヴォワリアン」をめぐって——コートディヴォワール新選挙法の提起するもの」(『アフリカレポート』第 21 号) 14-17 ページ。
- [1998] 「コートディヴォワールの小規模経済活動振興政策の経験」(池野旬編『アフリカのインフォーマル・セクター再考』アジア経済研究所) 177-218 ページ。
- [1999] 「アフリカの社会学——表象の「アフリカ」、エスニシティー、回帰性」(『情況』1999 年 12 月別冊「現代社会学のトポス 社会空間への問い」 情況出版) 354-369 ページ (『世界システムを読む』東京：情況出版、2000 年、285-298 ページに再録)。
- [2000a] 「コートディヴォワール独立運動におけるアフリカ人農民組合 (SAA) の役割——再検討の試み」(『アフリカ研究』第 56 号) 53-66 ページ。
- [2000b] 「コートディヴォワールのクーデター」(『アフリカレポート』第 30 号) 29-34 ページ。
- [2000c] 「コートディヴォワール独立運動におけるプランターの役割——再検討の試み」(高根務編『現代アフリカにおける国家、市場、農村社会』アジア経済研究所) 191-213 ページ。
- [2000d] 「コートジボワールの輸出農産物」(『コートディヴォワールの農林業——現状と開発の課題 2000 年版』国際農林業普及協会) 53-67 ページ。
- [2000e] 「コートディヴォワールの政治危機——争点なき多党制の閉塞」(『アジア研究 ワールド・トレンド』第 61 号) 34-41 ページ。
- [2000f] 「1960 年代ブルンジにおけるエスニシティーの意味——権力闘争における見なしと具象化」(武内進一編『現代アフリカの紛争』アジア経済研究所) 183-243 ページ。
- [2001a] 「コートディヴォワールにおける換金作物生産と一党制成立過程——PDCI の組織化戦略と「脱プランター化」」(高根務編『アフリカの政治経済変動と農村社会』アジア経済研究所) 139-183 ページ。
- [2001b] 「第二共和制の不安な船出——コートディヴォワールにおける民政移管と排外主義」(『アフリカレポート』第 32 号) 3-8 ページ。
- [2001c] 「コートディヴォワール——「病める地域大国」の政治課題」(『アジア研究 ワールド・トレンド』第 75 号) 42-45 ページ。
- [2002a] 「コートディヴォワールの国民和解フォーラム——和解の成果と今後の課題」(『アジア経済』第 43 巻第 5 号) 45-69 ページ。
- [2002b] 「「巨大な唾者」の反乱——コートディヴォワールの軍隊改革」(『アフリカレポート』第 34 号) 42-47 ページ。
- [2002c] 「コートディヴォワール——「和解フォーラム」後の課題」(『アジア研究 ワールド・トレンド』第 82 号) 24-27 ページ。
- [2003a] 「コートディヴォワール国立公文書館 (ANCI) の植民地期資料について」(『アジア・アフリカ言語文化研究』第 66 号) 249-273 ページ。
- [2003b] 「コートディヴォワール内戦の軍事的側面」(『アフリカレポート』第 36 号) 2-10 ページ。
- [2004a] 「コートディヴォワール——三重のディバイド (格差) の克服はなるか」(『アジア研究 ワールド・トレンド』第 102 号) 24-25 ページ。
- [2004b] 「コートディヴォワールにおける新家産制の変化・変質——1990 年以後期の政治分析に向けて」(津田みわ編『アフリカ諸国の「民主化」再考——共同研究会中間報告』アジア経済研究所) 139-183 ページ。
- [2005a] 「『犠牲者』から『和平の障害』へ——コートディヴォワール、L・バボ政権の反仏姿勢」(『アフリカレポート』第 40 号) 39-43 ページ。

- [2005b] 「政権交代と少数者のゲーム——コートディヴォワールの「民主化」の帰結」(『アジア経済』第46巻第11-12号) 98-125 ページ。
- [2006a] 「「統治者」再考という問題意識と可能性——序に代えて」(佐藤章編『アフリカの「個人支配」再考——共同研究会中間報告』アジア経済研究所) 9-20 ページ。
- [2006b] 「コートディヴォワール内戦という複合体」(『海外事情』第54巻第5号) 73-87 ページ。
- [2006c] 「統治的結社とイデオロギー——コートディヴォワールにおける差別的排他的実践に関する考察」(『文化人類学』第71巻第1号) 50-71 ページ。
- [2006d] 「内戦下コートディヴォワールにおける政権派民兵の政治的役割」(『アフリカレポート』第43号) 43-49 ページ。
- [2006e] 「アフリカの「統治者」一覧(資料)」(佐藤章編『アフリカの「個人支配」再考——共同研究会中間報告』アジア経済研究所) 257-287 ページ。
- [2007a] 「コートディヴォワール内戦における和平合意(資料)」(武内進一編『アフリカにおける紛争後の課題——共同研究会中間成果報告』アジア経済研究所) 123-179 ページ。
- [2007b] 「今なぜアフリカの統治者を研究するのか」(佐藤章編『統治者と国家——アフリカの個人支配再考』アジア経済研究所) 3-45 ページ。
- [近刊 a] 「紛争と経済復興——コートディヴォワール内戦の事例から」(『アジアワールド・トレンド』第158号)
- [近刊 b] 「歴史の写し画としての和平プロセス——内戦期コートディヴォワール政治における連続性」(武内進一編『戦争と平和の間』アジア経済研究所)。
- 編 [2006] 『アフリカの「個人支配」再考——共同研究会中間報告』千葉：アジア経済研究所。
- 編 [2007] 『統治者と国家——アフリカの「個人支配」再考』千葉：アジア経済研究所。
- サルトリ、G [1980] 『現代政党学 I——政党システム論の分析枠組み』東京：早稲田大学出版部(原著：Giovanni Sartori, *Parties and Party Systems, volume 1*, Cambridge: Cambridge University Press, 1976)
- 篠田英朗 [2003] 『平和構築と法の支配——国際平和活動の理論的・機能的分析』東京：創文社。
- 島田周平 [2007] 『アフリカ 可能性を生きる農民——環境—国家—村の比較生態研究』京都：京都大学学術出版会。
- ステイーガー、マンフレッド・B [2005] 『グローバリゼーション』東京：岩波書店。
- スピヴァク、ガヤトリ・チャクラヴォルティ [2007] 「人文学と変革のための活動」(本橋哲也訳、『論座』2007年12月号) 118-127 ページ。
- 高根務 [1999] 『ガーナのココア生産農民——小農輸出作物生産の社会的側面』東京：アジア経済研究所。
- 武内進一 [2000] 「アフリカの紛争——その今日の特質についての考察」(武内進一編『現代アフリカの紛争』アジア経済研究所) 3-52 ページ。
- 編 [1998] 『現代アフリカの紛争を理解するために』東京：アジア経済研究所。
- 編 [2000] 『現代アフリカの紛争——歴史と主体』千葉：アジア経済研究所。
- 編 [2003] 『国家・暴力・政治——アジア・アフリカの紛争をめぐって』千葉：アジア経済研究所。
- 竹沢尚一郎 [1999] 「世界システム論と人類学」(『民族学研究』第64巻第2号) 175-177 ページ。
- 千葉泰雄 [1987] 『国際商品協定と一次産品問題』東京：有信堂。
- 津田みわ [1999] 「複数政党制移行後のケニアにおける住民襲撃事件——92年選挙を画期とする変化」(武内進一編『現代アフリカの紛争』アジア経済研究所) 101-182 ページ。

- [2003] 「リコニ事件再考—ケニア・コースト州における先住性の政治化と複数政党制選挙」(武内進一編『国家・暴力・政治』アジア経済研究所) 219-261 ページ。
- [2005] 「特集にあたって」(『アジア経済』第 46 巻第 11-12 号) 2-9 ページ。
- 角山栄 [1980] 『茶の世界史—緑茶の文化と紅茶の社会』東京：中央公論社。
- デュヴェルジェ, モーリス [1995] 『フランス憲法史』(時本義昭訳) 東京：みすず書房 (原著：Maurice Duverger, *Les constitutions de la France*, 13e édition, Paris: Presses universitaires de France, 1993)。
- 戸田真紀子 [2006] 「国家がつくる戦争—国民を守らないのはなぜか」(川端正久・落合雄彦編『アフリカ国家を再考する』晃洋書房) 238-259 ページ。
- 日本チョコレート・ココア協会 [1958] 『日本チョコレート工業史 附チョコレート及びココア』東京：日本チョコレート・ココア協会 (非売品)。
- ハージ, ガッサン [2003] 『ホワイト・ネーション—ネオ・ナショナリズム批判』(保莉実・塩原良和訳) 東京：平凡社 (原著：Ghassan Hage, *White Nation: Fantasies of White Supremacy in a Multicultural Society*, Pluto Press Australia, 1998)
- 原口武彦 [1972] 「コート・ジボワールの外国人関係企業」(矢内原勝 編『「アフリカナイゼーション」の意味と現実』アジア経済研究所) 113-183 ページ。
- [1986] 「コート・ジボワール経済の奇跡的成長と危機」(『アジア経済』第 27 巻第 5 号) 25-44 ページ。
- [1991] 「多部族国家と複数政党制—コートジボワールの場合」(『アジア経済』第 32 巻第 8 号) 5-24 ページ。
- [1992] 「コートジボワールの国民意識形成と移民労働者」(百瀬宏・小倉充夫編『現代国家と移民労働者』有信堂) 119-142 ページ。
- [1994] 「ウフェ・ボワニ大統領の死」(『アフリカレポート』第 18 号) 34-37 ページ。
- [1996] 『部族と国家—その意味とコートジボワールの現実』東京：アジア経済研究所。
- バランディエ, ジョルジュ [1983] 『黒アフリカ社会の研究—植民地状況とメシアニズム』東京：紀伊國屋書店 (原著：Georges Balandier, *Sociologie actuelle de l'Afrique noire: dynamique sociale en Afrique centrale*, Paris: Presses universitaires de France, 1963)
- [1995] 『意味と力—社会動学論』(小関藤一郎訳) 東京：法政大学出版社 (原著：Georges Balandier, *Sens et puissance*, Paris: Presses universitaires de France, 1971)
- 平野克己 [2004] 「農業と食糧生産」(北川勝彦・高橋基樹編『アフリカ経済論』ミネルヴァ書房) 145-166 ページ。
- 平野千果子 [2002] 『フランス植民地主義の歴史—奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで』京都：人文書院。
- ファノン, フランツ [1996] 『地に呪われたる者』(鈴木道彦・浦野衣子訳) 東京：みすず書房 (原著：Franz Fanon, *Les damnés de la terre*, Paris: Edition La Découverte, 1966)。
- 細見真也 [1968] 『世界の商品Ⅱ ココア』(アジア経済調査研究双書 第 155 集) 東京：アジア経済研究所。
- ホブズボーム, エリック [1996a] 『20 世紀の歴史—極端な時代 (上)』(河合秀和訳) 東京：三省堂。
- [1996b] 『20 世紀の歴史—極端な時代 (下)』(河合秀和訳) 東京：三省堂。
- 真島一郎 [1993] 「リベリア内戦の展開」(『アフリカ研究』第 43 号) 77-97 ページ。
- [1995] 「コートディヴォワール最高裁長官クイ・ママドゥ氏の家系」(『アフリカレポート』第 21 号) 30-36 ページ。
- [1998] 「リベリア内戦史資料 (1989~1997) —国際プレス記事読解のために」(武内進一編『現代アフリカの紛争を理解するために』アジア経済研究所) 117-195 ページ。
- [1999] 「植民地統治における差異化と個体化—仏領西アフリカ・象牙海岸植民地から」(栗本英世・井野瀬久美恵編『植民地経験—人類学と歴史学からのアプローチ』人文書院) 97-145 ページ。

- [2000a] 「仏領西アフリカの記憶——ダン語およびフランス語によるインタビュー記録」(平野克己編『アフリカ比較研究に向けて——諸学の挑戦』アジア経済研究所) 173-259 ページ。
 - [2000b] 「歴史主体の構築技術と人類学——ヴィシー政権期・仏領西アフリカにおける原住民首長の自殺事件から」(『民族学研究』第 64 巻第 4 号) 450-473 ページ。
 - [2000c] 「市民概念の語用とその限界——リベリア共和国から」(武内進一編『現代アフリカの紛争』アジア経済研究所) 293-353 ページ。
 - [2003] 「冷戦後の寓話、その闇——訳者解題」(アマドゥ・クルマ『アラーの神にもいわれはない』(真島一郎訳) 人文書院) 345-403 ページ。
 - [2004a] 「しかし(神話)は殺せるだろうか——ネグリチュードをめぐる蜂起と寛容」(エメ・セゼール『帰郷ノート 植民地主義論』平凡社) 324-350 ページ。
 - [2004b] 「六八年五月、ダカール——共和政体の翻訳論」(石井洋二郎・工藤庸子編『フランスとその〈外部〉』東京大学出版会) 71-101 ページ。
 - [2005] 「40 年後の翻訳論——編者あとがきにかえて」(真島一郎編『だれが世界を翻訳するのか——アジア・アフリカの未来から』人文書院) 265-268 ページ。
 - [2006] 「中間集団論——社会的なるものの起点から回帰へ」(『文化人類学』第 71 巻第 1 号) 24-49 ページ。
 - [2007] 「ウフエ=ボワニの統治倫理に関する覚書」(佐藤章編『統治者と国家』アジア経済研究所) 277-345 ページ。
- 増田正忠・有島成夫 [1964] 『砂糖 コーヒー・紅茶・ココア読本』(近代商品読本第 3 巻) 東京：春秋社。
- 八杉佳穂 [2004] 『チョコレート文化誌』京都：世界思想社。
- 矢内原勝・細見真也 [1969] 『ココア経済——輸出経済国の経済発展——ガーナを例として』(国際問題叢書 22) 東京：日本国際問題研究所(国際問題叢書 22)。
- 渡辺和行 [1994] 『ナチ占領下のフランス——沈黙・抵抗・協力』東京：講談社。

〈外国語文献〉

- Aldrich, Robert [1996] *Greater France: A History of French Overseas Expansion*, MacMillan.
- Amin, Samir [1967] *Le développement du capitalisme en Côte d'Ivoire*, Paris: Editions de minuit.
- Amon d'Aby, F.J. [1951] *La Côte d'Ivoire dans la cité africaine*, Paris: Editions Larose.
- Appadurai, Arjun [1996] *Modernity at Large: Cultural Dimensions of Globalization*, University of Minnesota Press. (邦訳：アルジュン・アパデュライ『さまよえる近代』(門田健一訳) 平凡社、2004 年)
- Arnaut, Karel [2005] "Re-generating the Nation: Youth, Revolution and the Politics of History in Côte d'Ivoire." in Jon Abbonk and Ineke van Kessel eds., *Vanguard or Vandals: Youth, Politics and Conflict in Africa*, Brill, pp.110-142.
- Bakary, Tessilimi (Tessy D.) [1984] "Elite Transformation and Political Succession," in I. William Zartman and Christopher Delgado eds., *The Political Economy of Ivory Coast*, Praeger, pp.21-55.
- [1997] "Political Polarization over Governance in Côte d'Ivoire," in I. William Zartman ed., *Governance as Conflict Management: Politics and Violence in West Africa*, Washington D.C.: Brookings Institution Press, pp.49-93.
- Balibar, Etienne [1988] "La forme nation: histoire et idéologie," in Etienne Balibar et Immanuel Wallerstein, *Race, nation, classe: les identités ambiguës*, La Découverte, pp.117-152. (邦訳：エティエンヌ・バリバル「国民形態——歴史とイデオロギー」『人種・国民・階級——揺らぐアイデンティティ』(若森章孝他訳) 大村書店、1997 年、157-194 ページ)
- Banégas, Richard, et Bruno Losch [2002] "La Côte d'Ivoire au bord de l'implosion," *Politique africaine*, n° 87, Octobre, pp.139-161.
- Banégas, Richard, et Ruth Marshall-Fratani [2003] "Côte d'Ivoire, un conflit régional?," *Politique africaine*,

- n° 89, mars, pp.5-11.
- Banégas, Richard, et René Otayek [2003] "Le Burkina Faso dans la crise ivoirienne: effets d'aubaine et incertitudes politiques," *Politique africaine*, n° 89, mars, pp.71-87.
- Baron, E. [1949] "Le Cacaoyer," in Eugène Guernier dir., *Afrique occidentale française*, tome second, Paris: Encyclopédie coloniale et maritime, pp.98-108.
- Barker, Jonathan [1989] *Rural Communities under Stress: Peasant Farmers and the State in Africa*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Bassett, Thomas J. [2003a] "'Nord musulman et Sud chrétien': les moules médiatiques de la crise ivoirienne," *Afrique contemporaine*, n° 206, été, pp.13-27.
- [2003b] "Dangerous Pursuits: Hunter Associations (*Donzo ton*) and National Politics in Côte d'Ivoire," *Africa*, Vol.73, No.1, pp.1-30.
- Bates, Robert H. [1997] *Open-Economy Politics: The Political Economy of the World Coffee Trade*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Bayart, Jean-François [1989] *L'Etat en Afrique: La politique du ventre*, Paris : Fayard.
- Bayart, Jean-François, Achille Mbembe et Comi Toulabor [1992] *Le politique par le bas en Afrique noire: Contributions à une problématique de la démocratie*, Paris: Karthala.
- Bayart, Jean-François, Stephan Ellis and Béatrice Hibou [1999] *The Criminalization of the State in Africa*, The International African Institute in association with James Currey and Indiana University Press.
- (de)Benoist, Joseph Roger [1982] *L'Afrique Occidentale Française de 1944 à 1960*, Dakar: Les Nouvelles Éditions Africaines.
- (du)Bois de Gaudusson, Jean [2003] "L'accord de marcoussis, entre droit et politique," *Afrique contemporaine*, n° 206, été, pp.41-55.
- (du)Bois de Gaudusson, Jean, Gérard Conac et Christine Desouches [1997] *Les Constitutions africaines publiées en langue française: Tome I*, Paris: La Documentation Française, Bruxelles: Bruylant.
- Bossard, Laurent [2003] "Peuplement et migration en Afrique de l'Ouest: une crise régionale en Côte d'Ivoire," *Afrique contemporaine*, n° 206, été, pp.151-165.
- Bouquet, Christian [2005] *Géopolitique de la Côte d'Ivoire: le désespoir de Kourouma*, Paris: Armand Colin.
- Bratton, Michael, and Nicolas van de Walle [1997] *Democratic Experiments in Africa: Regime Transitions in Comparative Perspective*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Chabal, Patrick, and Jean-Pascal Daloz [1999] *Africa Works: Disorder as Political Instrument*, The International African Institute in association with James Currey and Indiana University Press.
- Chaléard, Jean-Louis [1996] *Temps des villes, temps des vivres: L'essor du vivrier marchand en Côte d'Ivoire*, Paris: Karthala.
- Chatterjee, Partha [1993] *The Nation and Its Fragments: Colonial and Postcolonial Histories*, Princeton: Princeton University Press.
- [2000] "The Two Poets and Death: On Civil and Political Society in the Non-Christian World," in Timothy Mitchell ed., *Questions of Modernity*, University of Minnesota Press, pp.35-48.
- Chauveau, Jean-Pierre, et Koffi Samuel Bobo [2003] "La situation de guerre dans l'arène villageoise. Un exemple dans le Centre-Ouest ivoirien," *Politique africaine*, n° 89, mars, pp.12-32.
- Chauveau, Jean-Pierre, et Jean-Pierre Dozon [1985] "Colonisation, économie de plantation et société civile en Côte d'Ivoire," *Cahiers ORSTOM, série Sciences Humaines*, Vol.21, No.1, pp.63-80.
- [1988] "Ethnie et État en Côte-d'Ivoire," *Revue française de science politique*, Vol.38, No.5, pp.732-747.
- Chauveau, Jean-Pierre, et Eric Léonard [1996] "Côte d'Ivoire's Pioneer Fronts: Historical and Political Determinants of the Spread of Cocoa Cultivation," in W.G. Clarence-Smith ed., *Cocoa Pioneer Fronts Since 1800: The Role of Smallholders, Planters and Merchants*, London: Macmillan.
- Chazan, Naomi, Robert Mortimer, John Ravenhill and Donald Rothchild [1988] *Politics and Society in Contemporary Africa*, Boulder: Lynne Rienner.
- Cogneau, Denis, et Sandrine Mesplé-Somps [2003] "Les illusions perdues de l'économie ivoirienne et la crise politique," *Afrique contemporaine*, n° 206, été, pp.87-104.
- Cogneau, Denis, Sandrine Mesplé-Somps et François Roubaud [2003] "Côte d'Ivoire: histoire de la crise," *Afrique contemporaine*, n° 206, été, pp.5-12.

- Collett, Moya [2006] "Ivorian Identity Constructions: Ethnicity and Nationalism in the Prelude to Civil War," *Nations and Nationalism*, 12(4), pp.613-629.
- Comaroff, John L, and Jean Comaroff [1999] "Introduction," in John L. and Jean Comaroff eds., *Civil Society and the Political Imagination in Africa*, The University of Chicago Press, pp.1-43.
- Contamin, Bernard, et Harris Memel-Fotê dir. [1997] *Le modèle ivoirien en questions: Crises, ajustements, recompositions*, Paris: Karthala.
- Coquery-Vidrovitch, Catherine [1992] "La politique économique coloniale," in Catherine Coquery-Vidrovitch dir., *L'Afrique occidentale au temps des français: colonisateurs et colonisés, c.1860-1960*, Paris: La Découverte, pp.105-140.
- Cordell, Dennis D., Joel W. Gregory and Victor Piché [1996] *Hoe and Wage: A Social History of a Circular Migration System in West Africa*, Boulder: Westview Press.
- Crook, Richard C. [1989] "Patrimonialism, Administrative Effectiveness and Economic Development in Côte d'Ivoire," *African Affairs*, 351(April), pp.205-228.
- [1995] "Côte d'Ivoire: Multi-Party Democracy and Political Change. Surviving the Crisis," in John A. Wiseman ed., *Democracy and Political Change in Sub-Saharan Africa*, London and New York: Routledge, pp.11-44.
- Crowder, Michael [1968] *West Africa under Colonial Rule*, London: Hutchinson.
- [1977] *West Africa: An Introduction to Its History*, London: Longman.
- [1978] "Vichy and Free French in West Africa during the Second World War," in Michael Crowder, *Colonial West Africa: Collected Essays*, London: Frank Cass. (初出 1970 年)
- Dembele, Ousmane [2003] "Côte d'Ivoire : la fracture communautaire," *Politique africaine*, n° 89, mars, pp.34-48.
- Den Tuinder, Bastiaan A. [1978] *Ivory Coast: The Challenge of Success*, Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press.
- Diallo, Siradiou [1993] *Houphouët-Boigny: Le médecin, le planteur et le ministre (1900(?) - 1960)*, Paris: Groupe Jeune africain.
- Diomandé, Kanvaly [1997] "Finances publiques et poids des interventions de l'Etat dans l'économie ivoirienne," in Bernard Contamin et Harris Memel-Fotê dir., *Le modèle ivoirien en questions: Crises, ajustements, recompositions*, Karthala, pp.109-122.
- Domergue, Danielle [1976] "La Côte d'Ivoire de 1912 à 1920: Influence de la première guerre mondiale sur l'évolution politique économique et sociale," *Annales de l'Université d'Abidjan*, série I (histoire) , Tome IV, pp.35-59.
- Dozon, Jean-Pierre [1985a] "Les Bété: une création coloniale," in Jean-Loup Amselle et Elikia M'Bokolo dir., *Au cœur de l'ethnie: Ethnies, tribalisme et état en Afrique*, Paris: La Découverte, pp.49-85.
- [1985b] *La société bété: Histoires d'une "ethnie" de Côte-d'Ivoire*, Paris: Karthala - ORSTOM.
- [1997] "L'étranger et l'allochtone en Côte d'Ivoire," in Bernard Contamin et Harris Memel-Fotê dir., *Le modèle ivoirien en questions: Crises, ajustements, recompositions*, Karthala, pp.779-798.
- [2000] "La Côte d'Ivoire entre démocratie, nationalisme et ethnonationalisme," *Politique africaine*, n° 78, juin, pp.45-62.
- Duperray, Annie [1992] "La Haute-Volta (Burkina Faso)," in Catherine Coquery-Vidrovitch dir., *L'Afrique occidentale au temps des français: colonisateurs et colonisés, c.1860-1960*, Paris: La Découverte, pp.289-335.
- Ero, Comfort, et Anne Marshall [2003] "L'ouest de la Côte d'Ivoire : un conflit libérien?," *Politique africaine*, n° 89, mars, pp.88-101.
- Fauré, Yves-André [1989] "Côte d'Ivoire: Analyzing the Crisis," in Donal B. Cruise O'Brien, John Dunn and Richard Rathbone eds., *Contemporary West African State*, Cambridge University Press, pp.59-73.
- [1991] "L'économie politique d'une démocratisation: Eléments d'analyse à propos de l'expérience récente de la Côte d'Ivoire," *Politique africaine*, n° 43, octobre, pp.31-49.
- [1993] "Democracy and Realism: Reflections on the Case of Côte d'Ivoire," *Africa*, 63(3), pp.313-329.
- Fauré, Yves-André et Jean-François Médard [1982] "Classe dominante ou classe dirigeante?," in

- Yves-André Fauré et Jean-François Médard dir., *État et bourgeoisie en Côte d'Ivoire*, Paris: Karthala, pp.125-147.
- FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations) [1961] *The World Coffee Economy (Commodity Bulletin Series No.33)*, Rome.
- Gadji, Dagbo Joseph [2002] *L'Affaire Kragbé Gnagbé: Un autre regard 32 ans après*, Abidjan: Nouvelles Éditions Ivoiriennes.
- Galy, Michel [2004] "Côte d'Ivoire: la violence, juste avant la guerre," *Afrique contemporaine*, n° 209, printemps, pp.117-139.
- Gann, Lewis H., and Peter Duignan [1962] *White Settles in Tropical Africa*, Harmondsworth: Penguin Books.
- Garrier, Claude [2006] *Forêt et institutions ivoiriennes*, Paris: L'Harmattan.
- Gastellu, J.-M., et S. Affou Yapi [1982] "Un mythe à décomposer: la "bourgeoisie de planteurs"," in Yves-André Fauré et Jean-François Médard dir., *État et bourgeoisie en Côte d'Ivoire*, Paris: Karthala, pp.149-179.
- Gbagbo, Laurent [1982] *Côte d'Ivoire: Économie et société à la veille de l'indépendance (1940-1960)*, Paris: L'Harmattan.
- [1983] *Côte d'Ivoire: Pour une alternative démocratique*, Paris: L'Harmattan.
- Geertz, Clifford [1963] "The Integrative Revolution: Primordial Sentiments and Civil Politics in the New States," in Clifford Geertz ed., *Old Societies and New States*, The Free Press of Glencoe, pp.105-157.
- George, Susan [1977] *How the Other Half Dies: the Real Reasons for World Hunger*, Harmondsworth: Penguin.
- Grah Mel, Frédéric [1991] *Marcel Treich-Laplène: Procureur de la Côte d'Ivoire*, Abidjan: Service des Publications de l'Université Nationale de Côte d'Ivoire.
- Harbeson, John W., Donald Rothchild and Naomi Chazan eds. [1994] *Civil Society and the State in Africa*, Boulder and London: Lynne Rienner.
- HCR AOF (Haut Commissariat de la République en Afrique Occidentale Française) [c.1957] *A.O.F. 1957: Tableaux économiques*.
- Hecht, Robert M. [1983] "The Ivory Coast Economic "Miracle": What benefits for Peasant Farmers?," *The Journal of Modern African Studies*, Vol.21, No.1, pp.25-53.
- [1985] "Immigration, Land Transfer and Tenure Changes in Divo, Ivory Coast, 1940-80," *Africa*, Vol.55, No.3, pp.319-336.
- Hibou, Béatrice, dir. [1999] *Privatisation des Etats*, Paris: Karthala.
- Hodgkin, Thomas [1961] *African Political Parties*, Harmondsworth: Penguin Books.
- Hugon, Philippe [2003] "La Côte d'Ivoire: plusieurs lectures pour une crise annoncée," *Afrique contemporaine*, n° 206, été, pp.105-127.
- ICCO (International Cocoa Organization) [2006] *Annual Report 2005/2006*, London: ICCO.
- Jackson, Robert H. [1990] *Quasi-states: Sovereignty, International Relations and the Third World*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Jackson, Robert, and Carl G. Rosberg [1982] *Personal Rule in Black Africa: Prince, Autocrat, Prophet, Tyrant*, Berkeley: University of California Press.
- Jumbo, Equipe [2003] "La crise ivoirienne et son impact régional: regard sur l'actualité et scénarios pour l'avenir," *Afrique contemporaine*, n° 206, été, pp.129-150.
- Kieffer, Guy-André [2000] "Armée ivoirienne: Le refus du déclassement," *Politique africaine*, n° 78, juin, pp.26-44.
- Kipré, Pierre [1985] *Ville de Côte d'Ivoire 1893-1940: Tome II*, Abidjan: Nouvelles Éditions Africaines.
- [2003] "De la guerre et de la paix en Afrique," *Afrique contemporaine*, n° 207, automne, pp.133-146.
- [2005] *Côte d'Ivoire: La formation d'un peuple*, Fontenay-sous-Bois: SIDES & IMA.
- Kipré, Pierre, et Alain Tirefort [1992] "La Côte d'Ivoire," in Catherine Coquery-Vidrovitch dir., *L'Afrique occidentale au temps des français: colonisateurs et colonisés, c.1860-1960*, Paris: La Découverte, pp.289-335.

- Konaté, Yacouba [1996] "Élections générales en Côte d'Ivoire: Grandeur et misère de l'opposition," *Politique africaine*, n° 64, pp.122-128.
- [2003] "Les enfants de la balle: De la Fesci aux mouvements de patriotes," *Politique africaine*, n° 89, pp.49-70.
- [2005] "Côte d'Ivoire: le canari d'eau de Jacques Chirac," *Politique africaine*, n° 97, pp.117-132.
- Koulibaly, M., et al. [2003] *La guerre de la France contre la Côte d'Ivoire*, Paris: L'Harmattan.
- Lanoué, Eric [2003] "L'école à l'épreuve de la guerre: Vers une territorialisation des politiques d'éducation en Côte d'Ivoire?," *Politique africaine*, n° 92, pp.129-143.
- Lawler, Nancy [1990] "Reform and Repression under the Free French: Economic and Political Transformation in the Côte d'Ivoire, 1942-45," *Africa*, Vol.60, No.1, pp.88-110.
- Lee, Eddy [1980] "Export-Led Development: the Ivory Coast," *Development and Change*, No.11, pp.607-42.
- Lemarchand, René [1994] *Burundi: Ethnocide as Discourse and Practice*, Cambridge, New York and Melbourne: Woodrow Wilson Center Press and Cambridge University Press.
- Léonard, Eric, et Jonas-Guéhi Ibo [1994] "Appropriation et gestion de la rente forestière en Côte-d'Ivoire," *Politique africaine*, n° 53, pp.25-36.
- Le Pape, Marc [2003] "Les politiques d'affrontement en Côte d'Ivoire 1999-2003," *Afrique contemporaine*, n° 206, été, pp.29-39.
- Loomba, A., Savir Kaul, Matti Bunzl, Antoinette Burton and Jed Esty eds. [2005] *Postcolonial Studies and beyond*, Durham and London: Duke University Press.
- Loucou, Jean-Noël [1976] *La vie politique en Côte d'Ivoire de 1932 à 1952*, Thèse de 3ème cycle, Université de Province, mimeo.
- MacLean, Lauren Morris [2004] "Mediating Ethnic Conflict at the Grassroots: the Role of Local Associational Life in Shaping Political Values in Côte d'Ivoire and Ghana," *Journal of Modern African Studies*, 42(4), pp.589-617.
- Mamdani, Mahmood [1996] *Citizen and Subject: Contemporary Africa and the Legacy of Late Colonialism*, Princeton: Princeton University Press.
- Mbembe, Achille [2000] *De la postcolonie: Essai sur l'imaginaire politique dans l'Afrique contemporaine*, Paris: Karthala.
- Marshall, Ruth [2005] "La France en Côte d'Ivoire: l'interventionnisme à l'épreuve des faits," *Politique africaine*, n° 98, juin, pp.21-41.
- McFarland, Daniel Miles, and Lawrence A. Rupley [1998] *Historical Dictionary of Burkina Faso (Second Edition)*, Lanham and London: Scarecrow Press.
- Médard, Jean-François [1982] "La régulation socio-politique," in Yves-André Fauré et Jean-François Médard dir., *Etat et bourgeoisie en Côte d'Ivoire*, Karthala, pp.61-88.
- [1991] "L'Etat néo-patrimonial en Afrique noire," in Jean-François Médard dir., *Etats d'Afrique noire: Formations, mécanismes et crise*, Paris: Karthala, pp.323-353.
- Mikell, Gwendolyn [1989] *Cocoa and Chaos in Ghana*, New York : Paragon House.
- Mintz, Sydney W. [1985] *Sweetness and Power: The Place of Sugar in Modern History*, New York: Penguin Books.
- Moore, Sally Falk [1994] *Anthropology and Africa: Changing Perspectives on a Changing Scene*, Charlottesville and London: The University Press of Virginia.
- Moore Jr., Barrington [1966] *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World*, Boston: Beacon Press.
- Morgenthau, Ruth Schachter [1964] *Political Parties in French-Speaking Africa*, Oxford: Clarendon Press.
- Mundt, Robert J. [1987] *Historical Dictionary of the Ivory Coast (Côte d'Ivoire)*, Metuchen and London: The Scarecrow Press.
- [1995] *Historical Dictionary of Côte d'Ivoire (The Ivory Coast) (Second Edition)*, Lanham and London: The Scarecrow Press.
- [1997] "Côte d'Ivoire: Continuity and Change in a Semi-Democracy," in John F. Clark and David E. Gardinier eds., *Political Reform in Francophone Africa*, Boulder: Westview Press, pp.182-203.

- Newbury, Colin W. [1975] "Historical Aspects of Manpower and Migration in Africa South of the Sahara," in Peter Duignan and L.H.Gann eds., *Colonialism in Africa 1870-1960: volume 4 The Economics of Colonialism*, Hoover Institution and Stanford University, pp.523-545.
- Nguessan-Zoukou, L. [1990] *Régions et régionalisation en Côte d'Ivoire*, Paris: L'Harmattan.
- Niamkey-Koffi, Robert, dir. [1999] *Réformes institutionnelles en Côte d'Ivoire: La question de l'éligibilité*, Abidjan: Presses des universités de Côte d'Ivoire.
- Nohlen, Dieter, Michael Krennerich and Bernhard Thibaut eds. [1999] *Elections in Africa: A Data Handbook*, Oxford: Oxford University Press.
- Les Nouvelles Editions Africaines [1975] *Le Président Houphouët-Boigny et la Nation ivoirienne*, Abidjan-Dakar: Les Nouvelles Editions Africaines.
- OUA (Organization for African Unity) [1981] *Lagos Plan of Action for the Economic Development of Africa 1980-2000*, Geneva: International Institute for Labour Studies.
- OEEC (Organization for European Economic Co-operation) [1956] *The Main Products of the Overseas Territories: Cocoa*, Paris: OEEC.
- Ottaway, Marina [1997] "From Political Opening to Democratization?," in Marina Ottaway, *Democracy in Africa: The Hard Road Ahead*, London: Lynne Rienner, pp.1-14.
- (Du)Prey, Pierre [1977] *La Côte d'Ivoire A à Z (Nouvelle édition)*, Paris: France-Impressions, Abidjan et Dakar, Nouvelles Éditions Africaines.
- Proteau, Laurence [2002] *Passions scolaires en Côte d'Ivoire: Ecole, Etat et société*, Paris: Karthala.
- Rapley, John [1993] *Ivoirien Capitalism: African Entrepreneurs in Côte d'Ivoire*, Boulder and London: Lynne Rienner Publishers.
- RCI (République de Côte-d'Ivoire) [1999] *Annuaire statistique, économique, financier et social 98/99*, Abidjan: International Business Center.
- RCI MEF (République de Côte-d'Ivoire, Ministère de l'économie et des finances) [1997] *La Côte d'Ivoire en chiffre: édition 96-97*, Abidjan: Dialogue production.
- RCI MFEP (République de Côte-d'Ivoire, Ministère des finances, des affaires économiques et du plan) [1958] *Inventaire économique et social de la Côte d'Ivoire 1947-1958*.
- Roubar, François [2003] "La crise vue d'en bas à Abidjan: ethnicité, gouvernance et démocratie," *Afrique contemporaine*, n° 206, été, pp.57-86.
- Ruf, François [1995] *Booms et crises du cacao: Les vertiges de l'or brun*, Montpellier: CIRAD-SAR, Paris: Karthala et Ministère de la Coopération.
- Sato, Akira [2000] "Lemarchand's Self-Fulfilling Prophecy Reconsidered," in Didier Goyvaerts ed., *Conflict and Ethnicity in Central Africa*, Tokyo: ILCIAA, pp.287-298.
- Sato, Akira, dir. [2003a] *Inventaire de l'enseignement supérieur en Côte d'Ivoire*, Africa Research Series, No.8, Chiba: IDE.
- [2003b] *L'administration locale en Côte d'Ivoire*, Africa Research Series, No.10, Chiba: IDE.
- Smith, Stephen [2003] "La politique d'engagement de la France à l'épreuve de la Côte d'Ivoire," *Politique africaine*, n° 89, mars, pp.112-126.
- Soro, Guillaume [2005] *Pourquoi je suis devenu un rebelle: La Côte d'Ivoire au bord du gouffre*, Paris: Hachette.
- Soulé, Bio G. [2003] "L'impact de la crise ivoirienne sur le commerce régional," *Politique africaine*, n° 89, mars, pp.102-111.
- Stryker, J. Dirck [1974] "Exports and Growth in the Ivory Coast: Timber, Cocoa, and Coffee," in Scott R. Pearson and John Cownie eds., *Commodity Exports and African Economic Development*, Lexington, Toronto and London: Lexington Books, pp.11-66.
- Suret-Canale, Jean [1971] *French Colonialism in Tropical Africa 1900-1945*, New York: Pica Press (Translated from *Afrique noire, Vol.II: L'Ère colonial 1900-1945*, Paris: Editions Sociales, 1964)
- TCI MP (Territoire de la Côte-d'Ivoire, Ministère du plan, Service de la statistique) [1958] *Inventaire économique et social de la Côte d'Ivoire 1947-1956*.
- Thompson, Virginia, and Richard Adloff [c.1957] *French West Africa*, Stanford: Stanford University Press.
- Tordoff, William [1997] *Government and Politics in Africa (Third edition)*, London: Macmillan.
- Toungara, Jeanne Maddox [1995] "Generational Tensions in the Parti Démocratique de Côte d'Ivoire,"

- African Studies Review*, 38(2), pp.11-38.
- Touré, Saliou, dir. [1996] *L'Ivoirité: ou l'esprit du nouveau contrat social du Président Henri Konan Bédié*, Abidjan: Presses universitaires de Côte d'Ivoire.
- Tull, Denis M., and Andreas Mehler [2005] "The Hidden Costs of Power-sharing: Reproducing Insurgent Violence in Africa," *African Affairs*, no.104/416, pp.375-398.
- Vennetier, Pierre, dir. [1983] *Atlas de la Côte d'Ivoire (2^e édition)*, Paris: Les Éditions Jeune Afrique.
- Verdier, Isabelle [1996] *Côte d'Ivoire: 100 Hommes de pouvoir*, Paris: Indigo publications.
- [2000] *Côte d'Ivoire 2000: Les hommes de pouvoir. Le guide permanent*, Paris: Indigo Publications.
- [2001] *Côte d'Ivoire: les hommes de pouvoir. Le guide permanent 2001*, Paris: Indigo Publications.
- Wallerstein, Immanuel [1960] "Ethnicity and National Integration in West Africa," *Cahiers d'études africaines*, 3, pp.129-139.
- [1964a] *The Road to Independence: Ghana and the Ivory Coast*, Paris and La Haye: Mouton & Co.
- [1964b] "Voluntary Associations," in James S. Coleman and Carl G. Rosberg Jr. eds., *Political Parties and National Integration in Tropical Africa*, University of California Press, pp.318-339.
- [1965] "Elites in French-Speaking West Africa: The Social Basis of Ideas," *The Journal of Modern African Studies*, 3(1), pp.1-33.
- [1966] "The Decline of the Party in Single-Party African States," in Joseph LaPalombara and Myron Weiner eds., *Political Parties and Political Development*, Princeton University Press, pp.201-214.
- Whitaker, Beth Elise [2005] "Citizens and Foreigners: Democratization and the Politics of Exclusion in Africa," *African Studies Review*, 48(1), pp.109-126.
- Widner, Jennifer A. [1992] *The Rise of a Party-State in Kenya: from "Harambee!" to "Njayo!"* University of California Press.
- [1993] "The Origins of Agricultural Policy in Ivory Coast 1960-1986," *The Journal of Development Studies*, Vol.29, No.4 (July 1993), pp.25-59.
- Williams, Robert G. [1994] *States and Social Evolution: Coffee and the Rise of National Governments in Central America*, Chapel Hill: University of North Carolina Press.
- Wimmer, Andreas, and Nina Glick-Schiller [2002] "Methodological Nationalism and beyond: Nation-state Building, Migration and Social Sciences," *Global Networks*, 2(4), pp.301-334.
- The World Bank [1981] *Accelerated Development in Sub-Saharan Africa: An Agenda for Action*, Washington D.C.: The World Bank.
- Young, Crawford [2005] "The End of the Post-colonial State in Africa?: Reflections on Changing African Political Dynamics," *African Affairs*, 103, pp.23-49.
- Zartman, I. William, and Christopher Delgado eds. [1984] *The Political Economy of Ivory Coast*, New York: Praeger.
- Zolberg, Aristide R. [1966] *Creating Political Order: The Party-States of West Africa*, Chicago: Rand McNally & Company.
- [1969] *One-Party Government in the Ivory Coast (Revised Edition)*, Princeton: Princeton University Press.

〈逐次刊行物〉

- Africa Research Bulletin*, Various issues.
- Cocoa Statistics* (FAO), Vol.9, No.1, 1966.
- Country Report: Côte d'Ivoire* (Economist Intelligence Unit: EIU) various issues (www.eiu.com) .
- Fraternité Matin*, Various issues.
- JORCI* (*Journal officiel de la République de Côte d'Ivoire*) , Various issues.
- Marchés tropicaux et méditerranéennes*, Various issues.
- Quarterly Bulletin of Cocoa Statistics* (ICCO), Vol.31, No.4, Cocoa Year 2004/05.

〈事典・年鑑類〉

Mémorial de la Côte d'Ivoire, 4 tomes, 1988.

The Military Balance. Various issues.